

習志野市教育委員会第7回定例会

日時:令和4年7月27日(水)13時30分

場所:市庁舎3階大会議室

日 程	審議順
1 会議録の承認	(予定)
2 報告事項	
(1) 令和4年習志野市議会第2回定例会一般質問等について	(教育総務課) 1
(2) 令和3年度教育費予算の繰越しについて	(教育総務課) 2
(3) 臨時代理の報告について (令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について)	(教育総務課) 3
(4) 令和4年度1学期いじめアンケート集計結果と考察について	(指導課) 4
(5) 習志野文化ホール再建設基本構想の策定について	(社会教育課) 5
3 議決事項	
※議案第23号 財産の貸付けの変更について(習志野市立袖ヶ浦東小学校建物)	(教育総務課) 12
※議案第24号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について	(教育総務課) 13
議案第25号 習志野市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について	(学校教育課) 6
議案第26号 習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について	(学校教育課) 7
議案第27号 習志野市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について	(学校教育課) 8
議案第28号 令和5年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校の図書)	(学校教育課) 9
4 協議事項	
協議第1号 令和4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について	(教育総務課) 10
協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について 令和4年8月24日(水)午後1時30分	11
5 その他	

※は非公開の見込み

令和4年習志野市教育委員会第7回定例会 議案概要

【議案第23号及び議案第24号については非公開の見込み】

報告事項(1)

令和4年習志野市議会第2回定例会一般質問等について

・令和4年習志野市議会第2回定例会一般質問の答弁要旨、今後の方針について、報告するものです。

報告事項(2)

令和3年度教育費予算の繰越しについて

・令和3年度教育費予算の繰越しについて、地方自治法施行令第145条第1項及び第146条第2項の規定により議会へ報告したので、報告するものです。

報告事項(3)

臨時代理の報告について

(令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について)

・習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により、令和4年度表彰状を授与するものを決定することについて臨時代理したので、報告するものです。

報告事項(4)

令和4年度1学期いじめアンケート集計結果と考察について

・令和4年度1学期いじめアンケート集計結果と考察について、報告するものです。

報告事項(5)

習志野文化ホール再建設基本構想の策定について

・習志野文化ホールの再建設に係る基本的な理念及び役割等についてまとめた再建設基本構想を策定し、報告するものです。

議案第23号【非公開予定】

財産の貸付けの変更について(習志野市立袖ヶ浦東小学校建物)

・習志野市立袖ヶ浦東小学校建物に関し、貸付けに供する建物の面積の変更をすることについて、市長に申し入れるものです。

議案第24号【非公開予定】

習志野市通学区域審議会委員の委嘱について

・習志野市通学区域審議会条例第2条の規定により、委嘱するものです。

議案第25号

習志野市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について

・国(総務省)において、行政手続きにおける押印の見直しを要請されたこと等に伴い改正するものです。

議案第26号

習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

・国(総務省)において、行政手続きにおける押印の見直しを要請されたこと等に伴い改正するものです。

議案第27号

習志野市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

・各項目において実務に合わせて明確にするため、改正するものです。

議案第28号

令和5年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校の図書)

・習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号の規定に基づき、令和5年度習志野市立習志野高等学校使用の教科用図書を採択するものです。

協議第1号

令和4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告書案を作成したので、協議するものです。

報告事項(1)

令和4年習志野市議会第2回定例会一般質問等について

令和4年習志野市議会第2回定例会における一般質問等について、別紙のとおり報告する。

令和4年7月27日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

日程	通告No.	議員名(会派名)	通告内容	担当課	質問時間	頁
6月7日	1	清水 晴一 (公明党)	1. 生徒・児童のいじめ対策について (1)匿名メール相談WEBアプリについて 2. 学校教員不足について (1)小・中・高の教員不足対策について 本市の教員不足の現状について伺う。全国的な教員不足といわれている中、教員の負担軽減として、部活動改革、教員免許更新制廃止、教科担任制などが示されているが、これらについてどのように対応していくか伺う。	総合教育センター 学校教育課	60	1
	2	藤崎 ちさこ (新社会の会)	該当なし		60	
	3	央 重則 (環境みらい)	該当なし		60	2
	4	真船 和子 (公明党)	該当なし		60	3
6月8日	5	佐野 正人 (民意と歩む会)	該当なし		60	4
	6	小川 利枝子 (公明党)	1. 特別な支援を要する児童等への施策について (1)令和4年度における特別な支援を要する乳幼児、児童及び生徒への福祉や教育分野における本市の重点施策と意気込みを伺う。 2. 谷津南小学校へのバス通学について (1)奏の杜地区から通学する児童の増加に対して、バス通学の安全安心の確保のため、本年度はどのような対策を講じていくのか伺う。	指導課 教育総務課	60	4
	7	市角 雄幸 (環境みらい)	該当なし		60	
	8	中山 恭順 (環境みらい)	1. 教育行政について (1)小・中・運動会・体育祭について 実施した運動会や体育祭において差が出ているようだが、どのように実施したのか伺う。 (2)小学校の部活動について (3)いじめアプリについて 概要について伺う。 (4)前議会からの進捗(制服・フリースクールへの補助)について	指導課 指導課 総合教育センター 学校教育課・指導課	60	5
6月9日	9	平川 博文 (都市政策研究会)	該当なし		60	
	10	高橋 正明 (元気な習志野をつくる会)	該当なし		50	
	11	関根 洋幸 (元気な習志野をつくる会)	2. 教育行政について (1)タブレット端末活用の現状について 導入から1年経過して、どのように活用しているか伺う。 (2)家庭内での活用状況及び家庭との連絡手段の現状について タブレット端末やインターネットを使った活用状況について伺う。 (3)匿名メール相談WEBアプリの現状について アプリの業者選定の理由について伺う。	総合教育センター 総合教育センター 総合教育センター	60	6
	12	宮内 一夫 (市民の会)	該当なし		60	
6月10日	13	谷岡 隆 (日本共産党)	該当なし		60	
	14	荒木 和幸 (真政会)	該当なし		60	
	15	入沢 俊行 (日本共産党)	該当なし		60	8
	16	斉藤 賢治 (真政会)	該当なし		40	8
6月13日	17	宮城 壮一 (民意と歩む会)	該当なし		50	
	18	荒原 ちえみ (日本共産党)	1. 隠れ教育費について (1)本市の隠れ教育費の現状について 小中学校の保護者の教育費の現状について伺う。 (2)第3子以降の学校給食費の無償化について 第3子以降の学校給食費の無償化について伺う。	学校教育課 学校教育課	60	9

(請願・陳情)

日程	区分	議案名	担当課	頁
6月16日 (文教福祉 常任委員会)	陳情	第一カッターフィールド(秋津サッカー場)の天然芝維持を求める陳情	生涯スポーツ課	10
		「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書	学校教育課	14
		「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書	学校教育課	15

【教育委員会】令和4年第2回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/2	1	清水 晴一	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		本答弁	1.生徒・児童のいじめ対策について (1)匿名メール相談WEBアプリについて 匿名メール相談WEBアプリ「STANDBY」は、児童生徒に貸与している一人一台タブレット端末を利用した、主にいじめに関する相談を行うために、本年度より導入し運用しているアプリである。本アプリは、いじめを始め、「悩み事を相談できない」、「周りに心配をかけたくない」といった児童生徒が安心して相談することができるよう導入した。対象は、小学校5年生から中学校3年生としており、特長としては、保護者や担任などに知られることなく、匿名での相談が可能である。操作手順は、アプリを開いて相談内容を書き込み送信するといったシンプルでわかりやすいものとなっている。児童生徒が相談メールを送ると、本市総合教育センターに届き、教育相談員や臨床心理士、公認心理師が回答を作成し、可能な限り早い返信を行っている。夜間や土日・祝日に届いたメールについては、返信に時間がかかるという案内と共に、24時間繋がる連絡先が表示され、回答については翌日以降に返信を行っている。今後についても、本アプリを活用しながら、一人でも多くの児童生徒の悩みに寄り添い、本市のいじめ対策、教育相談を推進していく。	本アプリの運用を推進していく。	済	
R4/2	1	清水 晴一	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		再質問1	相談できる案件について どのような事案が相談できるのか、またこれまでにどのような事案が寄せられたのか伺う。	匿名メール相談WEBアプリ「STANDBY」はいじめに関する相談を行うことを目的として導入したが、それ以外の相談も寄せられており、丁寧に返信を行っている。4月22日より学校ごとに順次導入を始め、5月31日時点で寄せられた相談件数は延べ133件、そのうちいじめに関する事案が延べ28件で割合としては約21%となっている。相談内容のうち、いじめに関するものとしては、「友達に無視をされた」というものや、その他の相談では、「友達の手づかみ方を教えてほしい」といった相談などがあつた。	-	-
R4/2	1	清水 晴一	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		再質問2	事案ごとの対処について 相談には緊急を要する事案と、そうでない事案が混在すると考えられるが、それはどのような仕組みで判断され、事案ごとにどのように対処されるのか伺う。	寄せられた相談は、総合教育センターの教育相談員、臨床心理士、公認心理師が回答を作成し、返信を行っている。相談の緊急性の判断については、その内容に応じて、総合教育センター、指導課、学校教育部長、教育長において、判断をしている。緊急性が高いと判断された際には指導課が中心となって各関係機関と連携し、組織的に対応していく。	組織的な対応をしていく。	済
R4/2	1	清水 晴一	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		再質問3	緊急を要する事案への対処について 緊急を要する事案については、災害同様の危機管理が必要であり、早期に行政のトップ、教育長などが、情報を把握し、リーダーシップを発揮する体制が求められる。そこで、危機管理課同様にアプリの管理や事案の仕分けをする部署はトップの直下に置くことを提案するが、見解を伺う。	緊急事案については即時、適切に対応していく必要があると認識している。現在、先ほど申した通りの組織体制を構築しており、緊急事案については教育長の指示の下、指導課が即時対応する。	緊急事案については即時対応する。	済
R4/2	1	清水 晴一	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		再質問4	SOSボタンと人権110番など、他の専門機関と直接、電話やメールに接続できるシステム構築を提案するが如何か。	アプリの画面には「SOS」のボタン表示があり、ボタンを押すと、国や県が設置している24時間対応の相談窓口の電話番号が表示される。しかしながら、相談窓口へ直接、電話やメールが繋がる機能は備わっていない。24時間相談できる相談サイトへメールを転送できるようにする機能などについては、今後事業者と協議しながら検討していく。	事業者と協議しながら、24時間相談できるサイトへ、メールを転送できるようにする機能について検討をしていく。	済
R4/2	1	清水 晴一	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		再質問5	県内のアプリの導入の状況と運用によるいじめの未然防止などの効果について伺う。	現在、千葉県内で本市と同じ「STANDBY」を導入しているのは、柏市、流山市、野田市、君津市、山武市で、本市を含め6市である。アプリを先行して導入している市においては、メール相談件数が前年度の5倍になったというデータがある。また、いじめの相談ができなかったという件数が約80件から約20件に減少したという事例もある。このように、相談できる環境を整えることにより、いじめの未然防止、早期発見に繋がるものと考えている。	-	-
R4/2	1	清水 晴一	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		要望	柏市は、千葉大学と連携して結果を検証している。本市としても、この相談アプリの効果検証をお願いしたい。	-	市で効果について検証していく。	未
R4/2	1	清水 晴一	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		再質問6	アプリの運用費用について伺う。	本アプリの運用費用の総額は、年間223万7千400円である。	-	-
R4/2	1	清水 晴一	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		再質問7	アプリの運用費用の県や国の補助金などの活用について伺う。	本アプリの導入においては、国や県の補助金は制度がない。今後、いじめ対策などと併せて、補助金についても機会を捉えて、国や県に要望していく。	いじめ対策などと併せて、補助金についても機会を捉えて、国や県に要望していく。	済
R4/2	1	清水 晴一	公明党	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(1)		要望	コロナ禍において辛い思いをしている児童生徒のSOSをいち早く受け止められる万全の体制構築をお願いしたい。	-	組織的な対応をしていく。	済
R4/2	1	清水 晴一	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2.学校教員不足について (1)小・中・高の教員不足対策について 本市の教員不足の現状について伺う。全国的な教員不足といわれている中、教員の負担軽減として、部活動改革、教員免許更新制度の発展的解消、教科担任制などが示されている。部活動改革については、主に中学校における休日の活動について、本市の良さを生かした取り組みを検討していく。教員免許更新制については、更新における教員の経済的、時間的負担軽減のため、発展的解消となったが、本市としては特段の対応はない。小学校教科担任制については、小学校において、専門性の高い教科指導を通じて教育の更なる質の向上と授業準備の負担軽減を目指しており、本市においては小学校教科担任制を昨年度より試行している。今後も、国や県の動向を注視していくとともに、これらの取り組みを進め、教員のなり手不足の解消に寄与していく。	今後の状況を注視していく。	済	
R4/2	1	清水 晴一	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	2	(1)		再質問1	小学校での35人学級が進み全学年で実施となった時における教員の必要数を伺う。	小学校における35人学級は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づいており、平成23年度に1年生において実施されたのが始まりである。その後令和3年度に全学年で35人学級を適用する法改正が行われ、令和3年度は2年生、令和4年度は3年生と1学年ずつ段階的に実施されることとなり、令和7年度からは小学校の全ての学年の通常学級が35人編成となる。習志野市においては、令和4年度現在、小学校の特別支援学級を除いた通常学級数は290学級となっている。「令和3年度版習志野市小中学校児童・生徒数及び学級数推計」によると、全面実施となる令和7年度には299学級と推計されている。そのことから現在より9名多い学級担任が必要となる。	-	-

回	通告 No.	議員名	党派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/2	1	清水 晴一	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	2	(1)		再質問2	教員不足解消に向け、教員確保のための採用基準の見直しなどの対策について伺う。	教員の採用、配置は県教育委員会が行うものである。千葉県が令和4年に実施する令和5年度公立学校教員採用候補者選考の実施要項によると、昨年度まで実施されていなかった、前年度の選考結果と講師経験により第1次選考が免除になる合格者枠の拡大等、新たな取り組みが行われるとのことである。	-	-
R4/2	1	清水 晴一	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	2	(1)		再質問3	今後の本市の部活動改革の取り組みについて伺う。	令和2年9月に文部科学省より発出された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」において、「休日の部活動の段階的な地域移行」と「合理的で効率的な部活動の推進」の2つが示されている。その中で、休日の指導や大会引率を担う地域人材の確保、地域の実情を踏まえた他校との合同部活動の推進など様々な方向性が示されている。教育委員会としては、国、県等の動向を注視していくが、本市は部活動が盛んであり、様々な成果を上げていることから、これまでの取り組みの良さを失わないよう、部活動の在り方を検討していく。	国や県の動向を注視し、市の取り組みの良さを失わないよう、部活動の在り方を検討していく。	済
R4/2	1	清水 晴一	公明党	学校教育部	指導課	学校教育 について	2	(1)		要望	来年度から本格的にスタートする中学校の部活動の地域移行については、年度ごとに検証を行い、着実な導入をお願いしたい。	-	今後の社会情勢を注視していく。	済
R4/2	1	清水 晴一	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	2	(1)		再質問4	教員免許更新制廃止に伴う新たな研修制度についてどのようなことを行っていくのか伺う。	国は教員免許更新制に代わる、教員の指導力向上を図る新たな研修制度を令和5年4月より開始するとしている。本年度夏までに指針が国から示され、その後、県教育委員会が詳細を決定することとなっている。研修の実施主体は県教育委員会になると思われるが、本市としては国や県の動向を注視するとともに教職員の資質を向上する研修を計画していく。	国や県の動向を注視し、適切に対応していく。	済
R4/2	1	清水 晴一	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	2	(1)		要望	教員の負担とならない、新研修制度の運用を強く要望する。	-	国や県の動向を注視し、適切に対応していく。	済
R4/2	1	清水 晴一	公明党	学校教育部	指導課	学校教育 について	2	(1)		再質問5	本市の小学校の教科担任制の取組状況について伺う。	本市では、令和3年度に香澄小学校を研究指定校に認定し、専科指導や担任による交換授業を行ってきた。今年度は実花小学校が千葉県の研究指定を受け、理科専科を配置して研究を進めている。また、その他の市内各小学校において音楽や書写、家庭科、外国語等の専科指導を実施している。さらに、社会科や理科、体育など、学校の実態に応じて高学年の学級担任による交換授業に取り組み始めている学校もあり、情報の共有を進めているところである。	今後も情報の共有を進めていく。	済
R4/2	1	清水 晴一	公明党	学校教育部	指導課	学校教育 について	2	(1)		再質問6	教科担任制の先行事例にみる導入効果について伺う。	令和3年度に市の研究指定を受けて実施した香澄小学校では、児童本人、保護者どちらも学習意欲の向上を感じるなど教育効果を認めており、9割以上が継続を望んでいる。また、習志野市学力テストの結果を見ると、昨年度5年時に教科担任制を実施した6年生の国語で向上が見られた。一方、教員側の意識としては、教育的な効果は大いに感じつつも、まだ業務改善までは感じられないという声もあった。今後は、学力や学習意欲の向上などの先行事例の良さを周知していくとともに、業務改善が図られ、教師が子どもと向き合う時間の確保ができるようにしていく。	先行事例の良さを周知するとともに、業務改善を図っていく。	済
R4/2	1	清水 晴一	公明党	学校教育部	指導課	学校教育 について	2	(1)		要望	教員の負担軽減が図れるよう、引き続き推進をお願いしたい。	-	先行事例の良さを周知するとともに、業務改善を図っていく。	済
R4/2	3	央 重則	環境みらい	こども部	こども政策課	保育行政 について	3	(1)		本答弁	3. こども、教育問題について (1) 藤崎こども園の建設について	【市長答弁】 令和7年度までを計画期間とする「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」では、「子育て・子育ての拠点となるこども園の整備」、「待機児童対策の強力な推進」、「老朽化施設への速やかな対応」の3つを重要な観点として、市立施設の整備・再編に取り組むこととしている。そのうち、子育て・子育ての拠点となるこども園の整備については、7つの中学校区を基本に整備することとしており、これまで5つのこども園を整備してきた。第3期計画では、残る第一中学校区、第五中学校区の2つの中学校区において、市立幼稚園に新たな保育所機能を加え、こども園を整備することとし、第一中学校区に整備する(仮称)向山こども園は、令和6年度に開園、第五中学校区に整備する(仮称)藤崎こども園は、令和7年度に開園する予定としている。質問の、(仮称)藤崎こども園については、現在、設計業務に取り組み中であり、令和3年度に取りまとめた基本計画では、藤崎小学校の学級数の推計や、通学・通園時の安全面などを考慮し、こども園の園舎及び園庭の整備位置を、現在の藤崎小学校のプール敷地とし、送迎用の駐車場を旧藤崎児童会の敷地に整備する計画としている。今後については、令和7年4月の開園に向けて、基本設計・実施設計業務を進め、令和5年度及び令和6年度に新築工事に取り組み予定としている。	-	-
R4/2	3	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育 について	3	(1)		再質問1	藤崎小学校のプールを壊して、こども園を建設することになった経緯について伺う。	国の法改正により、令和7年度から小学校全学年の通常学級が35人学級になる中で、現在の藤崎小学校の教室数が不足する可能性があったこと、また、すでに現在4クラスある特別支援学級については、2つの教室で半分ずつということに対応している。これらのことから既存の幼稚園を活用し、教室数を確保することについて、こども園の整備を行っているこども部と協議を行った。こども園を現在のプール敷地に建設することについて、それぞれの運営や今後の小学校の長寿命化改修についても有効であるとしたものである。	-	-

【教育委員会】令和4年第2回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/2	3	中央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		再質問2	藤崎小学校のプールの今後について伺う。	現時点において、藤崎小学校の長寿命化改修工事の実施時期について未定だが、それまでの間は、藤崎小学校における水泳指導については、民間施設であるスポーツクラブやスイミングスクールを活用する予定である。民間施設の利用については、過去に暫定的ではあったが、実施したことがある。教育委員会としては、今後、長寿命化改修工事が具体化の中でプールを整備していくのか、民間施設を利用していくのかを検討していく。	今後、長寿命化改修工事が具体化の中でプールを整備していくのか、民間施設を利用していくのかを検討していく。	済
R4/2	3	中央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		再質問3	小学校のプールは、こどもの身近な施設であると思っている。藤崎小学校の長寿命化改修計画の実施時期はいつなのか。	先ほどの答弁のとおり、現時点において、藤崎小学校の長寿命化改修工事の実施時期については未定である。	-	-
R4/2	3	中央 重則	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3	(1)		再質問4	藤崎小学校のプールが無くなることによって、学校で指導する上でどのように考えているか。	学校教育における水泳指導は、小・中学校学習指導要領における主要な領域として規定されている。水泳運動は、身体の調和的な運動であり、児童生徒の運動能力の向上、心身の健やかな成長や健康維持に繋がるものである。教育委員会としては、学校に備えられたプールであれ、民間施設であれ、児童が安全に水泳の学習ができるよう環境を保障していく。	水泳指導を民間委託にした場合の教員等の意識調査をする。	未
R4/2	3	中央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		再質問5	全市の中で、藤崎小学校だけプールが無くなることについてどのように考えているのか。また、こどもへの負担は。	藤崎小学校にプールを建設しないことについては、今後検討するという事で現在決定していることではない。今後、長寿命化改修工事を実施する際の設計等で、プールの設置有無について検討していきたいと考えている。児童については、仮に民間施設の利用ということになると学校と民間施設までの送迎時間が新たに生じることとなるが、過去に谷津小学校で国際水泳場での授業実績があり、実施することは可能であると考えている。教育委員会としては、学校に備えられたプールであれ、民間施設であれ、児童が安全に水泳の学習ができるよう環境を保障していく。	-	-
R4/2	3	中央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		再質問6	長寿命化改修工事が始まったらプールを作るので、一時的に民間施設を使うという内容で良いのか。	繰り返しの答弁となるが、長寿命化改修工事の実施時期は未定という状況である。今後のプールについては長寿命化改修工事の中で、学校の敷地にプールを建設するのか、それとも民間の施設を利用していくのかについては、今後検討していきたいと考えている。 【副市長答弁】 学校教育の中でプールの重要性というのは、行政側も当然よく認知をしている。しかしながら、プールの有無ではなく、授業ができるかできないかということの方がより大切だと思っている。自校のプールあるいは民間施設のプールを使うということについては、それぞれメリットとデメリットがある。民間施設のプールを使うということであれば、天候に左右されず、与えられた時間をきっちりと消化できる。また、女性教員が水着になるといったことについての抵抗感についても一定程度払拭されるのではないかと考える。こういったことがメリットではないかと思う。ただ、一方で送迎に時間がかかるといった部分についてはデメリットだと思ふ。また、自校にプールがあるということについては、距離が短くなるため子ども達がプールを身近に感じられることもあると思う。そのため、そういった部分も含め、この先こども園の設置についてしっかりと進めていった中で、藤崎小学校の長寿命化改修工事の際に、きちんと方向性を決めていきたい。これから先、全ての学校に建て替えをした時に、プールの有無については財源的なこともあるので、この時点でしっかりと協議しなければいけないと考えている。	-	-
R4/2	3	中央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		再質問7	なぜ、大久保小学校はプールが必要なのか。	大久保小学校については、今年度から全面改築の建て替え工事に着手する予定である。プールについては、体育館の屋上階に設置する予定である。プールの設置は、大久保小学校の水泳指導について、民間施設であるスポーツクラブやスイミングスクールを活用すると仮定した場合、学校と民間施設の送迎のバスの駐車スペースが確保することが困難であり、体育館の屋上階に設置に至った。	-	-
R4/2	3	中央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		再質問8	谷津小学校は校舎の増築で敷地全体が狭くなっていると思われるが、プールがある。なぜなのか。	谷津小学校についても、屋外運動場を確保することを優先する中で、校舎の屋上にプールを設置している。 【副市長答弁】 谷津小学校においても、プールを設置するか否かについて技術的なことも含め議論をしたが、大久保小学校についても同様に、プールを設置するのかどうか、狭隘であることも含め議論をした。この中で、大久保小学校についてはプールを設置する、民間に委託してプールを設置しないということで経費を比較した場合に、ほぼ同等であり、設置できる環境があったため設置した。しかしながら、教員の働き方改革も含め、藤崎小学校については、こども園を設置した中でプールを設置する余裕もないのではないかとということもあり、民間施設が有効に使えることを判断する中で、この先方向性を別に決定するにしても、現在は民間委託をしていくという方向で議論が概ね進んでいると御理解いただいた方がよい。	-	-
R4/2	4	真船 和子	公明党	政策経営部	総合政策課	行財政運営について	2	(1)		本答弁	2. 地方創生臨時交付金の活用について (1) 習志野市における原油価格・物価高騰に対する対応について	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R4/2	4	真船 和子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問1	今後、新型コロナウイルス感染症拡大により、グリーンスクールやホワイトスクールなどが中止となった場合のキャンセル料や、予定通り行けたとしても、物価高騰による宿泊費などの値上げにより保護者負担が発生した場合の市の負担軽減策について伺う。	教育委員会としては、各学校が令和4年度の教育計画を立てる際に、修学旅行等、校外に出かける行事について予備日を設けるなど、キャンセル料がかからないような計画を行うよう指導してきた。また、本年4月に千葉県から教育活動の制限を段階的に緩和する通知が発出されたことを受け、昨年度は予定通りに実施することが難しかったグリーンスクールや修学旅行などの行事について、現在、予定通りに実施しているところである。物価の高騰による宿泊費等の値上げについては現段階で判断できるものではないが、今後の社会情勢を注視していく。	今後の社会情勢を注視していく。	済
R4/2	4	真船 和子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		要望	世の中は値上げラッシュで、各家庭の負担は大きくなっていく。保護者負担において、給食費の負担軽減を含めて特段の配慮をお願いしたい。	-	今後の社会情勢を注視していく。	済

回	通告 №	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/2	5	佐野 正人	民意と歩む会	都市環境部	街路整備課	交通安全対策について	5	(1)		本答弁	5. 通学路の安全対策 (1)ゾーン30プラスの導入について	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R4/2	5	佐野 正人	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	交通安全対策について	5	(1)		再質問1	小学校通学路の緊急一斉点検における対策の進捗状況について伺う。	令和3年7月中旬から市内の小中学校通学路の緊急一斉点検を行い、対策を進めてきた。5月26日の新聞では、3月末時点ということで37.8%という執行率であるという報道があった。翌日の新聞にもあったが、令和4年4月末時点では対策が必要とされた危険箇所74箇所のうち、73箇所について対策が完了している。なお、市の管理する道路の対策必要箇所及び本市教育委員会による対策必要箇所については、全て対策を完了している。今後も引き続き、定期的に通学路の安全点検等を実施し、関係各機関との連携を図りながら、通学路の安全確保に努めていく。	今後も関係各機関との連携を図りながら通学路の安全確保に努めていく。	済
R4/2	5	佐野 正人	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	交通安全対策について	5	(1)		要望	残り1箇所は、県土木事務所が管理ということだが、市内のことなので、しっかり連携を取って解消に努めていただきたい。	-	今後も関係各機関との連携を図りながら通学路の安全確保に努めていく。	済
R4/2	6	小川 利枝子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		本答弁	1. 特別な支援を要する児童等への施策について (1) 令和4年度における特別な支援を要する乳幼児、児童及び生徒への福祉や教育分野における本市の重点施策と意気込みを伺う。	令和3年9月定例会において、特別支援教育の将来展望について質問をいただき、特別支援教育の推進に関して「人材の育成、学校全体としての専門性の向上、体制整備が課題である」と答弁した。また、教育委員会会議においても、「学校全体の特別支援教育に関する専門性を底上げする必要がある」と御意見をいただいた。これらの課題に対して、教育委員会としては、この4月までに次の2点について重点的に取り組んできた。1点目は、特別支援教育の専門性を有する教員の育成である。特別支援学級の担任に、今年度は正規職員として任用されている教員、いわゆる本務者の配置を増やし、計画的な人材育成と継続的な指導の充実を図っている。2点目は、特別支援教育全体をコーディネートする人材や体制の整備である。教育と福祉などを併せた幅広い観点から特別支援教育の推進を広くマネジメントできるよう、今年度、教育及び福祉分野に関する専門性と経験を有する人材を教育委員会に配置し、体制の整備を図った。今後は、特別支援学級に配置した本務者や通常学級担任を含めた教員に対して、幅広い視点から専門性の向上が図られるよう、研修体制の整備を行い、人材の育成に取り組んでいく。また、幼児教育から義務教育終了後までを見据えた切れ目のない支援の充実のためには、教育とともに福祉分野における専門性などを活用できるよう、これまで以上に連携を図っていく。教育委員会としては、児童生徒や保護者、学校の声を丁寧に受け止め、私自身が強いリーダーシップを発揮して、習志野市全体の特別支援教育をより一層推進していく。	国や県の動向を注視しながら、本市として計画的な人材の育成と関係機関との連携の強化に取り組んでいく。	済
R4/2	6	小川 利枝子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問3	令和4年度における特別支援教育の展開について教育長答弁を受けて、特別支援教育を掌る部署の長として、具体的な施策展開と意気込みを伺う。	特別支援教育の推進に向けた、今年度の具体的な取り組みに関して、人材の育成、専門性の向上、体制整備の3点について答弁する。1点目は人材の育成である。各学校には、特別支援学級と通常学級、また、学校と関係諸機関との調整役として、特別支援教育コーディネーターを配置している。この特別支援教育コーディネーターは、特別支援学級の担任のみが担うことが多かったことから、通常学級を含めた学校全体を広く見渡した上での連携が十分に進められていない状況があった。今年度は通常学級の担任や管理職など複数名の配置をすることとし、校内での幅広い連携を通じて、特別支援教育推進の中心となる人材の育成に取り組んでいる。2点目は学校全体としての専門性の向上である。正規職員として任用されている本務者の配置による継続的な支援や通常学級担任の積極的な参画を進めるとともに、専門性の向上に向けた研修体制のさらなる改善が必要となる。今年度から通常学級の担任を対象として、今後の特別支援教育の核となる人材を育成することを目的とした「特別支援教育基礎研修」を新たに設定して取り組んでいる。この「特別支援教育基礎研修」と「特別支援教育コーディネーター研修」に関しては、各学校から1名を推薦して受講するようにしている。今後は、各学校及び習志野市全体での特別支援教育に関する専門性の向上のため、研修の受講履歴を把握し、人材の計画的な育成へと繋げていく。3点目は特別支援教育全体をマネジメントする体制整備である。児童生徒や家庭を取り巻く環境がさらに多様化、複雑化することが想定される今日において、教育委員会や学校には、教育や福祉分野などに関して、これまで以上に専門性と幅広い連携が必要となる。今年度、学校現場と教育行政を広くマネジメントできる人材を教育委員会に配置し、各部との情報共有の在り方や研修の系統性などに関して、積極的に改善を図っているところである。今後は、本市における特別支援教育の目標とその実現に向けた施策などの計画の立案において、各部との情報共有や連携をより円滑に図り、特別支援教育の推進のための体制整備を進めていく。教育委員会としては、児童生徒の自立に向けて、重点施策の一つずつ着実に取り組み、その成果と課題を検討しながら、特別支援教育をより一層推進していく。	今後は本市における特別支援教育の目標と、その実現に向けた施策などの計画の立案において、各部との情報共有や連携をより円滑に図り、特別支援教育の推進のための体制整備を進めていく。	済
R4/2	6	小川 利枝子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		要望	教育支援委員会の運営の見直しを検討していただきたい。各施策の取り組みの有言実行を強く要望する。	-	児童生徒の教育的ニーズに応じた学びの場の検討とともに、教育支援委員会の在り方についても検討していく。	済

【教育委員会】令和4年第2回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/2	6	小川 利枝子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. 谷津南小学校へのバス通学について (1) 奏の社地区から通学する児童の増加に対して、バス通学の安全安心の確保のため、本年度はどのような対策を講じていくのか伺う。	はじめに、バス通学の現状だが、令和4年4月1日現在、412名の児童が路線バスを活用し通学をしている。バスの運行にあたっては、これまでもバス運行会社である京成バス株式会社と、運行方法や便数等について協議してきた。協議の結果、令和2年度にはダイヤ改正により乗車人数の多い7時台に3便の増便が行われており、また、令和3年度には7時30分と8時に臨時便を増便した。このことにより、児童が多く乗車する時間帯である7時前から8時過ぎに計13便のバスを利用することができ、乗車の分散化を図っている。なお、乗車定員については路線バスが約70名としているところ、約50名で積算しており、現在はコロナ禍を考慮し、40名程度での乗車を目安としている。安全への配慮としては、安全整理員を配置し、乗車前の整列、バスに同乗して車内での安全確保や一般客に対する配慮などを継続的に行っている。さらに、今年度から児童の新たな安全対策として、通学時における乗車待機場所の確保をした。奏の社3丁目バス停に近接する歯科医院の駐車場、約90平方メートルを無償で使用することができ、午前6時30分から8時30分までの2時間、乗車待機場所として活用している。バス乗車までの間、児童が1列15人ずつ並んで待機し、バス到着後、順次安全整理員の誘導のもと、バスに乗車している。今後においても、運行会社である京成バスと定期的に協議をし、児童が安全にバス通学ができるよう、努めていく。	今後においても、運行会社である京成バスと定期的に協議をし、児童が安全にバス通学ができるよう、努めていく。	済
R4/2	8	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		本答弁	1. 教育行政について (1) 小・中・運動会・体育祭について 実施した運動会や体育祭において差が出ているようだが、どのように実施したのか伺う。	令和3年度は感染症対策のため、学年ごとに分散して実施する学校や、保護者の参観を中止する学校が多数あった。しかしながら、本年4月に千葉県から、児童生徒の成長に欠かせない様々な体験や活動が必要以上に中止・縮小されないよう、段階的に教育活動の制限を緩和することについての通知が発出された。これを受け、教育委員会としては各学校に通知している「学校の新しい生活様式」を改訂し、感染症対策を講じた上で、学校規模に応じた多様な種目の実施や保護者の参観を推奨した。市内全ての小・中学校において、保護者参観のもと、運動会・体育祭が実施されたところである。	-	-
R4/2	8	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問1	学校によって保護者の来場数に差があるのではないかと。	各校では、感染症対策を講じる中で校庭の広さや児童生徒の人数など、学校規模に応じて保護者の来場をお願している。今年度は市内23校中17校で「各家庭2名まで」という制限のもと運動会・体育祭を実施した。	-	-
R4/2	8	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問2	令和3年度は分散、4年度は制限緩和…と言いつつもほぼ昨年と種目数が変わらない小学校もあるのではないかと。	児童一人あたりが競技する種目数は2種目または3種目となっている。この種目数は令和3年度から変わっていない学校もあるが、昨年度は学年ごとに分散して実施していたところ、今年度は感染症対策の緩和を受けて、全校が一堂に会って実施したことで、他の学年の種目を見て応援することができ、一体感を醸成する機会になったものと考えている。	-	-
R4/2	8	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問3	運動会のやり方について、いつだれが発信したのか。	運動会の実施については、令和4年4月27日付けで、教育委員会から「習志野市学校の新しい生活様式」をもとに「運動会・体育祭における教育活動の緩和について」として、文書を各学校に発出した。教育委員会会議にも報告し、共通認識のもとで取り組みを進めているところである。また、各家庭には、それぞれの学校から事前にプログラムを含めた運動会・体育祭の案内を配付している。	-	-
R4/2	8	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(2)		本答弁	1. 教育行政について (2) 小学校の部活動について	各学校においては、年度ごとに教育課程を見直し、改善を図っている。課外活動については、活動内容や時期、時間の見直しを行っている状況にある。教育委員会としては、各学校が丁寧な説明を行い、児童・保護者の理解を得られるよう引き続き指導していく。	各学校と情報交換をし、継続的に指導していく。	済
R4/2	8	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(2)		再質問1	今年度各小学校で削減された部活動はあったのか伺う。	昨年度、運動部活動を実施した学校は市内16校中11校であった。今年度、運動部活動の在り方を見直し、実施しない学校は3校、実施する学校は8校となった。実施する8校の中で、昨年度同様の活動を行うのは2校、種目や部活動数、参加学年を変更したのは6校である。	-	-
R4/2	8	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(2)		再質問2	ある小学校では3つある部活のうち2つを今年に入り募集しなかったと聞くが、いかがか。	指摘のあった学校については、運動部活動の今後のあり方を検討する中で、今年度からは、5、6年生のみの募集となった。	-	-
R4/2	8	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(2)		再質問3	4年生の募集をやめて、5年生になったら募集する根拠は何か伺う。	部活動を設置しない学校もある中で、指摘のあった学校においては、これまで活動していた5、6年生の活動を保障することを第一に考えたものである。来年度以降については、年度内に方向性をまとめ、児童・保護者に丁寧に説明をするよう指導していく。	各学校と情報交換をし、継続的に指導していく。	済
R4/2	8	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(2)		再質問4	部活の削減を決定した会議はいつどこで行ったのか伺う。教育委員会会議・市P連・保護者等にいつ話したのか。	部活動実施の有無については各学校内で協議を行い、職員会議において共通理解を固め決定したものである。保護者への連絡については、年度始めに実施した学校もあった。来年度以降については、年度内に方向性をまとめ、児童・保護者に丁寧に説明をするよう指導していく。	各学校と情報交換をし、継続的に指導していく。	済

回	通告	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/2	8	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(2)		再質問5	年度初めに保護者への連絡を実施した学校もあった。コロナ禍において様々な制約があった中、部活動を楽しみにしていた2、3年生の子ども達は、4年生になって、また1年楽しみが奪われた。このことは教育長のリーダーシップの問題だと思っている。このことについて、どう考えるか。	【教育長答弁】 説明が遅いことはその通りであると思う。やはり丁寧に説明をして納得していただいで進めていくべきものだと思っている。部活動については課外活動であるため、様々な協力の中で実施していく。また、地域移行の話もあったが、どういった方向性にするのか、子ども達の活動をどう保障していくのか、取り組んでいるところである。いずれにしても納得していただくことはとても大事なことであり、校長が教育課程を決定するということも含め、しっかりと説明した上で進めていくべきものだと捉えている。	各学校と情報交換をし、継続的に指導していく。	済
R4/2	8	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(3)		本答弁	1. 教育行政について (3) いじめアプリについて 概要について何う。	清水議員の1. (1)と同内容のため、教育長答弁省略。	-	-
R4/2	8	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(3)		再質問1	匿名メール相談WEBアプリを導入にあたって、目標とするところについて何う。	本アプリは、いじめについて「相談できない」、「周りに心配をかけたくない」といった児童生徒が安心して相談することができるよう、導入したものである。このアプリを導入することで、相談できる機会が広がり、いじめの早期発見、早期解決に繋がることを目指している。	-	-
R4/2	8	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	1	(3)		再質問2	いじめの被害者が匿名メール相談WEBアプリを活用すると、いじめの認知件数が増加することが予想される。今まで言えなかった人が言えるようになると増加する。それを受けるのは総合教育センターである。総合教育センターにどれだけ人員が余っているかといくと全く余っていない。タブレットもありただでさえ大変な中で総合教育センターが対応する。根本的に大丈夫なのか心配になるので何う。	本アプリは匿名で相談を行えることから、児童生徒が今まで相談することができなかった悩みを話してくれるようになることを期待している。相談しやすくなるので、現状としてかなりの数の相談が寄せられている。その中では職員は確かに大変な状況であることも否定はできないが、匿名アプリによって早い段階でいじめに対応することができる、深刻な事態に発展する前に被害児童生徒に寄り添った対応ができるので、いじめの早期解決、早期発見に繋がると思う。そのような中で職員が日々頑張っているということで御理解いただきたい。	-	-
R4/2	8	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(3)		再質問3	加害者（加害児）への対応は？国の対策で加害者を学校の敷地内に入れさせない変化があるが、そのラインは？	いじめへの対処については、相談者の意向を最大限考慮した上で、その事実関係を明らかにし、加害行為を止め、被害児童・生徒の安全を確保することを第一に進めている。アプリから相談があった場合には、相談者とのメールによるやり取りの中で、指導・支援に繋げるために、名前を教えてもらうことや具体的な状況を伝えてもらうなど、解決に向けての合意形成を早急に図っていくこととしている。学校ではいじめ行為があった場合、事実関係を調査し、被害児童・生徒の安全を確保した上で、加害児童・生徒に当該いじめ行為について反省を促し、謝罪の気持ちを醸成する指導を実施している。教育委員会としては、双方の児童生徒及びその保護者に丁寧な説明を図り、必要に応じて適切な指導を講じるよう各学校に指導しているところである。質問の加害児童・生徒を学校の敷地内に入れさせない対応については、現在、国からの通知はまだない状態である。	各学校と情報交換をし、適切な指導を図っていく。	済
R4/2	8	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(3)		要望	部活動をやめることよりも、こうした加害側への指導について、国の方針を受けてどう対応していくのか進めてほしい。	-	国の方針が通知され次第、対応を協議していく。	済
R4/2	8	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(4)		本答弁	1. 教育行政について (4) 前議会からの進捗（制服・フリースクールへの補助）について	まず、制服を含む学用品について申し上げる。学用品の選定や見直しについては、保護者など、学校関係者からの要望や意見を取り入れながら、最終的に校長が適切に判断して行っている。また、市内全ての小・中・高等学校に学用品の在り方も含め、学校、地域、保護者で連携し、協議できる場として令和5年度から学校運営協議会を設置するために準備を進めている。次に、フリースクールへの補助について申し上げます。教育委員会としては、学校に通うことができない不登校児童生徒への学習機会の確保や心の居場所づくりとして、適応指導教室「フレンドあいあい」の運営を充実させている。今年度は、千葉大学の学生ボランティアを配置し、学習支援体制を整えている。教育委員会で設置している適応指導教室の拡張を図ることで、不登校児童生徒やその家庭への支援を広げていく。	今後も関係各機関との連携を図りながら支援の充実に努めていく。	済
R4/2	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(1)		本答弁	2. 教育行政について (1) タブレット端末活用の現状について 導入から1年経過して、どのように活用しているか何う。	令和3年度当初は、カメラやビデオ機能を使用したり、インターネット検索を行ったりするなど、タブレット端末を効果的に活用した授業を実施してきた。更に、教育委員会では、ICT活用教育研修の実施、及びICT支援員を学校現場に配置し、学校では、日々の実践や校内研修を行った。これらを行うことにより、教員の指導技術を高め、児童生徒が話し合い、考える活動を主体としたコミュニケーション型授業や問題解決型授業の実践に繋がってきたが、一部の授業においては、活用が積極的に進められていない現状もあった。そこで、今年度新たに、「ICTマイスター」育成事業を実施し、ICT機器活用の中核を担うリーダーの育成に取り組んでいる。各学校でタブレット端末活用の推進役を担う教員を育成するよう、研修を進めているところである。併せて、各教科の指導主事が学校訪問や研修などの機会を通して、教員の指導力向上を図り、教科等の学びを深めるタブレット端末の活用や、児童生徒の個に応じた学習活動を推進しているところである。全ての学校において、同じようにタブレット端末の活用が図られるようにしなければならないということで、今後より一層指導を強化していく。	今後より一層指導を強化していく。	済

【教育委員会】令和4年第2回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/2	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(1)		再質問1	ICTマイスターとは、どのようなものか？	ICTマイスターは、今年度から新たに設置するもので、「ICTを効果的に活用した授業改善等に向けた実践・提案を積極的に推進し、各校の中核を担うリーダー」となる教員である。今年度当初には、すでに十分な能力を有すると認められる18名を1期生として認定している。また、新たなリーダーの育成を目的として研修を行う。具体的な活動内容としては、各学校より推薦された23名のマイスター候補生を2期生とし、年6回の研修を実施する。さらに、各学校でタブレット端末を活用した授業研究を行うなど、効果的な研修と実践的な授業研究を進めていく。なお、6回の研修のうち3回は、トレーナーとして活動し、希望研修として各校から参加する教員に対し指導をしていく。マイスター自らの指導技術や授業実践を広める場となり、さらに、他のマイスターのICT活用の実践を学ぶ、良い機会となる。本研修により、まずは令和4年度から令和6年度までの間で、計90名程度のマイスターを育成・認定する計画である。教育委員会としては、児童生徒にとって、タブレット端末を活用した授業が有意義で楽しいものになり、さらに学力向上に繋がるよう、教員への研修・指導を引き続き推進していく。	教員への研修・指導を引き続き推進していく。	済
R4/2	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(1)		再質問2	タブレット端末の活用にあたり、かねてより外部の専門家の知見を活かすよう要望しているがICT活用教育アドバイザー、ICT支援員の活用の配置状況について伺う	ICT活用教育アドバイザーとは、文部科学省が実施している事業であり、ICTの活用や環境整備に関して各自自治体からの相談に応じ全般的な助言や支援を行う専門的な知見を有する者である。令和3年度には、本市がタブレット端末の活用を進めるにあたり、端末における著作物の取り扱いなどについて、ICT活用教育アドバイザーから助言をいただいた経緯がある。令和4年度においても必要に応じて依頼していきたいと考えている。続いて、ICT支援員については、学校においてICTを活用した授業などを円滑に行うため、教員に対するタブレット端末を使用した授業計画の作成支援や児童生徒に対する端末の操作支援を行っている。学校への支援回数の増加を図るために、今年度は2名増員し、6名のICT支援員を配置した。さらに、本市職員として、ICT学習指導員を1名配置し、効果的なICT活用を推進するよう、各学校を訪問しながら教員に対し指導を行っている。今後も教育委員会として、外部の相談機関や人材の活用を積極的に図り、学校現場のさらなるタブレット端末活用を推進していく。	今後も教育委員会として、外部の相談機関や人材の活用を積極的に図り、学校現場のさらなるタブレット端末活用を推進していく。	済
R4/2	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	2	(1)		再質問3	令和4年度のデジタル教科書の配備状況と活用推進に向けた指導課としての取組みについて伺う	今年度、国の事業として小学校5、6年生に英語と算数の2教科が、全中学生を対象に英語と数学の2教科が配備された。加えて、袖ヶ浦西小学校に関しては、市の算数研究校であり、県の学力向上に関する研究校であることから、全学年に算数が配備された。また、図や文字を拡大できること、図を自由に動かせること、音読機能があることなど、デジタル教科書の機能を生かした学習をするため、本市独自の取り組みとして、自閉症・情緒学級の小学校1年生から4年生に算数、中学校の全学年に国語を整備した。教育委員会としては、年度当初に、教科主任会議で積極的な活用を依頼すると共に、随時行う学校訪問において、授業の中での使い方を指導している。今後についても、総合教育センターの研修や、引き続き指導主事の学校訪問を通して、より効果的な活用について周知や指導を行っていく。また、紙媒体の教科書との併用も含めたデジタル教科書の効果的な活用について検証を進めていく。	総合教育センターの研修や、引き続き指導主事の学校訪問を通して、より効果的な活用について周知や指導を行っていく。また、紙媒体の教科書との併用も含めたデジタル教科書の効果的な活用について検証を進めていく。	済
R4/2	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(1)		要望	ぜひ今後もタブレット端末の積極的な活用を教育委員会主導で行っていただくよう要望する。	-	今後も一層活用を進めていく。	済
R4/2	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(2)		本答弁	2.教育行政について (2)家庭内での活用状況及び家庭との連絡手段の現状についてタブレット端末やインターネットの活用状況について伺う。	タブレット端末の家庭内での活用状況については、調べ学習や文書作成アプリである「Word」を使用した資料づくり、学校で発表するためにカメラで学習の成果を記録するなど、それぞれの教科において活用している。次に、家庭との連絡手段としては、学校だより等の文書をホームページに掲載していることを保護者へ連絡メールで知らせている学校もある。さらに、学校によっては、動画やメッセージ、ファイル等を児童生徒・教師間で共有できる「Teams」というアプリを利用しており、学校からの配付文書のデジタル化を進めている。その他にも、学校は、学校評価の保護者アンケートについて、アンケート作成アプリである「Forms」を用いて実施している。教育委員会としては、今後もICTの活用状況を把握し、各校のより良い取り組み、そして近隣他市の取り組みを研究した上で、各学校に周知をするなど、家庭との円滑な連携や効果的な活用を図っていく。	今後も一層活用を進めていく。	済
R4/2	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(2)		再質問1	家庭との連絡手段の今後の展望について伺う。	家庭との連絡手段については、欠席、遅刻連絡のデジタル化や、学校からの便りのさらなるペーパーレス化を今後進めていく。また、保護者懇談会や進路説明会などについては、希望された方にはオンラインでの参加とし、学校に来校する時間の取れない保護者に対して、情報の共有を図っていく学校もあることから、今後は市全体に広めていく。さらに、アンケート調査についても、調査項目の多いものに関しては、「Forms」などをさらに活用するよう、推進していく。今後も、連絡手段のデジタル化を推進し、保護者の利便性の向上や教員の働き方改革に繋げていきたいと考えている。	連絡手段のデジタル化を推進する。	済
R4/2	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(2)		要望	基本的には、デジタル化を進めていく一方で、連続欠席など心配な児童については個別対応をしっかりと行い、全体としてはデジタル化を進めていってほしい。就学前の子どもについてはICTが本格導入される。その動きに連動して学校もデジタル化を進めてほしい。	-	連絡手段のデジタル化を推進する。	済

回	通告	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/2	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(3)		本答弁	2. 教育行政について (3) 匿名メール相談WEBアプリの現状について アプリの業者選定の理由について何う。	本アプリは、いじめについて「相談できない」、「周りに心配をかけたくない」といった児童生徒が安心して相談することができるように導入した。相談の窓口を増やし、相談が増えることでいじめの早期発見に繋がる。今回選定したアプリは、児童生徒に貸与しているタブレット端末と総合教育センターの教育相談員のパソコンとをWEB上で結び、メールアドレスがなくてもメールのやりとりが可能となるものである。メールアドレスを持たないため、児童生徒が他のアプリを登録したり、不用意に外部と繋がったりすることはない。相談の方法については、相談者と教育相談員の二者間のみで行われ、匿名であることから、児童生徒は安心して相談を行うことができる。相談内容は、個別のパスワードで保護されており、児童生徒が相談しやすい環境となっている。また、いじめの未然防止のためには、いじめを許容しない集団作り、傍観者とならないための意識啓発が必要である。本アプリ業者は、児童生徒がいじめを見て見ぬ振りをする傍観者にならないよう、意識啓発を行う「脱いじめ傍観者教育」を業務の一つとして実施しており、多くの学校で、傍観者を減らしていく取り組みを行っている。このように、児童生徒が相談しやすい環境と意識啓発授業の取り組みの双方が揃っていることから、本アプリの事業者を選定した。	-	-
R4/2	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(3)		再質問1	脱いじめ傍観者教育の目的と内容について何う。	「脱いじめ傍観者教育」は、児童生徒が脱・傍観者の視点に立ち、いじめの予防や解決の手立てを考えることを目的とした学習プログラムである。この学習プログラムでは、いじめ場面の事例を提示し、児童生徒自身が、他の児童生徒がいじめられている場面に遭遇した場合にどのような選択をするのかを考えさせ、意見交換を行い、いじめを止めようという意識の醸成を目指すものである。また、いじめの被害者を心配する雰囲気や学級で作り出すことで、いじめの防止に繋がると考えられる。	-	-
R4/2	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(3)		再質問2	いじめの傍観者にならないことを目的として、『脱いじめ傍観者教育』を行っているとのことだが、まだ1カ月であるものの、このことについて効果を感じられることがあったかを何う。	これまで総合教育センターに寄せられた電話等による相談の中には、いじめを受けている児童生徒の周囲の児童生徒からの相談はなかった。しかしながら、本アプリの導入に伴い、『脱いじめ傍観者教育』を行ったことで、1か月という短期間に、「同じクラスの子がいじめを受けている」などの相談が3件寄せられた。この3件は、個人的な情報もあり詳細は申し上げられないが、現在、学校と連携して対応にあたっている。このことについては、大きな効果があったものと捉えており、今後も同様の相談が増えてくるものと考えている。教育委員会としては、学校の教育活動全体を通して、傍観者を作らない、いじめを発生させない人間関係づくりを継続するよう、各校に指導していく。	組織的な対応をしていく。	済
R4/2	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(3)		要望	タブレット端末を使ったいじめなどが、新聞にも報道されている。大人の目が届きにくいネットいじめの割合は増加している。習志野市のアンケート結果では「誰にも相談できない」という回答結果が全体の3割いる。今回のSTANDBYは、3割の子ども達を一人でも多く救うことができるツールであると感している。また、脱いじめ傍観者教育による、いじめの抑止力が期待できるので、ぜひ今後とも積極的な運用をしてほしい。	-	本アプリの運用を推進していく。	済
R4/2	11	関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	2	(3)		要望	現在、主に2名でSTANDBYに対応している。1か月の動きを見ると今後手が回らなくなる。児童生徒のケアはもちろん、対応する先生達の体制整備をしてもらおうよう要望する。	-	状況を注視し、必要に応じて対応していく。	未
R4/2	15	入沢 俊行	日本共産党	都市環境部	区画整理課	都市再開発について	5			本答弁	5. 鷺沼地区土地区画整理事業のまちびらきと小学校整備スケジュールについて 都市計画審議会で鷺沼地区土地区画整理事業のまちびらきについて、業務代行予定者から令和10年度末とする提案がなされていると説明されたが、詳細を何う。また、昨年6月議会で小学校の整備期間については「6年を見込んで」と答弁があったが、鷺沼小学校建設の整備期間について何う。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R4/2	15	入沢 俊行	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	5			再質問2	令和10年度末に、まちびらきを目指していることであれば、令和5年度から、鷺沼小学校の建設準備をしていかなければならないのではないか。	学校建設に要する期間だが、「第2次公共建築物再生計画」並びに「習志野市第2次学校施設再生計画」において、事業費試算の設定条件として、建て替えにおける標準工期は計画・設計に3年、工事に3年の計6年としている。建て替えにおける標準工期には既存建物の取り壊しである解体工事含まれているので、今回鷺沼小学校は更地への建設であるなど、今後工期等を精査していくこととなる。いずれにしても、まちびらきの確定時期に、しっかりと開校できるように作業を進めていく。	まちびらきの確定時期に、しっかりと開校できるように作業を進めていく。	済
R4/2	16	斉藤 賢治	真政会	政策経営部	総合政策課	都市再開発について	1	(1)		本答弁	1. 文化ホール建て替えについて (1) 現在までの取り組みと今後の見通しについて 令和3年12月議会の一般質問以降から現在までに行った取り組みの内容と今後の見通しについて何う。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R4/2	16	斉藤 賢治	真政会	生涯学習部	社会教育課	その他 (文教福祉関係)	1	(1)		再質問11	閉館後、市民の文化芸術活動場所については、どのようになるのか何う。	文化ホールの休館は、「音楽のまち習志野」としてこれまで築き上げてきた市民や学校の文化芸術活動に少なからず影響が出るものと認識している。文化ホールはこれまで、活動の成果発表の場として多くの方に利用されてきたが、休館中の発表の場所は、基本的には可能な限り市民ホールや学校の体育館などを利用していただくことになると思われる。大規模な演奏会等は近隣の市のホールを使っていたことを想定している。教育委員会としては、昨年12月に、近隣ホールの立地状況や座席数、予約方法等を記載した一覧表を作成し、文化芸術活動団体等への情報提供を行ったところであり、本年度に入ってから、近隣自治体との調整を行っているが、それぞれに貸し出し条件がある中では、優先的に活動場所を確保することは難しい状況にある。今後については、近隣ホールに対し、本市で活動する団体等の利用に際し、配慮いただきたい旨依頼する文書を発出する予定である。	近隣ホールに対し、本市で活動する団体等の利用に際し、配慮いただきたい旨依頼する文書を発出する。	未

【教育委員会】令和4年第2回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/2	16	齊藤 賢治	真政会	生涯学習部	社会教育課	その他 (文教福祉関係)	1	(1)		要望	近隣他市と調整して他市のホールを使わせていただけるようにお願いしたい。	-	近隣ホールに対し、本市で活動する団体等の利用に際し、配慮いただきたい旨依頼する文書を発出する。	未
R4/2	18	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		本答弁	1.隠れ教育費について (1)本市の隠れ教育費の現状について 小中学校の保護者の教育費の現状について伺う。	小中学校の保護者の方々には、学用品費、修学旅行をはじめとする校外学習費、給食費などを負担していただいている。	-	-
R4/2	18	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		再質問1	教育費(制服などの学用品費・修学旅行費・オンライン通信費)の保護者負担の軽減の対策について伺う。	制服を含む学用品の選定や見直しについては、保護者など、学校関係者からの要望や意見を取り入れながら、最終的に校長が適切に判断して行うが、教育委員会としても、費用面も含め、十分考慮して検討するよう各校に伝え、学校単独での見直しが困難なものについては、校長と連携して進めている。修学旅行については、教育効果のみならず、保護者の費用負担にも配慮して各校で旅行内容を決定している。宿泊学習等の費用については、小学校のセカンドスクール及び中学校の自然体験学習の一部において、バスの費用は公費で支出している。オンライン通信費については、保護者の所持するスマートフォン等の端末と、児童生徒に貸与しているタブレット端末をテザリングするなどの経費負担軽減の手法を周知している。	-	-
R4/2	18	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		再質問2	各家庭が個別で購入する学用品(算数セット・裁縫セット・鍵盤ハーモニカ等)を共用することで、保護者の負担軽減を図られると思うが、この取り組みについて伺う。	学用品を共用することについては、他の自治体で取り組んでいるところもあることは認識している。本市で学用品を原則各家庭で購入している理由としては、授業時間以外に、休み時間や放課後など児童生徒の自由な時間に、いつでも学用品を活用して自主的に学ぶことができ、授業内容の理解をより深められることや、低学年の児童においては、自己所有物を自分で管理する力を身につけることが発達段階において重要な要素であると捉えていることなどがあげられる。小・中学校の部活動で使用する楽器については、学校の備品として市の予算で購入し、共用品としている。制服や植木鉢等の物品については、卒業生が使用したものを在校生が再利用するなどして、保護者負担の軽減に繋がる取り組みを行っている。令和5年度には、市内全ての小・中・高等学校に地域に根差した教育活動を充実させるため、保護者、地域住民等が委員となり、学校運営、学校支援、学校評価などについて協議を行う「学校運営協議会」が設置される。保護者の負担軽減についてもこの協議会の中で、保護者の意見を賜りながら各学校で協議が行われるものと考えている。	-	-
R4/2	18	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		要望	学校側だけで決めるのではなく、実際に着用したり、使用する子ども、購入する保護者、学校が納得できるような学用品のあり方を提案していただきたい。声を聞くだけではなく、一緒に検討し合ってほしい。	-	今後も学校と連携を図りながら対策を検討していく。	済
R4/2	18	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(2)		本答弁	1.隠れ教育費について (2)第3子以降の学校給食費の無償化について 第3子以降の学校給食費の無償化について伺う。	学校給食法においては、施設整備費や調理にかかる人件費などは学校設置者が負担することとされており、食材にかかる費用は保護者が負担することとされている。しかしながら、学校給食費の無償化については、先般の千葉県議会において、千葉県知事が子どもの多い世帯を対象とし、学校給食費無償化について準備を進めるとの見解が示された。このことから、本市としては今後の状況を注視していく。	今後の状況を注視していく。	済
R4/2	18	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(2)		再質問1	学校給食費の第3子以降無償化について、すでに実施している自治体によって、対象となる第3子の要件が異なるようだが、どのような点で異なっているのか。	原則、第3子以降無償化の対象となるのは、3人以上の子どもを扶養し、第3子以降の子が市立小・中学校、特別支援学校に在籍していることが条件となる。第3子全てが22歳以下で全て就学中である、第3子全てが義務教育の範囲内、あるいは年齢制限がないなど自治体によって異なっている状況である。	-	-
R4/2	18	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(2)		要望	第3子以降の無償化について、自治体によって要件が異なる。県の制度に拘わらず、できるだけ多くの世帯を対象として無償化に取り組んでいただきたい。	-	今後の状況を注視していく。	済

令和4年習志野市議会第2回定例会 請願・陳情 答弁主旨調査票

区分	部名	課名	請願・陳情内容	参考意見	質問要旨	答弁要旨	結果
陳情	生涯学習部	生涯スポーツ課	<p>受理番号第93号 第一カッターフィールド(秋津サッカー場)の天然芝維持を求める陳情</p> <p>【陳情項目】 秋津公園サッカー場天然芝継続維持</p> <p>【陳情内容】 秋津サッカー場は、1982年に当時の吉野孝市長が習志野市の子どもからシニアまで市民が緑の芝生の上でサッカーを楽しめるようにとの思いをもって建てられた「聖地」であり習志野市のレガシーである。天然芝の維持はSDGsの推進として「No14海の豊かさを守る」「No15陸の豊かさを守る」環境にやさしいものである。秋津サッカー場を利用した世界のトップクラスの選手や日本代表の選手からも最高の芝と絶賛され、習志野市が誇る価値の高いスポーツ施設となっている。私達は次世代の子ども達が天然芝の上で仲間と共に世界へ羽ばたくことの出来る夢を育み市民が安心して集う地域コミュニティの場として秋津サッカー場の天然芝存続を要望します。</p>	<p>令和4年第1回定例会における文教福祉常任委員会では、委員の皆様より様々な御意見をいただくとともに、「習志野市サッカー協会がグラウンドの人工芝化を希望していたことを示す資料」、「本市を活動拠点としているアメリカンフットボールチームが利用回数を増やしてほしい旨を希望していたことを示す資料」、「サッカー関係の利用が多く、他団体の利用が少なかったことを経年で示す資料」が求められ、これらの資料については3月23日に習志野市議会に提出している。</p> <p>また、3月30日に開催された習志野市教育委員会会議では、「オール習志野で実現する、スポーツが生み出す多世代の交流拠点」を目指すべき施設像とし、1つ、安全・安心に利用できる施設とするため、老朽化した施設の長寿命化改修を行う。2つ、施設の高効率、高稼働率を実現するため、グラウンドを人工芝化する。3つ、「みる」スポーツ需要に対応するための環境を整える、を整備方針とした「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針」が、「習志野市議会へ丁寧に説明すること」、「人工芝化などその他施設の整備に当たっては環境へ配慮すること」、「利用者団体などへ丁寧に説明すること」の条件が付された上で可決をしている。</p>	<p>【文教福祉常任委員会】 【質問1】参考意見では「当初サッカー協会が人工芝を望んでいた。」、参考人の発言では「市の人工芝化の方針に対して一度受け止め、その後検討し天然芝を希望した。」といった印象を受けた。実際にはどちらか確認したい。</p> <p>【質問2】参考人の発言は誤っているということか。</p> <p>【質問3】今になってサッカー協会から試算等の追加資料が提出されていること自体が理解できない。これまで、市とサッカー協会は資料の突合せを含めた話し合いをしてこなかったのか。これまでの対応を確認したい。</p> <p>【質問4】市サッカー協会より提出された追加資料に市の試算の6.3倍利用可能とはならないといった記述があった。6.3倍はどのように試算したか伺う。</p> <p>【質問5】あくまでも試算であるが、実際に6.3倍も利用されなかった場合を考えて、数字の根拠がある程度あった方が良いのではないか。</p> <p>【質問6】利用可能コマ数が6.3倍、稼働コマ数が3倍ということサッカー協会も理解しているということの良いか。</p> <p>【質問7】サッカー協会の「人工芝化を希望する。」と記載されたアンケートが提出されてから1年半程経過しているが、その間一切協議していないのか。</p> <p>【質問8】これまでの協議の中で、サッカー協会は、当初人工芝化を希望していたが、天然芝維持を希望する方針に変わったという経過があったか。当局より当初の人工芝化を希望していた資料のみ提出されたため、天然芝維持を求める陳情がおかしく受け取られる。協議経過も添付されないと誤解を招くのではないか。</p> <p>【質問9】アンケート結果資料が提出されるのであれば、協議経過も添付されるべきである。当局が意図してやっているように捉えられる。誤解を招く。形式としておかしいのではないか。</p> <p>【質問10】現在、陳情が上がっているという状況の中で、総合的に考えたときに、アンケート結果資料を提出するのであれば、8月24日の資料も言われなくても出すべきである。一連の流れが分からずに、委員会としてどうやって審議していくのか。委員に対しての配慮に欠けていると思うがどう考えるか。</p> <p>【質問11】躯体の改修は、予算組み等、今後どのように考えているか。躯体とグラウンドの総合的なスケジュールを組んでいるのか伺う。</p> <p>【質問12】再整備の方針の具体的なスケジュールはいつ頃示されるか。</p>	<p>【文教福祉常任委員会】 【答弁1】資料要求があり3月23日に提出した「秋津公園とスポーツ施設等一体的再整備に関する町会代表者及び利用団体様御意見」にサッカー協会が人工芝グラウンド化を希望と記載されている。このことから、サッカー協会から希望があったと捉えている。</p> <p>【答弁2】前述の資料はサッカー協会から提出されたものである。</p> <p>【答弁3】サッカー協会とは、これまでも定期的に対話しており、3月中にも2度話をしている。資料の突合せは、結果としてできていない。</p> <p>【答弁4】本市の試算は、1日6コマ、年間のメンテナンス日等を除いて347日稼働するものと想定している。単純に掛け合わせて、利用可能コマ数は2,082コマと試算した。</p> <p>【答弁5】6.3倍は、利用可能コマ数の試算結果である。実際の利用については、近隣施設の調査結果を踏まえ、土日は9割以上利用され、平日の屋間はおおよそ利用されないと想定している。このため、稼働コマ数は、現在の3倍になると試算している。</p> <p>【答弁6】サッカー協会と打合せを重ね、都度説明してきたが、このような結果となってしまっていることを御理解いただきたい。</p> <p>【答弁7】サッカー協会とは、令和3年5月、8月、9月、12月、令和4年3月には2回、話し合いの場を設けている。</p> <p>【答弁8】アンケートでサッカー協会から人工芝化を希望する回答をいただいてから、サッカー協会会長と生涯スポーツ課で協議を重ね、令和3年8月24日にサッカー協会会長より天然芝を要望することになったと連絡をいただいた。協会の理事会等で協議された結果ではないかと推測している。</p> <p>【答弁9】提出したアンケート結果資料は、3月議会の中で、市サッカー協会が人工芝化を希望していたことが分かるような資料との資料要求に基づき提出したものである。</p> <p>【答弁10】全体の経過が分かるような資料提出とならなかったことについて、申し訳なく思う。</p> <p>【答弁11】3月に再整備の基本方針を定めた。今後は、その再整備基本方針に基づいて、具体的な事業手法や、整備内容を検討するなどとともに、庁内調整を図っていく。</p> <p>【答弁12】現在示せる具体的なスケジュールはない。</p>	<p>【文教福祉常任委員会】 賛成少数 不採択</p>

区分	部名	課名	請願・陳情内容	参考意見	質問要旨	答弁要旨	結果
					<p>[質問13] グラウンドと施設を分けて考えること自体おかしい。通常であれば、施設を含めた改修計画があつて然るべきと思うが、いかがか。</p> <p>[質問14] 施設全体の再整備の方向性は、現在決まっているか。</p> <p>[質問15] 人工芝化ありきでなく、天然芝で運営を改善する努力が足りなかったのではないか。</p> <p>[質問16] サッカー協会が当初から人工芝化には全面的に反対であるという意思表示を示していたら、人工芝化を進めることはなかったか。</p> <p>[質問17] 人工芝の素材を調べているか。</p> <p>[質問18] ポリエチレンは、石油系である。習志野市はこの6月議会に市長がゼロカーボンシティ習志野を表明しているが、人工芝はこの表明と矛盾しているのではないか。考えを伺う。</p> <p>[質問19] 世界の潮流はSDGsがあるように、自然環境を未来へ残していく動きになっている。40年間天然芝を維持してきて、日本全国の中でも良いことをしてきたにも関わらず、目の前の金儲けに走るのはどうかと感じる。ここまで述べたことに対する見解を伺う。</p> <p>[質問20] 「使えない市民」とあつたが、予約システムに問題があるのではないか。</p>	<p>[答弁13] 改めて説明するが、グラウンドのみの方針ではない。施設全体の再整備の方向性を検討し、策定した。決してグラウンドと施設を別々には考えていない。</p> <p>[答弁14] 再整備方針について、3月30日の教育委員会会議において議決をいただいている。詳細な整備内容や具体的なスケジュールは、方針に基づき、今後、検討していく。</p> <p>[答弁15] 令和元年度から秋津野球場、秋津サッカー場、さらに公園を含めて検討を始め、1年以上にわたって、人々に利用される施設にするためにはどういった形が良いかを関係者の方々と協議をしながら検討してきた。しかしながら、陳情が提出されたことについては見直すべき点があつたかと感じている。</p> <p>[答弁16] 秋津サッカー場だけではなく、グラウンドは人工芝化か天然芝維持か、担当課として長く検討してきたことは事実である。人工芝と天然芝には、双方にメリットがある。多くの市民の方に使っていただき、経費をできる限り削減するといった視点で検討をした結果、人工芝化の結論に至った。当初よりサッカー協会から天然芝維持の要望があれば、御要望として受け止めていたと思うが、先の視点で考えるとやはり人工芝化の方向性で検討が進められていたと思う。</p> <p>[答弁17] ポリエチレンである。</p> <p>[答弁18] 天然芝の方が環境には優しいと考えている。一方で、人工芝においても、人工芝部分とゴムチップの部分と砂の部分とを分別して再利用するような循環システムを取っているため、環境負荷に関しては配慮が進んでいると考えている。</p> <p>[答弁19] 繰り返しになるが、環境に配慮という意味では、天然芝に優位性があると捉えている。一方で、今回の再整備の検討に当たっては、スポーツをいかに振興していくかという視点で考えた。その中で、現状の秋津サッカー場の稼働に課題を見出した。使えていない市民が多数おり、実際使えていないという声もいただいている。環境についても、当然配慮しながら事業を進めていく。</p> <p>[答弁20] グラウンドの一般開放枠があり、その枠を予約システムにて予約いただく。これまで議論を重ねているが、一般開放枠が、養生の関係で月に1~2コマ、年に24コマ届かない程度である。システムの使い勝手を良いものにした方が良いとは考えるが、システムよりも、一般の方へのグラウンド利用可能枠を増やす方が重要だと考えている。</p>	

令和4年習志野市議会第2回定例会 請願・陳情 答弁主旨調査票

区分	部名	課名	請願・陳情内容	参考意見	質問要旨	答弁要旨	結果
					<p>[質問21] 養生は10月の1か月のみではないのか。1日の中でも、2時間1コマ使用すると、他の時間帯は養生しなければならない状態ということか。</p> <p>[質問22] サッカー協会の追加資料に天然芝で現状年間180日使用できていると指摘をされている。市の提示している150日とサッカー協会の180日、なぜ差が出てしまうのか、市の見解を伺う。</p> <p>[質問23] サッカー協会は、人工芝の委託費が年間2千万円と試算しているが、市の試算を伺う。</p> <p>[質問24] 指定管理料として試算しているのか、伺う。</p> <p>[質問25] 市が作っている資料によると、天然芝の通常メンテナンス費は2千万円、人工芝の通常メンテナンス費は114万4千円となっているが、なぜこのような差が生じているか伺う。</p> <p>[資料要求1] 天然芝の通常メンテナンス費2千万円の内訳を資料として提出できるか伺う。</p> <p>[質問26] 幕張に夢フィールドが開設され、秋津サッカー場は日本代表には使用されなくなると言われていたが、実際の利用実績を伺う。</p> <p>[質問27] コロナ前の日本代表の利用は平均何日か、伺う。</p> <p>[質問28] プロ用の料金設定について、見解を伺う。</p> <p>[質問29] 現在の料金設定は、利用人数による変動はないという認識でよいか。</p> <p>[質問30] 利用人数が多い方が芝が痛むに決まっているため、人数に応じて料金を徴収した方が良い。見解を伺う。</p> <p>[質問31] 人工芝であれば、114万4千円以外に芝管理に費用は発生しないということか。</p> <p>[質問32] ゴムチップの素材は、何か。</p>	<p>[答弁21] 現在は、10月の養生期間の他に、利用前と利用後に調整期間を設けており、芝の状態が良ければ一般開放するといった運用をしている。しかしながら、結果として、芝の状態が良くなることなく、なかなか一般開放されていない。昨年の途中からは、一般利用を拡大するため、利用後のダメージが少ない場合等、できる限り市民利用を拡大するように改めて現場の管理者と調整している。</p> <p>[答弁22] サッカー協会の追加資料提出により改めて数字を確認したが、市として利用実績は150日である。</p> <p>[答弁23] 114万4千円と試算している。</p> <p>[答弁24] そうである。ゴムチップの補充等の芝の指定管理料として114万4千円と試算している。</p> <p>[答弁25] 天然芝は、人手をかけて、草刈りや水まき等の整備を行い、芝の管理をしている。天然芝管理に係る業務は指定管理者から再委託しており、その費用が約2千万円である。人工芝となった場合、芝の管理は、施設管理職員の仕事となる。そのため、ゴムチップの補充や芝を立て直す等の委託費が約50万円、その他、施設の建物の保守等を含めて、施設管理の維持管理費には、114万4千円と試算している。</p> <p>[資料要求1] 後ほど提出する。(提出済)</p> <p>[答弁26] サッカー男子日本代表の利用実績は、令和元年度は7日、令和2年度は1日、令和3年度は2日である。元々7日と多いわけではないが、令和2年度に夢フィールドが開設されてから、減少している。</p> <p>[答弁27] 後ほど回答する。(平成29年度は5日、平成30年度は13日と回答済)</p> <p>[答弁28] 料金改定時に参考とさせていただきます。</p> <p>[答弁29] 利用料金は、人数に関わることなく、1面当たりの金額として定めている。</p> <p>[答弁30] 近隣市のサッカー場を調査したが人数により料金が異なる施設はない。次期改定のときに選択肢の1つとして研究する。</p> <p>[答弁31] 114万4千円は、各種人工芝メーカーからのヒアリング結果である。何らかの理由により、ゴムチップの部分的な補填や掘り起こし等、突発的に別途費用が発生する可能性があるため、発生しないとは言いきれないが、一般的な費用として試算している。</p> <p>[答弁32] ゴムチップと一言で述べているが、ヤシの実由来の製品や温度抑制加工を施したもの等、様々な素材のチップがある。</p>	

区分	部名	課名	請願・陳情内容	参考意見	質問要旨	答弁要旨	結果
					<p>〔要望1〕天然芝は環境に対しては良いものと認識している。大阪サミットにおいて、2050年までには、海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減するという目標を指すというビジョンがある。このビジョンに対して、日本もしっかりと企業と連携しながら、環境省において様々な取り組みを行っており、マイクロプラスチックの発生抑制、そして流出抑制という部分を行っていることを認識している。環境という部分もしっかり認識していただき、環境負荷にならない人工芝の導入を研究していただきたい。</p> <p>〔質問33〕サッカー協会の追加資料より、人工芝の施設整備には産業廃棄物処理費が必要になるのではないかと。当局の見解を伺う。</p> <p>〔質問34〕オービックシーガルズが今年9月に2週間ほど予約している状況を見ると、養生日がそれほど必要でないように思えるが、いかがか。</p> <p>〔資料要求2〕サッカー場の収入300万円の根拠を資料として提出できるか。</p> <p>〔要望2〕第1に、経費削減を目的化するのではなく、習志野市民の利用促進を最優先の課題として今後の計画具体化に取り組むこと。特に子どもたちの利用拡大を強く求める。第2に、一部意見の食い違いがあったとしても、サッカー協会と継続して丁寧に話し合いを行い理解と協力を求めること。人工芝化してサッカー以外の競技でも利用しやすくするのであれば、教育委員会が他の競技団体との橋渡し役を率先してやっていくべきである。それは、社会教育、学校教育を司る行政機関としての責務であると考え。第3に、施設運営の実態を教育委員会自らがきちんと把握して分析し、市民に説明したり、運営の改善を図ったりできるようにすること。利用料収入の内訳など、資料として最終的に提出されたが、指定管理者でないと、すぐには分からないということが少なくない。こういった分かりにくい部分がサッカー協会に不信感を抱かせる一因にもなったのではないかと。天然芝と人工芝の差を大きく見積もり過ぎているという疑念には真摯に応えるようにしていただきたい。第4に、きちんとした品質の人工芝を選定し、劣化したら適切に貼り換えること。現基本方針の10年に1回は最低ラインである。また、教育委員会自らが答弁したように、環境に配慮した人工芝を選定すること。フィールドターフのようなロングパイル人工芝など、利用者の身体への負担が少ない製品を選定することも重要である。これは多くの市民が安心して使える競技場にする上でも重要なことであろう。これらのことを強く要望する。</p> <p>【定例会総括審議】 質問なし</p>	<p>〔答弁33〕撤去処分の費用は発生する。市の試算では、張替え費1億1千440万円に撤去処分費を含めている。</p> <p>〔答弁34〕10月が1か月間養生期間であり、多少荒れるような使用であっても問題ないため、養生期間前の2週間をアメリカンフットボール用として予約している。</p> <p>〔資料要求2〕利用状況と収入金額の分かる資料を作成して、後ほど提出する（提出済）</p> <p>【定例会総括審議】 答弁なし</p>	<p>【定例会】 賛成少数 不採択</p>

令和4年習志野市議会第2回定例会 請願・陳情 答弁主旨調査票

区分	部名	課名	請願・陳情内容	参考意見	質問要旨	答弁要旨	結果
陳情	学校教育部	学校教育課	<p>受理番号第97号</p> <p>「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書</p> <p>【陳情項目】</p> <p>2023年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。</p> <p>【陳情内容】</p> <p>教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模な災害、そして、新型コロナウイルス感染症の拡大と立て続けに発生しました。災害からの復興・感染症の克服は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境を一層すすめる必要があります。</p> <p>そこで以下の項目を中心に、2023年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること 2. 少人数学級や小学校高学年専科を実現するために、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること 3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること 4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること 5. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること 6. 安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること 7. 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、財政措置を講じること 8. 感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないよう財政措置を講じること 9. GIGAスクール構想に伴うICT環境の整備促進のために、財政措置を講じること など <p>以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。</p> <p>本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。</p>	<p>まず、陳情にある少人数学級の実現については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、令和3年度の小学校2学年から5年間かけて段階的に適用され、令和7年度からは小学校の全ての学年の通常学級が35人編成となる。</p> <p>次に、就学援助に関しては、学用品をはじめとした費用の援助等を行っており、市内各学校で、入学説明会や1学期中の学校だより等において保護者への周知を徹底している。加えて、平成30年度からは小学校と中学校の入学前に新入学学用品費の支給を行っている。</p> <p>本市独自の事業では育英資金として高校1年生から3年生までを対象とした給付型の奨学金制度や、本年度開始した中学3年生の保護者に対して高校等入学に係る費用の一部を給付する入学資金給付制度がある。</p> <p>次に、施設設備については校舎の修繕や大規模改修など計画的に取り組んでいる。</p> <p>次に、ICT環境の整備として、令和3年度には小・中学校の児童生徒に対し、一人一台タブレット端末の配付やデジタル教科書の一部導入を行い、今年度はICT支援員等の配置の拡充などICT活用の推進を図っている。</p> <p>次に、児童・生徒が抱える不安やストレスの早期発見へ向けた教育相談体制の充実として、本市では学期に1回の個別の教育相談を実施している。また、SOSの出し方教育を実施し、各種相談窓口の活用を促進している。今年度からは児童生徒に配付したタブレット端末に匿名メール相談WEBアプリを導入し、児童生徒のいじめ等に関する悩みの相談を受けている。</p> <p>以上のような取り組みを進めているところであり、本市教育委員会としても、教育課題の解決のためには、国における教育予算の十分な確保は、必要不可欠であると考えている。</p>	<p>【文教福祉常任委員会】</p> <p>[質問1] 「2」について、本市の教職員の定数の現状について伺う。</p> <p>[質問2] 716人というのは、十分な数なのか。</p> <p>【定例会総括審議】</p> <p>質問なし</p>	<p>【文教福祉常任委員会】</p> <p>[答弁1] 令和4年5月1日現在、県費負担の教職員数は716人である。</p> <p>[答弁2] 定数については、国が定める標準法に基づいて、県で基準が決められている。県費負担教職員については、県が配置するものであり、配置されている職員で未配置ができないように配置している。</p> <p>【定例会総括審議】</p> <p>答弁なし</p>	<p>【文教福祉常任委員会】</p> <p>全員賛成採択送付</p> <p>【定例会】</p> <p>全員賛成採択送付</p>

区分	部名	課名	請願・陳情内容	参考意見	質問要旨	答弁要旨	結果
陳情	学校教育部	学校教育課	<p>受理番号第98号</p> <p>「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書【陳情項目】</p> <p>2023年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出いただきたくお願い申し上げます。</p> <p>【陳情内容】</p> <p>義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。</p> <p>しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。</p> <p>現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちととりまく教育環境にも格差が生じています。</p> <p>国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。</p> <p>学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。</p> <p>本陳情の趣旨について審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。</p>	<p>本市教育委員会としては、「義務教育費国庫負担制度」は、教育水準維持の観点から必要であると認識している。全ての子どもたちが、等しく一定水準の教育を受けるためには、まず、教職員が適正な数で配置されなければならない。</p> <p>さらに、一人ひとりの児童生徒に、きめ細かな教育をしていくためには、1学級あたりの児童生徒数を少なくしたり、複数の教職員で指導したりする必要がある。</p> <p>このように、教育が適切かつ、きめ細かに展開されるためには教職員数の確保は重要であり、そのための人件費は必要な経費である。</p> <p>県費負担教職員の給与は、義務教育費国庫負担法によって国が3分の1、千葉県が3分の2を負担することとなっている。この給与の財源となる、義務教育費国庫負担金が縮減されれば、千葉県においても財源負担は増加し、教職員の数を維持することは難しくなると考えられる。</p> <p>このようなことから、本市教育委員会としても、義務教育費国庫負担制度の堅持は必要であると考えている。</p>	<p>【文教福祉常任委員会】 質問なし</p> <p>【定例会総括審議】 質問なし</p>	<p>【文教福祉常任委員会】 答弁なし</p> <p>【定例会総括審議】 答弁なし</p>	<p>【文教福祉常任委員会】 全員賛成 採択送付</p> <p>【定例会】 全員賛成 採択送付</p>

報告事項(2)

令和3年度教育費予算の繰越しについて

令和3年度教育費予算の繰越しについて、地方自治法施行令第145条第1項及び第146条第2項の規定により議会へ報告したので、別紙のとおり報告する。

令和4年7月27日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

令和3年度教育費予算の繰越事業一覧

継続費逐次繰越															
項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額				支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	年度繰越額	左の財源内訳				備考
			予計上	算額	前年度繰越額	年度繰越額					繰越金	特定財源			
												国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2 小学校費	大久保小学校校舎改築事業 (校舎改築設計業務委託)	187,350,000	157,220,000	0	157,220,000	112,710,600	44,509,400	44,509,400	44,509,400	0	0	0	0	【事業概要】 大久保小学校校舎改築(建替え)実施設計業務委託 契約日:令和3年4月27日 履行期限:令和4年4月28日 契約金額:151,800,000円 支払済額:112,710,600円(令和3年度112,710,600円) 【繰越理由】 令和3年度から令和4年度までの2年間の継続費であり、残額を繰り越すもの。	
	小学校長寿命化改修事業 (屋敷小学校長寿命化改修設計業務委託)	48,780,000	24,707,000	0	24,707,000	16,885,800	7,821,200	7,821,200	7,821,200	0	0	0	0	【事業概要】 屋敷小学校長寿命化改修工事設計業務委託 契約日:令和3年6月21日 履行期限:令和5年3月31日 契約金額:33,228,800円 支払済額:16,885,800円(令和3年度16,885,800円) 【繰越理由】 令和3年度から令和4年度までの2年間の継続費であり、残額を繰り越すもの。	
3 中学校費	第二中学校校舎改築事業 (校舎改築設計業務委託)	239,721,000	107,874,000	30,455,600	138,329,600	95,148,900	43,180,700	43,180,700	43,180,700	0	0	0	0	【事業概要】 第二中学校校舎改築(建替え)設計業務委託 契約日:令和2年10月5日 履行期限:令和4年6月30日 契約金額:184,800,000円 支払済額:145,599,300円(令和3年度95,148,900円) 【繰越理由】 令和2年度から令和4年度までの3年間の継続費であり、残額を繰り越すもの。	
	中学校長寿命化改修事業 (第一中学校長寿命化改修設計業務委託)	48,540,000	24,143,000	0	24,143,000	16,057,800	8,085,200	8,085,200	8,085,200	0	0	0	0	【事業概要】 第一中学校長寿命化改修工事設計業務委託 契約日:令和3年6月16日 履行期限:令和5年3月31日 契約金額:32,084,800円 支払済額:16,057,800円(令和3年度16,057,800円) 【繰越理由】 令和3年度から令和4年度までの2年間の継続費であり、残額を繰り越すもの。	
7 保健体育費	旧給食センター解体事業 (旧給食センター解体工事)	231,470,000	52,078,000	0	52,078,000	20,924,100	31,153,900	31,153,900	3,153,900	0	28,000,000	0	0	【旧学校給食センター解体工事】 契約日:令和3年10月12日 履行期限:令和4年8月8日 契約金額:129,162,000円 支払済額:20,924,100円 【繰越理由】 令和3年度から令和4年度までの2年間の継続費であり、残額を繰り越すもの。	

令和3年度教育費予算の繰越事業一覧

項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					繰越し理由	備考
				既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源		
					国庫補助金	地方債	その他			
円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2 小学校費	小学校大規模改造事業	664,347,000	664,347,000	0	95,457,000	566,000,000	0	2,890,000	<p>国の補正予算による交付金を活用し実施するもので、令和4年3月補正対応であることから、事業執行の暇がなかったため。 【繰越明許設定：3月補正】</p> <p>【事業概要】 ①谷津南小学校大規模改修工事※未契約 契約日：令和4年6月予定 工期：令和4年7月～令和5年3月予定 完成予定日：令和5年3月予定 予算額：365,156,000円 ②実初小学校大規模改修工事※未契約 契約日：令和4年6月予定 工期：令和4年7月～令和5年3月予定 完成予定日：令和5年3月予定 予算額：299,191,000円</p>	
4 高等学校費	高等学校管理運営費	74,136,000	74,136,000	0	74,136,000	0	0	0	<p>国の補正予算による交付金を活用し実施するもので、令和3年度11号補正対応であることから、事業執行の暇がないため。 【繰越明許設定：11号補正】</p> <p>【事業概要】 新型コロナウイルス感染症対策として、学校全体を活用して分散授業を実施するため並びにICT環境整備の促進に必要となるネットワーク整備を行う。 (ネットワーク設定、パソコン購入等)</p>	
	高等学校施設整備事業	23,940,000	23,940,000	0	23,940,000	0	0	0	<p>国の補正予算による交付金を活用し実施するもので、令和3年度11号補正対応であることから、事業執行の暇がないため。 【繰越明許設定：11号補正】</p> <p>【事業概要】 新型コロナウイルス感染症対策として、学校全体を活用して分散授業を実施するため並びにICT環境整備の促進に必要となるネットワーク整備を行う。 (LAN整備工事)</p>	
6 社会教育費	公民館施設整備事業	24,570,000	24,570,000	0	24,570,000	0	0	0	<p>国の補正予算による交付金を活用し実施するもので、令和3年度11号補正対応であることから、事業執行の暇がないため。 【繰越明許設定：11号補正】</p> <p>【事業概要】 新型コロナウイルス感染症対策として、習志野市公民館の和式便器について、飛散防止ができ感染リスクの低い洋式便器に改修する。</p>	
7 保健体育費	新型コロナウイルス感染症 学校衛生管理事業	37,350,000	37,350,000	0	37,350,000	0	0	0	<p>国の補正予算による交付金を活用し実施するもので、令和4年3月補正対応であることから、事業執行の暇がないため。 【繰越明許設定：3月補正】</p> <p>【事業概要】 教育活動を継続するため、感染症対策を徹底する取組及び児童生徒の学びの保障をするための取組に必要となる費用を補助する。 消耗品費：小・中・高 24校分 36,652千円 備品購入費：小・中 5校分 698千円</p>	

報告事項(3)

臨時代理の報告について

(令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について)

習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年7月27日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰候補者の審査結果

分野		推薦された者		審査結果		備考
		個人	団体	個人	団体	
学校教育	学校医					
	学校歯科医					
	学校薬剤師					
	学校教育					
	県費負担教職員等					
	ボランティア					
	その他					
	小計	0	0	0	0	
生涯学習	社会教育					
	青少年健全育成					
	社会体育					
	P T A 活動					
	ボランティア					
	その他					
	小計	0	0	0	0	
寄付						
大会入賞						
その他			1		1	
合計		0	1	0	1	

令和4年度習志野市教育委員会顕彰候補者

その他 表彰することが適当と認められる業績のあったもの

1. 表彰状 団体

(敬称略)

	氏名・団体名	条号	功 績	推薦者	備考
1	CAC RG	2-13	第18回アジアジュニア新体操選手権大会 団体種目別ボール5 金メダル 団体種目別ロープ5 銀メダル	生涯スポーツ課長	

習志野市教育委員会顕彰規程推薦基準

		条 号				
表 彰 状	2	1	学校医		10年以上	
			学校歯科医		10年以上	
			学校薬剤師		10年以上	
	2	2	学校教育、社会教育の各種委員会	委員	10年以上	
			“ 審議会	委員	10年以上	
			“ 協議会	委員	10年以上	
			市民スポーツ指導員		10年以上	
			青少年相談員		10年以上	
	2	3	学校教育関係団体	役員	15年以上	
			社会教育関係団体	役員	15年以上	
	2	4	学校教育に関するボランティア	個人	10年以上	
			社会教育に関するボランティア	個人	10年以上	
	2	5	本市小学校及び中学校の校長	校長	5年以上	
			かつ本市小学校及び中学校教諭 (教頭、事務局、教育機関在職年数加算)		5年以上	
	2	6	本市小学校、中学校及び高等学校の教頭	教頭	5年以上	
			かつ本市小学校、中学校及び高等学校の教諭 (事務局、教育機関在職年数加算)		5年以上	
2	9	学校教育関係団体	団体	20年以上		
		社会教育関係団体	団体	20年以上		
2	10	体育活動(全国3位以内)				
		文化活動(全国3位以内)				
2	11	PTA	役員	7年以上		
		かつPTA連絡協議会	役員	1年以上		
2	12	各中学校区青少年健全育成連絡協議会	代表	5年以上		
2	13	その他(表彰することが適当と認められる業績のあったもの)				
感 謝 状	3	1	学校教育関係団体	役員	10年以上	
			社会教育関係団体	役員	10年以上	
	3	2	PTA	役員	5年以上	
			中学校、高等学校、新設PTA	役員	3年以上	
	3	3	学校教育関係団体	団体	10年以上	
			社会教育関係団体	団体	10年以上	
	3	4	学校教育に関するボランティア	個人	5年以上	
			社会教育に関するボランティア	個人	5年以上	
	3	5	その他(感謝状を授与することが適当と認められ業績のあったもの)			
	4	1	50万円相当以上の金品の寄付			

報告事項(4)

令和4年度1学期いじめアンケート集計結果と考察について

令和4年度1学期いじめアンケート集計結果と考察について、別紙のとおり報告する。

令和4年7月27日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

令和4年度 1学期いじめアンケート 集計結果と考察

1 「習志野市いじめアンケート」の概要

(1) 目的

- ①市内の全ての市立小・中学校に通う児童生徒に、確実にいじめアンケートを実施することにより、各学校が定期的に自校のいじめの実態把握をして、いじめの早期発見、問題への迅速な対応、さらには未然防止に生かす。
- ②教育委員会が、いじめアンケートの集計結果より、市内の小・中学校のいじめの実態を把握し、対応及びいじめ問題対策委員会等、関係機関との連携に生かす。

(2) 本アンケートの生かし方

- ①各学校は、アンケートで認知したいじめについて、事実確認、いじめられた児童生徒への支援、いじめた児童生徒への指導、該当児童生徒の保護者への連絡等を行い、いじめ問題の解決を図る。
- ②教育委員会は、集計結果について市内の小・中学校のいじめの問題の傾向を分析、考察し、今後の指導事項、配慮事項をまとめて、各学校へ伝達するとともに各関係機関へ情報提供を行い連携等に生かす。

(3) アンケート実施上の配慮事項

- ①記名式アンケート実施にあたっては、小・中学生ともに家庭に持ち帰って実施する。小学生においては、学校で記入後自宅に持ち帰る等、児童や学校の実態に合わせて実施する。児童生徒が他者の目を気にせずに記入できるようにするとともに、保護者がアンケートの内容を確認できるように実施する。
- ②「いじめられた」と回答した児童生徒には、担任がアンケート実施後に、丁寧に個別の聴き取り調査を行い、児童生徒が精神的な苦痛を感じているものは、全ていじめと認知し、管理職に報告する。
- ③無記名式アンケートについては、記名式アンケート実施後、ある程度の日数をおいて、学校で実施をする。このことにより、いじめの解消を確認するとともに、記名式に書けなかった内容を把握する。
- ④アンケートの実施は年3回、教育委員会への報告期限を6月末、11月末、2月末とする。
- ⑤各学校において、アンケート用紙及び付属の資料等を含め、全てを5年間保管する。

(4) 令和4年度実施にかかる改善点

- ①無記名式アンケートをタブレットのアプリでの実施を選択可とした。

2 アンケート集計結果と考察について

令和4年度1学期いじめアンケート実施状況 対象: 小学校9,092人・中学校4,116人

項目 校種	記名式アンケート		無記名式アンケート	
	回収数	回収率	回収数	回収率
小学校	9,058	99.6%	8,821	97.0%
中学校	4,104	99.7%	3,752	91.2%

実施期間: 令和4年5月末～6月初旬

いじめアンケートが未実施である児童生徒の主な理由

- ・感染症予防のため出校停止
- ・一時帰国
- ・不登校、長欠
- ・入院
- ・家庭の事情
- ・一時保護等
- ・無記名式アンケートは、欠席者に後日実施することは個人が特定されるためできない。

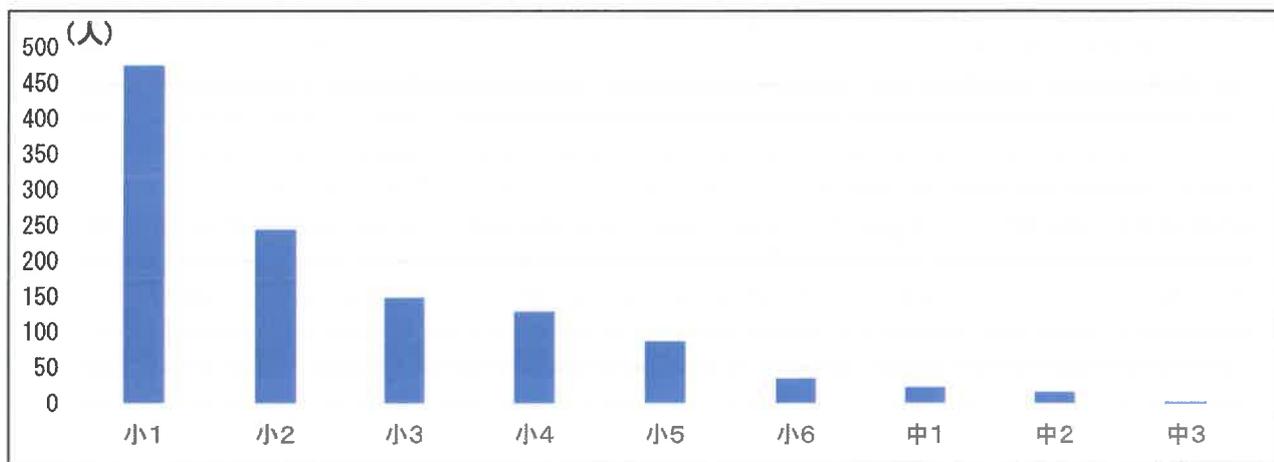
【資料1】

学年別のいじめ認知件数(記名式アンケートより)

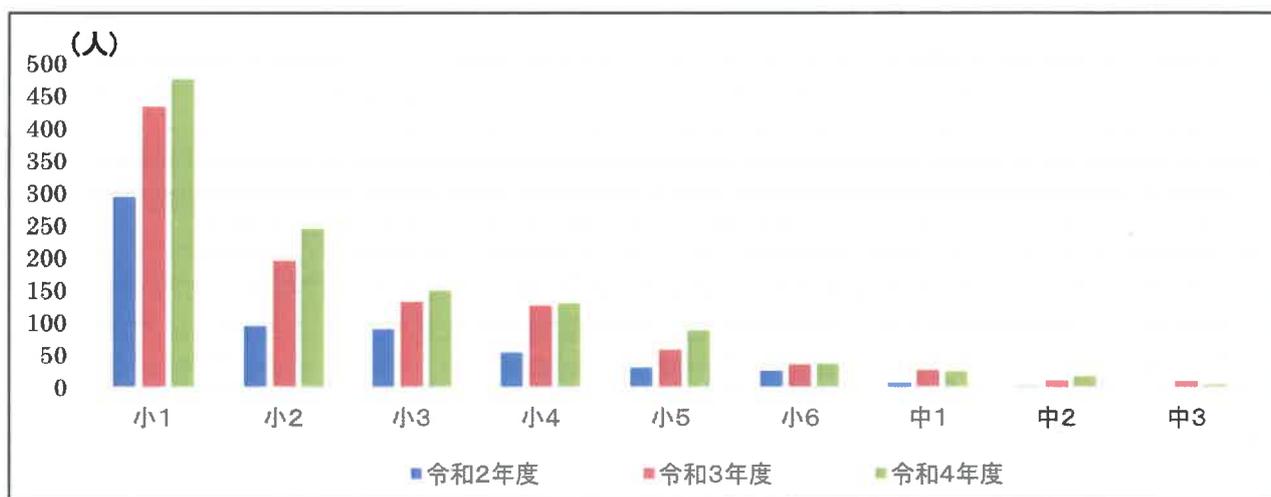
(件)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	中1	中2	中3	計
在籍数	1,544	1,536	1,491	1,498	1,565	1,458	9,092	1,387	1,367	1,362	4,116
男子件数	283	128	82	74	49	24	640	18	7	2	27
女子件数	193	117	67	56	39	12	484	6	10	2	18
合計件数	476	245	149	130	88	36	1124	24	17	4	45

〈1学期の学年別のいじめ認知件数〉



〈過去3年間の1学期の学年別いじめ認知件数〉



【結果】

- ①いじめ認知件数は小学1年生が最も多く、学年が上がるにつれて減少する傾向がある。
- ②小学1年生のいじめ認知件数が特に多くなった。
- ③過去3年間の1学期の学年別認知件数については、全体的に増加傾向にある。

【考察】

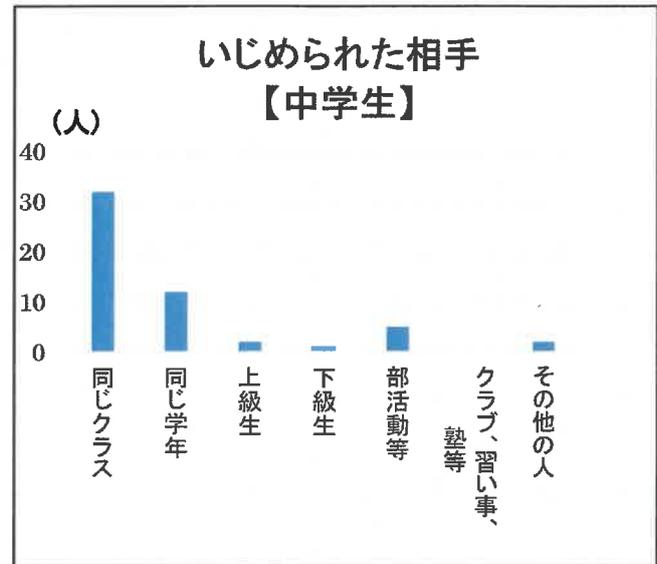
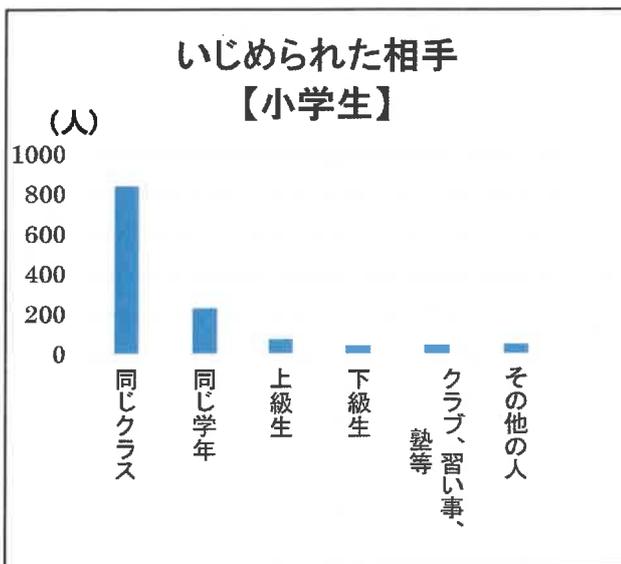
- ①小学1年生は、入学前の出来事もいじめ認知件数に入れているため、件数は多くなっている。
このことについては、全国的な傾向と一致している。
- ②いじめ認知件数が増加している点については、過去2年間は教育活動が制限され(令和2年度は臨時休業により6月から学校再開)、他者との関わりも少なかったものが、今年度から少しずつ制限が緩和され、関わりが増えてきたことも要因の1つとして考えられる。

【資料2】

いじめられた相手

(人、複数回答可)

内容	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	中1	中2	中3	計
同じクラス	349	199	112	105	49	29	843	19	9	4	32
同じ学年	83	35	36	29	37	10	230	7	5	0	12
上級生	27	20	13	8	3	1	72	0	2	0	2
下級生	20	11	1	6	1	2	41	0	1	0	1
部活動等								1	4	0	5
クラブ、習い事、塾等	9	12	13	6	2	1	43	0	0	0	0
その他の人	31	10	3	2	3	0	49	1	1	0	2



【結果】

- ①いじめられた相手は、「同じクラス」が最も多く、続いて「同じ学年」となっている。これは、過去のデータでも同じことがいえる。
- ②中学生では、「部活動」が3番目に多い。これは部活動がクラスの次に長い時間を共にする異学年との関わりであることに起因する。
- ③「その他」の内容は、小学生では「他校の子」「兄弟姉妹」、中学生では「相手がわからない」という回答があった。

【考察】

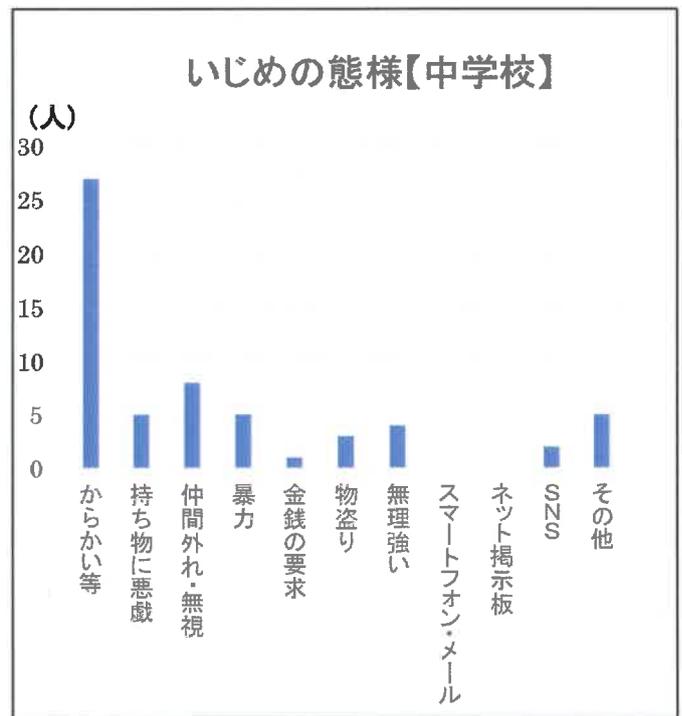
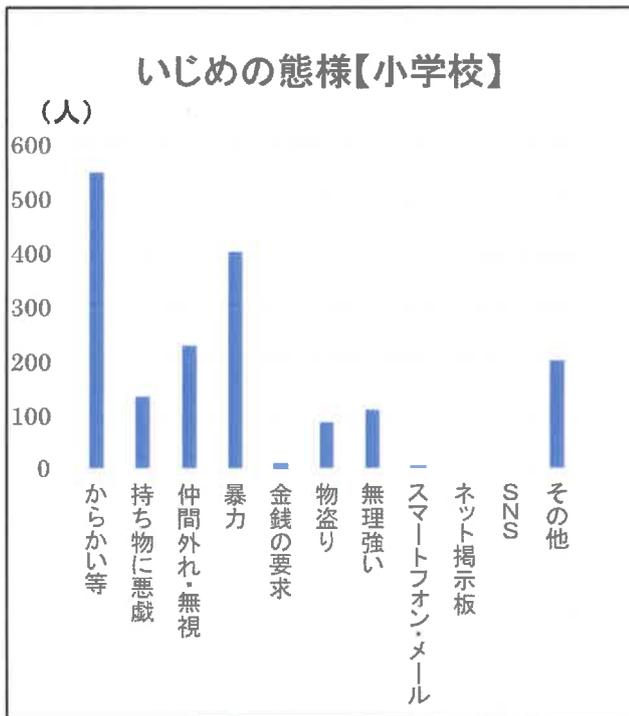
- ①身近にいる人から被害を受けるケースが多いことは変わらない。特別活動や道徳等を通じて人との関わり方を学ばせていくことを継続する。
- ②小・中学校共に学級内で発生している件数が多いことから、担任が一人で抱え込み、学校としての認知が遅れることのないように集約担当を配置し、校内体制を整える必要がある。

【資料3】

いじめの態様

(人、複数回答可)

態様	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	中1	中2	中3	計
からかい等	203	120	71	75	56	25	550	14	11	2	27
持ち物に悪戯	74	29	11	8	11	1	134	3	1	1	5
仲間外れ・無視	113	42	27	23	15	9	229	3	3	2	8
暴力	199	88	36	34	37	9	403	5	0	0	5
金銭の要求	5	2	3	1	0	0	11	1	0	0	1
物盗り	38	19	13	8	5	3	86	2	0	1	3
無理強い	45	23	14	15	8	4	109	2	1	1	4
スマートフォン・メール	3	0	1	0	0	2	6	0	0	0	0
ネット掲示板	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
SNS	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	2
その他	68	57	28	29	15	4	201	3	2	0	5



【結果】

- ①いじめの態様については、小・中学校ともに、「からかい等」が1番多い。次に小学校では「暴力」、中学校では「仲間外れ・無視」となっている。「SNS」や「スマートフォン・メール」については、件数は少ないが今後増加が予想される。
- ②「その他」の中に、「変な名前では遊ばれる」「圧をかけてくる」「画鋏をおかれた」などといった内容があった。

【考察】

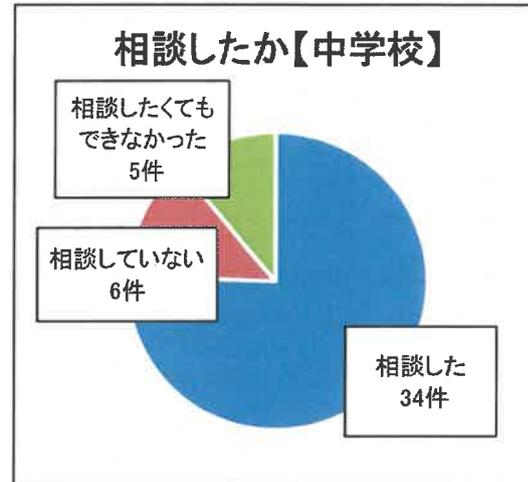
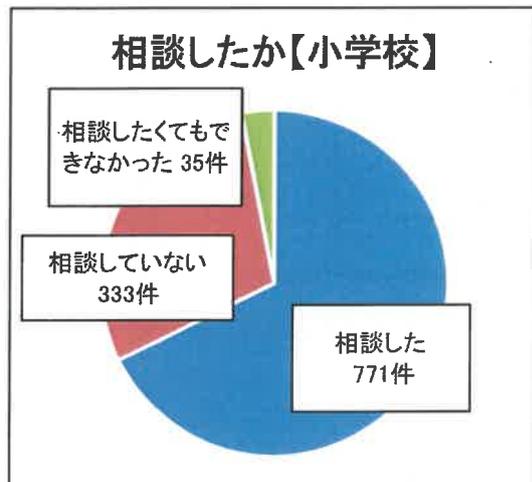
- ①学級活動などで他者理解を深めることや、相手の立場になって考えるなど、どの発達段階にも相手の気持ちを推し量る力を指導する必要がある。
- ②社会で LGBTQ 等価値観の多様性への理解が進む中、他者の考え方、生き方、相違点を認め合える人権教育にこれまで以上に力を入れていく必要がある。

【資料4】

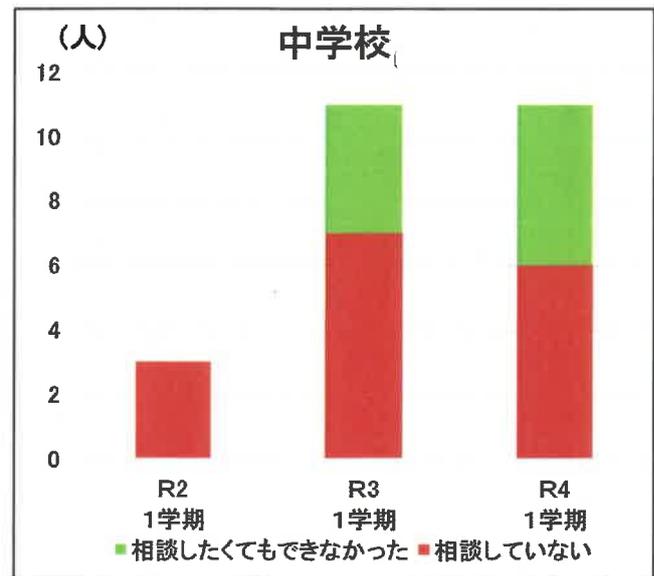
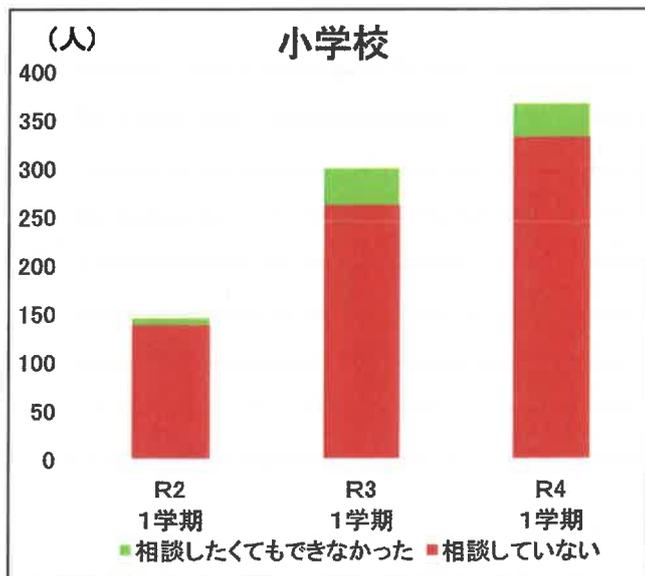
いじめられたとき誰かに相談したか

(件)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	中1	中2	中3	計
相談した	351	169	93	80	53	25	771	19	11	4	34
相談していない	126	79	49	39	29	11	333	3	3	0	6
相談したくてもできなかった				17	17	1	35	2	3	0	5



<相談していない児童生徒の過去2年との比較>



【結果】

- ①児童生徒が相談をしていない状況については、小学生は約29%（333件）、中学生は約13%（6件）である。
- ②一定数の「相談していない（できなかった）」児童生徒がいる。

【考察】

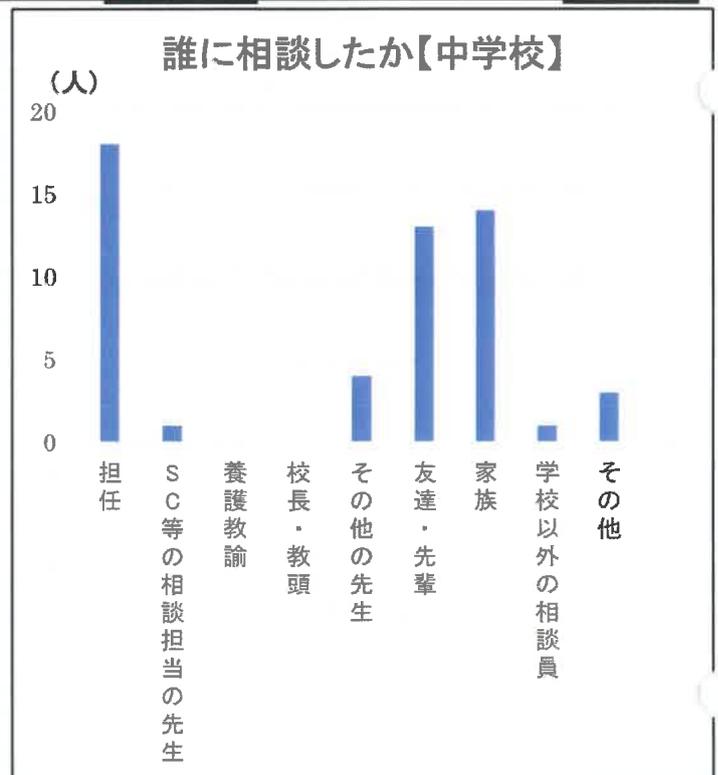
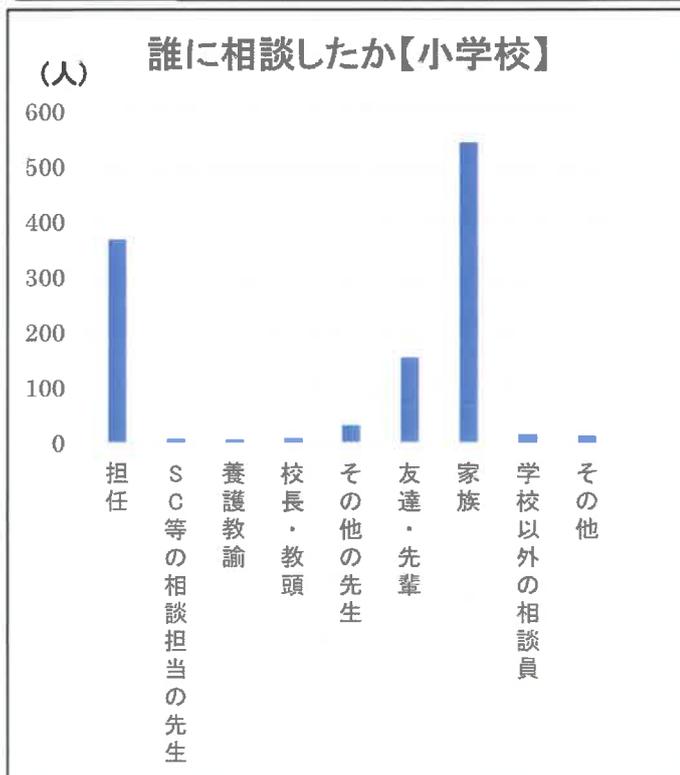
- ①今年度から教育課程内に全児童生徒と個別の教育相談を行う時間を確保している。そのため、全児童生徒とは相談を行っている状況にある。いじめが発生してすぐに誰かに相談できる状況をつくっていくために、脱いじめ傍観者教育や相談機会の確保をしていく必要がある。
- ②匿名メール相談WEBアプリの相談件数も徐々に増え始めている。児童生徒に各種相談窓口が選択できるように、多様な相談窓口の活用方法についてさらに広めていく。

【資料5】

いじめられたとき、誰に相談をしたか

(人、複数回答可)

内容	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	中1	中2	中3	計
担任	199	69	35	32	24	10	369	11	6	1	18
SC等の相談 担当の先生	1	1	1	2	2	1	8	1	0	0	1
養護教諭	4	0	0	3	0	0	7	0	0	0	0
校長・教頭	6	2	1	0	0	1	10	0	0	0	0
その他の先生	12	9	4	4	1	2	32	0	4	0	4
友達・先輩	51	36	15	29	16	8	155	6	4	3	13
家族	228	130	73	53	42	18	544	6	4	4	14
学校以外の 相談員	7	5	1	1	2	0	16	0	0	1	1
その他	5	5	1	0	2	1	14	1	2	0	3



【結果】

- ①相談する相手としては、小学校は家族、中学校は担任が一番多く、次に小学校は担任、中学校では家族となっている。過去の傾向では、小・中学校共に家族、担任の順であったが、中学校においては変化が見られた。
- ②中学生では、友達・先輩に相談する割合が増えている。

【考察】

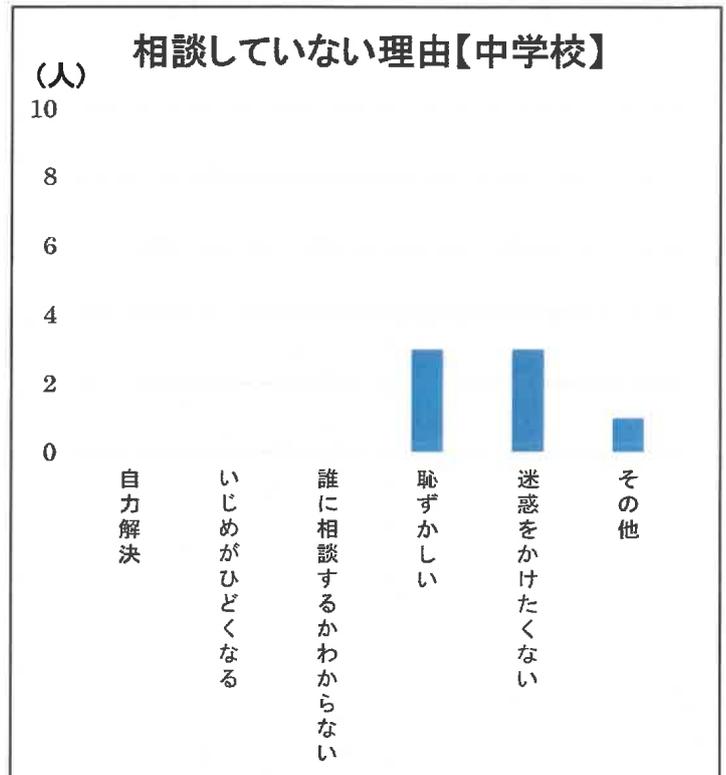
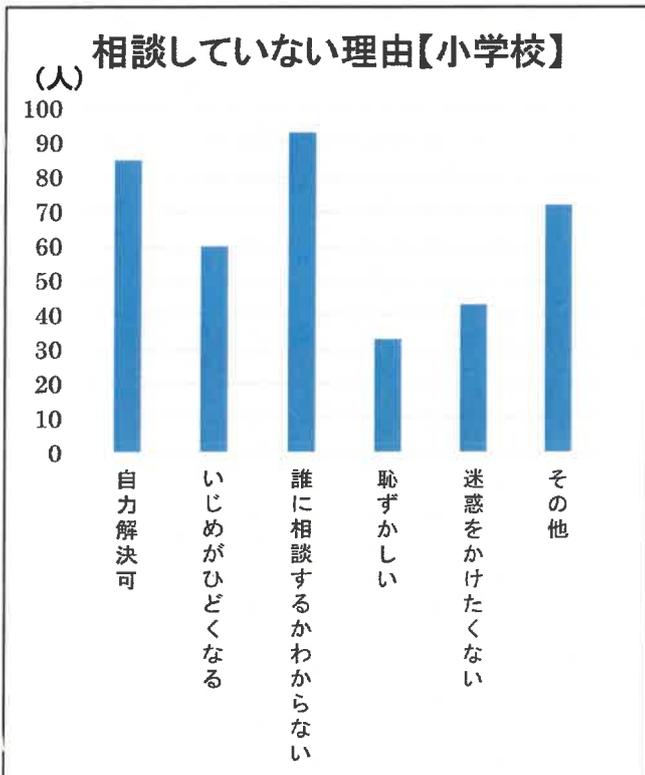
- ①小学校では、担任制、中学校では教科担任制や部活動など、多くの学校職員と関わることから、相談しやすい環境にあると考えられる。
- ②日頃から共有する時間が長い友達がいじめの兆候に気づき、相談できる環境・関係づくりに努めていく。
- ③家庭(保護者)からの訴えについて、丁寧かつ誠実な対応を図ることが解決の一步となる。小・中学校共に訴えがあった場合には、対面、複数で対応を図る必要がある。

【資料6】

なぜ相談しなかったか(したくてもできなかったか)

(人、複数回答可)

内容	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	中1	中2	中3	計
自力解決可	22	18	8	18	16	3	85	0	0	0	0
いじめがひどくなる	16	12	14	11	7	0	60	0	0	0	0
誰に相談するかわからない	46	16	14	9	8	0	93	0	0	0	0
恥ずかしい	10	10	7	2	3	1	33	2	1	0	3
迷惑をかけたくない	13	9	6	7	6	2	43	1	2	0	3
その他	24	20	9	8	6	5	72	0	1	0	1



【結果】

- ①小学生における「誰に相談するかわからない」という回答が最も多く、約24%であった。なかでも低学年児童の割合が高い。
- ②中学生で「恥ずかしい」「迷惑をかけたくない」と回答する割合が高く、それぞれ約43%であった。

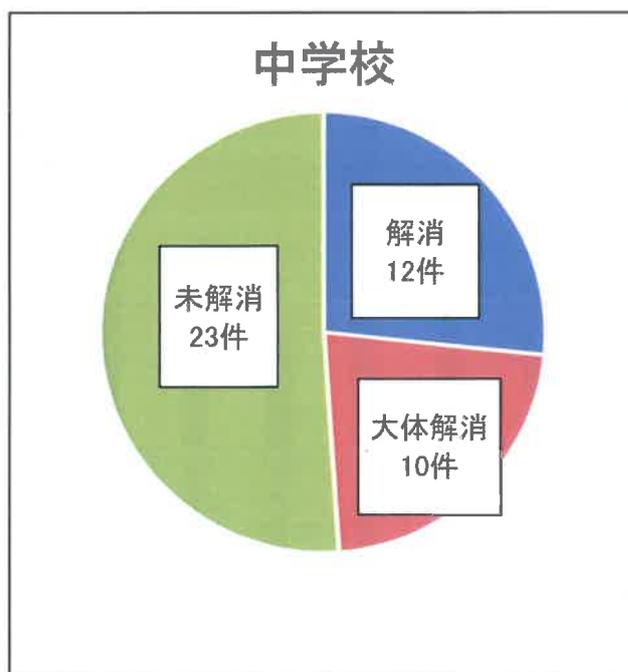
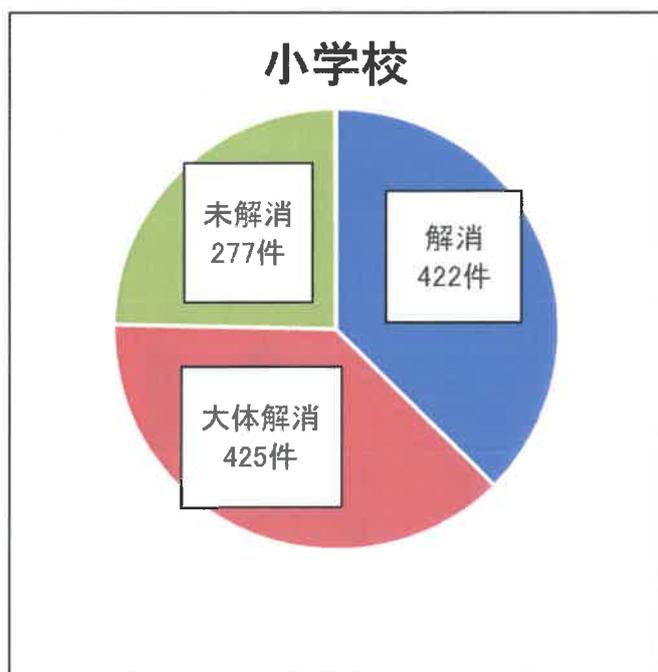
【考察】

- ①自己解決を図る力は育てなくてはならない力である。いじめがひどくなると感じている児童が一定数いることから、担任のみならず複数職員で対応する学校の姿勢を児童生徒に周知する必要がある。
- ②日頃から「いじめは誰にでも起こり得ることであり、見過ごしてはいけないこと」であることを児童生徒と共有し、本人が相談を躊躇している場合でも、代わりに相談をもちかけるなど脱いじめ傍観者教育を進める必要がある。

【資料7】

現在もいじめが続いているか(令和4年6月現在) (件)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	中1	中2	中3	計
記名アンケート 認知件数	476	245	149	130	88	36	1124	24	17	4	45
解消している	279	62	32	23	16	10	422	7	5	0	12
大体解消 している	120	111	84	58	39	13	425	5	4	1	10
いじめが 続いている	77	72	33	49	33	13	277	12	8	3	23
無記名アンケート 認知件数	211	129	83	99	60	26	608	18	12	3	33



いじめアンケートに関する事後確認 (件)

	小学校	中学校
令和3年度3学期の アンケートで未解消と回答	136	5
上段の件数のうち現在もいじめ継 続と回答しているもの	8	0

※1 未解消のいじめについては、既に教育相談等をとおして聴き取りを行い、現在指導対応中である。

※2 今学期のいじめに関するアンケート後の解消状況については、次学期の「いじめアンケートに関する事後確認」に表される。

【結果】

- ①アンケート実施時に「未解消」と回答している割合は、小学校で約25%、中学校で約51%である。
- ②前学期時点でいじめが未解消のもので、今学期の調査時点で、現在もいじめが続いている割合は小学校では約6%であり、中学校においては全て解消した。

③無記名式アンケートは今年度よりタブレット内にあるアプリで実施した。タブレットの不具合や入力ミス等で結果が正しく反映されていないケースがあった。

【考察】

- ①昨年度3学期から現在までいじめが続いていると訴えており、長期化している案件については、校内で組織的な対応について再考していく必要がある。
- ②無記名式アンケートについては、次学期の実施に向けて、各学校の担当職員に実施方法や報告、期限について、教育委員会より確認を確実にを行う必要がある。

3 結果から見た課題と今後の方向性

(1) 前年度の課題に対する取組等から

① 「相談していない」「相談する相手がわからない」と答えた児童生徒が依然として存在	
取組	ア. 個別の教育相談を各学期に1回、時間を設定して行うことで、全員が相談できる機会を確保する。 イ. 匿名メール相談 WEB アプリの導入と各種相談窓口の周知。
現状	ア. いじめアンケート後の教育相談を実施し、全員が相談できる環境をつくっている。 イ. 一定数の児童生徒が相談していない状況は変わっていない。
今後	ア. 匿名メール相談 WEB アプリの活用を推進する。 イ. 脱いじめ傍観者教育を進め、周囲からの情報提供等を増やし、発生後すぐに相談できる状況をつくっていく必要がある。

② いじめの態様については「からかい等」がどの学年でも多い	
取組	ア. 全学校で脱いじめ傍観者教育を実施。 イ. からかいや悪口を聞き逃さずに指導し、未然防止につなげる。 ウ. 学級活動や集会等を活用した人間関係作りの指導。
現状	ア. いじめの大半を占めている状態。
今後	ア. 児童会や生徒会を中心とした、いじめ防止の取り組みを行う。 イ. 「いじめは誰にでも起き、絶対に見過ごしてはいけない行為」であることの啓発を行う。

(2) 1学期アンケートから見る課題

- ① いじめの態様として「からかいや等」がどの学年でも多く、低年齢では「たたく、足でける」などの「暴力」が多い。
- ② 「相談していない」「相談する相手がわからない」児童生徒が、依然として一定数存在する。
- ③ 継続事案(未解消)がある。

(3) 教育委員会が取り組むこと

① 脱いじめ傍観者教育と自己解決力の育成の推進について

- ア. いじめとはどういうものなのか、どのように対処すべきかの授業を推進していく。
- イ. 児童生徒が主体の活動の実施を各校に依頼し、児童生徒自らが自己解決を図る環境づくりを促進する。

② 相談体制の整備について

- ア. 教育相談を時間割の中に設定するよう促し、実施状況を把握し、より一層の充実を図る。
- イ. 「SOSの出し方教育」、「SCの活用方法」、「脱いじめ傍観者教育」について、定期的に実施を推進する。
- ウ. 匿名相談メール WEB アプリの活用を推進する。
- エ. 各種相談窓口の周知徹底により、その活用が図られている。総合教育センター等の関係機関との情報共有や連携を推進する。

③いじめ防止基本方針の見直しと改善案の確認

- ア. 各学校で担任が抱え込み、早期発見が遅れることがなくなるように集約担当を位置づける。
- イ. いじめ防止基本方針に基づいた対応が各校で図られるよう支援する。

(4)各学校が取り組むこと

①脱いじめ傍観者教育と自己解決力について

匿名メール相談 WEB アプリの導入の際に、脱いじめ傍観者教育を全学校で実施した。

- ア. いじめは「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、見て見ぬふりをする「傍観者」や「観衆」もいじめを助長する存在になりうることを理解させ、「仲裁者」への転換を図る。
- イ. 道徳の授業において、県教育委員会が作成した DVD を必ず扱う。
「相互理解・寛容」「公正・公平」等の内容項目を扱う際には、ロールプレイングを取り入れることで、異なる立場に立って、道徳的価値を考えさせるようにする。
- ウ. 解決に向けた資質や能力、SOSの出し方教育やコミュニケーション力など自己解決力を高めるための指導を発達段階に応じて行う。
- エ. 特別活動でのコミュニケーションスキルを高めるためのプログラムを実践していく。

②相談体制の整備について

- ア. 教育相談については、必ず個別に時間を確保して行う。そのために時間割を編成するとともに、相談の内容については情報を共有する。
- イ. SCや養護教諭、学年職員との接点を持てる活動とタブレットの活用について各校で学校の実態に応じて実践する。

③いじめ防止基本方針の見直しと改善案の確認

- ア. 集約担当を位置づけ、迅速かつ丁寧な初期対応を図れるようにする。
- イ. 管理職においては、組織的に対応することを基本として、学級担任を中心とした職員が対応できる事案か、校内全体で対応すべき事案かを適切に見極める。
- ウ. 相談があった段階でいじめが一定期間起こっている可能性や被害児童生徒が勇気を出して声を上げていることを念頭に、即時対応を図る。その内容について保護者と共有する。
- エ. 指導の経緯等、記録に残すことを徹底する。

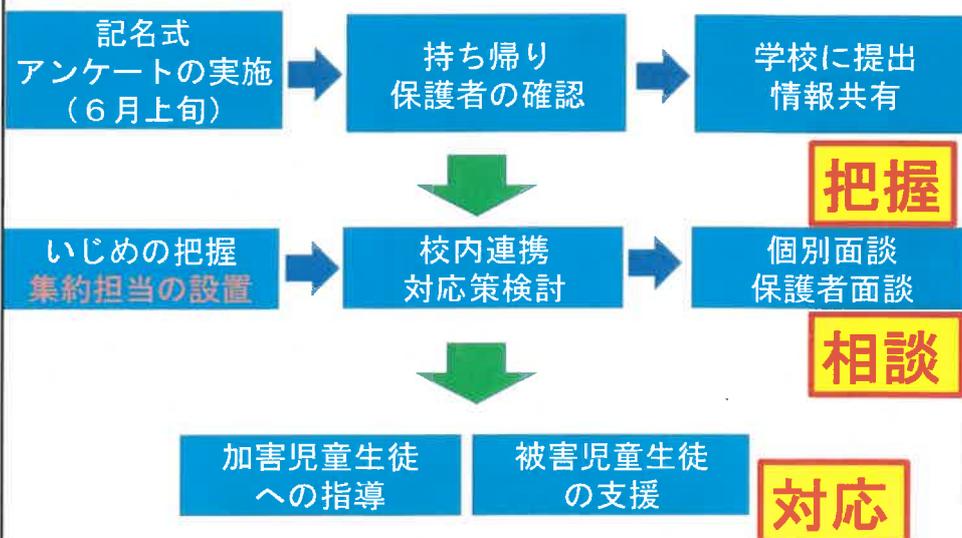
報告事項4

令和4年度 1学期いじめアンケート 集計結果と考察について

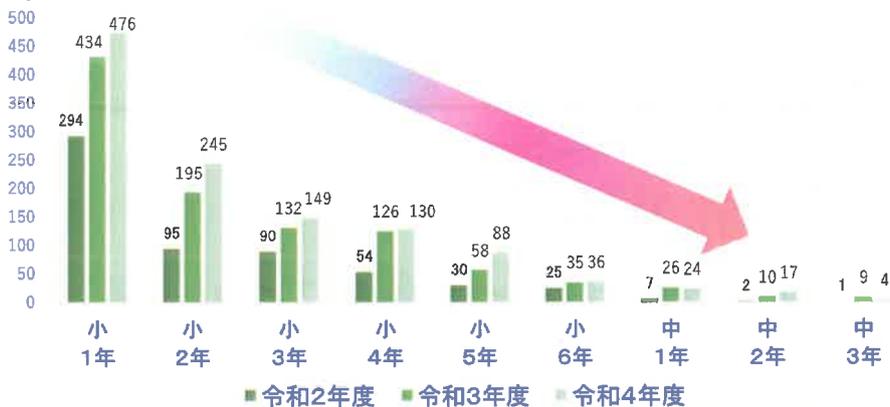


令和4年7月27日 習志野市教育委員会

令和4年度いじめアンケートについて

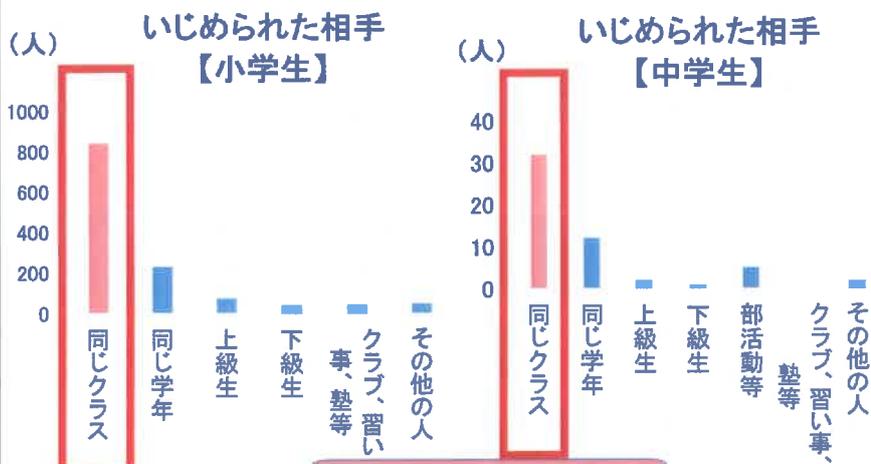


資料1 過去3年間の1学期の学年別いじめ認知件数(件)

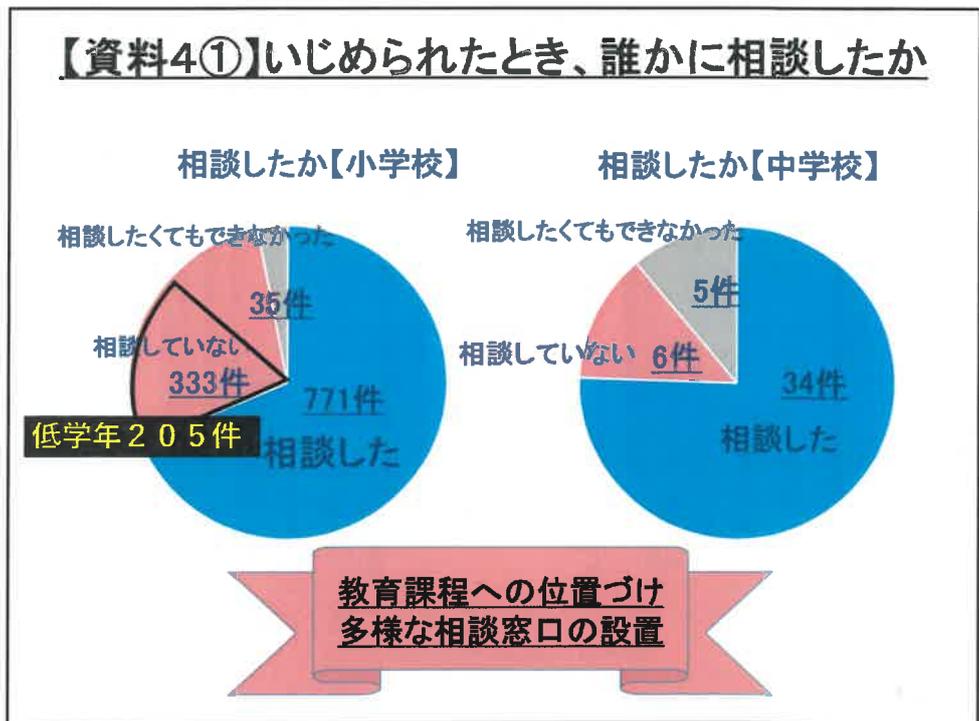
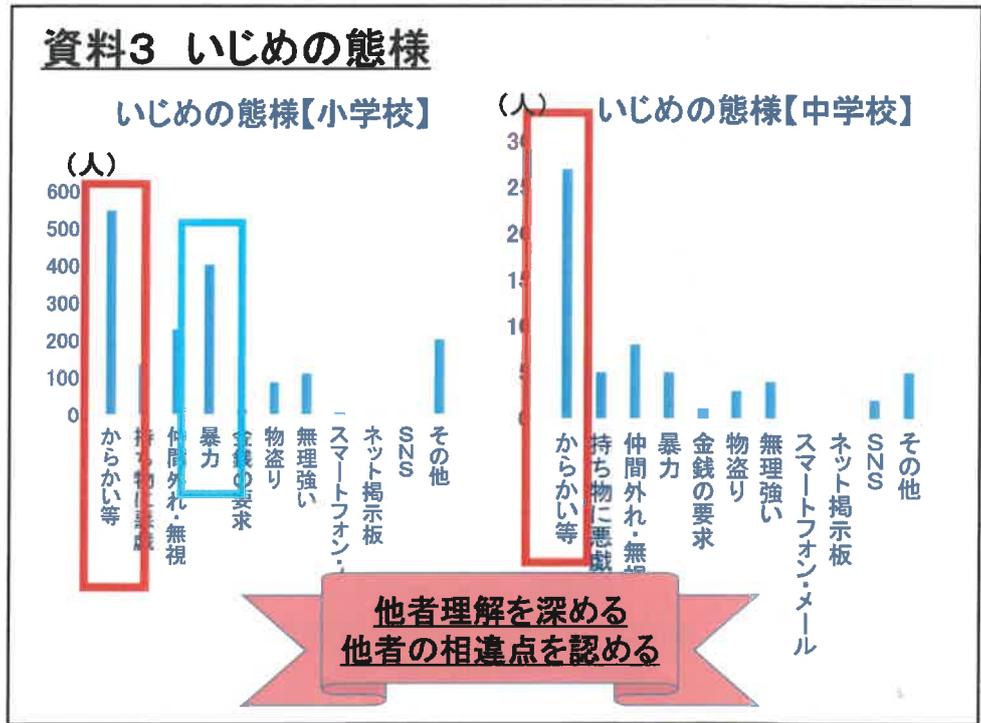


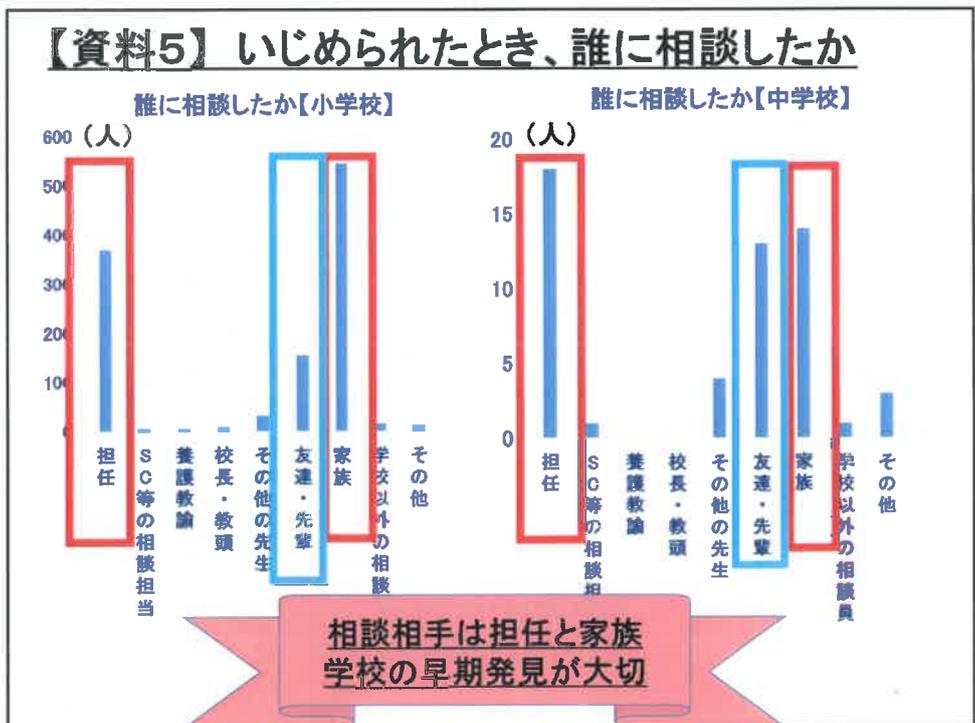
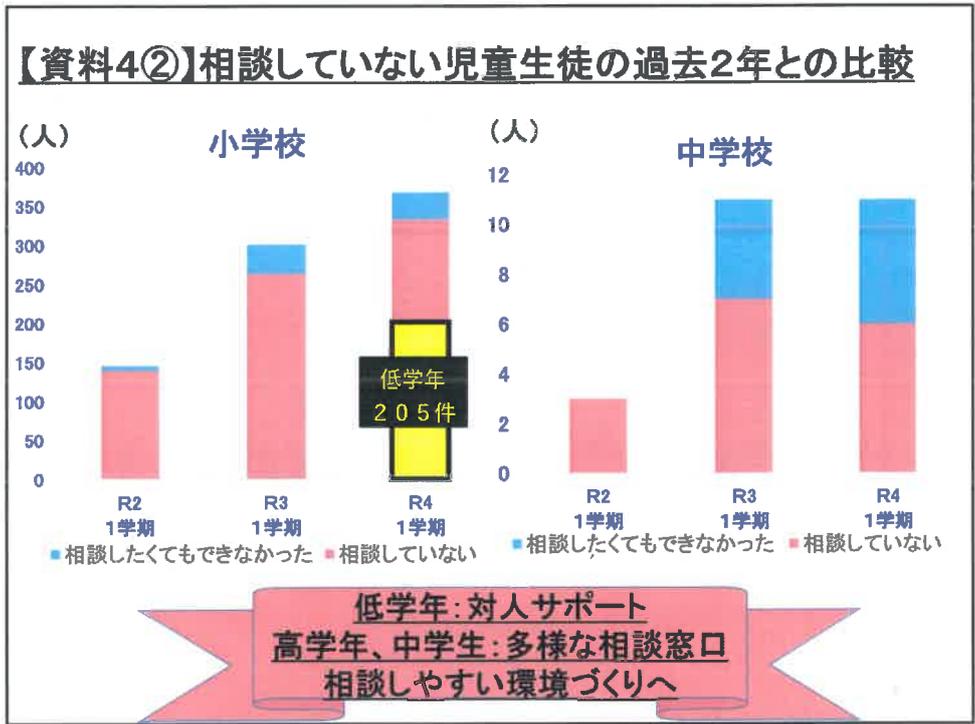
認知件数の多さより多くのいじめを発見する

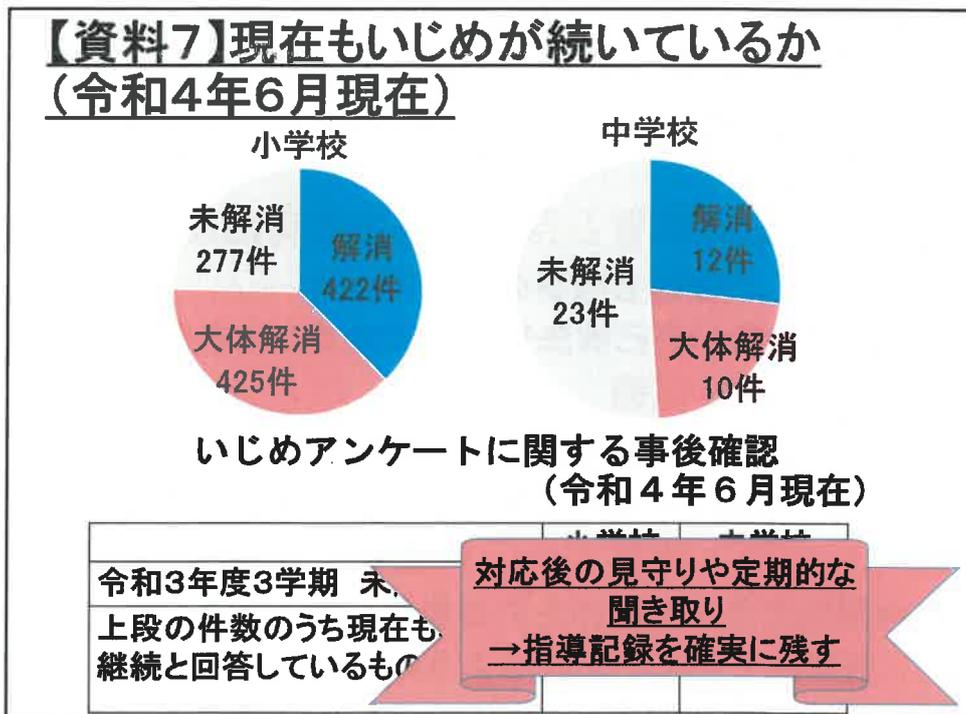
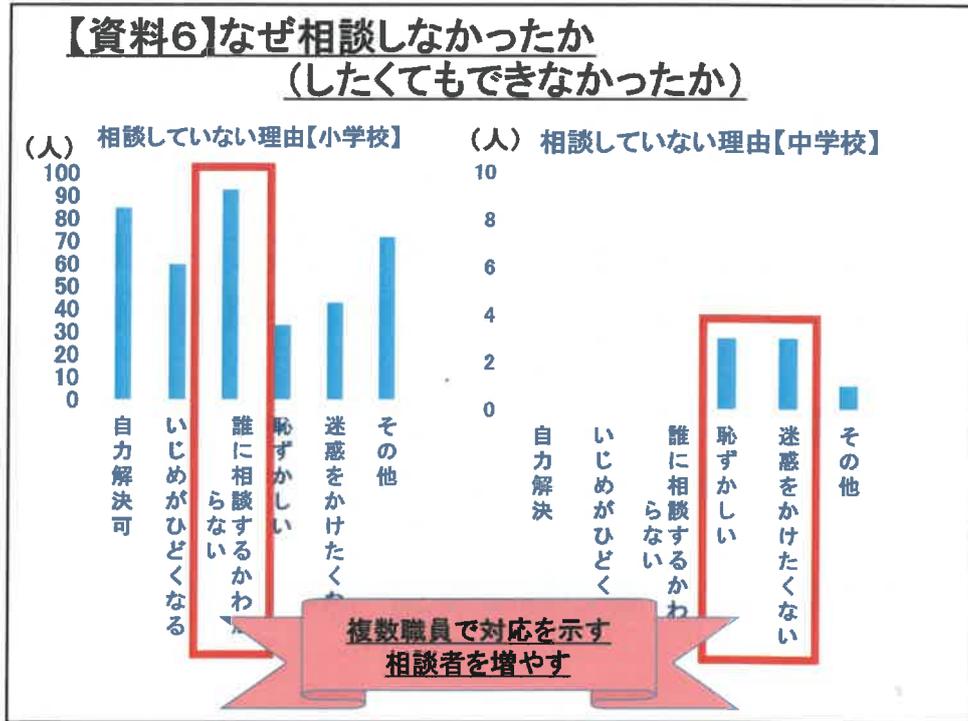
資料2 いじめられた相手



身近な人から被害、特に学級内で発生







今後の課題と方向性

【1学期のアンケートから見る課題】

- ①「からかい等」がどの学年でも多く、低年齢では「たたく、足でける」などの暴力が多い。
- ②「相談していない」「相談する相手が見つからない」児童生徒が、一定数存在する。
- ③認知件数の増加と継続事案（未解消）がある。

11

今後の課題と方向性

【教育委員会として取り組むこと】

- ①脱いじめ傍観者と自己解決力の育成について
⇒脱いじめ傍観者教育の授業の推進
児童生徒が自己解決を図る環境づくりを促進
- ②相談体制の整備
⇒教育相談・SOSの出し方教育の実施
SC・匿名メール相談WEBアプリの活用を促進
- ③いじめ防止基本方針の見直しと改善案の確認
⇒早期発見・対応のための集約担当位置づけの確認
各学校で対応が図れるように支援する

今後の課題と方向性

【各学校が取り組むこと】

- ①脱いじめ傍観者と自己解決力の育成について
⇒いじめに対する理解、道徳、コミュニケーションスキルを高める
- ②相談体制の整備
⇒個別の教育相談を時間割の中に位置付ける
タブレットの活用
- ③いじめ防止基本方針の見直しと改善案の確認
⇒集約担当を位置づけ、早期発見、迅速な初期対応

報告事項(5)

習志野文化ホール再建設基本構想の策定について

習志野文化ホール再建設基本構想の策定について、別紙のとおり報告する。

令和4年7月27日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

習志野文化ホール再建設基本構想

令和4年7月

習志野市

目次

1. 基本構想の背景	1
(1) 背景	1
(2) 沿革	2
(3) 市の取組み	3
2. 基礎的條件の整理	4
(1) ホールの設置理念・特徴	4
(2) 基本方針	6
3. 施設計画の検討	7
(1) 現習志野文化ホールの施設	7
(2) 課題の解消・改善	9
(3) 現水準の保持～現ホールの評価が高く同程度の水準の整備が求められる項目	12
(4) 多機能ホール化	13
(5) 建物全体に関する電気設備・機械設備	14
(6) 現在保有している設備・機能の今後のあり方と課題検討事項	16
(7) 防災機能	19
(8) その他	19
4. 敷地候補地の検討	20
(1) 敷地候補地の比較	20
(2) 敷地候補地の選定	24
【参考】整備手法について	25
策定の経過	28

1. 基本構想の背景

(1) 背景

習志野文化ホールは、昭和 45(1970)年に制定された習志野市文教住宅都市憲章の下、文化芸術の殿堂、市民の文化活動の場として、昭和 53(1978)年に竣工しました。旧第一中学校移転後の跡地の処分を含めた、国電津田沼駅南口開発事業計画は、本市の表玄関における文化・商業の核となる事業であり、この開発事業の中心をなす本ホールは、市民による募金運動や企業の支援にも支えられる中、建設時の市財政の負担を極力軽減し、その運営の健全化を図るため、「財団法人習志野文化ホール」を設立し、日本開発銀行のコミュニティ融資を受け、当時の価格で総工費 26 億 4890 万円投じた、いわゆる、第 3 セクター方式により建設されました。その後の運営・維持管理については、財団が市からの補助金をはじめ使用料収入等を財源として経営してまいりました。

その後、本ホールの運営を担う財団法人習志野文化ホールは、国の公益法人制度改革により、平成 24(2012)年に公益財団法人へ移行しました。さらに、開館から 35 年を経過し、今後の大規模改修を控える中、財団の維持が困難となったこと等を理由として、平成 27(2015)年から、習志野文化ホールは習志野市へ移管され、現在に至っています。

なお、移管にあたっての市の財政的負担については、ほぼ従前どおりとなっております。

本ホールは市民生活を豊かにする施設として、建設当初から市民による学校利用及び団体利用を主としており、それが現在まで本市の文化芸術活動の質の高さに大きく寄与しています。

市立小・中学校や習志野高等学校における全国水準の音楽活動を育んできたことをはじめ、芸術祭や市民文化祭、習志野第九演奏会などの市民の文化・芸術活動の醸成・発表の場として、現在に至るまで、本市の文化芸術活動の重要拠点として多くの市民に親しまれ続けている施設です。

また、成人式など市民の人生の節目を飾る行事の場であるとともに交通結節点である JR 津田沼駅直近の立地による本市来訪者による交流人口の創出はもとより、超高齢社会においては、市内外を問わず、文化、芸術活動への参加や堪能にいそむ高齢者の貴重な活動拠点としての効用や“音楽のまち習志野”としてのシティセールスの展開等、多岐にわたりまちづくりに貢献しています。

そして、当該地の地権者である民間事業者と市、国において、JR 津田沼駅南口地区に係る市街地再開発事業の検討が開始されています。そのため、再開発区域に含まれる民間商業施設の一部に位置し、老朽化が進むとともにバリアフリーや使いやすさ等、現在求められる仕様に問題を抱える習志野文化ホールについても建替えに向けた検討が必要となっております。

以上のことから、今後、市民の皆様の声を聴きながら、より良い施設となることを目指すため、本基本構想を策定いたしました。

(2) 沿革

- 昭和 46 (1971) 年 11 月 国電津田沼駅南口 (旧第一中学校跡地) 開発事業計画を公募
- 昭和 48 (1973) 年 2 月 フジタ工業 (株) の提案計画に決定
- 昭和 51 (1976) 年 3 月 習志野文化ホール財団設立認可
- 昭和 52 (1977) 年 12 月 ホール建設着工
- 昭和 53 (1978) 年 12 月 開館記念式典 (21 日) で国立音楽大学教授 (当時) 吉田實氏によるパイプオルガン演奏。曲目は、J. S. バッハ「フーガ変木長調 BWV552」他
第九 (指揮: 伴有雄、演奏: 習志野フィルハーモニー管弦楽団、合唱: ならしの第九合唱団) 演奏 (24 日)
同追加演奏会 (26 日)
- 昭和 54 (1979) 年 1 月 開館記念 NHK 交響楽団特別演奏会
9 月 六代目三遊亭圓生ローズルームで口演直後急逝 (その後、ホール入口に終焉の地碑建立)
- 昭和 63 (1988) 年 12 月 開館 10 周年記念「パイプオルガンとマンドリンの響き」
- 平成 7 (1995) 年 3 月 メロディー基金創設
- 平成 8 (1996) 年 8 月 バックステージツアー開始・アーツニュース創刊
- 平成 9 (1997) 年 2 月 シンボルマーク制定
3 月 市民創作ミュージカル「VIVA 谷津干潟」公演
7 月 アーツアソシエーツ (友の会) 発足
- 平成 11 (1999) 年 3 月 開館 20 周年「オペラ・ガラコンサート」
- 平成 14 (2002) 年 6 月 大規模改修、耐震工事 (併せてバリアフリー化、音響等舞台設備更新)。3 か月休館後リニューアルオープン
- 平成 15 (2003) 年 4 月 サンペデックホール運営開始
- 平成 16 (2004) 年 7 月 施設・設備使用料金改定
- 平成 17 (2005) 年 11 月 ダイエーサンペデック店撤退
- 平成 19 (2007) 年 12 月 第 30 回記念第九演奏会
- 平成 20 (2008) 年 3 月 商業施設モリシア津田沼オープン
12 月 文化ホール開館 30 周年第九演奏会
- 平成 23 (2011) 年 東日本大震災復旧工事
- 平成 24 (2012) 年 4 月 財団法人習志野文化ホールが公益財団法人へ移行
- 平成 27 (2015) 年 4 月 文化ホールが習志野市の所有となる
- 平成 30 (2018) 年 1 月 大規模改修工事 (約 1 年間休館)
12 月 文化ホール開館 40 周年
- 平成 31 (2019) 年 1 月 リニューアルオープン
1 月 40 周年記念「第 41 回習志野第九演奏会」
2 月 40 周年記念「創設・習志野シンフォニエッタ第 1 回演奏会」
3 月 40 周年記念「魅惑のオペラ & オペレッタの饗宴」

(3) 市の取組み

市制施行 60 周年を迎えた平成 26 (2014) 年、習志野市は 12 年間にわたる長期的な市政指針である新たな「習志野市基本構想」に基づいたまちづくりをスタートしました。

令和 2 (2020) 年に本計画期間の後半 6 年間に当たる後期基本計画がスタートし、自立的都市経営を推進しつつ、魅力あるまちづくりを進めています。基本構想及び後期基本計画では 3 つの目標の一つに『育み・学び・認め合う「心豊かなまち」』を位置づけ、「生涯にわたる学びの推進」として市民一人ひとりがそれぞれの目的や志向、ライフステージ等に応じて、学習・芸術・文化などの活動を行う「生涯学習推進のまち習志野」の実現を目指しています。

令和 3 年度にスタートした習志野市文化振興計画においては、習志野文化ホールは、芸術祭や市民文化祭、第九演奏会などの市民生活を豊かにする文化芸術活動の場であり、また、成人式など市民の節目を飾る行事や交流の場として、市民の福祉増進を図り、身近なところで芸術を感じることができる文化芸術の重要拠点として、多くの市民に親しまれ続ける施設と位置付けており、「音楽のまち」を象徴する施設として、音の響きを重視した誰もが利用しやすい習志野文化ホールの再整備に取り組むこととしています。

これらのことから、今後の再整備にあたっては“文教住宅都市”習志野のシンボルとして、習志野文化ホールの在り方の課題を整理、分析、検討し、再建設に係る基本方針及び施設に関する課題を整理し、再建設に係る基本構想を策定するものです。

再建設にあたっては、施設の構成や機能・規模の決定に際し、バリアフリーをはじめとする現行のホールが抱えている問題点や課題を解消することに加え、どのような理念・特徴の下、運営を展開していくのかを考慮し、将来にわたり市民の文化芸術活動や観客が育っていくこと、新しい時代を先読みした検討を行うことが必要です。これにより、ホール機能や付随する練習室などの諸室、イベントホールなどの機能や規模についても決定していくことが可能となります。

この基本構想の段階では、舞台設備や諸室について、費用及び複合施設とする場合は関係者との調整をしなければ仕様が決定できないため課題が残りますが、事業の内容や上演演目等において何が一番必要なのか、何を優先するのか、どのようなコンセプトのホールにするかを決め、どの程度の要求を整備に求めるかをまとめました。

2. 基礎的条件の整理

(1) ホールの設置理念・特徴

① 現ホールの設置理念・特徴

【習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例】

第1条「市民生活を豊かにする活動拠点及び交流の場を提供し市民の福祉の増進を図る」

【建設当時の状況】

建設当時、社会教育関係団体の年々高まりゆく市民文化活動の中で、4千名にのぼる署名を添えた請願と、市民からの一刻も早い建設が要望され続けてきた中で、昭和46年11月に旧第一中学校移転後の跡地の処分を含めた国電津田沼駅南口開発事業計画の公募が行われたものです。

【開館当時の広報習志野 S53.12.15号】

「市民文化のオアシスになるよう建設」

「音楽をはじめ演劇、舞踊、邦楽など多様な芸術活動に応える多目的機能を備えたもの」

「ここを拠点に多くの文化活動が育っていくことを願って」

【財団法人習志野文化ホール設立趣意書：S51.3 習志野市が千葉県へ提出】

「文教施設、コミュニティ施設の核たる文化ホール」

「教育、文化の殿堂」

「文教住宅都市、習志野市のシンボルにふさわしく、又市民の芸術、文化、学習活動の発表の場とし、コンサート、演劇、講習会を楽しみ市民活動を豊かにするための施設として建設され、そして運営管理されなければならない」

② 市民の意向

後期基本計画の策定に際し実施した市民意識調査（平成30(2018)年度）の結果では、過去に習志野文化ホールを利用したことがある市民は7割以上にのぼり、現在と同程度の客席数を望む意見が約5割となっています。また、記述意見では「音楽のまち習志野」として利用しやすいホール、「客席数にこだわらず音のよさや座り心地のよさなど特徴のあるホールがよい」、などが寄せられています。

文化振興に関する市民意識調査（令和元(2019)年度）では、習志野文化ホールについて期待する役割としては、文化芸術の鑑賞・発表機会の充実が6割、今後力を入れたらよいと思う取り組みとしては、誰もが利用しやすいホールや劇場の整備が4割超となっています。また、記述意見では「市民、特に小中高生たちが音楽、舞踊、演劇など本物に触れる機会を作って欲しい」、「駅から近くて良い」、などの意見が寄せられています。

個別の関係者・利用者ヒアリングにおいても、「市民利用中心であっても、ホールの仕様を落とさないでほしい」「音楽の響きを十分良いものとなるように現状を維持してほしい」という意見が多く、事業費の圧縮で単純に仕様を落として音の響きが損なわれるホールにならないよう、事業費と文化水準のバランスをとる必要があります。

③ 現文化ホールの運営状況及び備える権利

JR 総武線の直近、中規模クラスの多目的ホールであり、近年の稼働率は7割以上（令和元年度 77.5%）であり、その6割以上が学校、文化団体など市民利用となっています。近年の平均的な運営に投じている予算の平均は、約1億4800万円となっています。

関係者ヒアリングでは、千葉県内に駅近の当該規模のホールが無く、交通結節点であるJR津田沼駅前という立地が魅力的な興行の誘因要素であること、市民公演においても市外からの来客が広域に呼び込める交通利便性が有るとの意見の一方、旧庁舎跡地で市役所とまとめて文化のコアを作ってはどうか、まだホールとして使えるにもかかわらず商業施設と合築のため建替を検討しなくてはならないため長期的見地では土地を持ち単独のホールを建てたほうが良い、との意見も寄せられています。

本市は当該地に土地を所有しておらず、約300㎡の借地権と約2,100㎡の使用借権を持ち、建物においては約7,000㎡の区分所有権を有しています。現時点（令和3年7月現在）における区分所有権者は、本市を含め2者のみ、本市の所有面積は全体の約7%となっています。

④ 現ホール及び類似施設に係る調査結果

平成30年度に文化ホール及び類似施設調査を行いました（資料参照）。これに基づく考察に掲げられた、新ホールの想定される施設像・方向性を鑑み、基本方針を定め、施設計画（課題の解消・改善、現水準の保持、多機能ホール化、引き続き検討が必要な事項等）を検討します。

その際、調査で試算された概算建設費では、別途備品・別途工事費を除き、新築単独施設で80万円/㎡、複合施設事例で118万円/㎡（税別）が算出されております。このことから、100億円規模にのぼることも想定される本事業を実施するには、あくまでも概略での試算ではありますが、多額の一般財源の支出と、その後、長期にわたり毎年数億円規模にのぼる債務の償還が想定され、本市の行財政運営においても、大きな影響が見込まれます。

⑤ 本市の考え方

現ホールは、多目的ホールでありながらも、利用者からの音の響きに対する評価が高いという特徴があり、また、その利用状況は市民利用が中心（6割以上）となっています。

ホール設置時の理念については、現在においても変わらないと考えるものであり、これを踏襲したいと考えます。即ち、以下を設置理念と考えるものです。

【設置理念】

「市民生活を豊かにする、音楽をはじめとした演劇、舞踊、邦楽など、演じる、観るといった、市民の多様な文化芸術活動を支える多目的機能を備えた、誰もが利用しやすい活動の拠点及び交流の場」

なお、特徴といたしましては、多目的ホールとする中でもこれまでに於いて多くの方に高い評価をいただいていることから、以下の通りとします。

【特徴】

「音の響きを重視した」ホール

(2) 基本方針

習志野市文教住宅都市憲章に基づき「教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ」べく、“音楽のまち習志野”を象徴する施設として再建設します。

その際、「本市の表玄関」に立地することで有する文教住宅都市並びに“音楽のまち習志野”の象徴としてのまちづくり、ブランディングの意義を失わないよう、再開発事業の協議検討にあわせて、JR 津田沼駅南口での再建設を優先に目指すこととします。

また、音の響きを重視した多目的ホールとして1,200~1,500席規模の、市民の文化活動を支える誰もが利用しやすい施設を目指すとともに、本市基本構想における自立的都市経営の推進、持続可能な財政構造の構築を踏まえ、将来世代に過度な負担を先送りしないよう、事業費の圧縮に努めます。

これまでの当ホールが持つ“音の響きを重視した多目的ホール”を維持することを基本方針として、音響には十分配慮しつつ、全てにおいて中途半端なホールとならないように検討を重ねることが必要です。

平成 27~29 年度 3 か年における観客動員数割合を見ると、現状座席より約 2 割減の 1,200 人未満の公演割合は 65.2%、約 1 割減の 1,350 人未満では 81.2%と 8 割を超えています。なお、1,350 人以上の観客動員があった公演は 18.8%と、多くは興行利用が占めており、市民利用としては習志野高校、谷津小学校や市外学校の定期演奏会、混声合唱団などがあります。総武線沿線の各公共ホールは、近年、席数に変化が生じてきており、2 千席規模であった市川市文化会館が改修後は約 200 席減の一方で、1,000 席規模であった千葉市民会館が今後の建替え計画により駅直結地に 500 席増の方向となるなど、習志野文化ホールの 1,500 席規模のホールが増えています。また、関係者ヒアリングでは、座席の前後間隔の拡大や、舞台の拡張についても意見をいただいております。第 2 次公共建築物再生計画における“総量圧縮”の考え方や、音の響きを重視する客席形状等も考慮する中で、基本方針として座席数は「1,200 席から 1,500 席規模」とします。

また、本市基本構想では、自立的都市経営の推進を目的として、持続可能な財政構造の構築を目指すこととしていることから、再建設にあたっての事業費の圧縮に努めます。

表 1 観客数別公演数実績

		1,200 人未満	1,200~1,349 人	1,350 人以上	年度別公演数 【小計】
平成 27(2015)年度		150	47	39	236
平成 28(2016)年度		152	36	36	224
平成 29(2017)年度		123	21	47	191
観客数別	(小計)	425	104	122	651
公演数	(割合)	65%	16%	19%	
1,350 人未満の割合		81%			

※催し物数ではなく、公演数で集計。1 日に 1 催し物で 3 公演の場合は、「3」で集計。その際、全ての公演に均等に集客があったものとしています。

※1,350 席は現状の席数より約 1 割減、1,200 席は約 2 割減を示しています。

3. 施設計画の検討

- ◆施設計画を進めるにあたっては、市民や利用者、市等の意見を反映させるとともに、ここに記載されていない事柄を含め、十分な比較検討を行い決定していくこと、まちづくりとしてのコンセプトも反映させる必要があります。

(1) 現習志野文化ホールの施設

建物概要

所在地 : 習志野市谷津1丁目16番1号
 延床面積 : 9,903 m² (登記簿上のホール部分は6921.94 m²)
 竣工年 : 1978年

表2 ホールの設備

舞台	プロセニウム間口	m	19.0
	奥行(框～ホリゾント幕)	m	16.0
	高さ(スノコ下)	m	21.9
	上手袖幅	m	8.8
	下手袖幅	m	14.3
装置	音響反射板		あり
	オーケストラ迫り		あり
	客席ワゴン		あり
	大迫り		なし
	小迫		なし
	花道		あり
	(固定・仮設)		固定
	照明バトン/ブリッジ		サスバトン
	本数	本	5本(内1本、バックサスバトン)
	吊物 電動/手動		電動+手動
	昇降ティサ-/プロセブリッジ		なし
	可動ウィング		なし
	吸音幕・カーテン		なし
	残響可変装置		なし
客席間仕切り装置		なし	
その他		パイプオルガン	

附属	リハーサル室	室	1
	楽屋（大）	室	1
	楽屋（中）	室	2
	楽屋（小）	室	3
	合計人数	人	90
搬入口	搬入階	階	1
	（舞台階）	階	5
	トラックサイズ	t	4
	（台数）	台	1
	搬入用EV台数	台	1
	①積載重量	t	2.2
	間口	m	4
	奥行	m	2.2
高さ	m	3.7~5.5	
客席	1階席	席	1,475
	車椅子席（常設）	席	
	最大席数	席	12
	減客席	席	18
	親子室数	室	0

※別棟同敷地に民間所有のイベントホール（モリシアホール）と市役所の連絡所有り



(2) 課題の解消・改善

① バリアフリー化等、誰もが使いやすい施設のあり方

築40年以上が経過する現施設では、今日の基準に比べ、バリアフリーやユニバーサルデザインへの対応が十分でないことが最大の課題です。施設利用者に対するヒアリングにおいても、改善の要望が多く寄せられています。

具体的には客席側（客専用）のエレベーター等の設置により、駅から車いすの利用者が一人でホールへスムーズに入場できる動線を確保することや、ホワイエが現状のようにホールの下階に位置する場合には、ホールに着いてから客席までのエレベーターやエスカレーターの設置、難聴者用ループコイルの継続設置、客席の勾配を現状よりもきつくしないことなどが挙げられます。

これらを踏まえ、客席の形状を検討する必要があり、車いすの利用者のトイレまでの動線についてと併せて検討していきます。

その他には、こども連れでも気軽に来場できるよう、授乳室や親子室の設置など最新の基準に準じた仕様、設備で新設することが求められており、これらについて検討していきます。

② トイレの改善

トイレに関する要望も多く、トイレの数の増設やオストメイト対応、子供用トイレ、親子用トイレ、多目的トイレ、おむつ台の設置などが有ります。また、ホールの各出口からトイレまでの距離についても、近くしてほしいという意見があります。

トイレの増設、特に女子トイレについては公演時に一定の対応ができるだけの数を確保するように検討していきます。

③ 座席の改善・形状

座席形状は、2階席を設けた場合に音の響きが悪い席が生まれること、天井が高くなり空調等のランニングコストにも差が出ることから、現状と同形式のワンスロープとします。

座席の前後間隔が狭く座席数を削減してでも、間隔を広げた方がよいという意見や、舞台を見やすいように前後の座席の配置を互い違いにしてほしいという意見もあります。

近年標準となっている座席間隔へ広げることや、座席の配置を検討していきます。併せてコスト削減のため、延床面積の大幅な拡大も抑える検討が必要です。

また、長時間の公演であっても快適に過ごせるように、座席の質についても検討していきます。



表3 客席方式に係る比較検討表

	ワンスロープ	2階席（庇）	2階席（バルコニー）
メリット （費用面）	・2階席を造るより、共用部やEV等の設備が圧縮され工事費を抑えられる可能性が有る。	・水平投影面積の圧縮により、下層階の取得面積が減り、負担額を抑えられる可能性が有る。	・水平投影面積の圧縮により、下層階の取得面積が減り、負担額を抑えられる可能性が有る。
（利用面）	・現ホールと同じ形式で、移行し易い。 ・動線が複雑になりづらく、観客の誘導や管理がしやすい（利用団体からの要望あり）。 ・客席に現在と同程度の傾斜がつけやすく、前の観客を気にすることなく鑑賞できる。	・全席開放以外の利用形態を作りやすく、中小規模団体の利用がしやすくなる。 ・後方の席からも、一定の視認性を確保できる可能性が有る。	・全席開放以外の利用形態を作りやすく、中小規模団体の利用がしやすくなる。 ・後方の席からも一定の視認性を確保できる可能性が有る。 ・2階席（庇）とするよりは、音の響きに影響が少ない。
デメリット （費用面）	・水平投影面積が広く、下層階の取得面積増により、負担額が増加する可能性が有る	・ワンスロープより、共用部やEV等の設備が増加し、工事費が高くなる可能性が有る	・ワンスロープより、共用部やEV等の設備が増加し、工事費が高くなる可能性が有る
（利用面）	・後方の席からの視認性が悪くなる。 ・席の間隔を広げ、ホール全体が広くなり、2階席を造る場合と比べると音の響きが悪くなる可能性が有る。	・庇の下に音の悪い席ができる可能性が有る。 ・総高さを抑えるためには、1階席の傾斜が緩くなり、前の観客が気になる可能性が有る。	・共用部の面積に見合った、席数の確保が見込めない。 ・総高さを抑えるためには、1階席の傾斜が緩くなり、前の観客が気になる可能性が有る。 ・見切り席となる事例もある。
			

※設計を進め、比較検討を行わないと現時点では不明（どちらにもできる）な点が多いことから、「可能性が有る」という表記としている。

【参考】客席からの舞台の視認性について

客席からの視認性に係る基準として、演劇やバレエ・ダンスなどの演者の表情・手足の動きなどが見える範囲である「1次許容限度（22m）」、一般的な身振りが見える範囲である「2次許容限度（38m）」が存在する。舞台の重心（中心）から客席の最後尾までの距離の他ホールの事例については右の表のとおりである。

※寸法の記載がある断面図のあるホールのみ。一部図面を実測して算出しているため概算値。平面上で計算

-舞台の重心（中心）から客席の最後尾までの距離-

施設名称	舞台距離	座席数等
習志野文化ホール	40.0m	1階(1,475席)
都城市総合文化ホール	42.5m	2階(1,461席)
いわき芸術文化交流館アリオス	47.3m	4階(1,705席)
上田市交流文化芸術センター	37.5m	3階(1,002席)
観音寺市民会館	35.8m	2階(1,200席)
ロームシアター京都	37.0m	4階(2,005席)

④ 搬入出口の改善



搬入出は、舞台に直接搬入出できることが理想ですが、現施設のように舞台レベルが上階に配置されている場合は、エレベーターでの搬入が条件となります。

搬入エレベーターのサイズも当然のことながら、搬入出口にアクセスできるトラックサイズ、重量、台数などが使いやすいホールかどうか判断材料となります。

市内の学校利用に限ると4tトラックでの搬入出が主となるため、最低限4tトラックの搬入に対応できるようにすることが必要となります。

ただし、近年のポップス系コンサートなどでは11tトラック複数台での搬入出が一般的であるため、11tトラックが搬入出口に入ることができ、荷台後方からの積み下ろしができることが理想となります。過去の実績からは、複数台での搬入出を行うことから、11tトラックを止め置けるスペースを確保することが求められます。

雨天を想定して荷下ろし場所に庇等を設けることは最低限必要であり、夜間の積み降ろしもあることから騒音問題などを考慮し、屋内に荷物の積み下ろし場を設けるか、住宅地側に積み降ろし場を設けないなど配置を検討する必要があります。併せて、搬入出を円滑に行えるように、荷台とエレベーターの高さを合わせたホームの設置も検討していきます。

また、店舗用駐車場入口と搬入出口が近接すると、お互いの車両が混雑した際に影響が出るため配慮が必要です。

⑤ 新しい生活様式への対応

新型コロナウイルス感染症が終息した先を見据え、新しい生活様式に対応したホールの在り方（座席間隔や換気機能等）を検討していきます。その際、（公社）全国公立文化施設協会策定の劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインをはじめとした、劇場等に関するガイドラインを参考とします。

(3) 現水準の保持～現ホールの評価が高く同程度の水準の整備が求められる項目

① 音響設備

現状のホールの音響の水準は利用者から高い評価を受けています。ここでいう音響とはアコースティックの響き“建築音響”のことであり、ホール全体の空間設計によって音の響きを最良にするもので、基本方針の通り“音の響きを重視”し、現ホールと比べ遜色ないレベルにしていきます。そのために、ホールの音響設計を多く手掛けた実績のある設計事務所等に監修を依頼するなどの手法は必須と考えられます。ヒアリングでは、残響時間だけではなく内装の素材に対する意見も多く、コンクリート剥き出しや、石の仕上げは不評で、現在のホールのように木の仕上げを望む声が多く挙がりました。

なお、機材による音響は利用形態により必要なものが変わってきます。現ホールでも機材により使用頻度に大きな差があるため、どこまで整備するのか基本計画において検討していきます。



② 照明設備

照明設備の水準は十分なもので、同等の設備を設置する必要があります。既存の照明が老朽化し継続利用が難しいことから、省エネに配慮したLED照明等を設置します。

ヒアリングにおいては、舞台上の温度が上がらない照明にしてほしい、舞台の照度を上げた、色々な色を使いたい、客席が暗いなどの意見が見られます。



③ 舞台装置（パイプオルガン、オーケストラピットを除く）

舞台装置は最新施設と比較しても遜色ないレベルであり、同水準の舞台装置を整備します。舞台の袖や舞台裏のスペースについて、映像や大型の舞台装置を利用した演出が可能となるよう、広くしてほしいという利用者の意見もあることから、舞台裏のスペースについても検討していきます。



（４）多機能ホール化

舞台装置の現状レベルを保持したまま、さらに使い勝手の良いホールにすることも検討し、現状の多目的ホールを更に機能的に向上させた“多機能ホール”を目指すことも考えられます。

具体的には、音響反射板の吊り位置や照明ブリッジ等、既存設備や機構などにおいて、検討をしていきます。

しかしながら、このことは機能向上とともに費用の増大を意味し、市民利用中心である以上、想定利用頻度や現施設の水準と比較し慎重に検討する必要があります。

(5) 建物全体に関する電気設備・機械設備

① 共通事項

- ア. バリアフリーに配慮し客席の位置により、観客用エレベーター等を設置します。また、舞台装置・機材運搬用に搬入用エレベーターを設置します。
- イ. 施設の今後の維持管理において、予防保全に配慮し、中長期的な施設整備についても検討していきます。
- ウ. 環境に配慮し積極的な断熱性能の向上や省エネルギー化・節水に取り組みます。
- エ. 自動制御設備などは十分に実績のあるものを検討し、メンテナンス頻度の低い設備を検討します。また、維持管理コストについても十分検討していきます。
- オ. 設備配管の位置は可能な限り集約し、上下階の設備スペースはそろえる配置とします。維持管理の影響を考慮し、当施設の設備配管が他施設を通らないように配管経路を配置します。パイプシャフトは専有とし、当施設エリアから中に入れるよう検討していきます。
- カ. 音に対する配慮が必要なホールについては、機械室等からの騒音・振動や吹出口の風切音などに十分配慮します。
- キ. 楽屋、トイレの整備については各階に車いす対応トイレを設け、高齢者及び障がい者等の利用に配慮します。また、トイレの数について待ち時間に配慮します。
- ク. 楽屋エリアにも給湯室・シャワーやトイレ等の衛生設備の設置を検討していきます。
- ケ. 基本的にホール・居室等は空調設備を設け、運営方針によって空調エリアを分けるよう配慮します。楽屋については、個別に空調温度の調整ができる仕様を求める意見もあります。
- コ. 各施設部分の必要とされる機能を分析し、均等のとれた利用計画とします。
- サ. 将来の施設機能、需要等の変化にも柔軟に対応できるよう配慮します。
- シ. 舞台設備の性能は現状と同等を維持しつつ、電気設備と共に環境に配慮した省エネルギー仕様の設備の設置を検討していきます。
- ス. 舞台設備機器は十分に実績のあるものを採用し、メンテナンス頻度と維持管理コストの低い設備の設置を検討していきます。
- セ. 大型設備の更新工事用の搬出入ルートを検討していきます。
- ソ. 客席から控えの演者や舞台設備等が見えないよう袖幕等を設置します。
- タ. 防犯用の監視カメラを設置します。
- チ. 控室・リハーサル室への舞台確認用のカメラや演者用の連絡設備を設置します。

② その他の整備について

以下については、別途行われる建物全体の設計との調整を図りつつ、新文化ホールの想定規模(配置・ホール数・人数・面積・容積・階層等)にあわせて検討していきます。

- ア. 給排水・ガス等の引込(建物で共有とするか、専用引込か)
- イ. 雨水処理施設の配置・規模
- ウ. 機械室の配置
- エ. 重量機器の設置場所
- オ. 空調換気システムの構成(ホール等大規模空間について検討)
- カ. 給排水システムの検討(ホールの配置(地上からの高さ)に合わせて検討)
- キ. 電力線及び各種通信線等の引込(建物で共有とするか、専用引込か)
- ク. 非常用電源(発電機)の配置・規模(建物共有の可能性はあるか)
- ケ. 電気室・ミキサー室・スポット室の配置と数
- コ. 調光盤・アンプ等の設置場所
- サ. 舞台設備の構成(現状と同等で検討)
- シ. 持ち込み設備用コンセント・固定金具等の配置検討(現状のニーズに合わせて検討)

(6) 現在保有している設備・機能の今後のあり方と課題検討事項

① ステージ形式

音の響きを重視した多目的ホールであることを基本方針としたうえで、ステージ形式においては現ホールと同様のプロセニウム形式とするか、より音楽ホールの特色のあるオープン形式とするか検討を行う必要があり、利用団体等に対してヒアリングを実施しました。

その中では、現ホールと同様のプロセニウム形式を望む意見が多く届いており、新ホールはプロセニウム形式で整備します。

プロセニウム枠のサイズについては、緞帳を再利用することとしていることから、現ホールと同等を予定しています。

② パイプオルガン



現在のホールに設置されているパイプオルガンは、旧西ドイツのベッケラード社の製作で、3,512本のパイプを備えており、建設当時の価格で約1億円をかけて設置されたもので、千葉県内のホールでは唯一の設置となっております。

現状の使用頻度は年間29回程度（内、本番使用13回、演奏披露9回）であります。

関係者ヒアリングにおいては、再設置について、かなり意見が分かれており、利用頻度の低さを理由に無くすことは、音楽への冒涇である、文化とはそういうものではない、といった再設置を強く求める意見の一方で、飾っておいても仕方がない、これにお金をかけるより使用頻度の高い良いピアノを入れた方がよい、公費が入っている中で少ししか稼働していなければもったいないといった意見があり、音楽のまち習志野、わがまち、ホールの“シンボル”である、といった考えからも、音楽に携わっている、いないに関わらず、見解は二分されている状況でありました。

メンテナンス事業者へのヒアリングでは、これほどの規模のパイプオルガンの移設は国内でも過去に例がないのではないかと、このことであり、解体・設置作業にはドイツからベッケラート社の技術者を招聘し、対応することが必須であること、保管にあたってはパイプは非常に柔らかい容易に曲がってしまう金属であることから、変形を防ぐため、立てて保管する必要があること、長いパイプは6m程度あり、さらに、木製の部分は湿度管理を要するとのことでありました。

保管については、天井高さが6mを越す倉庫の確保は非常に難しく、メンテナンス事業者が所有する倉庫での保管は現段階では困難であり、保管可能な外部倉庫の確保の他、市内の公共施設での保管についても検討する必要があります。

費用においては、現時点で解体、オーバーホール、再設置、調整、一部部品交換の対応で、約1億2千万円、これに保管費を上乗せすると合計で約1億5千万円の見積もりが示されています。再設置については、将来世代も含めた継続的な保有に係る財政面からの検討を要すること、特に財源確保が最大かつ困難な課題であり、継承に特化し、目標金額を設定するクラウドファンディング*の実施なども検討していきます。

*ある目的を達成するために、インターネットを通じ、不特定多数の人から資金を調達すること。

③ 附属施設

現在、リハーサル室は楽屋エリア内にあるため、練習等の用途として単独での貸し出しができません。また、展示施設としてギャラリーはありますが、現状の稼働率はさほど高くなく、隣接するモリシアホール(民間施設：イベントホール)を利用する場合があります。



施設を検討していく際には、ホールのみにて特化していくのか、施設全体として諸室をどのような構成とし、市民の文化芸術活動の施設についても一体的に整備していくのか等、市内の公共施設マネジメント等の視点でも検討していきます。

その中で、リハーサル室や練習室については、既に単独での貸し出しの要望が有り、舞台と同様の大規模など、より大きなリハーサル室を求める声も多くあることから、設置すれば需要かつ使用料収入による収益確保が見込まれる可能性が有ります。

また、文化芸術振興の観点から作品展示の施設の要望も根強くあることを含め、リハーサル室やギャラリーとして使用しないときは稼働壁等により間仕切り、不足しがちな楽屋や会議室としての使用と、収益を得ることの両面から検討していきます。



尚、練習室等を多数配置するためには、床面積が現状よりも広く必要となることから、諸室の兼用化(多用途に利用できるようにする)を行い、面積の縮小に努めつつ、ゆとりある空間を持つことができるような検討も並行して行う必要があります。

また、イベントホールについては大ホールと連携可能で、かつ個別貸出しも可能なように民間と連携した整備を検討していきます。

楽屋については、男女別の大部屋、ソリストや指揮者用等の個室の設置の他、楽屋のメイクスペースで隣の人との間へパーテーション設置を望む意見も挙がり、検討が必要です。

④ 緞帳

現在は緞帳の利用頻度は一定程度あり、新ホールも多目的ホールとなることから、設置は必要との意見が多数であります。一方で、緞帳を使用しないホールが現在の主流であり必要ないという意見や、簡易的な幕で良いという意見もあります。



現在の緞帳は、本市出身の時田直善画伯の「祝舞」を原画として、建設当時で2000万円を投じ制作した西陣織のものです。現緞帳の製作者へのヒアリングによると、適切なメンテナンスがされれば、新ホールでの継続利用は可能であるとの回答を得ております。

再利用の場合は、プロセニウム枠の間口寸法が緞帳合わせになり設計の自由度が下がりますが、利用者ヒアリングにおいて拡幅に関する要望は無く、標準的な間口寸法は確保されていることから、新ホールでは、現在の緞帳を再利用することとします。

⑤ オーケストラピット



直近5年間でオーケストラピットとしての利用はなく、客席スペースとして利用されていることが多いですが、迫りを上げて舞台を拡張するために使用することがあります。

また、舞台そのものについて、音響反射板までの奥行きを広げることができれば、迫出し舞台としても不要という意見も聞かれます。

床を上下するための機械室や、外した椅子を収納するスペースが削減できること、ランニングコストとして生じるメンテナンス費用がなくなるなどを勘案し、オーケストラピットは新ホールに設置しないこととします。

なお、舞台そのものの拡張について、検討していきます。

⑥ ホワイエ

日常から、劇場という「非日常」へ誘うスペースです。

縮小した方が良いという意見がある一方で、簡易的な展示、観客の一時的なたまりや軽食をとるスペースとして使用されており、過度に面積を縮小すると用をなさなくなる可能性が有ります。

また、ギャラリーを兼ねたり物販を行うなど、多目的化することも検討していきます。

その場合、ホールの観客とギャラリーの利用者の動線の交錯や、お互いの音の影響などが無いように配慮が必要です。

この他、現在のホワイエからの開放的な眺望を残してほしいという意見もあります。



⑦ ロビー

現状程広くなくてよいという意見や、少し削減しても良いという意見がある一方で、雨天時や観客の多く入る公演では入場前のウェイティングスペースや、チケット販売の為、現状程度のスペースが必要という意見もあります。新しい生活様式においては、入場前の密を避けることにも配慮し検討していきます。

⑧ 美術品等

現在ホワイエ等に展示されている絵画や彫刻等の美術品については移設が必要となります。

また、窓のスタンドグラスやロビーの天井に使われているフレスコ画について、新ホールへ移設が可能か状態の調査を行い、可否を判断する必要があります。

この他、エントランス前に設置されている、六代目三遊亭圓生碑についても移設が必要です。

⑨ 商業施設との関係

文化ホールへの来客が商業施設の賑わいとなる事をはじめ、ホールと商業施設お互いの相乗効果を生むように検討していきます。

⑩ 駐車場（一般客用）

現施設の駐車場は、複合商業施設用の 741 台がありますが習志野文化ホール専用の駐車場ではありません。JR 津田沼駅南口に再建設の場合、駅前の立地であり、公共交通機関が充実していることを踏まえ、専用駐車場については整備の検討をしていきます。

また、送迎時に使用する車寄せや、車寄せからホールまでのバリアフリーの動線確保も求められています。

⑪ 駐車場（団体客・利用者用）

現在、関係者の駐車場確保については、JR 津田沼駅南口第二自転車等駐車場の横に、習志野文化ホール管理用駐車場として 10 台分（乗用車のみ）確保しています。

この他、学校利用時のバスや搬入用トラック等の駐車場確保の必要性については、配慮が必要であるという意見が根強くあり、管理用駐車場と併せて、搬入用トラック(11t トラック)を止め置けるスペースを確保することが求められます。

(7) 防災機能

現ホールは、災害時帰宅困難者の 24 時間以内の滞在所として活用されています。

引き続き、同様の要件を充足するよう検討していきます。

ホワイエ、共用部、通路等のホール外の音響について、災害時の利用にも配慮した適切な吸音を行い、音が響きすぎないようにし、声を聞き取りやすくすることも必要です。

(8) その他

近隣市ホールの状況等を踏まえ、広域的な利用も念頭に、音の響きなど本市のホールの特色や在り方を明確にし、他市との差別化を図ることを検討していきます。

4. 敷地候補地の検討

(1) 敷地候補地の比較

敷地候補地と課題について、以下の通り整理しました。

① J R津田沼駅南口（民間商業施設との複合施設による現在地での再建設）

J R津田沼駅周辺地域は、J R津田沼駅および新京成新津田沼駅の2駅が利用可能且つ、バスターミナルを有する市内外からの交通利便性の非常に高い地域です。

市の表玄関である当該地駅前にホールがあることは、文教住宅都市であり“音楽のまち”である本市のまちづくりブランディングの意義、本市最大の商業エリアにおける集客によるまちの賑わい等経済効果、J R総武線直近の交通結節点という立地における広域的な集客による魅力的な興行の誘因要素などのメリットが挙げられます。

平成25（2013）年の奏の杜のまちびらきによる、約8千人規模の新しいまちの誕生等、周辺において居住環境の整備が進展しています。その一方で、既存商業施設などの老朽化や回遊機能の確保、「モノ」から「コト」及びウィズコロナ、アフターコロナにおける消費者動向の変化への対応など、拠点機能の更新が課題となっています。

J R津田沼駅周辺地域が本市の中心拠点として相応しい、魅力ある「本市の表玄関」として発展していくためには、都市マスタープランで当該地を含む谷津、谷津町、奏の杜地域のまちづくりのテーマと定めている「多様な人々が自然と触れ合い、いきいきとした交流を育むまち」に基づき、民間活力の導入を図りながら、既存の都市施設を段階的に更新し、時代の変化やニーズに適応すべく、都市機能を拡充するまちづくりが求められます。

平成28年3月に策定したJ R津田沼駅周辺地域まちづくり検討方針（以下、「まちづくり検討方針」という）では、「いいね！駅近 歩きたいまち」というまちのイメージを描いており、実現に向けて求められる機能のひとつに“交流創出機能”を掲げています。また、「高齢者や子どもなど多様な人々が交流することができるような施設や空間」として、本市の文化芸術の中心であるとともに、交流や情報発信の拠点機能を持つ習志野文化ホールの老朽化対応の必要性が挙げられております。

令和3年2月に千葉県は、J R津田沼駅周辺地域の拠点機能のさらなる向上を目指し、都市再開発の方針を決定しました。これに基づき本市は、民間開発の適切な誘導を図りながら、周辺機能との調和に配慮したうえで、広域的な拠点性の高い商業・業務・サービス・文化等の集積を図るとともに居住性も備えた中心市街地の形成を図っていきます。

なお、当該地に市は借地権及び土地使用借権を持ちますが、土地の所有権はありません。このことから、今後見込まれるJ R津田沼駅南口再開発事業に伴い再建設を行う場合、市が権利床以上に必要な床がある場合には、この不足分を事業者の保留床から取得することになります。そのため、当該地の土地の価値が高いことから、整備手法にかかわらず相応の費用負担が必要となります。

また、事業者の都合により、工事の着手時期や工期等の影響を受けることになるとともに、数十年後において再び商業施設の建替により、市の都合でないホールの再建設が必要となる可能性が有ります。

②旧庁舎跡地(公共施設若しくは民間への賃貸部分との複合施設による市有地での再建設)

最寄り駅である京成津田沼駅から徒歩 7 分程度であり、京成バス及びコミュニティバスの停留所も至近にあり、市内各地域からの公共交通アクセスは至便となっています。

また、当該地に面する道路(市役所前通り)は、将来的にはJR津田沼駅から幕張本郷駅までが京成津田沼駅を中間地点として結ばれることになり、さらに、近隣で整備中である都市計画道路 3・3・3 号藤崎茜浜線(千葉県事業)が開通すると、習志野警察署前から市役所通りを経由して新習志野駅までが結ばれることから、東西南北から幹線道路を用いて当該地にアクセスすることが可能となります。

習志野市都市マスタープランにおいて、当該地を含む「藤崎・津田沼・鷺沼・鷺沼台地域」は、京成津田沼駅を中心とする地域として「行政・文化の情報を発信し、豊かな自然と触れ合えるまち」をまちづくりのテーマとして掲げています。地域拠点の形成において、京成津田沼駅周辺は、商業・業務・サービスの強化などにより活気ある商業空間の創出を図るとともに地域交流の場、憩いの場としての機能の向上を図ることとしています。また、当該地はまちづくりの中心となり、災害時の防災拠点となる市庁舎が立地する公共公益ゾーンに位置づけられています。

さらに、令和 2 (2020) 年 8 月には、「習志野市旧庁舎跡地活用に関する検討報告書」が習志野市旧庁舎跡地活用検討委員会から市長へ提出されております。報告書では、当該地の活用の基本的理念を「～人が集まり、留まり、つながる～みんながいきいき活躍できる空間であり、多世代で賑わう習志野市の魅力を発信する場所」とし、活用の方法として「習志野市民だけでなく、市外からも多くの人を訪れる魅力ある場所」「多世代が交流する、賑わい溢れる場所」「産業の活性化につながる仕掛けがある場所」「音楽や美術をはじめとする芸術・文化を育む場所」が提案されています。また、期待される活用の方法の例示の一つとして、芸術・文化の分類において、音楽を演奏する人、聴く人の双方が「音楽のまち習志野」を体感できるような空間として「市民の文化活動の成果発表や練習ができる場所」「ホール」機能などが挙げられています。

当該地での建設は市有地内のため、工事着手時期を市の判断でコントロールでき、工期短縮が望めるほか、市の意思で運営・修繕・将来の建替が可能であり、他の権利者の意向に左右されることがありません。また、保留床の取得費用が不要となる事から、①より事業費の低減が見込まれます。

ただし、現状の本市の都市計画において、当該地は第二種住居地域であり、現状においてホールの建設はできません。建設を行うには各種法令に基づく、関係機関との十分な協議・調整などが必要となり、検討を要します。

また、鉄道駅からホールまでの徒歩距離が現在より長くなるとともに、JR総武線快速停車駅直近という好条件の消滅により、興行の誘因条件・収益性の低下も懸念されます。このことから、ホール規模の縮小を検討しなければならない可能性があるほか、自家用車での来場者が増加することによる駐車場の不足や、平日昼公演時の観客が市役所駐車場を利用することにより、市役所来庁者が駐車できなくなる等が懸念されます。

なお、京成津田沼駅周辺のまちづくり活性化の効率を含め、一定の経済効果を見込める可能性があります。が、駅までの動線上に商店街が無い事などから、JR 津田沼駅南口に比べ効果も限定的な金額に留まるものと推察されます。

表 4 敷地候補地の比較

		JR 津田沼駅南口	旧庁舎跡地
位置・アクセス	住所	習志野市谷津 1-16-1	習志野市鷺沼 1-1-1
	鉄道	JR 津田沼駅 徒歩 4 分	京成津田沼駅 徒歩 7 分
都市計画	用途地域	商業地域	第二種住居地域 (現状のままではホールは建設不可)
	建ぺい率/容積率	80%/600%	60%/200%
	高度地区	指定なし	第二種高度地区
敷地状況	敷地面積	20,500 m ² (津田沼緑地部分含む想定面積)	10,552.84 m ²
	建築面積	民間の再開発建物による (現ホールは約 2,500 m ²)	最大 4,927.84 m ² 現ホールは約 2,500 m ² (複合化を想定すると面積増)
	駐車場	専用駐車場無し(商業施設と共用)	4,500 m ² (150 台程度を想定、30 m ² /台)
	緑地	民間の再開発建物による	1,125 m ² (敷地面積-建築面積)×20%)
	隣地・周辺環境	駅前商業地域 商業施設と合築	住宅地が近接した地域 市役所と隣接し、駐車場共有可能
費用	H30 年度 類似施設調査 (延床面積 9,000 m ²)	11,680,831,800 円	7,920,000,000 円

※面積は法律等の範囲内で想定しており、設計の中で変更の可能性があります。

※費用は、想定面積に各資料で提示されている平米単価を乗じて算出したものです。



表5 各要素における優位度の比較

【凡例】各優位性の高い方に◎、低い方には△を付記

	①JR 津田沼駅南口（現在地における再建設）	②旧庁舎跡地（他の市有地における再建設）
ブランディング面・ 現行計画上の位置付け	◎ <ul style="list-style-type: none"> ・文教住宅都市並びに“音楽のまち習志野”の象徴である文化ホールを、市の表玄関であるJR津田沼駅前に存続できる【まちづくり、ブランディングの意義】。 ・都市マスタープラン（H27.3月改訂）：「多様な人々が自然と触れ合い、いきいきとした交流を育むまち」（谷津、谷津町、奏の杜地区） ・JR津田沼駅周辺地域まちづくり検討方針（H28.3月）：『いいね！駅近歩きたいまち』“交流機能創出”「高齢者や子どもなど多様な人々が交流することができるような施設や空間」として本市の文化芸術の中心であるとともに、交流や情報発信の拠点機能を持つ文化ホールの老朽化対応の必要性。 ・都市再開発の方針（R3.2月：千葉県）：市は民間施設の適切な誘導を図りながら、周辺機能との調和に配慮したうえで、広域的な拠点性の高い商業・業務・サービス・文化等の集積を図るとともに、居住性も備えた中心市街地の形成を図っていく。 ・文化振興計画（R3～7年度）：今後予定されているJR津田沼駅周辺地域の再整備にあっても“文教住宅都市”習志野のシンボルとして、そのあり方を検討します。 	△ <ul style="list-style-type: none"> ・JR津田沼駅前に持つ市の権利床、JR津田沼駅前の象徴としてのホールが消滅する。 ・都市マスタープラン（H27.3月改訂）：「行政・文化の情報を発信し、豊かな自然と触れ合えるまち」（藤崎、津田沼、鷺沼、鷺沼台地域） ・現状の都市計画では建設できず、建設を行うには各種法令に基づく、関係機関との十分な協議・調整が必要となり、検討を要する。
財政・財源面	△ <ul style="list-style-type: none"> ・保留床を取得する場合、負担額が高額となり、市の財政を圧迫する。 ・再開発事業において国庫補助金を獲得できる可能性が有る。 	◎ <ul style="list-style-type: none"> ・①より事業費は低い（保留床の購入不要）。 ・JR津田沼駅前に持つ権利床を金銭の給付に替え、建設財源に充てることができる。 ・当該地での財源化による収入が見込めなくなる。
権利・自由度	△ <ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修や建替の際には区分所有者の議決が必要となる。市の区分所有比率が低く、他の権利者の意向に左右される可能性が有り、約40～60年後に事業者の都合で建替が必要となる可能性が有る。 ・事業者提案通りの住宅を容認する場合、日影規制に違反しないよう配置等に一定の制限を受ける。また、商業施設等の設計の影響を受ける。 ・仮に、賃貸借でホールを取得する場合は、貸主側の定めた規約によって制限される。 	◎ <ul style="list-style-type: none"> ・①と比べ、市の意思で、運営、修繕、建替が可能。他の権利者の意向に左右されない。 ・単独建替えとなる事から、設計の自由度が上がる。他の施設との合築も可能。
工期・休館期間	△ <ul style="list-style-type: none"> ・既存建物の解体及び駅前広場等の整備を伴うことから、再開発事業の全体工期の影響を受けるため、ホール休館期間は事業者との協議により左右される。また、駅前利用制限期間も生じる。 	◎ <ul style="list-style-type: none"> ・工期を市のスケジュールで決定でき、工事着手時期や休館期間を市の判断でコントロールできる。 ・①と比べ、JR津田沼駅南口の再開発工事総量が圧縮でき、工期短縮とともに、駅前利用制限期間の短縮が図れる。
立地・興行・集客面	◎ <ul style="list-style-type: none"> ・現状においても一定の興行利用がある中で、交通結節点であるJR津田沼駅という立地が魅力的な興行の誘因要素。市民公演においても市外からの来客が広域に呼び込める交通利便性が有る【立地条件のホール集客への寄与】。 ・現在の位置に再建設してほしいという多くの利用団体、興行者の意向に沿える。 	△ <ul style="list-style-type: none"> ・JR駅前直近という好条件の消滅により、興行の誘因条件・収益性低下が懸念される。そのため、ホール規模の縮小を検討しなければならない可能性がある。 ・駅からホールまでの徒歩距離が長くなる。 ・自家用車での来場者が増加し、駐車場の不足が懸念される（ホール客席数に対し、確保可能な駐車場が少ない）。また、平日の屋公演の際は、観客が市役所駐車場を利用することで、市役所への来庁者が駐車できなくなることが懸念される。 ・搬入出音等の近隣住民への影響が懸念される。
経済効果・地域活性化	◎ <ul style="list-style-type: none"> ・再開発後の商業施設とともに、JR津田沼駅周辺地区という本市最大の商業エリアのポテンシャルを高め、まちの賑わい向上等相乗効果、税収効果、及び本市魅力向上等が期待できる【経済効果】。 	△ <ul style="list-style-type: none"> ・京成津田沼駅周辺のまちづくり活性化の効果も含め、一定の経済効果が見込める可能性が有る。 ・商業施設との合築ではなく駅までの動線上に商店街がないことから、JR津田沼駅南口に比べ経済効果は限定的になるものと推察される。
その他 （文化ホール以外の 要素）	◎ <ul style="list-style-type: none"> ・民間活力を導入した市街地再開発事業に参画することで、駅前広場やペDESTリアンデッキ、公園を含めた公共施設の更新や、新たな企業バス乗降場の整備が可能であり、モリシア津田沼までの一体的なJR津田沼駅南口駅前全体の整備を行うことができる。このことは魅力ある「本市の表玄関」を相乗効果によりリニューアルできるといった観点からメリットは大きい。 	△ <ul style="list-style-type: none"> ・モリシアホールは民間設置だが、運営は文化ホール指定管理者が行っており、新規設置においても事業者による運営の意思が無いため、遠隔となる運営管理の取り扱いが問題となる。

(2) 敷地候補地の選定

新ホールの敷地候補地は、JR 津田沼駅南口での再建設を前提に検討していましたが、財政面や権利等で一定の課題があることから、旧庁舎跡地との比較を行いました。

両候補地を比較すると、双方にメリットとデメリットがあり、どちらも全ての課題の解決には至っていないものの、新ホールの再建設候補地となる可能性を有しています。

そのため、今後も両候補地が持つ課題解消を検討しますが、新ホールは、基本方針のとおり、現ホールが市の表玄関である JR 津田沼駅前に立地することで有する文教住宅都市並びに“音楽のまち習志野”の象徴としてのまちづくり、ブランディングの意義を失わないよう、再開発事業の協議検討にあわせて、JR 津田沼駅南口での再建設を優先に目指すこととします。

【参考】整備手法について

1. 民間活力の活用について

(1) 民間資金を活用した整備手法について

民間資金を活用した施設整備手法としては、公共が設計・整備・維持管理を一括して発注し、それに伴う資金調達を合わせて委ねる PFI (BOT, BTO 等) 方式や、民間事業者が施設を所有するリース方式等の手法があります。

公共の資金調達(起債等)は、民間の資金調達に比べ、一般的には金利が低くすむことから、民間の資金調達の方が事業費増となります。

(2) 資金以外の民間活力活用

設計・施工事業費の節減、運営しやすい施設設計など、民間ノウハウを活かし、施設整備を効率的に行うことが考えられます。

2. 公共施設整備手法の概要

【手法一覧】

➤従来手法：分離・分割発注

市が整備する施設について、市が事業主となり、「設計」「建設」「維持管理」「運営」の各段階において個別に発注を行います。

市が整備費を負担、資金調達は市、業務完了時に発注先に一括で支払います。

➤DBO：設計・施工(＋維持管理、運営)一括発注方式

公共が資金調達し、設計整備及び維持管理・運営について事業期間を通じて民間に一括して委ねます。

施設整備後に一括して公共が民間に設計整備費を支払い、維持管理運営期間では、民間の提供するサービスに応じて、公共が料金を支払います(指定管理制度との併用も多い)。

➤PFI：設計・施工・維持管理・運営一括発注方式

PFI 法に則り、公共施設の設計・整備・維持管理・運営について、長期一括で民間業者に委ねます。(設計・整備・維持管理のみの場合もある)

施設整備後に施設の所有権を公共に移転する BTO 方式と、民間の所有で維持管理運営し、事業期間終了後に所有権を公共に移転する BOT 方式等があります。(指定管理者制度との併用もある)

民間事業者が資金調達し、公共が長期割賦払いで民間事業者にサービス対価を支払うサービス購入型が一般的ですが、本市の PFI 導入実績においては、BTO 方式により施設の所有権の移転の際に市が起債し、その金額を民間事業者へ支払うとともに、起債対象とならない事業費についてのみ、長期割賦払いで民間事業者へ支払うことで資金調達における金利負担を抑えています。

＞リース方式

民間事業者が設計・整備を行った民間所有施設について、公共が民間事業者との間で賃貸借契約を結び、公共が活用します。契約期間終了後に無償譲渡を受ける契約となる事例も多くあります。

民間事業者が資金調達して整備費を負担し、全事業費を公共がリース期間で長期分割払いをします。

民間事業者が設計・整備及び資金調達費用をリース期間内のリース料金で賄えることが条件となります。

＞再開発方式

市街地再開発事業は一般的には、密集市街地において、細分化された敷地を広く統合し、共同建築物に建替えると共に、駅前広場などの公共施設とオープンスペース等を確保することで快適で安全な都市環境を再生させます。

市街地再開発事業においては、施行者が公共施設を含めて設計や工事を行うことができます。

事業施工前の各権利者の権利に応じて、事業完了後の再開発ビルの敷地や床に関する権利が与えられ、これを権利変換といいます。権利変換を希望しない権利者は、その権利に見合った金銭が施行者により補償されます。

表6 整備手法の比較

	メリット	デメリット
従来手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政が事業者となる事で安定的な運営が可能となる ・ 政策決定による事業内容の変更に対応しやすい ・ 民間資金より低金利での資金調達が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期投資に多額の財政負担が発生する ・ 設計・建設、運営・維持管理等の業務を個別に発注するため、事業全体を通じた効率化・合理化が図りにくくなり、コスト削減を図る余地が少なくなる。つまり、事業効率化へのインセンティブが少なく財政負担の増加を招きやすい
DBO① (運営： 民間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期投資の一部平準化 ・ 民間資金より低金利での資金調達が可能 ・ 公共サービスと収益事業を一体的に運営することによる効率化 ・ 市民ニーズへの動機的な対応 ・ 民間事業者のリスク管理能力を活用した予防保全の確実な実施が期待できる ・ 一体的運営により民間ノウハウを発揮することで、収益が向上し事業が安定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益が上がらない事業のサービス購入料が上昇する ・ 市の起債が必要 ・ 市の意向による柔軟な契約内容の変更を行いにくくなる
DBO② (運営： 市直営)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期投資の一部平準化 ・ 民間資金より低金利での資金調達が可能 ・ 収益事業に関するテナントの管理は SPC が実施した方が高効率 ・ 職員ノウハウの継承及び文教行政へのフィードバック ・ 市民ニーズの動機的な対応 ・ 民間事業者のリスク管理能力を活用した予防保全の確実な実施が期待できる ・ 設計、建設時に民間ノウハウが発揮されることで、利便性が高く効率的な運営を行える 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スキームの複雑化 ・ 市の起債が必要 ・ 市の意向による柔軟な契約内容の変更を行いにくくなる
PFI① (運営： 民間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期投資が平準化できる ・ 公共サービスと収益事業を一体的に運営することによる効率化 ・ 市民ニーズへの動機的な対応 ・ 民間事業者のリスク管理能力を活用した予防保全の確実な実施が期待できる ・ 一体的運営により民間ノウハウを発揮することで、収益が向上し事業が安定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間資金調達にかかる高金利負担（これを最小限とするため、市の起債が必要となる場合あり） ・ 収益が上がらない事業のサービス購入料が上昇する
PFI② (運営： 市直営)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期投資の一部平準化 ・ 収益事業に関するテナントの管理は SPC が実施した方が高効率 ・ 職員ノウハウの継承及び文教行政へのフィードバック ・ 民間事業者のリスク管理能力を活用した予防保全の確実な実施が期待できる ・ 設計、建設時に民間ノウハウが発揮されることで、利便性が高く効率的な運営を行える 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間資金調達にかかる高金利負担（これを最小限とするため、市の起債が必要となる場合あり）
リース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来手法より低価格となる可能性がある ・ 費用の延払いが可能 ・ 民間の創意工夫が得られやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の活用ができない
再開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の顔となる街づくりが進められる ・ 法的手続きを経て進める事業であるため、法的担保がある ・ 国からの補助金を受けられる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地や建物が統合されて共有持ち分となる ・ 新しい建物の評価が高くなると、交換される床は現在よりも小さくなる可能性がある。従前と同等以上の床を求める場合、保留床の取得が必要となる ・ 権利者の合意形成が必要であり、事業が長期化する場合が多い

【参考】策定の経過

日付		会議・作業等
令和3年 (2021)	3月25日	第1回 習志野文化ホール再建設基本計画等策定委員会※1
	4月27日	第2回 習志野文化ホール再建設基本計画等策定委員会
	7月21日	第3回 習志野文化ホール再建設基本計画等策定委員会
	8月20日	第1回 習志野文化ホール再建設基本構想等検討専門委員会※2
	10月28日	第4回 習志野文化ホール再建設基本計画等策定委員会
	11月9日	第2回 習志野文化ホール再建設基本構想等検討専門委員会
令和4年 (2022)	1月12日	第5回 習志野文化ホール再建設基本計画等策定委員会
	1月27日	第3回 習志野文化ホール再建設基本構想等検討専門委員会
	3月18日	庁議（パブリックコメントの実施について）
	4月～5月	パブリックコメント実施（期間：令和4年4月1日～5月2日）
	5月18日	第6回 習志野文化ホール再建設基本計画等策定委員会
	5月27日	第4回 習志野文化ホール再建設基本構想等検討専門委員会
	7月11日	庁議（習志野文化ホール再建設基本構想の決定）
	7月	習志野文化ホール再建設基本構想策定

※1 習志野文化ホール再建設基本計画等策定委員会…庁内部長級で構成される委員会

※2 習志野文化ホール再建設基本構想等検討専門委員会

…学識経験者や利用者代表等から構成される第三者委員会

習志野文化ホール再建設基本構想

令和4年7月 策定

作成：習志野市政策経営部総合政策課

■電話：047-453-9222

■FAX：047-453-9313

■Mail：seisaku@city.narashino.lg.jp

議案第23号

財産の貸付けの変更について(習志野市立袖ヶ浦東小学校建物)

平成26年習志野市議会第4回定例会において第67号議案として議決を経た財産の貸付けの一部を次のとおり変更することについて、別紙のとおり市長に申し入れる。

令和4年7月27日提出

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

提案理由

習志野市立袖ヶ浦東小学校建物に関し、貸付けに供する建物の面積の変更をすることについて、市長に申し入れるものである。

財産の貸付けの変更について（習志野市立袖ヶ浦東小学校建物）

習志野市立袖ヶ浦東小学校建物に関し、貸付けに供する建物の面積の変更をするものです。

1 貸付けに供する建物の面積 変更前 1, 8 2 7 . 7 4 m²

変更後 1, 9 8 8 . 7 4 m²

議案第25号

習志野市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について

習志野市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則を別記のように制定する。

令和4年7月27日提出

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

提 案 理 由

国(総務省)において、行政手続きにおける押印の見直しを要請されたことに伴い、改正するものである。また、その他実務に合わせて明確にするため、併せて改正するものである。

習志野市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

習志野市立幼稚園管理規則(昭和41年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第42条—第45条」を「第42条」に、「第46条—第48条」を「第43条—第45条」に改める。

第2条第1項中「、教諭、事務職員、技術職員及び技労職員」を「及び教諭」に改め、同条第2項中「及び副主任教諭」を「副主任教諭、事務職員、技術職員及び技労職員」に改める。

第4条第1項中「事務職員、技術職員および技労職員の職、職種および」を「第2条各項に規定する職員の職及びその」に改める。

第15条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に改め、「規定により」の次に「準用する同令第63条の規定により」を加える。

第16条の次に次の1条を加える。

(臨時休業の場合の教育日数確保のための措置)

第16条の2 園長は、第15条第1項の規定により臨時に授業を行わなかつたため学校教育法施行規則第37条に規定する教育週数の確保が困難であると認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により休業日に授業を行う場合について準用する。

第30条を次のように改める。

第30条 削除

第31条第1項中「および」を「及び」に改め、同条第3項中「4月末日」を「5月末日」に改める。

第32条中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加える。

第37条第1項中「(別記第10号様式)」を削り、「置かなければ」を「おかなければ」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改める。

第40条中「各号に一」を「各号のいずれか」に改め、同条第3号中「第9条第1号又は第3号」を「第9条各号」に改め、同条第4号中「一」を「いずれか」に改め、同条第7号中「こえた」を「超えた」に改め、同条第9号中「、その委任を受けたもの」を「その委任を受けた者」に改める。

第42条及び第42条の2を削る。

第43条の見出しを「(表簿等)」に改め、同条中「並びにその保存期間」を削り、同条の表簿の欄中「表簿」を「表簿等」に、「および」を「及び」に改め、「8 前各号に掲げるもの以外の公文書」を削り、同表簿保存期間の欄を削り、第9章中同条を第42条とする。

第44条及び第45条を削る。

第46条中「および毎月末日」を「及び毎月末日」に、「および教職員数等」を「、教職員数等」に、「別記第11号様式」を「別記第10号様式」に、「および翌月5日」を「及び翌月5日」に、「翌年1月10日」を「、翌年1月10日」に改め、第10章中同条を第43条とする。

第47条中「別記第12号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条第2号及び第3号中「または」を「又は」に改め、同条を第44条とし、第48条を第45条とする。

別記第1号様式中「様」を「宛て」に改め、「印」を削り、「または」を「又は」に改め、「日」を「日まで」に改める。

別記第7号様式中「様」を「宛て」に改め、「印」を削り、「および」を「及び」に改める。

別記第10号様式を次のとおり改める。

第10号様式(第43条)

組 織 編 制 報 告 書

年 月

習志野市教育委員会教育長 宛て

習志野市立 幼稚園 園長

このことについて、 月 日 現在における組織編制を下記のとおり報告します。

記

学 年	年 長			年 少			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
学級数									
前月末在籍者数									
本月中入園者数									
本月中除籍者数									
本月末在籍者数									

	男	女	計
年長			
年少			
計			

	男	女	計
年長			
年少			
計			

性別	園長	教 員			休 職 等				(正規)総計	会計年度職員				職員総数
		教頭	教諭	計	普通休職	出産休暇	育児休業	療養休暇		計	幼稚園教諭(代替)	園務	支援員	
男														
女														
計														

別記第11号様式を削る。

別記第12号様式中「第47条」を「第44条」に改め、「習志野市立〇〇〇幼稚園長」を「習志野市立 幼稚園長」に改め、「〇 〇 〇 〇 印」を削り、同様式を別記第11号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に改正前の習志野市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の規定により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

習志野市立幼稚園管理規則（昭和41年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章～第8章 略</p> <p>第9章 文書（<u>第42条—第45条</u>）</p> <p>第10章 雑則（<u>第46条—第48条</u>） （職員）</p> <p>第2条 幼稚園に園長、教頭、<u>事務職員、技術職員及び技労職員</u>を置く。</p> <p>2 前項の規定のほか、主任教諭、主任教諭補及び<u>副主任教諭</u>を置くことができる。</p> <p>（職員名、職及び職務）</p> <p>第4条 <u>事務職員、技術職員および技労職員</u>の職、職種および職務は次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>2 略 （非常変災等による臨時休業）</p> <p>第15条 園長は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定により感染症の予防上必要があるときは、臨時に幼稚園の全部または一部の授業を行わないことができる。</p> <p>2 園長は、前項および<u>学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第1号）第39条の規定により</u>授業</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第8章 略</p> <p>第9章 文書（<u>第42条</u>）</p> <p>第10章 雑則（<u>第43条—第45条</u>） （職員）</p> <p>第2条 幼稚園に園長、<u>教頭及び教諭</u>を置く。</p> <p>2 前項の規定のほか、主任教諭、主任教諭補、<u>副主任教諭、事務職員、技術職員及び技労職員</u>を置くことができる。</p> <p>（職員名、職及び職務）</p> <p>第4条 <u>第2条各項に規定する職員の職及びその</u>職務は次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>2 略 （非常変災等による臨時休業）</p> <p>第15条 園長は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定により感染症の予防上必要があるときは、臨時に幼稚園の全部又は一部の授業を行わないことができる。</p> <p>2 園長は、前項及び <u>学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第1号）第39条の規定により準用する同令第63条の規定により授業</u></p>

を行わなかつたときは、臨時休業報告書（別記第1号様式）により教育委員会に報告しなければならない。

（振替授業）

第16条 略

追加

（保育料滞納者に対する処置）

第30条 園長は、保育料を滞納している幼児に対して出席停止を命ずることができる。

2 園長は、保育料を3月以上滞納した幼児に対して退園を命ずることができる。

（施設等の管理）

第31条 園長は、幼稚園の施設、設備および備品（以下「施設等」という。）の管理を統轄し、職員は、園長の定めるところにより、施設等の管理を分掌する。

2 園長は、施設等の管理簿を備え、その現況を記載しておかなければならない。

3 園長は、毎年度の施設等の現況を、翌年度の4月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

（施設等の利用）

を行わなかつたときは、臨時休業報告書（別記第1号様式）により教育委員会に報告しなければならない。

（振替授業）

第16条 略

（臨時休業の場合の教育日数確保のための措置）

第16条の2 園長は、第15条第1項の規定により臨時に授業を行わなかつたため学校教育法施行規則第37条に規定する教育週数の確保が困難であると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により休業日に授業を行う場合について準用する。

第30条 削除

（施設等の管理）

第31条 園長は、幼稚園の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の管理を統轄し、職員は、園長の定めるところにより、施設等の管理を分掌する。

2 園長は、施設等の管理簿を備え、その現況を記載しておかなければならない。

3 園長は、毎年度の施設等の現況を、翌年度の5月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

（施設等の利用）

第32条 学校教育法 第137条の規定により、施設等を社会教育その他公共のために利用させることに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(出勤簿)

第37条 園長は、出勤簿 (別記第10号様式) を作成して置かなければならない。

2 園長は、職員が出張、研修、休暇または欠勤したときは、出勤簿にその旨を記載しなければならぬ。職員が休職等の処分を受けた場合についても同様とする。

(報告)

第40条 園長は、職員が次の各号に一に該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 学校教育法第9条第1号又は第3号に該当することとなつたとき。

(4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項各号の一に該当すると認められるとき。

(5)・(6) 略

(7) 療養休暇の期間が30日をこえたとき。

(8) 略

(9) 欠勤(教育委員会若しくは、その委任を受けたものの命令、許可又は承認を得ないで、当該職員に割り振られた勤務時間内において勤務しない場合をいう。ただし、習志野市職員の勤務時間、休暇

第32条 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第137条の規定により、施設等を社会教育その他公共のために利用させることに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(出勤簿)

第37条 園長は、出勤簿 _____ を作成しておかなければならない。

2 園長は、職員が出張、研修、休暇又は欠勤したときは、出勤簿にその旨を記載しなければならぬ。職員が休職等の処分を受けた場合についても同様とする。

(報告)

第40条 園長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 学校教育法第9条各号 _____ に該当することとなつたとき。

(4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(5)・(6) 略

(7) 療養休暇の期間が30日を超えたとき。

(8) 略

(9) 欠勤(教育委員会若しくは、その委任を受けた者の命令、許可又は承認を得ないで、当該職員に割り振られた勤務時間内において勤務しない場合をいう。ただし、習志野市職員の勤務時間、休暇

等に関する条例（平成11年条例第10号）第9条に規定する休日を除く。）したとき。

(10) 略

第9章 文書

（事務処理の原則）

第42条 事務処理は、文書によることを原則とし、適正かつ迅速に行なわれなければならない。

（押印）

第42条の2 發送する文書には相当の公印を押さなければならない。ただし、園長の指示する文書については、公印を押さないことができる。

（表簿）

第43条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条第1項に規定するもののほか、幼稚園において備えなければならない表簿及び公文書（以下「表簿等」という。）並びにその保存期間は、次のとおりとする。

	表簿	保存期間
1	幼稚園沿革誌	永久
2	修了証書授与台帳	永久
3	幼稚園一覧表	5年
4	保育指導に関するもの	5年
5	職員のおしよ及び給与に関するもの	5年
6	職員会議に関するもの	5年

等に関する条例（平成11年条例第10号）第9条に規定する休日を除く。）したとき。

(10) 略

第9章 文書

削る

削る

（表簿等）

第42条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条第1項に規定するもののほか、幼稚園において備えなければならない表簿及び公文書（以下「表簿等」という。）は、次のとおりとする。

	表簿等
1	幼稚園沿革誌
2	修了証書授与台帳
3	幼稚園一覧表
4	保育指導に関するもの
5	職員のおしよ及び給与に関するもの
6	職員会議に関するもの

7 出張命簿

5年

8 前各号に掲げるもの以外の公文書

5年

7 出張命簿

(保存期間の起算)

第44条 前条に規定する表簿等の保存期間は、会計年度をもつて作成し、又は編冊する表簿等にあつては当該年度の決算の終わった日の属する年度の翌年度から、学年をもつて作成し、又は編冊する表簿等にあつては翌年度の4月1日から起算する。ただし、暦年で整理するものにあつては当該文書が完結した日の属する年の翌年の1月1日から起算する。

(表簿の廃棄)

第45条 園長は、保存期間の経過した表簿等を廃棄することができる。

第10章 雑則

(定例報告)

第46条 園長は、4月16日および毎月末日現在における幼児数、学級数および教職員数等を組織編成報告書(別記第11号様式)により、それぞれ4月20日および翌月5日(12月31日現在のもの)については、翌年1月10日までに教育委員会に報告しなければならない。

(事故報告)

第47条 園長は、次に掲げる事故が発生したときは、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、速やかに事故報告書(別記第12号様式)により報告しなければならない。

(1) 略

(2) 事故による職員または幼児の死亡または傷害

第10章 雑則

(定例報告)

第43条 園長は、4月16日及び毎月末日現在における幼児数、学級数、教職員数等を組織編成報告書(別記第10号様式)により、それぞれ4月20日及び翌月5日(12月31日現在のもの)については、翌年1月10日までに教育委員会に報告しなければならない。

(事故報告)

第44条 園長は、次に掲げる事故が発生したときは、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、速やかに事故報告書(別記第11号様式)により報告しなければならない。

(1) 略

(2) 事故による職員又は幼児の死亡又は傷害

<p>(3) <u>職員または幼児の感染症その他の集団の病気</u> (4) 略 (委任)</p> <p><u>第48条 略</u></p>	<p>(3) <u>職員又は幼児の感染症その他の集団の病気</u> (4) 略 (委任)</p> <p><u>第45条 略</u></p>
--	---

旧

別記第1号様式(第15条第2項)

臨時休業報告書

年 月 日

習志野市教育委員会教育長 様

習志野市立

幼稚園長

印

下記により、臨時休業をいたしましたので報告いたします。

記

事 由	
期日または期間	年 月 日から 年 月 日 (日間)
休業をした学年	
園児の処置	
その他特記事項	

新

別記第1号様式(第15条第2項)

臨時休業報告書

年 月 日

習志野市教育委員会教育長 様

習志野市立

幼稚園長

下記により、臨時休業をいたしましたので報告いたします。

記

事 由	
期日又は期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
休業をした学年	
園児の処置	
その他特記事項	

旧

第7号様式(第26条第3項)

健康診断報告書

年 月 日

習志野市教育委員会教育長 盛

習志野市立

幼稚園長



下記により、健康診断をいたしましたので報告いたします。

記

実施年月日	年 月 日
実施の場所	
定期・臨時の別	
実施学年および園児数	
健康診断医師名氏	
特記事項	

新

第7号様式(第26条第3項)

健康診断報告書

年 月 日

習志野市教育委員会教育長 亮二

習志野市立

幼稚園長



下記により、健康診断をいたしましたので報告いたします。

記

実施年月日	年 月 日
実施の場所	
定期・臨時の別	
実施学年及び園児数	
健康診断医師名氏	
特記事項	

組織編制報告書

年 月 日

習志野市教育委員会教育長 様

習志野市立 幼稚園長 印

このことについて、月 日現在における組織編制を下記のとおり報告します。

記

学 年	年 長	少 年		計
		男	女	
学 級 数				
性 別		男	女	計
前月末在籍者数				
本月中入園者数				
本月中除籍者数				
本月末在籍者数				

職 別	教 員		休職関係		総 計	
	教 頭	教 諭	計	普通休職	産休・育休等代替	計
園 長						
園 長						
教 頭						
教 諭						
特別増置						
特別支援						
勤務補助						
欠員補充						
園 務						
指導員・介助員						
預かり保育						
計						
男						
女						
計						

組織編制報告書

年 月

習志野市教育委員会教育長 様

習志野市立 幼稚園 園長 様

このことについて、月 日現在における組織編制を下記のとおり報告します。

記

学 年	年 長	少 年		計
		男	女	
学 級 数				
性 別		男	女	計
前月末在籍者数				
本月中入園者数				
本月中除籍者数				
本月末在籍者数				

※休園(内書)

年 長				
年 少				
計				
男				
女				
計				

※家庭保育する園児(内書)

年 長				
年 少				
計				
男				
女				
計				

職 別	教 員		休 職 等		全 計 年 度 職 員	
	教 頭	教 諭	計	普通休職	産休・育休等代替	計
園 長						
園 長						
教 頭						
教 諭						
預かり保育						
園 務						
支援員						
幼稚園教諭(代替)						
(正規)総計						
職員総数						
男						
女						
計						

事故報告書

年 月 日

晋志野市教育委員会教育長 様

晋志野市立〇〇〇幼稚園長



このことについて、晋志野市立幼稚園管理規則第47条の規定により、下記のとおり報告します。

記

I 事故の概要

- 1 事故の種別
- 2 発生日時
- 3 発生場所
- 4 当事者
- 5 事故の程度

年 月 日(曜日)午前・後 時 分

II 事故の状況

- 1 事故の状況と現場見取図
- 2 事故の原因

III 事故発生後の処置

※ 記載上の注意

- ア 記載事項の項目によって記入することを原則とするが、該当する内容がない場合は、省略する。
- イ Iの1の「事故の種別」については、「部活動中の事故」、「教育課程実施上の事故」、「盗難」、「火災」、「非行」、「交通事故」などと記入する。
- ウ Iの4の「当事者」については、児童生徒の場合は学年・氏名・住所・保護者名を、教職員の場合は職・氏名・年齢等を、その他の場合は氏名・年齢・職業・住所等を記入する。
- エ Iの5の「事故の程度」については、人の負傷の程度、物の損壊や被害の程度を記入する。
- オ IIIの「事故発生後の処置」については、本人に対する処置、保護者への連絡、関係機関への連絡などを記入する。

事故報告書

年 月 日

晋志野市教育委員会教育長 宛て

晋志野市立 幼稚園長

このことについて、晋志野市立幼稚園管理規則第47条の規定により、下記のとおり報告します。

記

I 事故の概要

- 1 事故の種別
- 2 発生日時
- 3 発生場所
- 4 当事者
- 5 事故の程度

年 月 日(曜日)午前・後 時 分

II 事故の状況

- 1 事故の状況と現場見取図
- 2 事故の原因

III 事故発生後の処置

※ 記載上の注意

- ア 記載事項の項目によって記入することを原則とするが、該当する内容がない場合は、省略する。
- イ Iの1の「事故の種別」については、「部活動中の事故」、「教育課程実施上の事故」、「盗難」、「火災」、「非行」、「交通事故」などと記入する。
- ウ Iの4の「当事者」については、児童生徒の場合は学年・氏名・住所・保護者名を、教職員の場合は職・氏名・年齢等を、その他の場合は氏名・年齢・職業・住所等を記入する。
- エ Iの5の「事故の程度」については、人の負傷の程度、物の損壊や被害の程度を記入する。
- オ IIIの「事故発生後の処置」については、本人に対する処置、保護者への連絡、関係機関への連絡などを記入する。

議案第26号

習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を別記のように制定する。

令和4年7月27日提出

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

提案理由

国(総務省)において、行政手続きにおける押印の見直しを要請されたことに伴い、改正するものである。また、その他実務に合わせて明確にするため、併せて改正するものである。

習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

習志野市立小学校及び中学校管理規則(昭和39年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第46条—第50条」を「第46条」に、「第51条—第54条」を「第47条—第49条」に改める。

第6条第1項中「事務職員、学校栄養職員、技術職員及び技労職員」を「第3条各項に規定する職員」に改める。

第6条の2中「第6条」を「前条」に改める。

第10条の3第1項中「小学校及び中学校」を「学校」に改め、同条第5項中「発令は」を「発令については」に、「第10条の2」を「前条」に改める。

第10条の4第1項中「第10条の3」を「前条」に改める。

第10条の5第1項中「第10条の4」を「前条」に改める。

第32条第3項中「4月末日」を「5月末日」に改める。

第44条第3号中「第9条第1号又は第3号」を「第9条各号」に改める。

第45条中「特に」を「別に」に改める。

第46条及び第47条を削る。

第48条の見出しを「(表簿等)」に改め、同条中「(昭和22年文部省令第11号)」及び「並びにその保存期間」を削り、同条の表表簿の項中「表簿」を「表簿等」に改め、同表その他の公文書の部を削り、同表保存期間の欄を削り、同条を第46条とする。

第49条から第51条までを削り、第10章中第52条を第47条とし、第53条を第48条とし、第54条を第49条とする。

「別記

別記第1号様式中「第1号(第20条第2項)」を「第1号(第20条第2項)」に

、「習志野市()教育委員会教育長」を「習志野市教育委員会教育長」に、「市立〇〇小」を「市立 小」に改め、「氏 名印」を削り、「または」を「又は」に改める。

別記第4号様式中「市立〇〇小」を「市立 小」に改め、「氏 名印」を削り、「および」を「及び」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「市立〇〇小」を「市立 小」に改め、「〇 〇 〇印」を削る。

別記第7号様式の2中「B列5判」を「A列4判」に改め、「印」を削り、「ふりがなを付し、押印すること」を「ふりがなを付すこと」に、「第39条第1項)(B列5判)」を「第39条第2項)(A列4判)」に改める。

別記第10号様式中「印」を削る。

別記第11号様式中「市立〇〇〇小」を「市立 小」に改め、「〇 〇 〇 〇印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の規定により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

習志野市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章～第8章 略</p> <p>第9章 文書（<u>第46条—第50条</u>）</p> <p>第10章 雑則（<u>第51条—第54条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（職員名、職及び職務）</p> <p>第6条 <u>事務職員、学校栄養職員、技術職員及び技労職員の職及び職務</u></p> <p>は次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>（非常勤講師等）</p> <p>第6条の2 第3条及び<u>第6条</u>の規定にかかわらず、必要に応じ、非常勤講師又は非常勤職員を置き、県費負担職員に準ずる職務に従事させることができる。</p> <p>（生徒指導主事及び進路指導主事）</p> <p>第10条の3 <u>小学校及び中学校</u>に生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、小学校に生徒指導主事を置かないことができる。</p> <p>2～4 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第8章 略</p> <p>第9章 文書（<u>第46条</u>）</p> <p>第10章 雑則（<u>第47条—第49条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（職員名、職及び職務）</p> <p>第6条 <u>第3条各項に規定する職員</u></p> <p>は次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>（非常勤講師等）</p> <p>第6条の2 第3条及び<u>前条</u>の規定にかかわらず、必要に応じ、非常勤講師又は非常勤職員を置き、県費負担職員に準ずる職務に従事させることができる。</p> <p>（生徒指導主事及び進路指導主事）</p> <p>第10条の3 <u>学校</u>に生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、小学校に生徒指導主事を置かないことができる。</p> <p>2～4 略</p>

<p>5 第1項及び第2項の主事の発令は、<u>第10条の2</u>の規定を準用する。</p> <p>(その他の主任等)</p> <p>第10条の4 学校には、第10条及び<u>第10条の3</u>に規定する主任等のほか必要に応じて校務を分担する主任等を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(主任等の任期)</p> <p>第10条の5 第10条、第10条の3及び<u>第10条の4</u>に規定する主任等の任期は4月1日から翌年の3月31日までとし再任を妨げない。</p> <p>2 略</p> <p>(施設等の管理)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は毎年度の施設等の現況を翌年度の<u>4月末日</u>までに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(報告)</p> <p>第44条 校長は職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法第9条第1号又は<u>第3号</u>に該当することとなつた</p>	<p>5 第1項及び第2項の主事の発令については、<u>前条</u>の規定を準用する。</p> <p>(その他の主任等)</p> <p>第10条の4 学校には、第10条及び<u>前条</u>に規定する主任等のほか必要に応じて校務を分担する主任等を置くことができる。</p> <p>2 略</p> <p>(主任等の任期)</p> <p>第10条の5 第10条、第10条の3及び<u>前条</u>に規定する主任等の任期は4月1日から翌年の3月31日までとし再任を妨げない。</p> <p>2 略</p> <p>(施設等の管理)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は毎年度の施設等の現況を翌年度の<u>5月末日</u>までに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(報告)</p> <p>第44条 校長は職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法第9条各号 <u>に</u>該当することとなつた</p>
--	---

とき。

(4) ~ (11) 略
(補則)

第45条 この章に定めるもののほか、職員の服務については、教育委員会が特に定める。

第9章 文書

(事務処理の原則)

第46条 事務処理は文書によることを原則とし適正かつ迅速に行わなければならない。

(押印)

第47条 発送する文書には相当の公印を押さなければならぬ。ただし、校長の指示する文書については、公印を押さないことができる。

(表簿)

第48条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第28条第1項に規定するもののほか、学校において備えなければならない表簿及び公文書(以下「表簿等」という。)並びにその保存期間は、次のとおりとする。

表簿	保存期間
学校沿革誌	永久
卒業証書授与台帳	永久
学校一覧表	5年

とき。

(4) ~ (11) 略
(補則)

第45条 この章に定めるもののほか、職員の服務については、教育委員会が別に定める。

第9章 文書

削る

削る

(表簿等)

第46条 学校教育法施行規則 第28条第1項に規定するもののほか、学校において備えなければならない表簿及び公文書(以下「表簿等」という。) は、次のとおりとする。

表簿等
学校沿革誌
卒業証書授与台帳
学校一覧表

教育指導に関するもの	5年	教育指導に関するもの
保健体育に関するもの	5年	保健体育に関するもの
文部科学大臣を作成者とする統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項の基幹統計に関するもの	5年	文部科学大臣を作成者とする統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項の基幹統計に関するもの
児童又は生徒の転入又は転出に関するもの	5年	児童又は生徒の転入又は転出に関するもの
第30条の規定による通知に関するもの	5年	第30条の規定による通知に関するもの
職員の人事及び給与に関するもの	5年	職員の人事及び給与に関するもの
職員会議に関するもの	5年	職員会議に関するもの
職員旅行命令簿	5年	職員旅行命令簿
宿日直命令簿	5年	宿日直命令簿
宿日直勤務記録簿	5年	宿日直勤務記録簿
その他の公文書	5年	内容が重要なもの
	1年	内容が軽易なもの

（保存期間の起算）

第49条 前条に規定する表簿等の保存期間は、会計年度をもつて作成し、又は編冊する表簿等にあつては当該年度の決算の終わつた日の属する年度の翌年度から、学年をもつて作成し、又は編冊する表簿等にあつては翌年度の4月1日から起算する。ただし、暦年で整理するものにあつては当該文書が完結した日の属する年の翌年の1月1日から起算する。

（表簿等の廃棄）

第50条 校長は保存期間の経過した表簿等を廃棄することができる。

削る

削る

第10章 雑則

(学級編制の資料の報告)

第51条 校長は教育委員会が千葉県教育委員会の同意を受けらるべき学級の編制又はその変更についての資料を教育委員会に提出しなけれはならない。

(定例報告)

第52条 略

2 略

(事故報告)

第53条 略

(委任)

第54条 この規則の施行に關し必要な事項は、教育長が定める。

第10章 雑則

削る

削る

(定例報告)

第47条 略

2 略

(事故報告)

第48条 略

(委任)

第49条 この規則の施行に關し必要な事項は、教育長が定める。

旧

第1号様式(第20条第2項)

臨時休業報告書

年 月 日

習志野市()教育委員会教育長 様

習志野市立〇〇小、(中)学校長

氏 名

名印

下記により、臨時休業をいたしましたので報告いたします。

記

事 由	
期日または期間	
休業をした学年	
児童(生徒)の処置	
その他特記事項	

新

別記

第1号様式(第20条第2項)

臨時休業報告書

年 月 日

習志野市 教育委員会教育長 様

習志野市立 小、(中)学校長

下記により、臨時休業をいたしましたので報告いたします。

記

事 由	
期日又は期間	
休業をした学年	
児童(生徒)の処置	
その他特記事項	

旧

第4号様式(第27条第3項)

健康診断報告書

年 月 日

習志野市教育委員会教育長

様

習志野市立〇〇小(中)学校長

氏 名(印)

下記により、健康診断をいたしましたので報告いたします。

記

実施年月日	
実施の場所	
定期・臨時の別	
実施学年および児童(生徒)数	
健康診断医師氏名	
特記事項	

新

第4号様式(第27条第3項)

健康診断報告書

年 月 日

習志野市教育委員会教育長

様

習志野市立〇〇小(中)学校長

下記により、健康診断をいたしましたので報告いたします。

記

実施年月日	
実施の場所	
定期・臨時の別	
実施学年及び児童(生徒)数	
健康診断医師氏名	
特記事項	

旧

第5号様式(第30条)

児童生徒に関する通知書

年 月 日

習志野市教育委員会教育長 様

習志野市立〇〇小(中)学校長

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

学校教育法施行令第20条による該当者を、下記のとおり通知いたします。

記

学年 児童(生徒)氏名	組名	
生 年 月 日		
保 護 者 氏 名		
現 住 所		
欠 席 期 間		
担 任 教 員 氏 名		
欠 席 理 由		
そ の 他 特 記 事 項		

新

第5号様式(第30条)

児童生徒に関する通知書

年 月 日

習志野市教育委員会教育長 様

習志野市立 小(中)学校長

学校教育法施行令第20条による該当者を、下記のとおり通知いたします。

記

学年 児童(生徒)氏名	組名	
生 年 月 日		
保 護 者 氏 名		
現 住 所		
欠 席 期 間		
担 任 教 員 氏 名		
欠 席 理 由		
そ の 他 特 記 事 項		

旧

第6号様式(第31条)

卒業者の通知書

年 月 日

習志野市教育委員会教育長 様

習志野市立〇〇小(中)学校長

〇 〇 〇 〇 〇 〇

新

第6号様式(第31条)

卒業者の通知書

年 月 日

習志野市教育委員会教育長 様

習志野市立〇〇小(中)学校長

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

番号	児童(生徒)氏名	生年月日	保護者名	現住所	備考

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

番号	児童(生徒)氏名	生年月日	保護者名	現住所	備考

旧

第7号様式の2(第39条第2項)(B列[5判])

(表面)

氏名 コード番号	履歴書		
氏ふりがな	旧氏名	により 年月日改姓(名)	
	性別	男・女	
現住所	生年月日	年月日	
	本籍地	都・道・府・県	
学歴	校学部	修学期間	修業区分
	校学部	年月日～年月日	第学年卒・修・退
資格・免許	種類	教科目番号	授与年月日
	種類	教科目番号	授与年月日
研修	区分	実施機関	賞罰
	区分	実施機関	賞罰

千葉県教育委員会

新

第7号様式の2(第39条第2項)(A列[4判])

(表面)

氏名 コード番号	履歴書		
氏ふりがな	旧氏名	により 年月日改姓(名)	
	性別	男・女	
現住所	生年月日	年月日	
	本籍地	都・道・府・県	
学歴	校学部	修学期間	修業区分
	校学部	年月日～年月日	第学年卒・修・退
資格・免許	種類	教科目番号	授与年月日
	種類	教科目番号	授与年月日
研修	区分	実施機関	賞罰
	区分	実施機関	賞罰

千葉県教育委員会

事故報告書

年 月 日

習志野市教育委員会教育長

習志野市立〇〇〇小(中)学校長

印

このことについて、習志野市立小学校及び中学校管理規則第53条の規定により、下記のとおりに報告します。

記

I 事故の概要

1 事故の種類

2 発生日時

年 月 日(曜日)午前・後 時 分

3 発生場所

4 当事者

5 事故の程度

II 事故の状況

1 事故の状況と現場見取図

2 事故の原因

III 事故発生後の処置

※ 記載上の注意

ア 記載事項の項目によって記入することを原則とするが、該当する内容がない場合は、省略する。

イ Iの1の「事故の種類」については、「部活動中の事故」、「教育課程実施上の事故」、「盗難」、「火災」、「非行」、「交通事故」などと記入する。

ウ Iの4の「当事者」については、児童生徒の場合は学年・氏名・住所・保護者名を、教職員の場合は職・氏名・年齢等を、その他の場合は氏名・年齢・職業・住所等を記入する。

エ Iの5の「事故の程度」については、人の負傷の程度、物の損壊や被害の程度を記入する。

オ IIIの「事故発生後の処置」については、本人に対する処置、保護者への連絡、関係機関への連絡などを記入する。

事故報告書

年 月 日

習志野市教育委員会教育長

習志野市立 小(中)学校長

このことについて、習志野市立小学校及び中学校管理規則第53条の規定により、下記のとおりに報告します。

記

I 事故の概要

1 事故の種類

2 発生日時

年 月 日(曜日)午前・後 時 分

3 発生場所

4 当事者

5 事故の程度

II 事故の状況

1 事故の状況と現場見取図

2 事故の原因

III 事故発生後の処置

※ 記載上の注意

ア 記載事項の項目によって記入することを原則とするが、該当する内容がない場合は、省略する。

イ Iの1の「事故の種類」については、「部活動中の事故」、「教育課程実施上の事故」、「盗難」、「火災」、「非行」、「交通事故」などと記入する。

ウ Iの4の「当事者」については、児童生徒の場合は学年・氏名・住所・保護者名を、教職員の場合は職・氏名・年齢等を、その他の場合は氏名・年齢・職業・住所等を記入する。

エ Iの5の「事故の程度」については、人の負傷の程度、物の損壊や被害の程度を記入する。

オ IIIの「事故発生後の処置」については、本人に対する処置、保護者への連絡、関係機関への連絡などを記入する。

議案第27号

習志野市立高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

習志野市立高等学校管理規則の一部を改正する規則を別記のように制定する。

令和4年7月27日提出

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

提案理由

各項目において実務に合わせて明確にするため、改正するものである。

習志野市立高等学校管理規則の一部を改正する規則

習志野市立高等学校管理規則(昭和61年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び同条中「、男女別」を削り、同条の表男女別の欄を削る。

第11条第2項中「学習」を「探求」に改め、同条第3項中「教科」の次に「、総合的な探求の時間」を加え、「38週」を「35週」に改める。

第12条第2項に次のただし書を加える。

ただし、海外修学旅行にあつては、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

第16条第2項中「あらかじめ」を「これを使用しようとする日前30日までに」に改める。

第17条第1項中「教科」の次に「、総合的な探求の時間」を加える。

第19条第1項中「教育計画」を「指導計画」に、「・科目」を「、科目及び総合的な探求の時間」に改め、同条第4項中「30単位」を「36単位」に改め、同条第5項中「試験科目」の次に「(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。)」を加える。

第19条の3中「の各号」を削り、同条第2号中「の合格」を削る。

第19条の4中「前条」を「第19条の2及び前条」に改める。

第42条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第29条に規定する成年に達した生徒については、保護者の立会いを要しない。

第44条中「、事務職員、技術職員及び技労職員」を「及び事務職員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定のほか、技術職員及び技労職員を置くことができる。

第53条の2第3項中「司書教諭の」の次に「発令については第49条第5項の規定を、」を加え、「、前条」を「前条」に改める。

第55条第2項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第3号中「第9条第1号又は第3号」を「第9条各号」に改め、同項第4号中「一」を「いずれか」に改める。

第58条ただし書中「第12条第2項」の次に「又は第13条第2項」を加える。

第60条第2項中「休暇」の次に「、週休日、代休日」を加え、「勤務を要しない時間の指定」を「部分休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業」に改める。

第62条第3項中「4月末日」を「5月末日」に改める。

第72条第1項の表期日の欄中「第22条第2項」を「第22条」に、「当該」を「、当該」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の習志野市立高等学校管理規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

習志野市立高等学校管理規則（昭和61年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）																																											
<p>（学校の課程、<u>男女別</u>、<u>学科</u>及び<u>生徒定員</u>）</p>	<p>（学校の課程____、<u>学科</u>及び<u>生徒定員</u>）</p>																																											
<p>第3条 <u>学校の課程</u>、<u>男女別</u>、<u>学科</u>及び<u>生徒定員</u>は、次の表のとおりとする。</p>	<p>第3条 <u>学校の課程</u>____、<u>学科</u>及び<u>生徒定員</u>は、次の表のとおりとする。</p>																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課程</th> <th rowspan="2">男女別</th> <th rowspan="2">学科</th> <th colspan="3">生徒定員</th> </tr> <tr> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全日制</td> <td>男女</td> <td>普通科</td> <td>240</td> <td>240</td> <td>240</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td></td> <td>商業科</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>240</td> </tr> </tbody> </table>	課程	男女別	学科	生徒定員			1年	2年	3年	計	全日制	男女	普通科	240	240	240	720		商業科	80	80	80	240	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課程</th> <th rowspan="2">学科</th> <th colspan="3">生徒定員</th> </tr> <tr> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全日制</td> <td>普通科</td> <td>240</td> <td>240</td> <td>240</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>商業科</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>240</td> </tr> </tbody> </table>	課程	学科	生徒定員			1年	2年	3年	計	全日制	普通科	240	240	240	720	商業科	80	80	80	240
課程				男女別	学科	生徒定員																																						
	1年	2年	3年			計																																						
全日制	男女	普通科	240	240	240	720																																						
		商業科	80	80	80	240																																						
課程	学科	生徒定員																																										
		1年	2年	3年	計																																							
全日制	普通科	240	240	240	720																																							
	商業科	80	80	80	240																																							
<p>（学年の授業時数）</p>	<p>（学年の授業時数）</p>																																											
<p>第11条 学年の授業時数については、校長が定める。</p>	<p>第11条 学年の授業時数については、校長が定める。</p>																																											
<p>2 学校の教科、総合的な学習の時間及び特別活動の週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。</p>	<p>2 学校の教科、総合的な<u>探求</u>の時間及び特別活動の週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。</p>																																											
<p>3 学校の教科____及び特別活動の授業は、年間を通じて<u>38週</u>を標準として実施するものとする。</p>	<p>3 学校の教科、<u>総合的な探求</u>の時間及び特別活動の授業は、年間を通じて<u>35週</u>を標準として実施するものとする。</p>																																											
<p>（修学旅行）</p>	<p>（修学旅行）</p>																																											
<p>第12条 修学旅行の実施については、教育委員会が別に定める基準によらなければならない。</p>	<p>第12条 修学旅行の実施については、教育委員会が別に定める基準によらなければならない。</p>																																											
<p>2 校長は、宿泊を要する修学旅行を行う場合は、実施の日前7日までに、教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>2 校長は、宿泊を要する修学旅行を行う場合は、実施の日前7日までに、教育委員会に届け出なければならない。<u>ただし、海外修学旅行にあっては、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</u></p>																																											
<p>（準教科書）</p>	<p>（準教科書）</p>																																											
<p>第16条 教科書の発行されていない教科又は科目については、校長は、</p>	<p>第16条 教科書の発行されていない教科又は科目については、校長は、</p>																																											

教科書に準じて使用する教科用図書（以下「準教科書」という。）を定めるものとする。

- 2 校長は、準教科書を定めるときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならぬ。

（教材の選定）

第17条 学校において教科_____及び特別活動の指導のために使用する図書その他の材料（以下「教材」という。）は、校長が教育効果の向上のため有益適切と認められたものでなければならぬ。

2・3 略

（単位の認定）

第19条 生徒が学校の定める教育計画に従って科目を履修し、その成績が学習指導要領に示されている教科・科目_____の目標から見えて満足できると判定された場合は、校長は、学年末において、その教科・科目_____について所定の単位を修得したことを認定するものとする。ただし、特に必要がある場合には、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

2・3 略

4 第1項の規定にかかわらず、校長は、第35条の2第2項の規定により留学を許可した生徒について、学年の途中においても、外国の高等学校における履修を学校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

5 校長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、生徒が行う学修（生徒が入学する前に行つたものを含む。）であつて、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の定めるところにより合格点を得た試験科目_____

教科書に準じて使用する教科用図書（以下「準教科書」という。）を定めるものとする。

- 2 校長は、準教科書を定めるときは、これを使用しようとする日前30日までに教育委員会に届け出なければならぬ。

（教材の選定）

第17条 学校において教科、総合的な探求の時間及び特別活動の指導のために使用する図書その他の材料（以下「教材」という。）は、校長が教育効果の向上のため有益適切と認められたものでなければならぬ。

2・3 略

（単位の認定）

第19条 生徒が学校の定める指導計画に従って科目を履修し、その成績が学習指導要領に示されている教科、科目及び総合的な探求の時間の目標から見えて満足できると判定された場合は、校長は、学年末において、その教科、科目及び総合的な探求の時間について所定の単位を修得したことを認定するものとする。ただし、特に必要がある場合には、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

2・3 略

4 第1項の規定にかかわらず、校長は、第35条の2第2項の規定により留学を許可した生徒について、学年の途中においても、外国の高等学校における履修を学校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

5 校長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、生徒が行う学修（生徒が入学する前に行つたものを含む。）であつて、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第2条の規定による廃

に係るものを、学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えらるゝことができる。

6 略

(学校外の学修の単位認定)

第19条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、生徒が行う次の各号に掲げる学修を学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えらるゝことができる。

(1) 略

(2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものの合格

に係る学修

(3) 略

第19条の4 前条の規定により与えらるゝことのできる単位数の合計は、36を超えないものとする。

第42条 懲戒処分^の告知は、保護者立会いのうえ、校長が行うものとする。

2・3 略

(職員)

第44条 学校には、校長、教員、事務職員、技術職員及び技労職員を置く。

追加

(司書教諭)

第53条の2 略

止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。)に係るものを、学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えらるゝことができる。

6 略

(学校外の学修の単位認定)

第19条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、生徒が行う次の各号に掲げる学修を学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えらるゝことができる。

(1) 略

(2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるもの

に係る学修

(3) 略

第19条の4 前条の規定により与えらるゝことのできる単位数の合計は、36を超えないものとする。

第42条 懲戒処分^の告知は、保護者立会いのうえ、校長が行うものとする。ただし、第29条に規定する成年に達した生徒については、保護者の立会いを要しない。

2・3 略

(職員)

第44条 学校には、校長、教員及び事務職員を置く。

2 前項の規定のほか、技術職員及び技労職員を置くことができる。

(司書教諭)

第53条の2 略

(管理)

第62条 略

2 略

3 校長は、毎年度の施設等の現況を翌年度の4月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

(定例報告)

第72条 校長は、次の表の左欄に掲げる事項について、それぞれ当該右欄に掲げる期日までに、教育委員会に報告しなければならない。

事項	期日
(1) 4月、9月及び1月の各10日現在における生徒数、学級数及び職員数	4月、9月及び1月の各15日
(2) 卒業(修了)認定の状況	4月1日(第22条第2項及び第77条の規定による卒業の認定については、当該認定後10日以内)
(3) 入学許可の状況	4月10日(第26条第1項及び第77条の規定による入学の許可については、当該許可後10日以内)
(4) 職員及び生徒の健康診断の状況	実施後20日以内
(5) 各学期における職員の出張、休暇及び欠勤等の状況	第1学期分 8月25日 第2学期分 1月2

(管理)

第62条 略

2 略

3 校長は、毎年度の施設等の現況を翌年度の5月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

(定例報告)

第72条 校長は、次の表の左欄に掲げる事項について、それぞれ当該右欄に掲げる期日までに、教育委員会に報告しなければならない。

事項	期日
(1) 4月、9月及び1月の各10日現在における生徒数、学級数及び職員数	4月、9月及び1月の各15日
(2) 卒業(修了)認定の状況	4月1日(第22条及び第77条の規定による卒業の認定については、当該認定後10日以内)
(3) 入学許可の状況	4月10日(第26条第1項及び第77条の規定による入学の許可については、当該許可後10日以内)
(4) 職員及び生徒の健康診断の状況	実施後20日以内
(5) 各学期における職員の出張、休暇及び欠勤等の状況	第1学期分 8月25日 第2学期分 1月2

<p>(6) 各教科・科目の年間授業時間数</p> <p>2 前項の報告書の様式は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>5日 第3学期分 4月2 5日 3月31日</p> <p>(6) 各教科・科目の年間授業時間数</p> <p>2 前項の報告書の様式は、教育委員会が別に定める。</p>
--	---

議案第28号

令和5年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校
の図書)

令和5年度習志野市立習志野高等学校使用の教科用図書を別記のとおり採択する。

令和4年7月27日提出

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

提案理由

習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号の規定に基づき、令和5年度習志野市立習志野高等学校使用の教科用図書を採択するものである。

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数

[改訂後] 新1・2年

[現行] 新3年

教科	科目	標準単位数	必修科目
国語	現代の国語	2	○
	言語文化	2	○
	論理国語	4	
	文学国語	4	
	国語表現	4	
	古典探究	4	
地理歴史	地理総合	2	○
	地理探究	2	
	歴史総合	2	○
	日本史探究	3	
	世界史探究	3	
公民	公共	2	○
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで何
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	3	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学C	2	
理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
保健体育	体育	7~8	○
	保健	2	○
芸術	音楽Ⅰ	2	○
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
	外国語	英語コミュニケーションⅠ	
英語コミュニケーションⅡ		4	
英語コミュニケーションⅢ		4	
論理・表現Ⅰ		2	
論理・表現Ⅱ		2	
論理・表現Ⅲ		2	
家庭	家庭基礎	2	┌○
	家庭総合	4	
情報	情報Ⅰ	2	○
	情報Ⅱ	2	
理数	理数探究基礎 理数探究	1 2~5	
総合的な探究の時間		3~6	○2単位まで何

教科	科目	標準単位数	必修科目
国語	国語総合	4	○2単位まで何
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
地理歴史	世界史A	2	┌○ ┌○ ┌○
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで何
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
理科課題研究	1		
保健体育	体育	7~8	○
	保健	2	○
芸術	音楽Ⅰ	2	┌○ ┌○ ┌○ ┌○ ┌○ ┌○ ┌○ ┌○ ┌○ ┌○ ┌○ ┌○
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
	外国語	コミュニケーション英語基礎	
コミュニケーション英語Ⅰ		3	
コミュニケーション英語Ⅱ		4	
コミュニケーション英語Ⅲ		4	
英語表現Ⅰ		2	
英語表現Ⅱ		4	
英語会話	2		
家庭	家庭基礎	2	┌○ ┌○
	家庭総合	4	
	生活デザイン	4	
情報	社会と情報	2	┌○
	情報の科学	2	
総合的な学習の時間		3~6	○2単位まで何

令和5年度使用高等学校用教科書選定理由書

学校名 習志野市立習志野 高等学校（全日制）の課程

校長名 大崎 栄貴

新1・2年生 普通科 【新学習指導要領】

第1部〔各学科に共通する各教科〕

教科	種目	発行者の		教科書の 記号・番号	教科書名	教科書選定理由
		番号	略称			
国語	現代の 国語	002	東書	現国 702	精選現代の国語	新聞記事や法令文などの実用的な文章や図表や写真を伴う文章が採択されており、現代の社会生活に必要な読解力を養うことができる。また、教科書を支援する周辺教材やデジタルコンテンツも充実している。
国語	言語文化	002	東書	言文 701	新編言語文化	ジャンル別に単元構成され、実態に合わせた扱いができる。また、読む力に重点を置きながら、「書く」指導が効果的に行えるように考慮されている。中学校での学習事項の確認教材も置かれており、高校への学習のスムーズな移行に配慮されている。
国語	文学国語	104	数研	文国 706	文学国語	豊かな心情や感性が身につけられる定評教材が数多く採択されている。各編の適正な箇所言語活動教材が設けられており、指導・評価を行ううえでの配慮がなされている。
国語	古典探究	183	第一	古探 719	高等学校 精選古典探究	学習内容を充実させ、理解を深めるための例題が充実しており、作品や時代背景の証明が丁寧に説明されている。
地理歴史	歴史総合	R4: 山川 歴総708 現代の歴史総合みる・読みとく・考える				
		081	山川	歴総 707	歴史総合 近代から現代へ	全体を時系列で取り扱い、歴史の背景や因果関係を理解しやすい。記述が詳しく、入試で日本史を利用する生徒にも対応できる。
地理歴史	地図	046	帝国	地図 703	標準高等地図	色彩がはっきりしており、見やすい。日本・世界の地形・気候・人口推移等のデータも豊富であり生徒の理解を得やすい。
地理歴史	地理総合	046	帝国	地総 703	高等学校 新地理総合	資料・データが豊富で、興味を喚起させる内容である。記述が詳しく、入試で地理を利用する生徒にも対応できる。
公民	公共	046	帝国	公共 707	高等学校 公共	現代の諸課題を様々な面から取り上げられている。図表も豊富で学習意欲の向上に繋げやすい。

 令和5年度向け、新採択・変更した教科用図書

R4: 変更した教科用図書

新1・2年生 普通科 【新学習指導要領】

第1部〔各学科に共通する各教科〕

教科	種目	発行者の		教科書の 記号・番号	教科書名	教科書選定理由
		番号	略称			
数学	数学Ⅰ	104	数研	数Ⅰ 714	新編 数学Ⅰ	例題、練習問題が充実しており演習量を確保しやすい構成になっている。応用問題等で既習事項との繋がりを明確にしておき展開がわかりやすくなっている。
数学	数学Ⅱ	104	数研	数Ⅱ 711	新編 数学Ⅱ	各内容の説明において、図や色を効果的に使用し理解しやすくなっている。また、補充問題や研究もあり、数学を得意とする生徒にも対応している。
数学	数学A	104	数研	数A 714	新編 数学A	基礎的なものから発展的なものまで幅広いレベルの問題で構成されており、個々に応じた指導を行いやすい構成になっている。また、説明文等で適当な数学的表現を使っている。
数学	数学B	104	数研	数B 712	新編 数学B	基礎・基本の問題から、発展・参考も効果的に取り入れられ、生徒自身が個々の方に応じた学習ができる。また、問題があらゆる生徒に対応している。
理科	科学と人間生活	007	実教	科人 702	科学と人間生活	例題、問が数多くあり、あらゆる生徒に対応することができる。章末問題は応用能力を高めるための問題も扱われており、理科を得意とする生徒にも対応している。
理科	物理基礎	061	啓林館	物基 706	高等学校 考える物理基礎	説明が丁寧に行われており、自分自身で学習を進めやすい構成になっている。QRコードから補足資料や実験動画が掲載されている出版社のサイトにアクセスができ、教授内容を充実させることが期待できる。
理科	化学基礎	061	啓林館	化基 706	高等学校 化学基礎	説明が詳しく、参考や発展的な資料等も充実している。図や写真がシンプルで余計なものがない。
理科	生物基礎	007	実教	生基 704	高校生物基礎	他社の教科書と比較して、主要構成がシンプルで分かりやすく、その上で「復習」「コラム」「発展」等で補足や興味を引く内容を多く取り入れており、生徒に理解させやすい作りとなっている。
理科	地学基礎	183	第一	地基 705	高等学校 地学基礎	他社にない見開き2ページで1テーマがまとめられており、生徒が自主的に学習を進めやすい構成となっている。また、発展的な内容も過不足なく取り扱っており、視覚的にも分かりやすく工夫されている。

令和5年度向け、新採択・変更した教科用図書

新1・2年生 普通科 【新学習指導要領】

第1部 [各学科に共通する各教科]

教科	種目	発行者の		教科書の 記号・番号	教科書名	教科書選定理由
		番号	略称			
保健体育	保健体育	050	大修館	保体 701	現代高等保健体育	健康についての考え方、運動やスポーツに対する考え方が、社会の変化に合わせてわかりやすく説明されている。生徒が健康について興味を持てる内容であるため。
芸術	音楽Ⅰ	027	教芸	音Ⅰ 702	高校生の音楽1	学習の目標が記入されており、また図や写真などの資料が、適切な順で配置されているので、学習の意図を把握しやすい。鑑賞資料も充実しており、QRコード掲載によって取り扱いやすさも工夫されている。
芸術	音楽Ⅱ	027	教芸	音Ⅱ 702	高校生の音楽2	1年次使用教科書の内容が発展的に系統立てて網羅されており、学習者がスムーズに理解できるように意図されている。学習の目標が記入されており、また図や写真などの資料が、適切な順で配置されているので、学習の意図を把握しやすい。鑑賞資料も充実しており、QRコード掲載によって取り扱いやすさも工夫されている。
芸術	美術Ⅰ	116	日文	美Ⅰ 703	高校美術	デザインについての解説が非常に充実している。また、近・現代の美術家の言葉や、読み手の思考を促すような問いかけが各所に配され、生徒の興味をひきつけるように設計されている。現代美術に係る重要作品を網羅しており、同時代の美術に親しむ心を育むことが可能である。
芸術	美術Ⅱ	116	日文	美Ⅱ 702	高校生の美術2	美術史の理解に役立つ作品群を掲載しつつそれらを「水による演出」「奥行や空間」「ものの質感」などの焦点化したテーマでまとめ、生徒が表現・鑑賞する上で重要な要素へ意識を向けられる構成になっている。
芸術	書道Ⅰ	002	東書	書Ⅰ 701	書道Ⅰ	R4: 教図 書Ⅰ 702 書Ⅰ 鑑賞を行うにあたり、その際に用いる言葉を広げる工夫がされている。著作権についての記述もわかりやすい。古典作品を視覚的に比較する工夫がされている。
芸術	書道Ⅱ	006	教図	書Ⅱ 702	書Ⅱ	書体の変遷を含め、書を体系的に学ぶためにテーマがわかりやすく区分されている。また、理解を深めるための教材の配置が適切である。篆刻の学習において写真などが視覚的に理解しやすい。
外国語	英語 コミュニケーションⅠ	231	い い ず な	CⅠ 724	New Rays English CommunicationⅠ	「聞く」「話す」「読む」「書く」活動を総合的に学習できる。また、各課の最後に単元をより深く理解するための発展学習が用意されている。教科書に関連したリスニング問題も用意されており、大学入学共通テストの対策もできる。
外国語	英語 コミュニケーションⅠ	002	東書	CⅠ 702	Power On English CommunicationⅠ	「日常的な話題」からSDGsに対応した「社会的話題」を扱っている。生徒の発信力を促す題材が多い。また各Partが4技能5領域をバランスよく学べる構成になっている。

令和5年度向け、新採択・変更した教科用図書

R4: 変更した教科用図書

新1・2年生 普通科 【新学習指導要領】

第1部 [各学科に共通する各教科]

教科	種目	発行者の		教科書の 記号・番号	教科書名	教科書選定理由
		番号	略称			
外国語	英語コミュニケーションⅡ	231	いいな	CⅡ 723	New Rays English Communication Ⅱ	各種タスクを重視した多面的な構成となっており、グループ協働による「プロジェクト型活動」が設定されているので、生徒の「自己表現力」や「対話力」を育成することができる。また各課で本文に準拠したリスニング問題も用意されており、大学入学共通テストがリスニングに比重を置くようになっている現状を鑑みても、リスニング力を鍛えるという点を重視している本書は望ましい。
外国語	英語コミュニケーションⅡ	002	東書	CⅡ 702	Power On English Communication Ⅱ	様々なジャンルを扱っており、かつSDGsに対応している課もある。構成に復習や実践などがあり、生徒がより深く理解することができる。
外国語	論理・表現Ⅰ	015	三省堂	論Ⅰ 705	MY WAY Logic and Expression Ⅰ	「文法・表現学習」からの「話す」「書く」の活動が順を追った教科書構成になっており、取り組むべき課題を明確に理解することができる。また各課のテーマも高校生にとって身近なテーマ・場面設定となっており、生徒たちの発信活動をより充実したものに工夫がなされている。
家庭	家庭基礎	002	東書	家基 701	家庭基礎 自立・共生・創造	実践的に学べるQRコンテンツの掲載や実社会を切り口にした資料の充実により、家庭生活の興味関心意欲を高め、主体的に学ぶことが期待できる。
情報	情報Ⅰ	007	実教	情Ⅰ 705	最新情報Ⅰ	基礎・基本の問題から、発展・参考も効果的に取り入れられ、生徒自身が個々の力に応じた学習ができる。また、問題があらゆる生徒に対応しており、情報モラルの能力育成にも適している。

令和5年度向け、新採択・変更した教科用図書

新3年生 普通科 【現行学習指導要領】

第2部〔各学科に共通する各教科〕

教科	種目	発行者の		教科書の 記号・番号	教科書名	教科書選定理由
		番号	略称			
国語	古典B	183	第一	古B 353	高等学校 改訂版 標準古典B	古典Aでの学習をふまえ、基礎・基本からやや難易度の高い教材に取り組み、読解力を身につけさせる作品が充実している、あらゆる生徒に対応できる。
地理歴史	日本史A	002	東書	日A 308	日本史A 現代からの歴史	基本的な事項・事柄が適切にまとめられており、資料も豊富で生徒の興味・関心を得やすい。
地理歴史	日本史B	007	実教	日B 312	日本史B 新訂版	文体が平易で図版・写真が大きく見やすい。最新の学説を記述に活かしており、生徒の興味・関心を得やすい。
地理歴史	地理B	046	帝国	地B 304	新詳地理B	資料・データが豊富で、興味を喚起させる内容である。説明が丁寧で理解しやすい。
公民	政治・経済	002	東書	政経 311	政治・経済	基本事項の記述が的確であり、豊富な具体例が盛り込まれている。写真や図版も工夫されている。
数学	数学Ⅱ	104	数研	数Ⅱ 329	改訂版 新編 数学Ⅱ	例、例題、問が数多くあり、あらゆる生徒に対応することができる。章末問題・補充問題が充実しており、数学を得意とする生徒にも対応している。
数学	数学Ⅲ	104	数研	数Ⅲ 324	改訂版 新編 数学Ⅲ	学習内容を定着させ、理解を深めるための例題や問題が充実している。また、定義・定理を明確に示すとともに説明・証明が丁寧に記述されている。
理科	物理	002	東書	物理 308	改訂 物理	発展的な内容が豊富で卒業後の学習においても有用な内容である。また、練習問題の難易度が本校生徒の学力レベルに適している。

新3年生 普通科 【現行学習指導要領】

第2部〔各学科に共通する各教科〕

教科	種目	発行者の		教科書の 記号・番号	教科書名	教科書選定理由
		番号	略称			
理科	化学	007	実教	化学 310	化学 新訂版	基礎的な内容から発展的な内容まで細かく、簡潔に書かれているため理解しやすい。記述対策の演習問題も充実している。
理科	生物	007	実教	生物 308	生物 新訂版	分子レベルの内容が詳しく記載されており、図も見やすい。また、扱われている内容が豊富で、様々な知識と関連させて教えることが出来る図や内容が多い。
理科	地学	061	啓林館	地学 303	地学 改訂版	図や写真の表現が視覚的に分かりやすく、高度な内容も理解しやすい。文章とのバランスも適切である。
芸術	音楽Ⅰ	027	教芸	音Ⅰ 309	高校生の音楽Ⅰ	図や写真などの資料が、適切な順で配置されており、学習の意図を把握しやすい。伝統音楽では声の音色や節回しなどの特徴を体験できる。
芸術	美術Ⅰ	038	光村	美Ⅰ 304	美術Ⅰ	技法ごとに手順の写真があり、制作工程を理解しやすい。色相環や、明度、彩度の表があり、色彩演習の授業の参考になる。
芸術	書道Ⅰ	002	東書	書Ⅰ 305	書道Ⅰ	視覚的にも見やすく、また、考えるポイントなどもわかりやすい。幅広く学習を深めることができる。取り扱っている作品も、生徒の創作活動に参考になる。
外国語	コミュニケーション英語Ⅲ	104	数研	コⅢ 338	Revised BIG DIPPER English Communication Ⅲ	高校生にとって身近な題材から、社会的な題材までが文章の量や構成に変化を付けながら広く含まれている。また、生徒がその題材について4技能の活動を通して学びを深めることができる構成となっている。
外国語	コミュニケーション英語Ⅲ	017	教出	コⅢ 331	NEW ONE WORLD CommunicationⅢ Revised Edition	単元構成・紙面構成ともに機能的で使い易い。「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能が有機的に統合された言語活動を行うことが期待できる。題材も生徒の興味と学習意欲を喚起するものが精選されている。
外国語	英語会話	061	啓林館	英会 303	Sailing English Conversation	生徒のコミュニケーションの目的や興味・関心に合っている。「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能が有機的に関連付けられ、演習を行うことができる。

新1・2年生 商業科 【新学習指導要領】

第1部〔主として専門学科において開設される各教科〕

教科	科目	発行者の		教科書の 記号・番号	教科書名	教科書選定理由
		番号	略称			
商業	商業	007	実教	商業 701	ビジネス基礎	専門用語の説明が鮮明であり、理解しやすい。接客対応などのロールプレイングも掲載され、実践的な学習を展開できる。また、具体的事例・コラムなども豊富に記載されており、視覚的にも理解を深められる内容となっている。
商業	商業	007	実教	商業 709	新簿記	専門用語の説明が具体的に示されている。実務での会計の流れが図で表されており、生徒もイメージしやすい。各単元ではねらいが明確に示されており、双方向から理解が深められる内容となっている。
商業	商業	007	実教	商業 715	最新情報処理 Advanced Computing	関数の説明が丁寧なされており、使い方も例題を用いて詳細に記されている。グラフの作成でも、カラー表示で見やすく、1つ1つのグラフ作成順序が詳細に記されているので、理解が深められる内容となっている。
商業	商業	007	実教	商業 718	マーケティング	図や絵が多く用いられており、カラー表示で見やすい。実習がいくつかあり、STEPを踏みながら学ぶことができる。巻末に、SDGsに関するマーケティング事例も記載されており、より深く学べて良い。
商業	商業	007	実教	商業 728	新財務会計 I	新しい内容の説明も具体的に記されており、わかりやすい。また、連結財務諸表や税効果会計、為替予約に関する内容も詳細に記されている。各項目ごとの色使いも良く、教科書全体が見やすい印象が良い。
商業	商業	007	実教	商業 720	原価計算	各分野の内容・図表が、わかりやすく記載されている。また、製造間接費の差異を求めるところでも、一つ一つ丁寧に詳細な解説が生徒にも理解しやすい。巻末に重要事項のまとめがあるのも魅力的である。
商業	商業	007	実教	商業 736	ソフトウェア活用	情報処理の内容を基礎として、難しい用語の説明も丁寧にされている。また、ソフトウェアの活用やプログラミングにつながる内容も掲載されている。データベースやSQLの記載もあり、検定試験の対策にも活用できる。
商業	商業	007	実教	商業 725	プログラミング～ マクロ言語～	プログラミングの検定試験が、マクロ言語のみとなったため、マクロ言語で記述された本教科書がわかりやすい。また、基本的な変数の宣言から繰り返しの処理なども丁寧に記述されていて、解説もあり理解しやすい。

 令和5年度向け、新採択・変更した教科用図書

新3年生 商業科 【現行学習指導要領】

第2部〔主として専門学科において開設される各教科〕

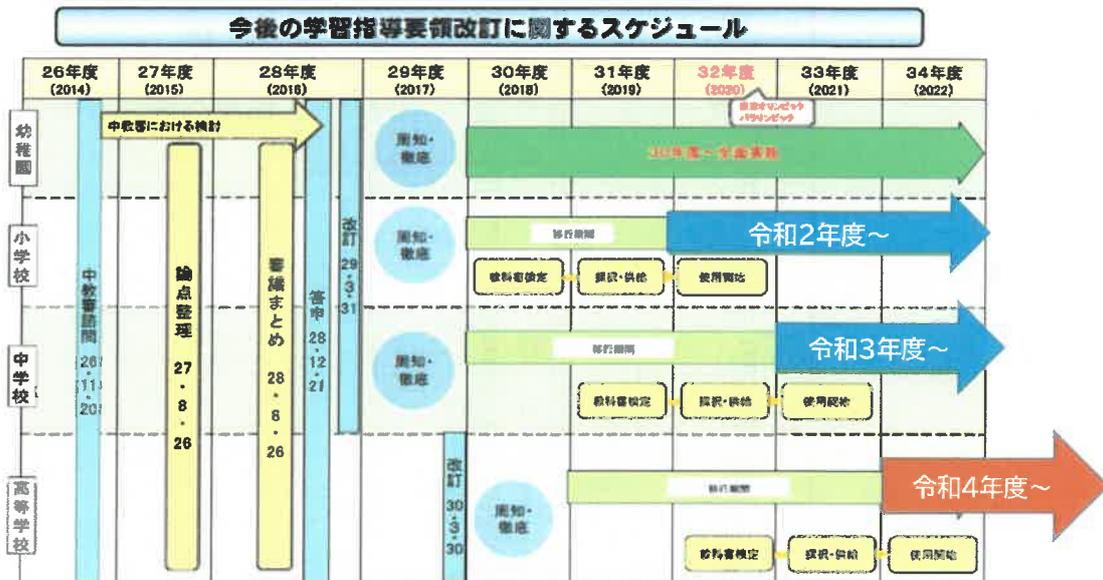
教科	種目	発行者の		教科書の 記号・番号	教科書名	教科書選定理由
		番号	略称			
商業	商業	007	実教	商業 354	経済活動と法 新訂版	民法における説明や資料が豊富で学習要素の選択も可能である。特に、豊富な事例や写真など具体的である。法律を初めて学ぶ生徒にとって、視覚的にも理解しやすい内容である。
商業	商業	007	実教	商業 329	財務会計Ⅱ	会計学における理論や処理方法などの説明が明確であり、理解しやすい内容である。また、例題や実践問題も豊富に盛り込まれており、授業展開における内容理解が得られやすい。
商業	商業	007	実教	商業 333	ビジネス情報管理	専門用語の記述や展開、分類が明瞭であり、理解力向上の手助けになる図表が見やすく配置されている。必要かつ十分な内容が幅広く取り上げられている。

令和5年度

使用教科用図書採択に向けて

習志野市立習志野高等学校

学習指導要領改訂



特別支援学校学習指導要領(幼稚園及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。特別支援学校学習指導要領(高等部)についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。

新教育課程 年次進行で実施

令和4年度（2022年） 高校1年生



令和5年度（2023年） 高校2年生



令和6年度（2024年） 高校3年生



令和7年度（2025年） 大学入学共通テスト
教科・科目再編

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数

[改訂後] 新1・2年				[現行] 新3年			
教科	科目	標準単位数	備考	教科	科目	標準単位数	備考
国語	現代の国語	2	○	国語	国語総合	4	○
	国語総合	2	○		国語基礎	2	○
	国語総合	4	○		国語総合A	2	○
	国語総合	4	○		国語総合B	2	○
	国語総合	4	○		国語総合C	2	○
地理歴史	総合的な学習の時間	5	○	地理歴史	地理総合	4	○
	総合的な学習の時間	2	○		地理総合A	2	○
	総合的な学習の時間	3	○		地理総合B	2	○
公民	公民総合	2	○	公民	現代社会	2	○
	公民総合	2	○		現代社会	2	○
数学	数学I	3	○	数学	数学I	3	○
	数学II	4	○		数学II	4	○
	数学A	3	○		数学A	3	○
	数学B	3	○		数学B	3	○
	数学C	3	○		数学C	3	○
理科	科学と人間生活	2	○	理科	科学と人間生活	2	○
	物理基礎	2	○		物理基礎	2	○
	化学基礎	2	○		化学基礎	2	○
	生物基礎	2	○		生物基礎	2	○
	総合的な学習の時間	2	○		総合的な学習の時間	2	○
芸術	音楽I	2	○	芸術	音楽I	2	○
	音楽II	2	○		音楽II	2	○
	音楽III	2	○		音楽III	2	○
	音楽IV	2	○		音楽IV	2	○
	音楽V	2	○		音楽V	2	○
外国語	英語I	4	○	外国語	英語I	4	○
	英語II	4	○		英語II	4	○
	英語III	4	○		英語III	4	○
	英語IV	4	○		英語IV	4	○
	英語V	4	○		英語V	4	○
家庭	家庭総合	2	○	家庭	家庭総合	2	○
	家庭総合	2	○		家庭総合	2	○
情報	情報I	2	○	情報	情報I	2	○
	情報II	2	○		情報II	2	○
総合	総合的な学習の時間	5	○	総合	総合的な学習の時間	5	○
	総合的な学習の時間	2	○		総合的な学習の時間	2	○

国語

地理歴史公民科

情報

新学習指導要領

現行

新

国語科

国語総合

現代の国語

言語文化

小・中学校

社会科

高等学校

地理歴史科

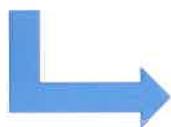
公民科

現行学習指導要領

必履修

世界史

選択履修



日本史

地理

公民

新学習指導要領

地理歴史科

世界史

日本史

歴史総合

地理総合

必履修

公民科

公共

必履修

NEW

情報

現行



8割

社会と情報

2割

情報の科学

選択履修

プログラミング

新



情報 I

必履修

プログラミング

令和5年度 教科書用図書採択

新学習指導要領



新1年生

新2年生

現行学習指導要領



新3年生

新1・2年生 普通科 【新学習指導要領】

第1部 [各学科に共通する各教科]

教科	種目	発行者の		教科書の 記号・番号	教科書名	教科書選定理由
		番号	略称			
数学	数学Ⅰ	104	数研	数Ⅰ 714	新編 数学Ⅰ	例題、練習問題が充実しており、練習量を確保しやすい構成になっている。応用問題等で既習事項との繋がりを明確にしており、展開がわかりやすくなっている。
数学	数学Ⅱ	104	数研	数Ⅱ 711	新編 数学Ⅱ	各内容の説明において、図や色を効果的に使用し理解しやすくなっている。また、補充問題や研究もあり、教員を得意とする生徒にも対応している。
数学	数学A	104	数研	数A 714	新編 数学A	基礎的なものから発展的なものまで幅広いレベルの問題で構成されており、個々に応じた指導を行いやすい構成になっている。また、説明文等で丁寧な数学的表現を使っている。
数学	数学B	104	数研	数B 712	新編 数学B	基礎・基本の問題から、発展・参考も効果的に取り入れられ、生徒自身が個々の力に応じた学習ができる。また、問題があらゆる生徒に対応している。

令和4年度採択
新1年生用



令和5年度採択
新2年生用



お手元の資料をご覧ください。

協議第1号

令和4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、別紙のとおり協議する。

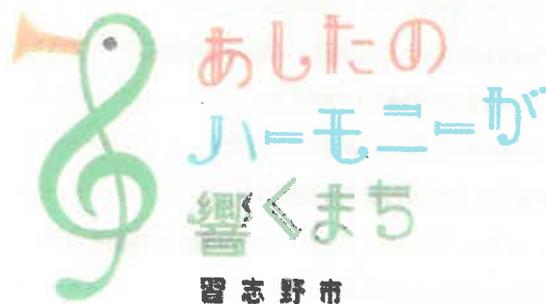
令和4年7月27日協議

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

点検・評価 報告書(素案)
(令和3年度対象)

豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり



習志野市教育委員会

もくじ

(ページ)

◇はじめに 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施について(令和3年度対象)	1
I 教育委員会の活動及び運営状況	
1 教育長及び教育委員会委員(令和4年度在籍)	3
2 教育委員会会議の開催状況	3
3 令和3年度教育委員会会議での主な報告事項	3
4 令和3年度教育委員会会議での審議状況	4
5 総合教育会議の開催状況	4
II 令和3年度習志野市教育行政方針の点検・評価	
1 教育振興基本計画の施策体系	5
2 教育行政方針と点検・評価の位置づけ	5
3 教育行政方針の評価結果一覧(45施策)	6
4 教育行政方針の点検・評価の見方	8
5 教育行政方針の主な取り組みに対する点検・評価	
基本方針 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上(施策1~5)	9
基本方針 2 子育て・子育て支援の充実(施策6~7)	14
基本方針 3 信頼を築く習志野教育の進展(施策8~10)	16
基本方針 4 子どもの生きる力を育む教育の充実(施策11~15)	20
基本方針 5 子どもを未来につなげる教育の展開(施策16~19)	29
基本方針 6 魅力ある市立高校づくり(施策20~21)	35
基本方針 7 生涯学習推進のまち習志野の推進(施策22~25)	38
基本方針 8 芸術・文化活動の振興(施策26)	44
基本方針 9 文化財の保存と活用(施策27~28)	46
基本方針10 青少年健全育成の推進(施策29~32)	48
基本方針11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進(施策33)	52
基本方針12 家庭教育力の向上(施策34~35)	54
基本方針13 地域に開かれた学校づくり(施策36~37)	57
基本方針14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり(施策38)	59
基本方針15 安全で潤いのある学校環境の整備(施策39~42)	60
基本方針16 社会教育施設の再編・整備(施策43)	64
基本方針17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備(施策44)	65
基本方針18 教育行政の効率的・効果的な展開(施策45)	66
III 学識経験者からの意見	68
資料1「習志野市の教育課題」	74
資料2「令和3年度 習志野市教育行政方針」	75

はじめに

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施について (令和3年度対象)

1 趣旨

近年、我が国においては、少子高齢化の急速な進展、人口減少など、これまでの社会状況が大きく変化し始めています。

また、高度情報化社会の到来、人工知能(AI)やビッグデータの活用など、技術革新が急速に進展し、これからの社会を生き抜くために必要な資質や能力も見直しが必要になってきました。

こうした中、平成18年に教育基本法が改正され、教育の目標や新しい時代の教育の基本理念が示されました。同法に則り、文部科学省は平成20年に「教育振興基本計画」、平成25年に「第2期教育振興基本計画」、平成30年に「第3期教育振興基本計画」を策定し、教育改革を最重要課題の一つとして取り組みを進めています。

習志野市教育委員会では「文教住宅都市憲章」の理念のもと、平成13年に「習志野市教育基本計画」を策定し「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」を進めてきました。

また、教育基本法の改正を受け、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正(平成20年4月1日施行)され、各教育委員会は毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないと定められました。

習志野市教育委員会では、同法の趣旨に則り、平成20年度に「習志野市教育基本計画」の年次計画にあたる「教育行政方針」の実施状況について点検・評価を行い「平成20年度『教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価(平成19年度対象)』報告書」を作成しました。以後、年度ごとに前年度の教育行政方針を対象とした点検・評価を実施し、報告書を作成して、議会に提出するとともに、市のホームページ上で公表しております。

現在は令和2年に策定した「習志野市教育振興基本計画」に基づく「習志野市教育行政方針」の点検・評価を通して、計画の見直しと、確実な実施を図っております。

※令和4年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価(令和3年度対象)」報告書は、以下「R4報告書」と略記。他の年度の報告書も同様。

参考:教育基本法(抜粋)

第17条【教育振興基本計画】

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 点検・評価の対象

- (1)「習志野市の教育課題」(資料1)を踏まえた「令和3年度習志野市教育行政方針」に基づく教育委員会の取り組み。

3 点検・評価の方法

- (1)教育委員会会議の審議状況、習志野市教育行政方針に基づく教育委員会の取り組み状況について、事務局がまとめました。
- (2)点検・評価の客観性を確保するために、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りました。今回御意見等をいただいた方々は、次のとおりです。(敬称略)

氏名	所属等
高橋 セイ子	千葉県退職公務員連盟習志野支部 支部長
榎 英子	淑徳大学教授

- (3)教育委員会会議において、教育委員による点検・評価を実施しました。
- (4)教育委員会による点検・評価の結果をR4報告書としてまとめ、習志野市議会へ提出するとともに、市民の皆様に公表します。

4 報告書の構成

R4報告書は、次の3つの内容(I・II・III)で構成しています。

なお、教育委員会の担当課、法律に関する名称、団体名等に関しては、すべて最新ののものに変えて表記しています。

報告書の構成

I 教育委員会の活動及び運営状況

教育委員会会議の開催状況、審議状況等について記載しています。

II 令和3年度習志野市教育行政方針の点検・評価

令和3年度習志野市教育行政方針に定める18の基本方針(「教育振興基本計画」における基本方針に対応)に基づく45の施策の進捗状況等についての点検・評価です。

III 学識経験者からの意見

教育委員会が行った点検・評価に対して、学識経験者からの意見聴取を行い、その結果を記載しています。

参考：地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

第26条【教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等】

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

I 教育委員会の活動及び運営状況

習志野市教育委員会では、毎月1回の定例会と随時の臨時会を開催し、施策や事業の効果的・効率的な実施や緊急な課題への適切な対応を図るための協議等を重ねております。

また、最新の教育情報等に関する意見交換等を積極的に行っております。

さらに、教育委員は成人式等関係行事へ出席し、事業の実態を把握するとともに、教育現場の状況を直接見聞する機会として、公開研究会に参会する等、様々な活動を行っております。

1 教育長及び教育委員会委員（令和4年度在籍）

区分	氏名	就任年月日
教育長	小熊 隆	平成30年12月27日
教育長職務代理者	古本 敬明	平成26年10月1日
委員	赤澤 智津子	平成30年4月1日
委員	高橋 浩之	平成31年4月1日
委員	馬場 祐美	令和2年4月1日

2 教育委員会会議の開催状況

原則、毎月第4水曜日に教育委員会定例会、随時に臨時会を開催しています。令和3年度は、合計で13回開催しました。

① 教育委員会定例会・・・12回 ② 教育委員会臨時会・・・1回

3 令和3年度教育委員会会議での主な報告事項

令和3年度は新型コロナウイルス感染症に関する様々な学校対応について、事務局より逐次報告を行いました。修学旅行や自然体験学習の実施状況、緊急事態宣言中のオンライン授業の実施状況等についての報告も行いました。

また、整備された1人1台タブレット端末の活用状況についても報告し、今後の活用に関して意見をいただきました。

その他にも、いじめアンケートの結果や社会教育施設のモニタリング結果、新たなこども園整備の進捗状況などを報告し、意見をいただいております。

4 令和3年度教育委員会会議での審議状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条」及び「習志野市教育委員会行政組織規則第3条」の規定に基づき、令和3年度は、合計で46件の付議案件を議決及び承認しました。

内 容	件数
教育行政の運営に関する基本方針を定めること	3
教育委員会の規則及び訓令を制定し、又は改廃すること	11
予算その他議会の議決を要する事件の議案について市長に意見を申し出ること	8
市立学校教育職員の人事の一般方針を定めること	3
県費負担教職員たる校長及び教頭の任免等について内申すること	1
6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事並びに5級の教育機関の長並びに幼稚園の園長及び教頭並びに市立高校の校長及び教頭を任免すること	3
附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること	5
教育功労者を表彰すること	5
教科用図書を採択すること	3
市立高校生徒の募集に関する大綱及び入学者選抜の方法を定めること	1
市立幼稚園の園児募集に関する大綱を定めること	1
その他	2
計	46

※教育長の臨時代理を含む

5 総合教育会議の開催状況

市長と教育委員会が、本市教育の課題や方向性について協議する総合教育会議が、令和4年2月16日に開催されました。

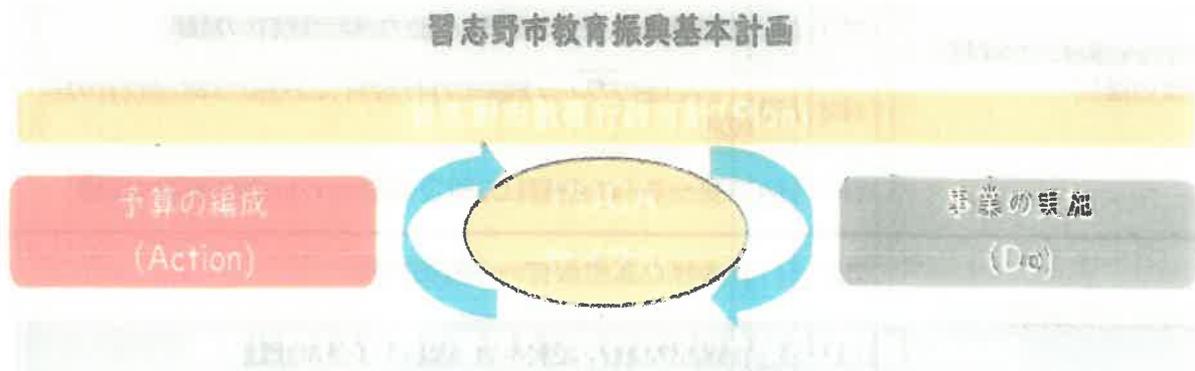
会議の中では、(仮称)習志野市虐待・暴力・いじめ・差別から自身や大切な人を守る都市宣言(素案)について協議しました。教育委員からは、宣言の内容や、宣言を策定した後の活用について意見をいただきました。また、宣言の理念を実現していくためには、教育が大きな役割を担っているとの認識で一致しました。

II 令和3年度習志野市教育行政方針の点検・評価

1 教育振興基本計画の施策体系



2 教育行政方針と点検・評価の位置づけ



3 教育行政方針の評価結果一覧(45施策)

【施策の評価】

(A)十分取り組めた (B)概ね取り組めた (C)あまり取り組めなかった (D)全く取り組めなかった

基本方針		施策番号	施策	評価
1	生きる力の基礎を育む 幼児教育の向上	1	(1) 社会の変化に対応した幼児教育の推進	(A)
		2	(2) 「健康な心と体」を育てる教育の推進	(A)
		3	(3) 幼児の安全・安心を守る教育の推進	(A)
		4	(4) 特別支援教育の推進	(A)
		5	(5) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進	(A)
2	子育て・子育て支援の充実	6	(1) 多様なニーズに対応した子育て支援の推進	(A)
		7	(2) 家庭・地域との連携の強化	(A)
3	信頼を築く 習志野教育の進展	8	(1) いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展【学校教育 課題⑤】	(B)
		9	(2) 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展	(A)
		10	(3) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展	(A)
4	子どもの生きる力を育む 教育の充実	11	(1) 確かな学力を保障する教育の推進【学校教育 課題②】	(B)
		12	(2) 豊かな心を育む教育の一層の推進【学校教育 課題③】	(B)
		13	(3) 健やかな体を育む教育の推進【学校教育 課題④】	(B)
		14	(4) 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施	(A)
		15	(5) 特色ある学校づくりの進展	(A)
5	子どもを未来につなげる 教育の展開	16	(1) 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開	(B)
		17	(2) 国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開	(B)
		18	(3) 1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開	(A)
		19	(4) 安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開	(A)
6	魅力ある市立高校づくり	20	(1) 多様な高校教育の一層の充実	(A)
		21	(2) 地域や社会に開かれた高校づくりの推進	(A)

基本方針		施策 番号	施策		評価
7	生涯学習推進のまち 習志野の推進	22	(1)	学習機会の充実	(B)
		23	(2)	学習成果の活用	(B)
		24	(3)	社会教育指導者の確保と養成	(A)
		25	(4)	自主自立課題解決型社会の推進	(B)
8	芸術・文化活動の振興	26	(1)	芸術・文化活動の振興	(B)
9	文化財の保存と活用	27	(1)	文化財の保存	(A)
		28	(2)	文化財の活用	(B)
10	青少年健全育成の推進	29	(1)	青少年育成団体の活動支援	(B)
		30	(2)	家庭や地域の青少年教育力の向上	(B)
		31	(3)	青少年のための施設における活動の充実	(B)
		32	(4)	子どもの居場所づくりの推進	(A)
11	「する」「みる」「支える」 スポーツの推進	33	(1)	生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進	(B)
12	家庭教育力の向上	34	(1)	家庭教育に関する学習機会の充実	(B)
		35	(2)	家庭教育相談の充実	(B)
13	地域に開かれた学校づくり 【学校教育 課題①】	36	(1)	積極的な情報公開と意見交換の充実	(A)
		37	(2)	地域とともにある学校づくりの推進	(A)
14	地域ぐるみで子どもを 見守る仕組みづくり	38	(1)	地域住民との協働による防犯・補導活動の推進	(B)
15	安全で潤いのある 学校環境の整備	39	(1)	幼稚園・こども園の教育環境の整備	(A)
		40	(2)	小・中学校の教育環境の整備	(A)
		41	(3)	市立高等学校の教育環境の整備	(B)
		42	(4)	学校関連施設の環境整備	(A)
16	社会教育施設の再編・整備	43	(1)	社会教育施設の整備	(B)
17	健康・体力を育む スポーツ施設の整備	44	(1)	「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用)	(B)
18	教育行政の 効率的・効果的な展開	45	(1)	教育委員会事務局の活性化	(A)

4 教育行政方針の点検・評価の見方

政策○	「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」(基本目標)を推進するために必要な教育行政の観点別のねらいを示しています。		施策の 通し番号
基本方針□	「政策」を実現するために策定する施策の方向性を示しています。		評価
施策(◇)	基本方針□に基づいた個々の施策を示しています。		(A~D)
目標	施策(◇)の目標を示します。ただし、個々の小施策の目標の総和ではなく、それぞれの小施策を実施することで、何を達成しようとするのかについて示しています。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○目標の達成度を、直接的または間接的に測定するための指標(総合的な評価指標の場合と典型的な例を評価指標とする場合があります) ○指標の求め方:定量的に示す場合の指標を求めるための計算式(実数の場合は数式はありません)	○「指標の求め方」による成果の達成の割合(%)で示します。 ○定量的に示すことが難しい場合は、実施前後での経年比較等により目標の達成状況を示せるようにしています。	○成果指標に対する令和3年度末の実績値を示しています。 ※指標によっては毎年度示すことができないものもあります。 (例:市民意識調査)

【主な取り組みの成果と課題】

① 施策を具体化した小施策を示しています【担当課等を示しています】

主な取り組み	成果	課題
令和3年度の教育行政方針に基づく取り組みを示しています。	令和3年度の取り組みの成果を示しています。	取り組みの結果、残った課題や今後の方向性を示しています。

評価(A~D)は成果指標の達成状況と、教育行政方針に基づく取り組みの成果及び課題の状況を含めた評価としています。

また、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業によっては中止や規模の縮小があったため、その対応も含めて評価しています。

5 教育行政方針の主な取り組みに対する点検・評価

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 I/45	
基本方針 I	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価 (A)	
施策 (I)	社会の変化に対応した幼児教育の推進		
目標	目まぐるしく変化する社会の中で、たくましく生き抜く力の基礎を育む幼児教育を推進します。		
	成果指標	目標 (R7)	実績 (R3)
	○各幼稚園・こども園での保育研究の回数 ○園外の研修会への参加回数	○指導案を作成しての保育研究の回数 (各学年1回以上) ○園外の研修会への参加回数 (全職員1回以上)	○目標を達成した割合 91% ○目標を達成した割合 71%

【主な取り組みの成果と課題】

① 主体性を育む教育課程の編成 【こども保育課】

主な取り組み	成果	課題
各園が環境の見直しを行い、意欲的に取り組む幼児の育成に取り組んだ。令和3年度は、幼保の枠を超えたカリキュラム内容の見直しを行った。	カリキュラム作成の見直し、実施に携わり、保育環境の見直しを行った園の割合 (100%)	見直したカリキュラムに基づいた教育保育の実践を行っていく。

② 幼児一人ひとりの発達と理解に基づいた教育活動の展開 【こども保育課】

主な取り組み	成果	課題
各園において、研究や研修を通して、発達段階を学ぶ機会となった。また、幼児の実態や経験させたい内容を検討した指導計画の見直し・改善・実践を推進した。	指導計画の見直し・改善・実施を行った園の割合 (100%)	引き続き、取り組みを継続していく。

③ 体験を重視した教育活動 【こども保育課】

主な取り組み	成果	課題
獣医からの指導を職員が受け、生き物に興味・関心をもてるよう、幼児に分かりやすく、伝えることを実施した。また、幼保小交流を通して、様々な人との関わりを実施した。	飼育指導を受け、教育保育に位置づけた園の割合 (100%) 幼保小交流 (ビデオレター等も含む) を実施した園の割合 (100%)	新型コロナウイルス感染症対策を講じた様々な人との関わり方の工夫をしていく。

④ 言葉による思いの伝え合いを重視した教育活動 【こども保育課】

主な取り組み	成果	課題
各園において、読み聞かせを行う時間の確保や絵本の精選を行い、感性や想像力を育てる教育・保育に取り組んだ。また、一人ひとりに応じて思いを聞いたり受け止めたりすることを丁寧に行った。	読み聞かせを1日1回以上実施した園の割合 (100%)	新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、地域の方の読み聞かせ等、関わり方の工夫をしていく。

⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修の推進 【こども保育課】

主な取り組み	成果	課題
保育実践研修や教務主任研修、園内研究を実施し、中堅層教員や1~5年目の教員の資質向上を図った。	研修の参加率 (100%)	一人ひとりの課題を明確にし、その課題に応じた指導を継続していく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 2/45	
基本方針Ⅰ	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価 (A)	
施策(2)	「健康な心と体」を育てる教育の推進		
目標	健康な心と体を育む体験と教育の充実を図ります。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○健康教育・食育教育の実施回数 ○人権教育研修の実施回数	○健康教育・食育教育の実施回数(各施設 3回以上) ○自園の人権教育研修の実施回数(3回以上)	○目標を達成した割合 91% ○目標を達成した割合 90%

【主な取り組みの成果と課題】

① 健康な心と体を育む身体活動の推進 【こども保育課】

主な取り組み	成果	課題
自ら体を動かし、多様な動きを経験できるように、時間の確保と環境構成を工夫した。基本的な生活習慣の定着を図るために継続的に指導した。	1日60分以上、体を動かして遊ぶことができた園の割合(100%)	多様な動きをより経験できるように環境の見直しを継続していく。

② 自他を思いやり、命を大切にする人権教育の充実 【こども保育課】

主な取り組み	成果	課題
日々の保育の中で、友達との関わり方や相手の気持ちを考えられるような指導を行った。県の人権研修や園内での研修に取り組んだ。	人権研修を実施した園の割合(90%)	人権研修の実施回数と内容において、見直す必要がある。

③ 自分の健康に対する意識をもたせる健康教育の充実 【こども保育課】

主な取り組み	成果	課題
幼児が自分の健康を意識し、感染予防の習慣が身につくよう、発達に応じた指導や環境構成の工夫をした。	健康教育・食育教育の実施回数の割合(91%)	感染状況や社会情勢に応じた感染予防が身に付くように指導を継続していく。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 3/45	
基本方針 I	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価 (A)	
施策(3)	幼児の安全・安心を守る教育の推進		
目標	幼児が安全・安心な園生活を過ごすための安全教育の充実に向けて取り組みます。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○警察署・消防署と連携した避難訓練の実施 ○安全教育を実施する幼稚園・こども園の割合 指標の求め方:(実施している園の数)/(幼稚園・こども園の数)	○警察署・消防署と連携した避難訓練を実施している幼稚園・こども園の割合(100%) ○安全教育を実施する幼稚園・こども園の割合(100%)	○82% ○100%

【主な取り組みの成果と課題】

① 安全教育の推進【こども保育課】

主な取り組み	成果	課題
避難訓練や防災訓練を計画的に進め、防災マニュアルの内容を見直して改善を図った。	72.7%の訓練は計画通りに実施できた。コロナ禍にあり、当初の計画を変更した訓練もあったが、訓練内容を工夫し、園独自でも安全教育に取り組んだ。マニュアルの見直しは100%の園が実施した。	引き続き、マニュアルの見直しや訓練で気が付いた点を改善していく。

② 安全管理の推進【こども保育課】

主な取り組み	成果	課題
訓練や日々の生活を通して、危険予知、危険回避能力が身につくように、幼児が理解できる安全教育に取り組んだ。 <u>全施設長参加の不審者訓練を実施した。</u>	<u>安全教育を実施した幼稚園・こども園の割合(100%)。</u> 宮城県での不審者侵入事件を受け、初めて全施設長参加の訓練を実施し、危機管理意識を高めた。施設長は非常事態時の安全な避難の仕方や防犯知識を職員や子ども達に伝え、安全教育へとつながるように努めた。	引き続き、幼児が自分で危険を予知し、状況に応じた判断や安全な行動ができるように様々な場面を想定して取り組んでいく。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 4/45
基本方針 I	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	評価
施策(4)	特別支援教育の推進	(A)
目標	支援を必要とする幼児一人ひとりに応じた特別支援教育を推進します。	
	成果指標	目標(R7) 実績(R3)
	○特別支援教育関連の研修会に全職員が参加の割合 ○臨床心理士と指導主事の施設訪問の実施の割合	○特別支援教育関連の研修会への1人1回以上の参加の割合 管理職(100%) 担任等(50%) ○各施設2回以上の実施の割合(100%)

【主な取り組みの成果と課題】

① 特別支援教育の更なる充実【こども保育課】

主な取り組み	成果	課題
幼保合同特別研修会において、特別支援研修に取り組んだ。	幼保合同特別研修会における特別支援研修 実施回数 年3回 参加人数 25名	引き続き、特別支援教育に関する研修に取り組んでいく。

② 関係機関との連携と研修体制の充実【こども保育課】

主な取り組み	成果	課題
学級運営支援事業により、臨床心理士と指導主事による施設訪問と、支援員研修に取り組んだ。	学級運営支援事業による訪問 訪問件数 14件 支援員研修 実施回数 年2回 参加人数 21名	引き続き、臨床心理士と指導主事の施設訪問に取り組んでいく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進		施策番号 5/45
基本方針Ⅰ	生きる力の基礎を育む幼児教育の向上		評価 (A)
施策(5)	幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進		
目標	幼稚園・保育所・こども園と小学校が連携を図りながら、滑らかな接続に向けて取り組んでいます。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○お互いの研究保育・研究授業の参観回数	○全地域参観回数 年2回以上	○目標を達成した割合 50%

【主な取り組みの成果と課題】

① 幼児教育と小学校教育の円滑な接続【こども保育課・指導課】

主な取り組み	成果	課題
就学への滑らかな接続ができるように、習志野市接続期カリキュラムを作成した。16学区において園児児童の直接交流の代替としてビデオ等、映像を通して互いの様子を伝え合う工夫を行った。	幼保小関連研修会の参加率(100%) 交流実施回数5回以上(ビデオ等含む 91%)	習志野市接続期カリキュラムを活用しながら、互いの教育内容を理解していく。交流連携は、引き続き継続していく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 6/45	
基本方針2	子育て・子育て支援の充実	評価 (A)	
施策(1)	多様なニーズに対応した子育て支援の推進		
目標	安全・安心な子育て支援の充実と地域の子どもの心身の健全な育成を目指します。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○幼稚園の長期休業中の預かり保育の実施割合	○幼稚園の長期休業中の預かり保育実施(100%) 指標の求め方:(実施している幼稚園の数)/(幼稚園の数)	○100%

【主な取り組みの成果と課題】

① 家庭・地域での子育て支援の推進【こども保育課】

主な取り組み	成果	課題
「子育てふれあい広場」においては、11月より新型コロナウイルス感染対策を講じながら、事前予約制にして取り組んだ。親子で楽しめる遊びの場の工夫をし、子育ての楽しさや喜びを味わえるよう支援した。	参加保護者からのアンケート結果 「子どもが楽しく遊べて満足」(89.2%)、「やや満足」合わせて100%	在園児とのふれあいの代わりに、幼児の活動の取り組みを発信したり、園の教育内容を伝えたりする工夫をしていく。

② 預かり保育の内容の充実【こども保育課】

主な取り組み	成果	課題
長期休業中の預かり保育を実施し、幼児の心身の状況に合わせた活動を考慮し、工夫して実施した。	幼稚園の長期休業中の預かり保育実施(100%) 安心して預けることができるようにすることで、子育て支援の充実を図ることができた。	長期休業中の預かり日数を拡充していくことを検討する必要がある。

政策 I	未来をひらく教育の推進		施策番号 7/45
基本方針2	子育て・子育て支援の充実		評価 (A)
施策(2)	家庭・地域との連携の強化		
目標	保護者や地域の方々に信頼される幼稚園・こども園づくりに取り組みます。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○各幼稚園・こども園の評価指数の平均値 2018年度末と2025年度末の比較 指標の求め方:各幼稚園・こども園の学校評価指数(職員による自己評価と保護者によるアンケート評価)	○保護者・地域との連携についての項目について、全施設平均評価4の取得(70%)	○保護者との連携 79% 地域との連携 22%

【主な取り組みの成果と課題】

① 地域に根ざした園づくりの推進【こども保育課】

主な取り組み	成果	課題
保育参観の実施や面談の中で、子どもの成長を丁寧に保護者に伝える等、家庭との連携を図った。家庭や地域に対する情報発信として、園の様子を写真掲示したり、ホームページへ掲載したりした。	学校評価の結果 園は、家庭との連携や保護者との意思疎通を行っている(79%) 園は、地域の方や環境を子どもの生活に活用している(22%)	園教育の発信と子どもの成長を具体的に伝える工夫をし、家庭との連携を図る。地域との連携において、コロナ禍にあっても各園が工夫した方法を実施していく。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 8/45	
基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展	評価	
施策(Ⅰ)	いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展	(B)	
目標	いじめ・不登校の未然防止、解消を目指した「心の通う教育」を推進していきます。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○不登校児童生徒数の割合	○不登校児童生徒数の割合 小学校(0.2%以下) 中学校(2.0%以下)	○小学校(1.59%) 中学校(5.13%)
○いじめアンケートの全市集計	○いじめアンケート実施人数に占める、未解決人数の割合 小学校(3.0%以下) 中学校(0.5%以下)	○小学校(1.45%) 中学校(0.49%) R4.3月時点	

【主な取り組みの成果と課題】

① 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」の推進【指導課】

主な取り組み	成果	課題
自己存在感や自己有用感を味わわせ、自尊感情を育て、自己実現を図ることができるよう、児童生徒一人ひとりを深く理解し、授業における活躍の場を設けることに努めた。	小・中学校ともに、校内外の講師を招請した授業研究を通して、授業力の向上を図ることができた。	学業不振を主たる要因とする不登校児童生徒がいなくなるように支援を行う必要がある。(小学校1名、中学校14名)

② 計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実【指導課・総合教育センター】

主な取り組み	成果	課題
生徒指導に関する校内研修を実施し、指導力向上を図った。指導課・総合教育センター・子育て支援課等と連携を図った。	喫緊の課題であるLGBTに関する研修を実施することができた(1回)。また、ケース会議による関係機関との連携が図れた。	総合教育センター訪問相談の更なる活用を進めていく必要がある。

③ 習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策の展開【指導課・総合教育センター】

主な取り組み	成果	課題
いじめアンケートを学期に1回実施し、いじめの実態把握を行った。早期発見・早期解決につなげるとともに、教育相談の充実を図り、いじめの解決と予防に取り組んだ。	アンケートにより多くの認知件数を把握し、個別の教育相談につなげることができた。年度末に各学校の「いじめ防止基本方針」を見直し、修正を図った。	「SOSの出し方教育」の推進を図っていく。また、匿名メール相談WEBアプリ等を活用し、相談環境の充実を図る。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 9/45	
基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展	評価	
施策(2)	特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展	(A)	
目標	障がいのある子ども一人ひとりに配慮した特別支援教育に取り組みます。		
	成果指標	目標(R7)	
	実績(R3)		
	○通常学級において学んでいる児童生徒を含め、個別の教育支援計画の作成率及び活用状況 ○特別支援学級数から計算した支援員の必要数(知的学級数×2人+自閉症・情緒学級数×1人)と支援員配置数の差	○通常学級において学んでいる児童生徒を含め、作成が必要な児童生徒の個別の教育支援計画作成率(100%) ○差を10人にする。	○98% ○10人 ・特別支援学級で必要な支援員数 104人 ・R3支援員配置人数 94人

【主な取り組みの成果と課題】

① 特別支援教育の充実 【指導課】

主な取り組み	成果	課題
特別支援学級・通級指導教室整備計画に基づき、特別支援教育に係る学びの場の充実を図った。	自閉症・情緒障がいの学びの場について、鷺沼小学校の通級指導教室を令和4年度から特別支援学級へ変更するための整備を行った。	施設面での整備だけでなく、学級運営や人材の育成などのソフト面での充実を図る。

② 就学に係る校内委員会等の機能の充実 【指導課】

主な取り組み	成果	課題
特別支援教育コーディネーターを核とした校内支援体制の整備を図った。	特別支援教育コーディネーター研修の内容を校内委員会の活性化につなげることができたとのアンケート回答が86%となった。	通常学級担任や管理職の積極的な参画を促進する。

③ 発達障がいなどに対する支援の推進 【指導課】

主な取り組み	成果	課題
「個別の指導計画」の書式を見直し、児童生徒への指導や支援への活用を図った。	計画の内容や、指導に対する評価が明確となり、各学校において通知表や面談での活用が図られた。	合理的配慮の明記とともに、通常学級における指導・支援への活用を図る。

④ 特別支援教育の理解啓発のための研修の充実 【指導課】

主な取り組み	成果	課題
特別支援教育に関して、通常学級の担任を含めた学校全体としての理解や専門性の向上を目指し、研修会の充実を図った。	特別支援教育コーディネーター研修(4回)と通常学級担任事例研修(2回)を通じて、学校現場の課題を共有する場面を設けるとともに、ICTを活用した指導方法について情報提供を行った。	研修の内容が、校内で情報共有され、学校全体へとフィードバックされるよう、実施方法の改善を図る。

⑤ 支援員の適切な配置【指導課】

主な取り組み	成果	課題
個人の支援を必要とする状況に応じて、適切な配置を行った。	医療的ケアを必要とする児童(1名)に対して、看護師(2名:1ペア)を配置することができた。	学級配置の支援員に関して、自閉症・情緒学級での活用を図る。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 10/45
基本方針3	信頼を築く習志野教育の進展	評価
施策(3)	教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展	(A)
目標	子どもの「生きる力」を育むためには、学校の教育力の充実が欠かせません。その中核を担う教職員の資質・指導力の一層の向上を図るため、総合教育センターにおける教職員研修をさらに充実していきます。	
	成果指標	目標(R7)
	○教職員が参加する資質・指導力の向上を図る各種研修会におけるアンケート「今後の教育活動に活用できますか」での期待度	○期待度 (95%以上)

【主な取り組みの成果と課題】

① 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実【総合教育センター・指導課】

主な取り組み	成果	課題
<p>経験年数2年目から5年目の若年層教職員に対して、教科指導や学級づくりの基礎基本について、教職員としての指導力向上を目指し、研修会の充実を図った。</p> <p>特別支援教育、LGBT、「チーム学校」の推進等、学校現場のさまざまな課題に対応できる教職員の育成及び指導力向上を目指した研修の充実を図った。</p>	<p>小学校教科指導法基礎研修及び中学校学級経営基礎研修をオンデマンド形式で実施した。アンケートの結果から、オンデマンド(動画配信)としたことで、研修動画を何度も見直すことができ、新しい情報を得ることができたとの回答を得ることができた。</p> <p>教育相談や特別支援教育、LGBT研修については、オンラインと対面のハイブリッド形式、「チーム学校」推進の研修については対面形式で研修を実施した。アンケートの結果から、新しい情報を得ることができた及び今後の教育活動に活用できるとの回答が95.2%となった。</p>	<p>若年層教員は増加傾向にあり、教科指導及び学級経営の基礎基本に加え、生徒指導や保護者対応についての研修を取り入れるなど、内容の検討及び見直しが必要である。</p> <p>教職員対象のICT機器活用アンケートの結果から、1人1台タブレット端末の操作方法の基礎や教科指導・アプリの活用方法についての研修を必要とする声が多く上がっており、令和4年度のICT教育活用研修の中に位置付ける。</p>

② 教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修の推進【総合教育センター・指導課】

主な取り組み	成果	課題
ICT活用教育研修を年8回実施し、ソフトの基本操作、情報モラル教育や著作権等についての研修を行った。	情報教育担当だけではなく、開催日ごとに、技能別、教科別に対象者を広げ、研修を実施することで、それぞれのニーズに合わせた内容の研修を行うことができた。	実施した研修内容を各学校で広めていく必要がある。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 11/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価
施策(1)	確かな学力を保障する教育の推進	(A)
目標	教職員の指導力を高め、一人ひとりの児童生徒に「確かな学力」を身に付け、学力向上を図る教育を推進します。	
	成果指標	目標(R7)
	○全国学力・学習状況調査の結果から、習志野市と全国の平均正答率との比較をする	○全国比 (+5.0)

【主な取り組みの成果と課題】

① 個に応じた指導の充実【指導課・総合教育センター】

主な取り組み	成果	課題
<p>一斉授業を基本とし、知識や技能を習得する活動と関連させて学習の充実を図った。児童生徒の実態を的確に把握し、少人数指導やチーム・ティーチングによる指導などを工夫して、児童生徒への適切な支援の推進に努めた。</p> <p>児童生徒が学習内容を深く理解するために、実物投影機や大型テレビ、タブレット端末などのICT機器の効果的活用を推進した。</p> <p>授業でのタブレット端末の効果的な指導方法について、市内各校の実践をまとめるとともに、総合教育センターホームページやICT学習指導員の訪問などを活用して周知を行った。</p>	<p>指導案検討や学校訪問の際に授業者に指導することを通して、全国学力・学習状況調査で課題となっている「書く」活動を各教科において設定することができた。</p> <p>児童生徒一人ひとりへの評価により、書くことへの意欲を高めることができた。</p> <p>1人1台タブレット端末を活用した授業展開を創造し、児童生徒による活用の促進を図ることができた。</p> <p>各校のICT実践を広く周知してきたことで、授業におけるICTの活用力が、教職員及び児童生徒の中で進んだ。</p>	<p>条件を加味して書くことに対する苦手意識をもつ児童生徒が多い。学習の振り返り等で積み重ねていくことが必要である。</p> <p>教科の特性に応じたタブレット端末やデジタル教科書の活用を図ることについて研修等で周知していく必要がある。</p> <p>タブレット端末の活用状況に学校差や学級差があり、活用が進んでいない学校や活用が不得意な教員への更なる支援が必要である。</p>

② 指導と評価の一体化【指導課】

主な取り組み	成果	課題
学校訪問の際、国立教育政策研究所から発行されている『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』をもとに、教科ごとに新しい観点に対する評価の在り方について説明を行った。指導と評価の一体化を図り、教員が授業改善を図っていくよう指導と助言を行った。	新学習指導要領に則った新しい評価に対する教員の見方を養い、日々の実践に生かすことにつながっている。授業の振り返りを次の授業時の課題にしたり、個人の変容として評価に生かしたりしている。	評価を次の学習の改善に結びつける視点がまだ薄い授業が散見される。授業前に評価計画を明確に立てる必要がある。

③ 児童生徒の学力の分析と指導方法の改善【総合教育センター・指導課】

主な取り組み	成果	課題
全国学力・学習状況調査の結果を分析し、国語、算数・数学の課題と対策を総合教育センターホームページに掲載した。	全国学力・学習状況調査の結果及び課題と対策を総合教育センターホームページに掲載し、広く周知することができた。	課題改善に係る会議や研修を実施し、より現場に強く働きかける必要がある。

④ 緊急時における学びの保障【総合教育センター】

主な取り組み	成果	課題
コロナ禍にあって、家庭と教室をオンラインで接続した授業等の推進を図り、各校の取り組みの支援を行った。	市内の全小・中学校において、9月のまん延防止等重点措置実施の際には、児童生徒が自宅でのオンライン授業と学校での対面式授業を選択できるようにし、児童生徒の学びを止めることなく授業が行えた。	オンライン授業について、更に教室の授業の内容に近づけるよう研究する。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 12/45	
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価 (B)	
施策(2)	豊かな心を育む教育の一層の推進		
目標	子どもが感動する豊かな体験活動を大切に、道徳性や社会性を育成する「心の教育」に取り組みます。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○学校の保護者アンケートにおける体験学習に対する満足度 ○全学級が道徳科授業を公開している学校数	○体験学習に対する満足度「よかった」「まあまあよかった」の割合(80%) ○学校数(23校)	○「よかった」76% 「まあまあよかった」20% ○12校 (コロナ禍により授業参観を実施できない時期があったため)

【主な取り組みの成果と課題】

① 豊かな体験活動の充実【指導課・鹿野山少年自然の家】

主な取り組み	成果	課題
鹿野山セカンドスクールでは、新型コロナウイルス感染対策を講じた活動内容の改善を図り、友達と協力する喜びや、やり遂げる喜びなど、感動あふれる体験活動を支援した。	日帰りではあったがすべての学校が鹿野山を訪れることができ、自然を満喫したり友達と力を合わせてオリエンテーリングをしたりする活動を通して、大きな感動を味わえた。	日帰りでの実施となったため、体験できる活動に限りがある。宿泊を伴う体験活動の実施場所や内容について検討していく必要がある。

② 学校、家庭、地域と連携した道徳教育の充実【指導課】

主な取り組み	成果	課題
あいさつ運動など、学校、家庭、地域との協働活動を通じた児童生徒の道徳性の涵養を図った。	保護者、地域住民による登下校時の見守り活動が18校で実施され、挨拶が行きかう等、児童生徒の道徳性の涵養につながった。	コロナ禍にあって、家庭や地域と連携して行う取り組みの工夫が必要である。

③ 学校人権教育の充実【指導課】

主な取り組み	成果	課題
千葉県教育委員会「大切な自分 大切なあなた」、インクルーシブ教育、北朝鮮による拉致問題、LGBTといった人権問題に関する資料を配付・周知し、啓発を推進した。	インクルーシブ教育においては、他課と連携し、障がい者に対する理解を深めることができた。	各校で策定された「全体計画」及び「年間指導計画」に基づき、管理職、学校人権担当が中心となって、取り組みを明確にする必要がある。

④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進【指導課・学校教育課】

主な取り組み	成果	課題
<p>習志野市文化連盟事業の総合教育展、英語発表会、小中学校書初展等を開催し、豊かな情操を育んだ。「音楽のまち習志野」としての芸術・情操教育を推進した。各校の合唱コンクール、音楽発表会の支援を行った。私立幼稚園、市立保育所・幼稚園・こども園・小・中・高等学校、タスカルーサ市の児童生徒の作品を掲載した「ならしのこども美術館第15号」を発行した。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から展示の縮小もしくは中止をしたうえでホームページ上で総合教育展、書初展を開催。ならしのこども美術館発行事業により、約700冊発行した。児童生徒の豊かな情操を育むことにつながった。</p>	<p>コロナ禍による影響が大きく、小中学校音楽会、ならしの学校音楽祭、市内席書会等において、新型コロナウイルス感染症対策を講じた実施の仕方についての工夫が必要である。習志野文化ホール休館後における行事開催方法を検討する必要がある。</p>

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 13/45	
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価 (B)	
施策(3)	健やかな体を育む教育の推進		
目標	生涯にわたって心身の健康を保持し、よりよい生活習慣を実践するための基礎を育てます。学校教育の充実のために、児童生徒の教育に携わる教職員の心身の健康の保持増進を図ります。		
	成果指標	実績(R3)	
	目標(R7)	実績(R3)	
	○小・中学校の歯科治療率 (治療済みの人数÷治療勧告者数)	○基準値+5%	○R4年1月末の治療率 小学校62.8% 中学校41.3%
	○全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力総合評価(5段階で評価しAが最上位、Eが最下位)のA評価とB評価の児童生徒の割合の合計ポイントからD評価とE評価の児童生徒の割合の合計ポイントを引いた値の全値との比較 [(A・B)-(D・E)]のポイント差	<小学校> 5年男子 市-国>20P 5年女子 現状値31.6を上回る <中学校> 2年男子 市-国>20P 2年女子 現状値20.3を上回る	<小学校> 5年男子 11.7P 市(+7.2P)-国(-4.5P) 5年女子 19.5P 市(+30.6P)-国(+11.1P) <中学校> 2年男子 20.4P 市(+18.3P)-国(-2.1P) 2年女子 17.7P 市(+59.2P)-国(+41.5P)

【主な取り組みの成果と課題】

① 学校と家庭・地域が連携した健康教育の推進【学校教育課】

主な取り組み	成果	課題
助産師会と連携した「いのちの講座」を実施した。 健康支援課や学校歯科医と連携した歯科保健指導を実施した。 健康支援課と連携した生活習慣病予防指導を実施した。	「いのちの講座」は小学校では87.5%、中学校では85.7%が実施した。 歯科保健指導は全体の34.8%、生活習慣病予防指導は26.1%が実施した。	コロナ禍にあって講演会形式の指導実施が困難となっている。コロナ禍に即した実施方法を考えていく必要がある。 家庭と連携した健康教育を更に推進していく必要がある。

② 体力・運動能力の向上【指導課】

主な取り組み	成果	課題
学校訪問の指導案検討や授業研究において体力向上及び授業改善を目指した指導を行った。 また、補助金を交付し、体育や部活動の用具や設備の整備を推進した。 さらには、部活動支援事業として部活動支援員を各中学校へ計8名配置した。	新型コロナウイルス感染症対策のため活動制限が行われた中、有効な手立てを模索しつつ、短い時間の全力運動などの体力や技能の向上を目指した取組を推進し、児童生徒の体力向上に対する意識を高めた。部活動においては、専門家の直接指導で技能向上を図ることができた。	全体的な体力低下が顕著である。体力向上と併せて二極化傾向の改善に向けて、具体的な手立てを学校に伝えていく。

③ 児童生徒・教職員の健康管理【学校教育課】

主な取り組み	成果	課題
<p>教職員定期健康診断・雇入健康診断を実施した。</p> <p>教職員ストレスチェックを実施した。</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの職域接種を実施した。</p>	<p>職員定期健康診断302人、雇入健康診断を2人実施した。</p> <p>教職員ストレスチェック860人申込中、849人が実施した。</p> <p>千葉工業大学協力の下、1回目911人、2回目905人が接種を行った。</p>	<p>健康診断受診について、人間ドック受診者を含めて全職員が受診するように、管理職から勧奨する必要がある。</p> <p>ストレスチェックについて、全対象者が受検するように管理職や衛生管理者から勧奨する必要がある。</p>

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 14/45
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価
施策(4)	食育の充実と安全・安心な学校給食の実施	(A)
目標	栄養教諭や栄養職員による食に関する指導の充実を図り、健全な食習慣の育成を促すとともに、給食食材の安全確保を図り、安全・安心な学校給食を実施していきます。	
	成果指標	目標(R7)
	実績(R3)	
	○毎日朝食を食べる児童生徒の割合	○98% ○93.2%(小学校) ○85.0%(中学校)

【主な取り組みの成果と課題】

① 食育の充実 【学校教育課・学校給食センター】

主な取り組み	成果	課題
栄養教諭や栄養職員による食育を実施した。 ・栄養素の働きについて昼の放送での紹介 ・食育だよりの発行 ・教科等における食育の実施 保護者や地域と連携した食育を実施した。	新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら、各校で食育を実施した。 栄養素の働きについて昼の放送で紹介 23校(小学校16校、中学校7校) 食育だよりの発行 23校 教科等における食育を実施 五大栄養素とその働きについて、家庭科の授業で取り上げたことで、食に関する興味関心をもつ児童がみられた。 保護者対象の健康教育を実施した。 地域の農家の方から育てている人参について話を聞く授業を実施した。 給食センターでは、2か月に一度食育動画の配信をした。	引き続き、食育の充実に向け取り組みを進めていく。

② 地産地消の推進 【学校教育課・学校給食センター】

主な取り組み	成果	課題
地元野菜の導入を推進した。	農家の方と連携を図り、給食に習志野市産の旬の野菜を取り入れた。また、キャロット計画※の際には、習志野市産の人参を取り入れた給食を実施した。	市内農家の数が減っており、地元野菜の導入を増やすことが難しい。

※キャロット計画とは、春夏人参の収穫期である5~6月に、市内の学校で提供される給食を、習志野市産人参彩誉(あやほまれ)で賄う取り組みのこと。本市の農業に対する理解を深め、食育にもつなげている。

③ 安全な給食の提供 【学校教育課・学校給食センター】

主な取り組み	成果	課題
<p>「習志野市学校給食食物アレルギー対応基本方針」に基づいたアレルギー対応を実施した。</p> <p>学校給食における危機管理マニュアルを遵守した衛生管理を徹底した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、手洗いの徹底、喫食時の会話を控える等の感染症対策に努めた。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、日々職員の健康管理チェックを厳重に行った。</p>	<p>「習志野市学校給食食物アレルギー対応基本方針」、学校給食における危機管理マニュアルに基づき、安全な給食の提供に努めた。</p>	<p>引き続き、安全な給食の提供についての取り組みを進めていく。</p>

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	施策番号 15/45	
基本方針4	子どもの生きる力を育む教育の充実	評価	
施策(5)	特色ある学校づくりの進展	(A)	
目標	各学校が児童生徒や地域の実態等を十分に踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を推進します。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○「校内外の研修や研究会に参加し、その成果を積極的に教育活動に反映させていますか」の問いに「よくしている」と回答している教員の割合	○90%	○「今後の教育活動に活用できますか」の問いへの回答 ・小学校教科指導基礎研修(98%) ・中学校学校経営基礎研修(95%) ・小中初期層研修(98%)

【主な取り組みの成果と課題】

① 特色ある学校づくりの推進 【指導課】

主な取り組み	成果	課題
各学校の特色ある研究に対して、指導主事が学校訪問をし、「わかる・できる授業」が学校の実態に応じた形で展開されるよう指導・助言を行った。	指導主事が学校を訪問した際、指導課の指導の重点や各学校が設定した主題に対する授業づくりについて支援し、ICT機器やデジタル教科書の活用等の各校の特色ある取り組みが推進された。	研究の成果を市内全体で共有するための方法や指導主事の学校訪問に関して、オンラインやオンデマンドも視野に入れて計画していく必要がある。

② 地域の教育環境を生かした教材の開発 【指導課】

主な取り組み	成果	課題
各学校の地域の特色を生かして、その地域にある素材を教材化して授業を構成したり、地域・家庭の優れた人材を授業の中に取り入れたりした。	谷津干潟などの自然環境や商店街、畑などの特色ある地域があり、社会科や生活科、総合的な学習の時間の中で、単元を組んで授業に取り組んだ。その結果、地域への思いが深まった。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、商店街や畑の見学等で制限が加わった。書面や動画視聴等も取り入れながら、地域とのつながりを継続させていく必要がある。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 16/45	
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価 (B)	
施策(1)	学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開		
目標	児童生徒の自己実現を図る教育を推し進めます。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○全国学力・学習状況調査の結果の分析 ○習志野市独自の学力テストの結果の分析	○全教科、全領域において、全国平均を1.0ポイント以上上回る。 正答率60%未満の層を、 ・小学校においては、全体の15%未満 ・中学校においては、全体の25%未満	<全国平均との比較> 小学校 国語(+5.3) 算数(+4.8) 中学校 国語(+2.4) 数学(+2.8) <正答率60%未満の割合> 小学校 国語(24.7%) 算数(33.4%) 中学校 国語(32.8%) 数学(44.9%)

【主な取り組みの成果と課題】

① 「主体的・対話的で深い学び」の実現【指導課】

主な取り組み	成果	課題
授業において「一単位時間内に黙々と集中できる時間」を設定し、一人ひとりが真剣に課題に向き合いながら学びを深めるように、助言と指導を行った。	黙々と集中できる時間を5分間確保することにより、一人ひとりが集中して課題と向き合うことができた。また、自己の考えを友達と共有することで、新たな見方・考え方の発見につなげることができた。	学習問題や学習課題に応じた学び合いになるよう、視点を明確にし、見通しのある学習展開にするとともに、児童生徒の変容をしっかりと見取る工夫をしていく。

② 読書教育の充実【指導課・教育総務課】

主な取り組み	成果	課題
学校図書主任会議や学校司書研修を開催した。各校の実践を発表し情報共有することや、読み聞かせやブックトーク等の伝達スキル向上を図る研修を設定し、読書活動の推進を図った。	担任と学校司書とが連携して、児童生徒の読書活動を推進していく体制づくりに努めた。コロナ禍にあってもでき得ることを共有できた。	国語以外の教科における学校図書館活用が課題である。また、インターネットと書籍をバランスよく組み込んだ調べ学習を推進していく。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 17/45	
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価 (B)	
施策(2)	国際社会を生きる資質・能力を培う教育の展開		
目標	基礎的・汎用的能力や自らの考えや意見を自らが発信し具体的に行動できる態度の育成に向けて、キャリア教育や国際教育に取り組みます。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○中学校職場体験実施状況 ○小学校キャリア教育にかかわる体験学習実施状況	○現状維持(7校) ○現状維持(16校)	○中学校6校 ○小学校13校

【主な取り組みの成果と課題】

① 個に応じた進路指導の充実【指導課】

主な取り組み	成果	課題
生徒一人ひとりが自身の能力や適性を理解し、主体的に進路選択するために、正確な進路情報の提供、進路相談の充実を図り、個に応じた進路指導を推進した。	進路指導主任会議を5回開催した。 個別面談を3回以上実施した。 新型コロナウイルス感染症対策の徹底を行った。(学校取りまとめ出願、自宅学習支援等)	自身の能力や適性を理解し、将来の進路選択に向けた知識や見通しについて、自ら考えていけるよう取り組んでいく。

② キャリア教育の基礎的・汎用的能力の育成【指導課】

主な取り組み	成果	課題
一人ひとりの社会的自立に向けて、必要な能力や態度を育てた。学校の教育活動全体を通して、自分の役割を意識しながら促した。	教科等横断的な取り組みやオンライン等の活用が図られた。 職場体験等の取り組みは約82%の学校で実施され、ICT機器を活用し事前・事後指導の充実が図られた。	社会状況に応じて、実際に見学したり体験する学習も実施する。引き続き、取り組みを進めていく。

③ 外国語教育・国際理解教育の充実【指導課】

主な取り組み	成果	課題
外国語及び外国語活動においてコミュニケーションの素地及び基礎を養った。小中連携、英語指導助手の活用、指導法に関する研修を実施した。	小中連携推進協議会を実施した。(1回) 英語指導助手を活用した言語活動を全校で実施した。 小学校学級担任による指導の充実が図られた。	学区における小・中学校の連携を促進する。

④ 平和教育・環境教育の充実【指導課】

主な取り組み	成果	課題
<p>習志野市「核兵器廃絶平和都市宣言」に基づいた「被爆体験講話」を始めとした平和教育の推進を図った。また、谷津干潟自然観察センター等の見学を実施した。</p>	<p>被爆体験講話を実施し、平和意識が高まった。谷津干潟自然観察センター・クリーンセンターの見学を市内全小学校4年生が行い、環境教育について学習を深めた。</p>	<p>人権意識、平和、環境を大切にする感覚を高めるため、学校教育を通じて、各種コンテスト、ポスターなどへの参加を促す。人権教室、被爆体験講話の参加率を上げていく。</p>

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進		施策番号 18/45
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開		評価 (B)
施策(3)	1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開		
目 標	教職員がICT機器を活用し、主体的・対話的で深い学びにつながる質の高い教育を推進します。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○GIGAスクール構想の実現 ・学習者用端末の配備 ・ICT支援員の配置 ○学力・学習状況調査質問 ・「ICTをほぼ毎日使用して授業を受けた」児童生徒の割合 ○学校における教育の情報化の実態に関する調査 ・「授業にICTを活用して指導できる教員」の割合	○1台当たり1人 4校につき1人 ○小学6年生 100% 中学3年生 100% ○100%	○児童生徒1人1台整備 6校につき1人(計4名) ○児童生徒アンケートから (R4 4月の結果) 小学校・・・約13.5% 中学校・・・約5% ○職員アンケートから 74%

【主な取り組みの成果と課題】

① 1人1台タブレット端末の効果的な活用 【総合教育センター・指導課】

主な取り組み	成果	課題
ICT学習指導員による巡回訪問を実施した。指導主事訪問時に指導を行った。まん延防止等重点措置時での学びの保障を図った。	授業の中での活用方法や効果的な活用について、教員のICTを活用した授業力向上につながった。 ICT学習指導員は年間延べ252回の授業について、指導をした。 教職員がオンライン授業を積極的に実施し、児童生徒への学びの場を提供することができた。	ほとんど使わないと回答した児童生徒が小学校上学年16%、下学年22%、中学生16%であった。(2学期実施タブレットアンケート) ICT活用に消極的な教員に対しても、活用の効果や具体的事例等を示し、活用を進める。 デジタル教科書の活用を一層進める必要がある。

② 学校のデジタル化における1人1台タブレット端末の活用の充実 【総合教育センター】

主な取り組み	成果	課題
Formsを活用したアンケート等の活用方法 周知	学校アンケート等にFormsを活用する等デジタル化が進んだ。 授業実践報告書を提出させ、他校訪問時の説明資料とした。	学習成果物としてのデータファイルと個人情報の扱いについての指導の徹底を図る。

③ 1人1台タブレット端末を活用した指導力向上のための研修等の充実【総合教育センター】

主な取り組み	成果	課題
ICT活用教育研修を実施した。 ICT支援員の巡回訪問を行った。 コロナ禍におけるオンライン、オンデマンド研修の実施した。	GIGAスクール構想の概要、情報モラル、著作権、情報発信等について、クラウド環境の活用等、必要な知識を周知できた。	オンライン研修だったため、実技が行えなかった。ICT支援員の活用については、先進事例の紹介や、タブレットの活用の提案など、学校のニーズに応える必要がある。

政策 I	未来をひらく教育の推進	施策番号 19/45
基本方針5	子どもを未来につなげる教育の展開	評価
施策(4)	安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開	(A)
目標	各学校の実態に応じた災害安全・生活安全における危機管理マニュアルを作成するとともに、交通安全も含めた3領域(生活安全・交通安全・災害安全)について、地域住民とともに実効性のある訓練や研修会を推進し、自助・共助の精神を養います。	
	成果指標	実績(R3)
	○市立小・中学校にて、地域と連携した避難訓練および交通安全教室の実施(連携の内容は、学校の実態や地域の状況に応じる)	○100%

【主な取り組みの成果と課題】

① 安全管理の徹底【学校教育課・教育総務課】

主な取り組み	成果	課題
市立各小・中学校の実態に応じた災害安全・生活安全における危機管理マニュアル等の見直しを依頼した。 通学路における危険箇所を緊急一斉点検を実施した。	市立小・中学校全校で危機管理マニュアル等の見直しが行われた。 緊急一斉点検にて確認した危険箇所は74箇所であり、そのうち学校・教育委員会が対策すべき箇所は17箇所であった。その17箇所全てにおいて、対策を行った。	地域住民との連携についてもさらに進める必要があるため、地域に向けた情報発信の方法を検討していく必要がある。

② 安全教育の推進【学校教育課】

主な取り組み	成果	課題
千葉県内で起きた死傷事故を受け、市立各小・中学校において、通学路の登下校について更に安全指導を実施した。	各校で安全マップを作成することができた(交通安全20校、防犯16校、防災13校) また、安全マップの作成過程で危険箇所の存在を教職員と児童生徒の相互で確認することができた。	地域や保護者との連携については、今後更に協力をしていく必要がある。

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進		施策番号 20/45
基本方針6	魅力ある市立高校づくり		評価 (A)
施策(1)	多様な高校教育の一層の充実		
目標	生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した学校教育に取り組み、豊かな人間性と、体・徳・知を身につけ、社会を逞しく生きていく力の育成を目指します。 文武両道を実現するため、進路実現と、部活動の充実を目指します。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○進路:現役での進路決定率 ○部活動:部活動加入率	○97.0% ○97.0%	○94.9% ○98.7%

【主な取り組みの成果と課題】

① 充実した学校生活を送るための取り組みの推進【習志野高校】

主な取り組み	成果	課題
進路指導計画に基づいて、進路ガイダンスや長期休業中の補習等を実施した。 学年、生徒指導部、養護教諭、スクールカウンセラーが出席し、教育相談連絡会議を定期的に開催した。	生徒たちの進路に対する意欲を高めることができた。 多様な悩みを抱える生徒について、学校全体で情報共有できている。	大学入試が大きく変化しており、生徒だけでなく保護者向けのガイダンスも充実させる必要がある。 家庭内の問題や経済面の問題が増えており、スクール・ソーシャル・ワーカーの活用などについて教育委員会との連携が必要だと考えられる。

② 魅力ある学校づくりへの取り組みの推進【習志野高校】

主な取り組み	成果	課題
国際交流事業として、福島県の「ブリティッシュヒルズ」で1泊2日の語学研修を行った。 部活動において、徹底した新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、活動を継続した。	生徒たちは、英語によるアクティビティやテーブルマナー講座に参加し、視野を広げることができた。 多くの部活動が全国レベルの大会やコンクールに出場し、優秀な成績を収めることができた。	来年度は海外語学研修を行えるように準備を進めていきたい。 コロナ禍の収束が見えず、更なる新型コロナウイルス感染症対策が求められている。

令和3年度 部活動の大会・コンクールにおける主な成績

- ・全国高等学校総合体育大会男子バレーボール競技大会 ベスト8
- ・全国高等学校総合体育大会柔道競技大会第70回全国高等学校柔道大会
男子81kg級 第2位 男子73kg級 第3位 男子60kg級 出場
- ・全国高等学校総合体育大会ボクシング競技
ライトウェルター級 ベスト8 ピン級 フライ級 ライト級 ウェルター級 ミドル級 出場
- ・全国高等学校総合体育大会体操競技 女子団体総合 出場
- ・全国高等学校総合体育大会体操競技 男子個人総合 出場
- ・全日本ジュニア体操競技選手権大会 男子1部団体 出場 男子1部個人 出場
- ・全日本ジュニア体操競技選手権大会 女子2部団体 出場
- ・全日本ジュニア体操競技選手権大会 女子2部個人種目別(跳馬)3位
- ・全日本吹奏楽コンクール 金賞
- ・日本学校合奏コンクール2021全国大会グランドコンテスト 金賞
- ・全日本マーチングコンテスト 金賞
- ・全日本バレーボール高等学校選手権大会 出場
- ・全国高等学校バスケットボール選手権大会 出場
- ・全国高等学校柔道選手権大会男子団体 出場
- ・全国高等学校柔道選手権大会男子個人 81kg級 優勝 73kg級 出場
- ・全日本アンサンブルコンテストクラリネット四重奏 金賞
- ・全国高等学校体操競技選抜大会 男子個人総合 出場
- ・全国高等学校ボクシング選抜大会兼JOCジュニアオリンピックカップ大会 ライト級 出場

政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進		施策番号 21/45
基本方針6	魅力ある市立高校づくり		評価 (A)
施策(2)	地域や社会に開かれた高校づくりの推進		
目標	開かれた学校づくり推進に取り組み、地域や社会と連携し、豊かな人材を活用しながら地域の核となる高校づくりを目指します。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○地域の方の学校評価アンケートすべての質問項目の肯定度と満足度	○85%	○肯定度「よくあてはまる」平均92.1% 満足度「よくあてはまる」平均61.3%

【主な取り組みの成果と課題】

① 地域に開かれた学校づくりの推進 【習志野高校】

主な取り組み	成果	課題
小・中学校の校長、学校評議員、評価委員、町会役員、市教育委員を招きミニ集会を開催した。	本校が選ばれる学校としてあり続けるために、貴重な意見をいただいた。	学校運営について、PTAや地域の協力を得ながら、連携して取り組んでいく。

② 地域との連携と交流の推進 【習志野高校】

主な取り組み	成果	課題
習志野市商店会連合会が主催する「ならしのまちゼミ」へ参加した。 地域ボランティア団体「アライカパ友の会」の活動に協力するため、家庭科の授業で“赤ちゃん用甚平”を製作し寄贈した。	動画を作成し、全国の方々に視聴していただいた。地域の活性化のために役割を果たすことができた。 身に付けた技能を活用して発展的なものづくりを行うことで、ボランティア活動の一端を担うことができた。	今年度はオンラインでの参加であったが、来年度は対面での参加が望ましい。 製作するだけでなく、他者に対する理解につながるような活動にしていく必要がある。

※1 「ならしのまちゼミ」とは、お店の人が講師となり、プロならではの専門的な知識や情報を、無料で受講者に伝える、店内で開かれる少人数の講座のこと。商店街の活性化を目的に全国で一斉に実施され、習志野市商店会連合会も参加している。

※2 アライカパ(Alay kapwa)とは、フィリピンの公用語であるタガログ語で「共に分かち合う」という意味。アライカパ友の会は、フィリピンの特に貧しい地域の教育などを支援しているボランティア団体。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 22/45
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価
施策(1)	学習機会の充実	(B)
目標	目的や志向、ライフステージに応じた学習ができる機会を提供します。	
	成果指標	目標(R7)
	実績(R3)	
	○公民館主催事業の開催回数及び参加人数 ○図書館の図書貸出冊数	○1,300回、53,000人 ○1,037,000冊
		○616回、7,962人 ○1,173,459冊

【主な取り組みの成果と課題】

① 公民館講座の充実【公民館】

主な取り組み	成果	課題
<p>乳幼児から高齢者まで幅広い世代の目的や志向、ライフステージに対応した魅力ある公民館講座を企画し、実施した。</p> <p>多様な学習課題に対応した講座を実施するとともに、大学や企業、地縁組織との連携による講座を実施した。</p> <p>公民館の学習情報をホームページに掲載するとともに、コロナ禍にあっても多くの方が公民館講座に参加できるようにインターネット回線を使った配信等に取り組んだ。</p>	<p>全世代に対応した公民館講座を企画し、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、密集を避けるよう定員や回数を削減して実施した。</p> <p>【学習回数】計画 1,487回 ⇒実施 616回</p> <p>学生を対象とした青年講座の実施にあたり、地元の千葉工業大学、東邦大学と連携した。</p> <p>本市と包括協定を締結した明治安田生命による講座を予定していたものの、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。</p> <p>公民館の学習情報をならしの文化情報サイト「文化のドア」で一元管理するとともに市内4校のPTA家庭教育学級においてインターネット回線を使った配信等の講座を実施した。</p>	<p>市民の学びを止めないため、新たな日常を見据えた講座の実施手法を確立する。</p> <p>特にICT技術を活用した配信等の講座をさらに充実させる。</p> <p>大学や企業などと連携した講座については、引き続き実施していく。</p>

② 図書館資料の充実【図書館】

主な取り組み	成果	課題
<p>市民のニーズに基づいた資料整備と市民の学習に役立つ情報を幅広く提供するための多様な情報源の整備と周知に取り組んだ。</p>	<p>蔵書の更新を行い、市民の学習に役立つ資料の提供に努めた。</p> <p>・資料の購入(16,422冊) ・寄贈本の受入(1,552冊) ・除籍(14,516冊)</p>	<p>引き続き、資料の提供に努め、情報源の整備と周知に取り組んでいく。</p>

③ 公民館と図書館が連携した事業の実施【社会教育課・公民館・図書館】

主な取り組み	成果	課題
<p>プラッツ習志野を中心に、活動・交流の場である公民館と知識・情報の入手の場である図書館が連携した事業を実施し、市民の活動の場と幅の拡大に努めた。</p>	<p>中央公民館主催講座のうち、事業計画では中央図書館との連携による講座を4事業予定し、2事業実施した。 特に文学講座は、中央公民館・図書館の共催事業として企画段階から両館の職員が共同で準備をしていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。</p>	<p>中央公民館・図書館の共催事業は引き続き計画、実施し、市民に対する公民館・図書館相互の認知度の向上及び利用者増に結び付ける。 さらに、中央以外についても公民館と図書館の連携を図る。</p>

④ 習志野市民カレッジの充実【社会教育課】

主な取り組み	成果	課題
<p>市民の自発的な学習活動を支援するため、習志野市民カレッジの充実を図った。</p>	<p>コロナ禍にあっても自発的な学習ができるよう、授業の動画配信を行った。また、活動の様子や学習風景を年2回ホームページで公開・更新し、写真を多く取り入れ、市民への周知を図った。</p>	<p>充実した学習活動ができるよう、新たな日常を見据えた手法についてさらなる検討を行っていく必要がある。</p>

⑤ 子どもの読書活動の推進【社会教育課・図書館・指導課・学校 等】

主な取り組み	成果	課題
<p>「子どもの読書活動推進計画」に基づき、本市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、社会の変化に対応した読書環境を整備し、子どもの読書活動を推進した。</p> <p>こどもと中・高生向けのフロアを備えた中央図書館の機能を活かし、関係機関と連携しながら事業を推進することに努めた。</p>	<p>「子どもの読書活動推進計画」に基づいた事業実施関係各部に実施状況調査により計画の実施状況と課題把握を行った。</p> <p>小学校の新1年生に、学校を通して図書館の利用登録を案内し、311人の登録があった。 学校支援事業の一環として市内小学校へ「朝の読書用図書セット」の貸出しを行った。 【貸出数】 ・低学年向け7セット ・中学年向け7セット ・高学年向け7セット 近隣の大学と連携し、児童向けの環境問題についての展示や、市内の中学校との連携による生徒が作成した、おすすめする本のPOPを展示した。</p>	<p>令和4年度は計画の中間年度となるため、課題と状況変化を踏まえた見直しを行う必要がある。</p>

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 23/45	
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価	
施策(2)	学習成果の活用	(B)	
目標	社会教育施設が活動拠点となるように努めます。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○公民館の利用団体数及び利用人数	○31,600団体 422,300人	○延べ27,278団体 延べ278,979人
○図書館の利用登録率	○32%	○32.2%	

【主な取り組みの成果と課題】

① 学習成果を生かす場の提供【社会教育課・公民館・図書館】

主な取り組み	成果	課題
地域で自主的に活動する機会の充実や多様な学習機会の提供と情報提供の推進を図った。また、学習成果を発表する場の提供に取り組んだ。	公民館の施設利用については、令和3年4月28日から10月3日まで新型コロナウイルス感染拡大防止のため原則午後5時閉館としたことや施設内での飲食の禁止、利用定員の制限などを行った。 また、公民館における学習成果の発表の場である文化祭は、コロナ禍にあって実施することができなかったものの、 <u>公民館の諸室やロビーを活用した作品展示を行い、学習成果発表の機会の確保に努めた。</u>	新たな日常を見据えた施設利用の手法を確立し、市民ニーズに対応した学習機会の提供と学習成果を活かせる環境づくりを進めていく。

② 地域における人材(コーディネーター)の育成【社会教育課・公民館】

主な取り組み	成果	課題
<p>市民カレッジ卒業生を中心に、地域活動を推進する人材(コーディネーター)の育成に取り組んだ。</p>	<p>市民カレッジにおいて、様々な地域活動の紹介と体験学習を行った。その結果、大半の受講生が卒業後の地域活動への参加意思を示し、一部の卒業生が社会福祉協議会での運転ボランティアや習志野第九演奏会を手伝う活動を開始した。</p>	<p>引き続き、新たな日常に対応する市民カレッジの運営を実施していくとともに、卒業後のフォローアップについては、手法を含め、実施の検討をしている。</p>

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 24/45	
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価 (A)	
施策(3)	社会教育指導者の確保と養成		
目標	社会教育指導者の確保と資質の向上を図ります。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○社会教育課・公民館・図書館職員の専門的研修の受講回数	○31回	○25回 【内訳】 公民館職員：16回 図書館職員：9回

【主な取り組みの成果と課題】

① 指導者の確保【社会教育課・公民館】

主な取り組み	成果	課題
<p>社会教育主事有資格者や社会教育主事など、社会教育を推進する上で必要な専門職員の確保に努めるとともに、社会教育に関する専門的な知識を得るための研修会に積極的に参加した。</p> <p>また、指定管理者制度を導入している公民館については、社会教育主事有資格者の配置に努めた。</p>	<p>公民館職員を社会教育主事研修に派遣し、菊田公民館において新たに社会教育主事有資格者を確保した。</p> <p>また、公民館への指定管理者制度導入にあたっては、社会教育主事有資格者の配置を条件とし、令和3年度から新たに指定管理者制度を導入した実花、袖ヶ浦、谷津公民館において新たに社会教育主事有資格者を確保した。</p>	<p>引き続き、公民館における社会教育主事の有資格者の確保に努める。</p>

② 指導者の養成【社会教育課・公民館】

主な取り組み	成果	課題
<p>専門的な知識を得るため、各種研修会に積極的に参加するとともに、専門職員が相互に教えあい、学びあうことで、職員の資質向上を図った。</p> <p>また、指定管理者制度を導入している公民館については、社会教育主事有資格者の配置により、日常業務の中で専門性を生かした職員の指導に努めた。</p>	<p>公民館に関する専門的な知識を得るための各種研修会について、コロナ禍にあつて研修の回数は少なかったが、積極的に参加した。</p> <p>研修(リモート学習等) 16回、延べ21名参加</p>	<p>引き続き、国や県、公民館連絡協議会など様々な研修機会の情報収集に努め、積極的に職員が参加できるように努める。</p>

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 25/45	
基本方針7	生涯学習推進のまち習志野の推進	評価 (B)	
施策(4)	自主自立課題解決型社会の推進		
目標	地域や社会教育団体が自らの力で地域の課題を解決できる環境づくりを推進します。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○公民館主催事業の開催回数及び参加人数	○1,300回、53,000人	○616回、7,962人

【主な取り組みの成果と課題】

① 自主活動(サークル活動等)の場の提供 【社会教育課・公民館】

主な取り組み	成果	課題
市民の自主的な活動をより活発に展開できるよう、また、社会教育団体や周辺地域の町会・自治会等が継続的に活動することができるよう、公民館を活動場所として提供した。	市内公民館では新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年4月28日から10月3日まで原則午後5時閉館としたことや施設内での飲食の禁止、利用定員の制限などを行ったものの、市民の自主的な活動を推進する活動場所を提供できた。 また、地域全体の課題解決能力を強化するため、地区学習圏会議を22回開催した。	新たな日常を見据えた施設利用の手法を確立し、市民の活動場所を確保するとともに、引き続き地区学習圏会議を開催する。

② 図書館機能の充実 【図書館】

主な取り組み	成果	課題
市民が自らの力で課題解決できるよう、図書資料の整備や情報提供に努めた。	利用者の課題解決を支援した。 【資料相談(レファレンス)受付数】14,410件	市民が図書館に来館しなくても読書活動が行えるよう、インターネットを通じた電子書籍の貸出事業に取り組む。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 26/45
基本方針8	芸術・文化活動の振興	評価
施策(Ⅰ)	芸術・文化活動の振興	(B)
目標	芸術・文化活動の振興を図るとともに、活動団体の自立を支援します。	
	成果指標	目標(R7)
	○芸術・文化行事の開催回数	○33回
		実績(R3)
		○22回 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市主催事業・イベントを中止したことによる開催回数の減)

【主な取り組みの成果と課題】

① 文化振興計画に基づいた事業の推進【社会教育課】

主な取り組み	成果	課題
「習志野市文化振興計画」に基づき、関係する部署と連携を図り、文化芸術事業の推進に取り組んだ。また、文化事業に関する情報を入手しやすいよう整備した。	計画の趣旨に沿った文化事業として「伝統文化親子教室」参加の子どもたちを中心としたお琴・三絃コンサートを主催した。 文化事業に関する情報について、ホームページのコンテンツ評価の中で参考になったという声が65%あった。	新たな日常を見据えた文化事業・活動の方法についてさらなる検討をしていく必要がある。

② 市民参加行事の充実【社会教育課・公民館】

主な取り組み	成果	課題
公民館等において、地域の歴史や文化の学習、体験等を目的とした講座や行事の開催、地域の特色を活かしたコンサート等を開催するなど、市民の芸術・文化活動の発表の場と芸術・文化を身近に親しめる機会の充実に図った。 市民の芸術・文化活動の発表の場と芸術・文化を身近に親しめる機会の充実に図った。	公民館において、コロナ禍にあり、不特定多数の参加者が見込まれる地域の特色を活かしたコンサートは実施できなかったものの、地域の歴史や文化の学習、体験等を目的とした講座は11回開催した。 コロナ禍での開催となった芸術文化協会主催の芸術祭、美術展覧会、市民文化祭、第九演奏会について、会場の調整及び関係者会議に出席する等支援を行った。 また、 <u>習志野市美術展覧会の受賞作品をホームページ上で鑑賞出来るようにした。</u>	新たな日常を見据えた地域の特色を活かしたコンサートの開催方法について、検討する。 引き続き、芸術・文化を身近に親しめる機会の充実に図れるよう支援を行っていく。

③ 質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供【社会教育課】

主な取り組み	成果	課題
<p>本市の芸術・文化の振興と推進を担う「公益財団法人習志野文化ホール」が取り組む文化事業の支援を行った。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため座席制限等の縮小開催となったが、公益財団法人習志野文化ホールの自主自立の取り組みにより、4公演が実施され子どもから高齢者まで音楽等に親しむ機会が提供された。</p>	<p>引き続き、芸術・文化の振興と推進を担う「公益財団法人習志野文化ホール」の支援を行っていく。 令和5年3月末に予定する文化ホール休館後の芸術・文化の振興の在り方については、財団とともに検討していく。</p>

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 27/45	
基本方針9	文化財の保存と活用	評価 (A)	
施策(1)	文化財の保存		
目標	本市の歴史や文化に対する理解を深めるため、文化財の保存を推進します。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○指定・登録文化財数	○21件	○21件(100%) 【内訳】 国登録文化財 6件 国認定保存技術 1件 県指定文化財 5件 市指定文化財 9件

【主な取り組みの成果と課題】

① 文化財の収集・保存の充実【社会教育課】

主な取り組み	成果	課題
指定文化財の維持管理、資料収集・資料調査等、文化財の保存に取り組んだ。	市に関する資料の寄附を受入れた。 ・寄附物品：市制施行祝賀記念品 軍刀 6点 藤崎富士講の文化財指定候補調査として、富士吉田市へ出向き、指定に向けた調査のため学芸員から情報収集を実施した。	市に関する物品の寄附のお願いを引き続きホームページ等で周知する。 藤崎富士講の指定候補調査については、同様の富士講を現地調査し、更なる裏付けを進める。

② 開発に伴う埋蔵文化財調査の充実【社会教育課】

主な取り組み	成果	課題
事業者及び関係機関との調整・協議を綿密に行い、埋蔵文化財の保護に努めた。	相談、届出により調査することで、新たな包蔵地の確認をすることが出来た。 【新規登録】 向原北遺跡(令和3年9月27日付け)	専門知識が必要な業務に関し、業務委託により補うため、委託内容について検討していく。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 28/45	
基本方針9	文化財の保存と活用	評価 (B)	
施策(2)	文化財の活用		
目標	市の歴史・文化に対する理解を深めるため、文化財の活用を推進します。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○旧大沢家住宅、旧鶴田家住宅 の一日あたりの入館者数	○70人	1日あたり入館者数 ○68人 【内訳】 旧大沢家住宅 20人 旧鶴田家住宅 48人

【主な取り組みの成果と課題】

① 旧大沢家住宅・旧鶴田家住宅の活用の充実【社会教育課】

主な取り組み	成果	課題
旧大沢家住宅・旧鶴田家住宅の利用を推進するため、施設の設備や主催行事の充実を図った。 令和3年度より、お話会の開催時期を変更し、旧鶴田家住宅でも開催した。	お話会の時期などを検討したことにより、家族全員での参加や初めて来館する方などが見受けられ、新たな来館機会の提供が出来た。	施設について、ホームページ・広報誌等での周知活動を継続する。 新たな日常を見据えたイベントの実施方法等についてさらなる検討をしていく必要がある。

② 文化財の展示・普及の推進【社会教育課】

主な取り組み	成果	課題
展示の充実、文化財に関する刊行物の刊行、史跡説明板の補修に取り組んだ。	展示 ①県指定無形民俗文化財 下総三山の七年祭り ②縄文人骨写真パネル展 ③市への寄贈品 説明板 補修 4件 新規設置 1件	展示は年3回程度は新たな内容で開催したい。 令和4年度から開始する埋蔵文化財調査室での展示を含め、内容の充実が課題である。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進		施策番号 29/45
基本方針10	青少年健全育成の推進		評価 (B)
施策(1)	青少年育成団体の活動支援		
目標	青少年育成団体の活動支援を積極的に行い、「豊かな心」の育成を図ります。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○市民まつり子ども広場の来場者数	○13,000人	市民まつりが開催されなかったため、実績なし。

【主な取り組みの成果と課題】

① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制の推進【社会教育課】

主な取り組み	成果	課題
コロナ禍における青少年育成団体のあり方について情報共有を行った。	コロナ禍にあつて、会議の回数を当初予定より減らし、対面での会議を2回実施した。	次年度は新たな日常を見据えた情報共有のため、対面とオンラインを併用して開催する予定である。

② 各団体の自主事業に対する支援体制の強化【社会教育課】

主な取り組み	成果	課題
新型コロナウイルス感染症の影響により、実施回数は少なかったが、各団体が主催する事業の後援を行った。また、事務局として自主事業のサポートを実施した。	各団体が主催する事業の後援を4回実施した。	2年以上自主事業を行っていない団体があるため、新たな日常での事業再開に向け、支援を行う必要がある。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 30/45	
基本方針10	青少年健全育成の推進	評価 (B)	
施策(2)	家庭や地域の青少年教育力の向上		
目標	情報の共有を促進し、関連機関との連携により、青少年の健全育成を推進します。 インターネットトラブルの未然防止に向けて取り組みます。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○不審者等による実被害者数 ○ネット被害防止に向けた出張授業の実施校数	○実被害者0 ○市内小中学校…23校	○実被害者0 ○12校(52%) (県)講師派遣…10校 (市)講師派遣…2校

【主な取り組みの成果と課題】

① 情報の共有を促進し、関連機関等との連携による青少年の健全育成の推進【青少年センター】

主な取り組み	成果	課題
<p>青少年補導委員連絡協議会や中学校区青少年健全育成連絡協議会と協力し、補導活動や学校防犯ボランティアなどへの協力を行った。</p> <p>青少年センター連絡会で青少年補導委員、生徒指導担当者会議で中学校の生徒指導主任へ伝達、注意喚起を行った。</p> <p>また、主に小・中・高等学校から報告のあった不審者情報については、習志野警察及び防犯安全課等へ情報提供をし、前月の統計を緊急情報サービスならしめて周知した。</p>	<p>警察への被害届提出件数0件</p> <p>小・中学校からの速やかな報告により、警察等関係機関への注意喚起ができ、同様の案件が連続して発生することを防げた。</p> <p>その結果、児童生徒の被害状況が報告されることはなく、安全な生活環境が確保できた。</p>	<p>小・中学校の保護者に対して、速やかな警察への110番通報と学校への報告を依頼している。しかし、被害に関する危険性の有無や、被害者が特定される恐れがあるなど、保護者が警察に通報すべきか判断に迷うことがある。このことから、情報提供に遅れが生じるため、再度、学校を通じて保護者会や会議等で確認、呼びかけの依頼を行う。</p>

② インターネットトラブルの未然防止【青少年センター】

主な取り組み	成果	課題
<p>青少年のネット被害防止に向けた取り組みについて関係団体から情報収集を行い、学校との情報共有を図るとともに、児童生徒を対象としたインターネット適正利用啓発学習会への職員派遣事業を実施した。</p> <p>また、千葉県が実施する青少年インターネット適正利用啓発講演を小・中学校へ紹介し、開催手続きとして、日程調整や講師派遣依頼の取りまとめ(取次)を行った。</p>	<p>(県)インターネット適正利用講演会講師派遣 10校</p> <p>(市)インターネット適正利用啓発学習会講師派遣 2校</p> <p>4月の校長会議で、県の講演会について開催手続きを紹介し、取りまとめたことで、多くの学校が利用することができた。</p> <p>10月の校長会議で市のインターネット適正利用啓発学習会への職員派遣事業を紹介し、12月から講師(職員)派遣を開始した。</p>	<p>令和3年度の啓発学習会への職員派遣事業については、年度後半から運用開始したことや新型コロナウイルス感染症の影響で実施校が少なかった。</p>

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進		施策番号 31/45
基本方針10	青少年健全育成の推進		評価 (B)
施策(3)	青少年のための施設における活動の充実		
目標	青少年に自然の中での豊かで多様な体験活動の場を提供します。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○富士吉田青年の家の利用者数	○12,256人(現状維持)	○2,136人 (新型コロナウイルス感染 拡大防止の観点から、通 年利用制限を設けたこと による利用者数の減)

【主な取り組みの成果と課題】

① 富士吉田青年の家における活動の充実【社会教育課・富士吉田青年の家】

主な取り組み	成果	課題
コロナ禍を踏まえた様々な改善や支援を行った。利用者が安全に施設を使用できるための物理的な対策を講じて受け皿を用意した。	利用制限を行う中、制限外の利用者からは安心して利用ができたという声を聞き、また少人数ではあるものの定期的な利用者の確保に貢献できた。	新たな日常を見据えて、動画で富士吉田青年の家主催事業などの体験活動を配信し、富士山麓の学習をICTを活用して提供する必要がある。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 32/45	
基本方針10	青少年健全育成の推進	評価 (A)	
施策(4)	子どもの居場所づくりの推進		
目標	放課後等における子どもの安全・安心な居場所の計画的な整備に取り組みます。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○放課後子供教室の開設数	○11小学校で実施	○3小学校で実施 東習志野・秋津小学校 地区に新たに開設

【主な取り組みの成果と課題】

小施策① 放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備【社会教育課】

主な取り組み	成果	課題
就学児童を対象に放課後等の安全・安心な子どもの居場所づくりとして、東習志野小学校及び秋津小学校に「放課後子供教室」を新たに開設した。	開設校の保護者を対象とした満足度調査の結果では、子どもが安心して過ごせる場所との回答が96.8%であり、放課後等における安全・安心な居場所として多くの子どもに利用された。	全市立小学校での実施に向けて、引き続き取り組みを進めていく。

小施策② 地域で子どもを育てる環境づくりの推進【社会教育課】

主な取り組み	成果	課題
「放課後子供教室」において、学習やスポーツ、芸術文化活動、地域住民との交流等の機会を提供し、心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組んだ。	「放課後子供教室」において、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で学習やスポーツ、文化活動を提供した。	新型コロナウイルス感染症の影響により、開設以来、地域ボランティアの受け入れができていないため、地域住民との交流等の方法について検討していく必要がある。

政策Ⅱ	生涯にわたる学びの推進	施策番号 33/45	
基本方針Ⅰ	「する」「みる」「支える」スポーツの推進	評価	
施策(Ⅰ)	生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進	(B)	
目標	「する」「みる」「支える」スポーツを推進し、市民のスポーツ活動が充実するよう取り組みます。		
	成果指標	目標(R7)	
	実績(R3)		
	(市民アンケートの結果において) ○週1回以上スポーツ・運動を行っている市民の割合 ○会場でスポーツ観戦したことのある市民の割合 ○スポーツボランティアなどの活動を経験したことのある市民の割合	○60.0% ○40.0% ○20.0%	○市民アンケートは令和6年度に実施予定 (令和2年度～7年度の計画のため、最終年の前年にあたる6年度に実施し検証を行う予定)

【主な取り組みの成果と課題】

① 「する」スポーツの推進 【生涯スポーツ課】

主な取り組み	成果	課題
働き盛り・子育て世代がスポーツに取り組めるよう、「親子参加」の機会拡充を図った。 ニュースポーツの周知・普及を推進し、誰でも気軽に取り組むことができる環境づくりに努めた。	(公財)習志野市スポーツ振興協会が実施するスポーツイベントにおいて、親子や家族で参加できるファミリーイベントや親子体操を実施した。 ・ファミリーイベント参加者 156人 ・親子体操参加者数 134人 ニュースポーツ用具を団体や市民に貸し出し、ニュースポーツの普及を推進した。 ・ニュースポーツ用具貸出回数 62回	子育て世代が参加しやすいよう、引き続き新しい生活様式に合わせた開催方法について検討する。

② 「みる」スポーツの推進 【生涯スポーツ課】

主な取り組み	成果	課題
トップチーム、トップアスリートの試合を開催し、市民が身近に観戦できる機会を提供した。	新型コロナウイルス感染症対策を講じ、第一カッターフィールドにてアメリカンフットボールXリーグ(オービックシーガルズのホームゲーム)を有観客で1試合開催した。 ・観客数 1,002人	主催者と連携し、引き続き実施に向け取り組んでいく。

③ 「支える」スポーツの推進【生涯スポーツ課】

主な取り組み	成果	課題
<p>新しい生活様式に配慮しつつ、スポーツ活動やコミュニティ活動の充実を図るため、スポーツ推進委員や市民スポーツ指導員、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体の活動を支援した。</p>	<p>市内16地区において、市民スポーツ指導員による地区事業実施した。 (16事業、参加者2,670人)</p>	<p>中止したスポーツ奨励大会等の各イベントの再開に向け、新しい生活様式に配慮した実施方法を検討していく必要がある。</p>

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 34/45	
基本方針12	家庭教育力の向上	評価 (B)	
施策(1)	家庭教育に関する学習機会の充実		
目標	家庭教育に関する学習機会を増やし、地域に根差した家庭教育力の向上に努めます。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○家庭教育に関する事業の開催回数及び参加者数	○263回 4,223人	○110回、1,648人

【主な取り組みの成果と課題】

① 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実【公民館】

主な取り組み	成果	課題
<p>乳幼児から中学生までの子どもの発達段階に応じた家庭教育について、具体的に学べる講座を開催した。</p> <p>また、PTA家庭教育学級や幼児家庭教育学級等において、魅力ある講座内容や保護者が参加しやすい開催方法等を検討し、学級に多くの保護者が参加するよう努めた。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため講座の実施回数の削減や定員の制限を行いつつ、乳幼児から中学生まで子どもの発達段階に応じた家庭教育について、具体的に学べる講座を110回開催した。</p> <p>また、市内4校のPTA家庭教育学級においてインターネット回線を使った配信等の講座を実施し、保護者が参加しやすい講座を実施した。</p>	<p>引き続き、子どもの発達段階に応じた家庭教育に係る講座の充実に努めるとともにインターネット回線を使った配信による講座を拡大し、保護者が参加しやすい環境づくりにも努める。</p>

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 35/45
基本方針12	家庭教育力の向上	評価
施策(2)	家庭教育相談の充実	(A)
目標	学校や行政・他機関等とネットワークを構築し、家庭教育に関わる相談体制の充実を図ります。また、「生活アンケート」を実施し、子ども達の日常生活を把握し、虐待されている恐れがある子どもの迅速な安全確保に努めます。	
	成果指標	目標(R7) 実績(R3)
	○家庭と学校との連携を深め、子どもが安心して登校することのできる学校づくりのための保護者や学校をサポートする教育相談体制の構築 ○「生活アンケート」を基にした教育相談の実施	○4,500件 (来所相談・電話相談・青少年テレホン相談の延べ受理件数の合計) ○23校

【主な取り組みの成果と課題】

① 家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割の推進【総合教育センター】

主な取り組み	成果	課題
講師を招聘した事例研修(スーパービジョン研修)を年3回実施し、ケースについて指導を受けた。 相談をしている児童生徒の情報共有を学校、子育て支援課を中心に行った。	専門的な知識や技術を得ることができ、相談者の支援に生かすことができた。 相談者が学校への連絡を希望しないケース以外は、学校と情報交換を行うことで、良い方向に相談を進めていくことができた。	相談している児童生徒のよりよい支援を実施するためには、関係機関とのケース会議を計画的・継続的に行うなど、更なる連携が必要である。

② 長欠・不登校児童生徒解消の推進【総合教育センター】

主な取り組み	成果	課題
児童生徒にはプレイセラピーを中心に、保護者には傾聴を心がけ、相談業務に取り組んだ。「 <u>適応指導教室</u> 」と学校、家庭との連携を図った。	心の健康を取り戻し、居場所(学校、教室以外の場所等)を見つけられるようになった。 フレンドあいあい小学6年生は10人中10人卒業式に参加、中学3年生は3人中1人が卒業式に参加し、2人は午後に校長室でそれぞれ卒業証書を受け取る事ができた。	現状が好転しない児童生徒の支援方法(他機関との連携、ケース会議)を考えていく。

③ 児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応【指導課】

主な取り組み	成果	課題
小・中学校の教職員は、児童虐待を最も発見しやすい立場にあることから、児童虐待の兆候の早期発見に努めるために定期的なアンケートを実施した。	アンケート実施後に個別の聞き取りを実施。早期に関係機関と連携を図ることができた。 小学校(97件/年)、中学校(43件/年)	早期発見・対応が継続されるように、各学校の情報共有体制を整える必要がある。

④ 一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応【指導課】

主な取り組み	成果	課題
学校と関係諸機関との情報共有が継続して図られる体制の見直しと、各学校における研修の実施を促進した。	中学校生徒指導担当者会議の実施(11回)・学校訪問の実施(3回)を通じて、対応方法を共通理解できた。	各学校における児童虐待対応方針について、校内研修の実施を推進する必要がある。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 36/45	
基本方針13	地域に開かれた学校づくり【教育課題①】	評価 (A)	
施策(1)	積極的な情報公開と意見交換の充実		
目標	学校・家庭・地域の円滑な関係を構築し、相互の意思疎通・共通理解を図ります。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○学校評価をホームページ上で公開する学校の数	○23校 ○ホームページをCMSに移行する。(23校)	○3月末時点で、今年度の学校評価がホームページに掲載されている学校が21校であった。 ○市のホームページの更新について、広報課と情報共有を行った。

【主な取り組みの成果と課題】

① 学校と家庭・地域相互の情報交換の推進【総合教育センター】

主な取り組み	成果	課題
総合教育センターホームページの充実を図った。	タブレット端末の操作方法などを総合教育センターホームページより保護者に向けて周知することができた。	内容が古くなってきているコンテンツの整理が必要である。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 37/45	
基本方針13	地域に開かれた学校づくり【教育課題①】	評価 (A)	
施策(2)	地域とともにある学校づくりの推進		
目標	社会に開かれた教育課程の実現を図り、学校・家庭・地域の連携・協働した活動をより進めます。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○地域学校協働活動に取り組む学校数 ○学校運営協議会を設置する学校数	○23校 ○8校	令和5年度実施に向けて協議を実施

【主な取り組みの成果と課題】

① 社会に開かれた教育課程の推進【指導課】

主な取り組み	成果	課題
社会に開かれた教育課程の事例について、各学校への情報提供を行った。	学校運営協議会の設置について全小・中・高等学校に情報提供したことで、地域の特色を生かした学校づくりを推進することができた。	令和5年度の実施に向けて、学校地域等に説明を進めていく。各校における社会に開かれた教育課程の編成について確認する。

② 地域社会との連携・協働した活動の推進【指導課】

主な取り組み	成果	課題
学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちを見守り、育成するため、学習支援や安全・安心の確保、環境整備など、学校支援ボランティアの活動を引き続き推進した。	環境整備、学校安全、学習活動等を新型コロナウイルス感染症対策を行いながら実施できる活動については、推進することができた。	コロナ禍に配慮して、学校支援ボランティアの活動を自粛せざるを得ない場面が多くみられた。

③ 学校運営協議会の設置の推進【指導課】

主な取り組み	成果	課題
学校運営協議会の設置を進めるため、地域学校協働本部設置を進める社会教育課と連携し、計画案を作成する等確実に進めた。	令和5年度に全ての小・中・高等学校で学校運営協議会を設置する計画案を作成することができた。	令和5年度の実施に向けて、令和4年度には、学校・地域等への説明を進めていく。

政策Ⅲ	学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	施策番号 38/45
基本方針14	地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり	評価
施策(1)	地域住民との協働による防犯・補導活動の推進	(B)
目標	青少年補導委員と連携し、街頭補導活動を定期的実施します。 中学校区青少年健全育成連絡協議会と連携し、環境浄化や防犯活動を実施します。 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、学校と地域と行政が連携して子どもの安全を守ります。	
	成果指標 ○街頭補導及び自主的な防犯パトロールの継続的な実施による子どもの非行や犯罪等の実被害数 ○「子ども110番の家」の協力者を拡充して地域の安全を守るシステム構築	目標(R7) ○非行・犯罪被害…0件 ○加入者…1,200件

【主な取り組みの成果と課題】

① 街頭補導活動の定期的な実施と活動の充実【青少年センター】

主な取り組み	成果	課題
<p>子どもを見守る仕組みづくりのため、青少年補導委員や中学校区青少年健全育成連絡協議会との連携のもと、街頭補導活動などを実施した。</p> <p>街頭補導は、青少年センター職員による自主的なものとして、週2回程度の登校の時間帯、平日の午前と薄暮に実施した。また、月8回程度の薄暮と月2回程度の夜間に、青少年補導委員と合同で実施した。</p>	<p>非行・犯罪被害…0件</p> <p>コロナ禍にあって、外遊びをする児童生徒の姿は、減少傾向にある。</p> <p>未成年と思われる者の飲酒や喫煙の注意喚起はあったが、大きな事故や犯罪に巻き込まれた事案は発生しなかった。</p>	<p>青少年の非行問題は、学校と連携して取り組む必要があることから、青少年補導委員との情報交換や補導等を続けていく必要がある。</p>

② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりの推進【青少年センター】

主な取り組み	成果	課題
<p>子どもの安全確保のために、「子ども110番の家」制度の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりを推進した。</p> <p>令和3年度は、青少年センター運営協議会からの提言を受け、警察との連絡所として類似する事業との連携と、「子ども110番の家」のプレートの老朽化についても交換を促進した。小学校の入学説明会、連合町会やまちづくり会議などで、PR及び出張登録会を継続した。</p>	<p>新規協力者 97件</p> <p>プレート交換 105件</p> <p>連携を図る事務所をリストアップするとともに、個別に依頼したことでも新規協力・プレート交換の促進に繋がった。</p>	<p>協力者数は、市内世帯数1.2%(各小学校区の一般家庭に50件(16小学校0.8%)、商業施設・商店等(0.4%))の約1,200件を当面の目標として掲げ、引き続き取り組む。</p>

※ 「子ども110番の家」は、子どもが何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動です。

本事業では、加入者に、道路(通学路)に面した場所へ「子ども110番の家」プレートを設置していただき、子どもが救いを求めてきた際の一時保護、関係機関(主に警察)への通報などを依頼しています。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 39/45	
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価	
施策(1)	幼稚園・こども園の教育環境の整備	(A)	
目標	教育・保育活動の充実に向けて、快適で安全・安心な教育・保育環境の整備に取り組みます。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○「こども園整備計画」に基づく市立こども園の開設の割合	○2025年度(7園) 100%	○2021年度末(5園) 71%

【主な取り組みの成果と課題】

① 新たなこども園の設置と幼稚園の再編 【こども政策課・こども保育課】

主な取り組み	成果	課題
「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」に基づき、次の事業に取り組んだ。 (仮称)向山こども園の設計を実施した。 (仮称)藤崎こども園の設計に着手した。 大久保東幼稚園を大久保こども園に統合する計画を策定した。	(仮称)向山こども園は令和6年度、(仮称)藤崎こども園は令和7年度の開設に向け、計画どおり進捗している。 大久保東幼稚園は、令和6年度末をもって大久保こども園に統合する計画とした。	引き続き、こども園の整備に取り組む。

② 幼稚園・こども園の施設補修 【こども政策課】

主な取り組み	成果	課題
老朽化等への対策及び適切な教育・保育環境を維持するため、適切な修繕・工事等を行った。 新型コロナウイルス感染症対策として、東習志野こども園遊戯室の空調設備工事、幼稚園・こども園の自動水栓整備工事に取り組んだ。	全てのこども園遊戯室の空調設備整備が完了した。 全ての幼稚園・こども園の自動水栓整備が完了した。	引き続き、施設の老朽化等への対策及び適切な教育・保育環境の維持に取り組む。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 40/45	
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価 (A)	
施策(2)	小・中学校の教育環境の整備		
目標	子どもたちにとって、快適で安全・安心な教育環境を整備し、教育活動の充実と教育の質の向上に取り組めます。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○小・中学校校舎トイレの改修 (整備済みトイレ箇所数÷トイレ総 箇所数) ○小・中学校体育館トイレの改善 (洋式トイレ設置学校数÷全学校 数)	○100% ○100%(洋式トイレ設置) ○69.6%(乾式化等)	○87.1% ○100% (洋式トイレ設置) ○52.2%(乾式化等)

【主な取り組みの成果と課題】

① 学校施設の改築・長寿命化改修・大規模改修等の推進【教育総務課】

主な取り組み	成果	課題
習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、校舎等の改築や長寿命化改修に向けた設計に取り組んだ。	谷津小学校改築事業完了 大久保小、第二中の改築、向山小、屋敷小、第一中の改修に係る設計を進めた。	習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、引き続き設計、工事を進めていく。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 41/45	
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価 (B)	
施策(3)	市立高等学校の教育環境の整備		
目標	施設の老朽化に対応するため、習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、計画的な改修を行っていきます。また、必要に応じた改修を適宜行います。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○学校アンケートにおける学習環境の項目の肯定的評価の割合	○生徒:87% ○保護者:82%	○生徒81.0% ○保護者89.4%

【主な取り組みの成果と課題】

① 習志野高校の教育環境の整備の推進 【習志野高校】

主な取り組み	成果	課題
普通教室棟1階トイレの洋式化改修工事など、老朽化した施設・設備の改修等を行った。	一部老朽化対応を行い、学習環境を整えることができた。	老朽化した施設・設備が多々残っているため、引き続き計画的な改修が必要となる。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 42/45	
基本方針15	安全で潤いのある学校環境の整備	評価	
施策(4)	学校関連施設の環境整備	(A)	
目標	給食センター ・PFI事業による運営になったことを受け、受託者(以下「SPC」という)に対する指導を徹底し、直営に変わらない安全・安心な給食の提供を行います。(なお、献立の作成や食材の選定・購入は引き続き、市職員が行います。) 鹿野山少年自然の家 学校関連施設として、衛生管理の徹底に努め、安全・安心な施設整備を行います。		
	成果指標	目標(R7) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>実績(R3)</td> </tr> </table>	実績(R3)
	実績(R3)		
○給食センター 学校給食の安定的な供給 ○鹿野山少年自然の家 施設に関するアンケート	○給食センター 給食提供件数 100% ○鹿野山少年自然の家 満足度 100%	○100% ○94.5%	

【主な取り組みの成果と課題】

① 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバック【学校給食センター・学校教育課】

主な取り組み	成果	課題
SPC構成企業との定期的な協議会を実施し、情報共有に努めた。	1回/月 年12回の協議会を開催した。3か月に一度のモニタリング評価を実施し、安全・安心な給食の提供を実施した。	引き続き、情報共有を進めていく。

② 給食センターの日常業務の円滑化【学校給食センター】

主な取り組み	成果	課題
日々の業務や施設整備について常に情報を共有し連携を強化した。	日常の情報共有体制の構築により、問題が発生した際にも市及び委託業者双方で対応したことにより迅速に対応できた。	引き続き、情報共有を行い連携の強化を進めていく。

③ 「鹿野山少年自然の家」の施設の今後の在り方を検討【学校教育課・鹿野山少年自然の家】

主な取り組み	成果	課題
「鹿野山少年自然の家今後の在り方に係る第三者委員会」を4回開催し、各分野における有識者から「鹿野山少年自然の家」の施設の今後の在り方について、意見聴取を行った。	「減築をして維持」、「外の環境のみ維持」など様々な選択肢における可能性について、意見聴取を行うことができた。	施設の維持の在り方と安全で充実した新しい宿泊自然体験学習について、引き続き検証していく必要がある。

④ 旧給食センターの解体事業の実施【学校教育課】

主な取り組み	成果	課題
旧給食センターの安全管理を行う中で、解体事業を進めた。	令和3年12月より解体工事を実施している。	引き続き、解体事業について取り組みを進めていく。

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 43/45	
基本方針16	社会教育施設の再編・整備	評価	
施策(1)	社会教育施設の整備	(B)	
目標	社会教育施設を安全で快適に利用できるよう再編・整備に取り組みます。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○「第2次公共建築物再生計画～老朽化対策の行程表～」における生涯学習施設の改修・整備の実施	○実施	○令和3年度は「第2次公共建築物再生計画」に基づく大規模改修等は予定実施項目にはなかったものの、施設・設備の適切な維持補修を実施した。

【主な取り組みの成果と課題】

① 社会教育施設の改修・整備の推進【社会教育課・公民館・図書館・富士吉田青年の家】

主な取り組み	成果	課題
<p>市民が社会教育施設を安全に使用することができるよう、適切な維持補修に努めた。</p> <p>平成25年10月策定の「生涯学習施設改修整備計画」について「第2次公共建築物再生計画」等の計画や生涯学習施設の現況との整合性を図るため、見直しに取り組んだ。</p>	<p>菊田公民館において排気筒改修工事、冷却塔部品交換工事、袖ヶ浦公民館及び谷津公民館において昇降機改修工事、富士吉田青年の家において談話ホールの絨毯張替工事を実施した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため各施設の手洗い場自動水栓整備工事を実施した。</p> <p>生涯学習施設改修整備計画の改訂を行い、適正な施設・機能を確保するための方針を示した。</p>	<p>施設の老朽化や設備の経年劣化により、修繕・工事が必要な箇所が増加傾向にあるため、計画的に修繕、改修を進める。</p>

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 44/45
基本方針17	健康・体力を育むスポーツ施設の整備	評価
施策(1)	「支える」スポーツの推進(施設の整備と活用)	(B)
目標	スポーツ施設を安全かつ快適に利用できるよう改修・整備を図ります。	
	成果指標	目標(R7) 実績(R3)
	スポーツ施設利用者アンケートにおける項目	
	①施設内の安全は確保されていると思いますかの質問で「はい・ふつう」と答えた人の割合	①97%以上 ①98%
	②施設の総合的な満足度はいかがですかの質問で「満足・ふつう」と答えた人の割合	②96%以上 ②95%

【主な取り組みの成果と課題】

① スポーツ環境の整備、安全性の維持 【生涯スポーツ課】

主な取り組み	成果	課題
<p>学校体育施設開放事業の充実に努めた。</p> <p>老朽化対策など、施設を安全に利用できるよう改修工事を実施した。</p> <p>秋津地区のスポーツ施設の老朽化対策として、一体的な再整備の具体的な事業手法について検討した。</p>	<p>16小学校で学校体育施設開放事業を実施した。</p> <p>老朽化した第一カッター球場照明塔の解体工事、新型コロナウイルス感染拡大防止のためスポーツ施設の手洗い場自動水栓整備工事等を実施した。</p> <p>秋津野球場・サッカー場等の老朽化対策の改修を契機に、各種課題の解決を図るため「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針」を3月末に策定した。</p>	<p>新型コロナウイルス感染状況に応じて、利用時間の短縮や利用制限を実施した。その都度学校体育施設開放運営委員会を通じて利用団体へ周知してもらう必要があるため、引き続き運営委員会との連携を図る。</p> <p>秋津野球場・サッカー場等の再整備については、事業手法の検討、改修に係る費用の財源確保、関係団体との意見調整が課題となっている。</p>

政策Ⅳ	教育環境・学習条件の整備	施策番号 45/45	
基本方針18	教育行政の効率的・効果的な展開	評価 (A)	
施策(1)	教育委員会事務局の活性化		
目標	教育行政に関するPDCAサイクルの確立と、積極的な情報発信により、教育委員会の活動の充実を図ります。		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○市民意識調査における教育施策に対する満足度で、満足・やや満足と回答した割合	○35%	○28.1% (R3市民意識調査)

【主な取り組みの成果と課題】

① PDCAサイクルに基づく活動の推進【教育総務課】

主な取り組み	成果	課題
「教育に関する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価(報告書)」の内容を見直した。	習志野市教育振興基本計画で示している成果指標の達成度を施策評価の根拠とする、新しい様式に改善することができた。	今後は新様式の課題点を明らかにし、引き続き改善を図っていく。

② 広報活動の充実【教育総務課】

主な取り組み	成果	課題
学校教育だよりの内容充実に向け、学校教育以外にも、生涯学習部からは放課後子供教室、こども保育課からは大久保東幼稚園のオンライン公開研究会の情報を発信した。	教育委員会としての取り組みを学校や諸施設、地域に発信することができた。	イベントや行事の中止が多く、子どもたちの活躍を記事にできていないので、次年度は多く紹介していく。

③ 学校事務との連携の強化【学校教育課・教育総務課】

主な取り組み	成果	課題
学校事務の共同実施において、統括主任が各校を巡回し、指導・支援を行うことで、適正な事務処理を推進した。	学校徴収金の処理状況について、統括主任・副統括主任が全校を巡回し、指導した。また、若年層及び臨時的任用事務職員への統括主任の巡回支援を定期的に行った(対象6名、合計77回)。コロナ禍にあっても、適正な事務処理の推進を行うことができた。	コロナ禍にあっても、共同実施が中止となることがあったため、指導・支援の機会が限定されてしまった。今後、共同実施の運営方法について、検討を進めていく必要がある。

④ 先進的な施策の研究【教育総務課】

主な取り組み	成果	課題
中・長期的な視野に立った施策等について研究を進めた。	教育政策立案におけるEBPMの視点について研究し、教育行政方針の策定と点検・評価の実施を改善することができた。	点検・評価の実施方法の見直しを踏まえ、教育行政方針の在り方についても見直しを進める。

※EBPM(Evidence Based Policy Making)の略。証拠に基づいた政策立案及び政策マネジメントの考え方を意味する。

⑤ 学校における働き方改革の推進【学校教育課・教育総務課】

主な取り組み	成果	課題
<p>教職員の客観的な勤務時間を把握するために、教育委員会で独自の出退勤システムを作成し、各校で試験的に運用した。</p>	<p>ボタンを押すことで出退勤を記録できるようになったことにより、教職員が毎月報告書を作成する負担が軽減された。また、管理職が毎月市教委に提出する報告書様式と出退勤システムをリンクさせることで、報告書を作成する負担を軽減できた。</p>	<p>職員の出退勤を把握して取りまとめる負担は軽減されたが、職員個々の勤務時間縮減を図る取組を一層進めていく必要がある。業務の一層のICT化、行事の見直し等を進めていく。</p>

Ⅲ 学識経験者からの意見聴取の結果

教育委員会が行った点検・評価に対して、学識経験者からの意見聴取を行いました。いただいた御意見は令和4年度の教育行政方針の実施及び令和5年度の点検・評価の実施に反映されます。

基本方針	<p>1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全般的に、実施園の比率を数値で示すようにしたことにより、成果がわかりやすくなっている。一方、数値だけではわからないので、質に関する成果指標の併記も継続してほしい。また、目標とする数値の適切性についても毎年、社会の変化に対応した検討と見直しが必要である。 ・ 施策(1)(2)園独自の研究テーマを持ち、意欲的に取り組んでいる実態があるので、今後もボトムアップで、現場のニーズに基づいた研究設定や研修を行ってほしい。 ・ 幼児教育における人権教育の内容の充実を図ってほしい。自他への思いやり、自分の生命を大切にする教育は、小さい時から必要である。人権擁護委員を招聘して幼児向けに話してもらうなど工夫してほしい。 ・ 施策(5)園種を問わず重要な課題である。一方、幼稚園は立地等から、接続期に関する実践や研究実績が豊富であるため、幼稚園での園内研究を近隣保育園やこども園職員に広く呼びかけるなど、幼小接続を一体的に取り組んでほしい。 ・ 幼児教育と小学校教育の円滑な連携は数十年前から継続しており、他市に誇れる研修体制であり、関係機関の努力に敬意を表したい。習志野市接続期カリキュラムの作成に取り組んだことは意義がある。ぜひ小学校における基本的な生活習慣を熟知し年長児の後半から徐々に準備を行っていけば、1年生の不登校児を減らす手立てにもなると思われる。
	<p>2 子育て・子育て支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策(6) 多様なニーズに対応した子育て支援の推進の成果指標が「幼稚園の長期休業中の預り保育実施率」だけで適切であるか、再検討すべきであろう。すでに達成していることから、制度に対する満足度や他の取り組みの利用状況、満足度、病児保育や発達障害に対する支援等、ニーズを捉えた新たな指標が必要なのではないか。ホームページで各園の情報発信を進めており、大変良いと思った。 ・ 施策(7) 家庭・地域との連携については、コロナ禍において限界がある中、様々な工夫をしていることが推察される。こうした状況でもあるので、ホームページでの発信やメール等での保護者とのやり取りが十分できるよう、ネット環境やパソコン台数など設備面についても点検が必要なのではないか。 ・ 虐待の兆候の早期発見は大事である。常に幼児の変化を察知し、発見した場合は速やかに関係機関と連携を取るよう、今後も徹底してほしい。 ・ 悩みを抱えている保護者を察知し、相談に乗ることができるよう園でも教育相談日を設定してはどうか。 ・ 地域の力を幼児教育にどのように生かしていけるか、コロナ禍ではあるが、できることを考え、地域の方々との交流を年間計画に組み入れるよう推進してほしい。

3 信頼を築く習志野教育の進展

- ・ いじめは生涯心に傷跡を残すことになる。さらに「SOSの出し方教育」を推進し、活用方法を児童生徒に十分周知し、いじめを発見したら早期に対応できるよう、学校と連携し、親身になって取り組む態勢を整えてほしい。いじめメール相談の取り組みはよい。対面では相談できない子どもの受け皿として充実させてほしい。

施策(8) いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展は、(B)評価であり、取り組みの充実が求められる。スクールカウンセラーの配置状況も気になる。また、(10)にも関連するが、ハラメントとの関連性も懸念されることから、文部科学省からの通知等を活用することも一案かと思われる。

- ・ 特別支援教育を充実させるためには、指導する教員の指導力を伸ばすことが重要である。専門性を生かし、一人ひとりの実態に応じた教育を行うためにも、免許外の教員の研修をどう取り組んでいくかが大事である。悩みを共有し、訪問指導するなど工夫してほしい。
- ・ 臨時的任用講師に担任をさせる現状がある以上、各学校で臨時的任用講師の研修を行う体制作りが急務である。教育委員会が中心となり、学級経営、教科指導、保護者対応の仕方等、オンラインで研修できるよう検討してほしい。

基本方針

4 子どもの生きる力を育む教育の充実

- ・ 施策(11) 確かな学力を保障する教育の推進の指標が、全国比+5%となっている根拠がわからない。横での比較だけではなく、縦断的なデータ比較があってもよいのではないか。また、ICT活用については、学校差や学級差が共通の課題となっている。ICT関連研修の実施状況を短期的な指標とすることも考えたい。

- ・ 施策(12) 豊かな心を育む教育はコロナ禍の影響を大きく受けていることがわかった。発表機会の制限が表現機会の減少につながらないよう、十分な配慮が必要である。常設の美術館や展示・アート・ワークショップを行う施設がないことも、コロナ禍でも豊かな体験が得られただけに残念である。

- ・ 鹿野山少年自然の家での自然体験学習は、子ども達にとってかけがえのない体験である。今後、5・6年生には宿泊体験学習ができるよう、活動内容を検討してほしい。

- ・ これからの学校教育の中で、人権教育の充実が叫ばれている。人権擁護委員や特別支援学校から講師を招聘するなどして年間指導計画に位置付けるよう推進してほしい。

- ・ 施策(15) 特色ある学校づくりについては、市の広報に連載するなど、取り組み内容の地域への周知が有効なのではないか。指標が、特色ある学校づくりの進展状況の評価に適しているか、再考を要する。

- ・ ICT活用の不得意な教員の情報活用能力をどう高めていくかが課題である。総合教育センターの指導主事の活用を図ったり、研修を受けた教員が全職員に周知徹底したかをアンケートを取る等、確実にできるようにしてほしい。

基本方針

基本方針	<h3>5 子どもを未来につなげる教育の展開</h3>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策(16) 学びに向かう力、人間性を発揮させる教育の展開の指標として示されている「学力学習状況調査」が、学びへの意欲や、よりよい生活を営もうとする気持ちを測りうるものなのか、わからない。そもそも成果の数値化が難しい取り組みなので、総合学習や探究型学習の成果発表やボランティア活動の参加状況等、実態把握をする工夫が必要なのではないか。 ・ 子どもの時から読書する習慣をしっかりと身に付けていく必要がある。各学校で朝読書を実践しているかと思われるが、学校生活の一部となるよう、一斉読書の時間の確保を進めてほしい。 ・ 施策(17) 国際社会を生きる資質・能力を培う教育については、本格的に始まっている小学校での英語教育の実態や研修等の取り組み状況についての記載がほしい。 ・ 5,6年生は英語が教科となり評価する以上、綿密な指導計画を立て指導と評価の一体化を図る必要がある。特に英語専科教員の指導が大きく影響する。新規採用の英語専科教員の指導法に関する研修を充実させてほしい。 ・ ICT活用の授業の推進を今後とも各学校に広げてほしい。まずは教員の活用技術を高めていく手立てを考えてほしい。 ・ 施策(19) 安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育は十分取り組まれているようで心強い。

基本方針	<h3>6 魅力ある市立高校づくり</h3>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策(20) 魅力ある高校として定着している印象がある。スポーツや音楽で脚光を浴びているが、一方でソーシャルワーカーやスクールカウンセラーといった専門家をきちんと配置し、悩みを抱えた生徒に丁寧に対応する学校であってほしい。受入れ側(大学)としては、進学率等のためではない親身になった進路指導、キャリア教育を期待したい。 ・ 生徒の抱えている問題は様々である。ヤングケアラー等も話題になっている中、生徒一人ひとりに寄り添う生徒指導をスクールソーシャルワーカーや臨床心理士等も活用して推進してほしい。 ・ 文武両道を目標に掲げ、日々授業と部活動の指導に努力し、習志野市の名を全国に広めていることを誇りに思う。テレビ等の映像からも、生徒の人間性が高められていることが感じられた。 ・ 施策(21) 地域と交流の報告が具体的でよい。 ・ 地域に開かれた学校づくりを目指し、生徒のボランティア活動として、学校付近や通学路のごみ拾い等を通年で行うなど、地域の美化活動を進めてほしい。

基本方針	<h3>7 生涯学習推進のまち習志野の推進</h3>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策(22)(23) 団体数、人数等、成果指標が具体的な数値で示されているのがわかりやすい。ただし、対面での活動が制限されている中、指標が対面における評価だけとなっているので、そうでない学習機会が保障されたのであれば、その成果がわかるとよい。 ・ コロナ禍において、講座にどのように参加させるかを考え、インターネットの活用や地域の大学との連携等、新しい取り組みに果敢に挑んでいることを評価したい。 ・ 地域の図書館がなくなり、遠くの図書館まで行けなくなった住民もいるので、移動図書館の配置の再検討をしてほしい。 ・ 入学時の図書館利用登録や朝の読書用セットの貸し出しは、大変効果的である。今後も多くの学校で利用できるよう周知し、活動を広めほしい。

基本方針	<p>8 芸術・文化活動の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策(26) 成果指標が開催回数だけであると、新たな日常での新しい展開に対する評価が十分行えない可能性がある。市内の多様な文化活動のオンライン配信、ユーチューブの活用等、若年層を意識した新たな取り組みを行ってほしい。 ・ 総合教育展の作品等、ネットで公開し、児童・生徒が展示場所に行かなくても鑑賞できる体制づくりを進めてほしい。
基本方針	<p>9 文化財の保存と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策(28)に記載されているが、埋蔵文化財調査室の展示の充実を図り、広報を行うと共に学校教育での活用を目指してほしい。津田沼周辺は新住民が増えていることから、近隣の公共スペースで出前講座や展示等、紹介する工夫をしてほしい。 ・ 富士講や旧大沢家住宅の見学に訪れる人は市外の人々が多い。貴重な文化財を市民にもっとアピールする必要がある。小・中学校の社会科の学習に生かせるよう、「習志野市の史跡巡り」等の動画を製作し、市のホームページ等で見るができるよう計画を進めてほしい。
基本方針	<p>10 青少年健全育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策(29) コロナ禍における青少年育成団体の活動支援として、団体間をZOOM等をつなぎ、活動方法を共有するなどの取り組みが必要なのではないか。 ・ インターネットトラブルの未然防止の取り組みは最重要課題である。今後とも各学校で児童・生徒の実態に合わせたインターネット利用啓発学習を確実に実施できるよう推進してほしい。 ・ 施策(31) 施設のネット環境や情報発信の拡充、また双方向性のある通信を行う学習機会の充実を図るべきである。 ・ 富士吉田青年の家の活用を推進するためには、体験学習の工夫例を各中学校に動画配信するなど手立ての工夫をしてみてもどうか。 ・ 施策(32) 「放課後子供教室」については、全市立小学校での実施の早期実現に向けて取り組んでいくべき事業である。アンケート結果を成果にあげているのは、たいへんわかりやすい。
基本方針	<p>11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策(33) 取り組みについて、やや広報不足という印象である。広報紙やホームページでは限られることから、駅や集客施設でのPRができるとうい。 ・ 親子で見学するイベントは、親子の絆を深めるためにも効果的であるので、ぜひ推進してほしい。 ・ シニア向けに習志野市が推薦するウォーキングコース等を市のホームページで紹介するなど工夫をしてみてもどうか。 ・ ウィズコロナで今後は見るスポーツの試合を多く開催し、市民にスポーツ観戦の楽しさを味わえるようにしてほしい。

基本方針	12 家庭教育力の向上
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策(34) インターネットを使った取り組みが行われている点がとてもよい。講演を一定期間オンデマンド配信する、視聴後の意見交換をZOOM等で行う等、さらに学びが深まる工夫を重ねてほしい。 ・ 家庭教育学級の講演を多くの保護者に伝わるように、総合教育センターと連携し、インターネット配信ができる学校が増えるよう工夫してほしい。 ・ 施策(35) 現状の好転事例が成果としてあがっているが、丁寧な見取りを行い、数値目標を掲げたり、数値的な成果を求め過ぎたりしない姿勢が大切である。 ・ 長欠、不登校児童・生徒を解消することはなかなか困難であるが、努力の結果が表れている。今後も子供たちにとって居心地の良い場所となるよう、保護者や他機関との連携を図りながら解消に向けて進めてほしい。

基本方針	13 地域に開かれた学校づくり
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校でホームページの更新に苦慮している現状がある。担当を複数にし、分担して行うようにするとともに校内の職員が学校のホームページを熟知したうえで、保護者に周知するように働きかけてほしい。夏季研修等で充実したホームページの作成等を広めていく必要がある。 ・ 施策(37)で推進する学校運営協議会については、形骸化した組織としないために、実際に草の根的に活動している地域住民や教育に理解のある市民を構成員とし、地域の役職者ばかりを選出することがないようにする必要がある。実際に学校と地域との協働の推進役となるよう、それぞれの活動状況を公開して、活発な情報交換がなされるよう市が調整役を果たしてほしい。 ・ 学校運営協議会が令和5年度から全学校で開かれることは画期的な進歩である。多方面からの人選を考え、地域の声を学校運営に生かせるよう、引き続き、支援してほしい。

基本方針	14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長年続いている「子ども110番の家」だが、今一度何のためにあるのか、その存在価値を見童・生徒に十分熟知することが必要ではないか。 ・ まちづくり会議等で、広く町会に呼びかけ、各町会で回覧して協力を得られるよう、目立つパンフレット等を作成するなどして工夫を試みてほしい。

基本方針	15 安全で潤いのある学校環境の整備
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策(39) 整備計画に基づくこども園開設率を指標とするのは適切といえるのか、検討が必要である。教育環境・学習条件は、子どもを中心に考えて検証する必要がある。最も身近にいる保育者に整備のニーズを確認し、その達成率を指標とすべきであると考え。老朽化の実態や整備の優先度についての各園へのヒアリングの実施率、保育者の保育環境に対する満足度(施策(41)のような)等を加えてはいかがであろうか。 ・ 新型コロナウイルス感染症対策が適切に進められ、子どもたちの健康管理に努力されている。 ・ 各幼稚園や保育所がこども園に変わっていくことは、現在の保護者の生活環境から考えても必然的である。同じ地域に住む子どもたちは同じ環境の下で育っていくことが大事である。ただ人数が多くなる分、園児の実態を十分把握し、一人ひとりに寄り添う保育を推進してほしい。また、保護者と情報を共有し、関係機関との連絡調整を進めてほしい。 ・ 各学校の遊具等も老朽化が進んでいる中で、綿密に調整を行い、計画的に新設してほしい。 ・ 表紙にある「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」がどのように実現されるのかが見えてこない。日々を過ごす教育環境は、そのために大きな役割を果たすものであるが、その整備において、安全確保や現状維持を目的とするだけでは、豊かな人間性や優れた創造性にはつながらない。例えば、「全園・全校でうるおいのある昇降口を目指す」「各園・各校で園庭・校庭環境の特色づくりを行う」など、教育と管理の一体化を推進するために部署間が連携し、予算化を図ってこそ、その実現が見えてくるのではないかと。例えば用務職員の研修等も、喫緊の課題と思われる。

基本方針	<p>16 社会教育施設の再編・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策(43)社会教育施設である公民館は、地域に根ざしていることから、統合等はできるだけ避け、適切な維持修繕を実施して、人的な継続性を図りつつ、さらなる拡充を目指す必要がある。 ・ 社会教育施設の老朽化が進む中、計画的に改修が進められるよう努力している。
基本方針	<p>17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秋津サッカー場の整備について、人工芝か天然芝か、その管理費用に課題があるようだが、秋津サッカー場でプレーすることは、サッカー少年の夢でもあるので、各関係者の意見や広く市民の声を吸い上げ再検討をお願いしたい。
基本方針	<p>18 教育行政の効率的・効果的な展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策(45)教育行政における教員の負担軽減に向けて、引き続き教育委員会事務局の改善の工夫に期待する。成果指標が、施設への満足度となっているのは適切か、検討が必要である。目標値の設定が難しい場合は、改善率を目標に設定するなど考えられる。 ・ 「学校教育だより」はどの学校や施設に対しても、公平に記事にするよう配慮されて、内容の充実が図られている。カラーの色調節を工夫し、見やすいようにしてほしい。

全体を通して

- ・ 具体的な取り組み状況を踏まえて評価していただいていたので、よく理解できた。数値化も効果的である。
- ・ 昨年度の報告書を真摯に受け止め、更に改善しようとする試みが各部署での取り組みに表れていた。今後も習志野市の教育の更なる発展を目指して精進してほしい。
- ・ AやBの評価を明確にするとわかりやすい。
- ・ 教職員の仕事の負担が少しでも減るよう努力されている。今後は、研修等のオンライン化を行ったり、多くの部活動の外部人材の活用を早急に進めるなど教職員の仕事を軽減し、児童生徒と向き合える時間の確保に努めてほしい。

資料1

○習志野市の教育課題（平成26年度～令和2年度）

習志野市教育委員会では、「習志野市教育振興基本計画（令和2年度～令和7年度）」の策定にあたり、文部科学省や千葉県教育委員会の理念や施策、前「教育基本計画（平成26年度～令和元年度）」、市民意識調査の実施状況などを踏まえ、本市の教育課題として以下を抽出し、市民の皆様の理解と協力を得ながら、課題解決に邁進しております。

学校教育		生涯学習	
課題1	「地域の風がいきかう学校づくり」の推進 (地域に開かれた学校教育の確立)	課題1	新しい公共の形成をめざす社会教育の推進 (一市民、一ボランティアの確立)
課題2	「確かな学力」を育成する教育の推進 (生きる力→知の確立)	課題2	市民の学びを支援する公民館・図書館活動の推進 (一市民、一文化の確立)
課題3	豊かな心を育む教育の推進 (生きる力→徳の確立)	課題3	芸術と文化の薫る都市“習志野”の推進 (一市民、一文化の確立)
課題4	健やかな体を育む教育の推進 (生きる力→体の確立)	課題4	生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進 (一市民、一スポーツの確立)
課題5	いじめ、不登校の未然防止・解決を目指す教育の推進 (人間関係力の確立)	課題5	次代を担う青少年の健全育成の推進 (青少年の心と体の伴った成長の確立)
学社連携	「家庭・地域の教育力の充実」 (家庭教育・地域で子どもを育てる環境づくりの推進)		

習志野市教育委員会では、令和2年3月に、「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」を基本目標とする「習志野市教育振興基本計画(令和2年度～令和7年度)」を策定いたしました。

基本目標の実現に向けた4つの【政策】及び18の【基本方針】に基づき、学校・家庭・地域社会が連携・協働して、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、すべての世代の市民が夢をもって学習活動に取り組むことができる生涯学習の構築に努めてまいります。

「習志野市教育振興基本計画」における 4つの【政策】及び18の【基本方針】

【政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進】

〔幼児教育の向上〕

- 基本方針 1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上
2 子育て・子育て支援の充実

〔学校教育の向上〕

- 基本方針 3 信頼を築く習志野教育の進展
4 子どもの生きる力を育む教育の充実
5 子どもを未来につなげる教育の展開
6 魅力ある市立高校づくり

【政策Ⅱ 生涯にわたる学びの推進】

- 基本方針 7 生涯学習推進のまち習志野の推進
8 芸術・文化活動の振興
9 文化財の保存と活用
10 青少年健全育成の推進
11 「する」「みる」「支える」スポーツの推進

【政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進】

- 基本方針 12 家庭教育力の向上
13 地域に開かれた学校づくり
14 地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり

【政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備】

- 基本方針 15 安全で潤いのある学校環境の整備
16 社会教育施設の再編・整備
17 健康・体力を育むスポーツ施設の整備
18 教育行政の効率的・効果的な展開

令和3年度 習志野市教育行政方針

「令和3年度 習志野市教育行政方針」は、「習志野市教育振興基本計画（令和2年度～令和7年度）」の年次計画に相当し、令和3年度における重点を示すものです。（○は継続，◎は新規）

政策 基本方針	施策	担当課
政策Ⅰ 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上	(1)社会の変化に対応した幼児教育の推進	
	① 主体性を育む教育課程を編成します。 ○ 主体性を育てる計画的で創意工夫のある環境づくりに努めます。 ○ 幼稚園教育要領等を踏まえ、次代の要請に応じた教育・保育を推進します。また、市立こども園における3歳児の保育カリキュラム及び教育課程の検証・見直し・改善を行います。	こども保育課
	② 幼児一人ひとりの発達と理解に基づいた教育活動を展開します。 ○ 発達の特性を踏まえ、見直しをもった指導計画の実践・見直し・改善に取り組みます。	こども保育課
	③ 体験を重視した教育活動を行います。 ○ 豊かな自然環境の中で幼児がさまざまな事象に興味や関心を持ち、充実感を味わえる教育活動を行います。	こども保育課
	④ 言葉による思いの伝え合いを重視した教育活動を行います。 ○ 絵本の読み聞かせ、図書館との交流、ボランティアによるお話会等を通して、幼児期における言語環境を整え、豊かな感性や言語表現能力を育てます。	こども保育課
	⑤ 幼稚園教員の資質向上を目指した研修を推進します。 ○ 職務別研修、階層別研修、幼保合同特別研修等を計画的に実施します。 ○ 各園の課題を踏まえた研究研修の充実のため指導主事が要請により訪問します。	こども保育課
	(2)「健康な心と体」を育てる教育の推進	
	① 健康な心と体を育む身体活動を推進します。 ○ 幼児期運動指針を踏まえ、楽しく体を動かす環境づくりや指導法の工夫に努めます。 ○ 健康な心と体を育てる食育の推進や保護者との連携による基本的生活習慣の定着に努めます。	こども保育課
	② 自他を思いやり、命を大切にす人権教育の充実を図ります。 ○ 幼児期にふさわしい道徳性や規範意識の芽生えを培う教育を推進します。	こども保育課
	③ 自分の健康に対する意識をもたせる健康教育の充実を図ります。 ◎ 新しい生活スタイル<習志野市版>に基づき、幼児自身が感染予防の必要性を理解できるよう、発達に合った指導を繰り返し行い、感染予防に対する習慣の定着に努めます。	こども保育課
	(3)幼児の安全・安心を守る教育の推進	
	① 安全教育を推進します。 ○ 防災マニュアルの内容の見直しや改善を図り、避難訓練、防災訓練を計画的に実施します。	こども保育課
	② 安全管理を推進します。 ○ 訓練や日々の生活を通して、危険予知、危険回避が身につくように、幼児が理解できる安全教育を実施します。	こども保育課
	(4)特別支援教育の推進	
	① 特別支援教育の更なる充実を図ります。 ○ 特別支援コーディネーターを中心に幼児の困り感や対応について学び、支援の強化に努めます。	こども保育課
	② 関係機関との連携と研修体制の充実を図ります。 ○ 特別支援児を含む学級の教育・保育の質的向上を図るため、指導主事と臨床心理士による訪問支援を実施します。 ○ 就学及び特別支援に関する相談活動の充実と保護者支援に努めます。	こども保育課

政策	基本方針	施策	担当課
政策Ⅰ 未来を ひらく 教育の 推進	2 子育て ・ 子育て 支援の 充実	(5)幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた取り組みの推進 ① 幼児教育と小学校教育の円滑な接続に努めます。 ○ 各地域における幼保小の連携の一層の推進に努めます。 ○ 幼保小相互の教育・保育に生かす研修会の充実に努めます。 ○ 小学校への円滑な接続をめざし、接続期カリキュラムの実践・見直し・改善に努めます。	こども保育課 指導課
		(1)多様なニーズに対応した子育て支援の推進 ① 家庭・地域での子育て支援を推進します。 ◎ 幼児の変化や保護者の様子から、虐待の兆候の早期発見に努め、関係機関と連携を図ります。 ○ 地域のボランティアとの連携により「子育てふれあい広場」や園独自の施設開放の充実に努め、地域の子育て支援を支えます。 ② 預かり保育の内容の充実に努めます。 ○ 年200日以上の子育て支援の実施を継続し、保護者のニーズにこたえていくとともに、幼児の一日の生活の流れに配慮し、安定した豊かな時間を過ごせるように環境の工夫に努めます。 (2)家庭・地域との連携の強化 ① 地域に根ざした園づくりを推進します。 ○ 地域の行事に参加することで地域を知り、地域に根ざした園経営に努めます。 ○ 家庭、地域に信頼される幼稚園運営に向けて、関係者による評価を教育・保育の見直し・改善に反映するように努めます。	こども保育課 こども保育課 こども保育課
		(1)いじめ・不登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展 ① 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」を推進します。 ○ 心の安全安心の確保を考え、心のアンケートの実施結果による、教育相談を学期に1回は実施します。また、日頃からの児童・生徒の様子を注視し、躊躇なく相談ができる体制を作ります。また、毎学期に学校を訪問し、生徒指導上の協議を実施します。 ○ 児童生徒が自ら学ぶ意欲をもち、達成感や充実感を味わい、自己理解に努め、自己実現を図れるよう、授業改善を図ります。また、教育活動の基盤である学級経営において児童生徒理解を重点に行っていきます。 ○ 教師と児童生徒や児童生徒同士の共感的人間関係を基盤に、一人ひとりが自己存在感を持てる場面や、自己決定する場面のある授業を実現します。 ② 計画的・組織的な対応ができる生徒指導体制の充実に努めます。 ○ 生徒指導の方針や重点目標及び生活行動等の基準を明確にするなどして作成した年間生徒指導計画に基づき、教師間の共通認識を深め、具体的な指導がされるよう生徒指導体制の充実に努めます。 ○ 生徒指導に関する校内研修の充実に努め、教師の指導力向上に努めます。 ○ 登校しぶり、不登校児童生徒について、本人・保護者の気持ちに寄り添った支援に努めます。 ○ 保護者了解のもと、総合教育センターと学校が連携して対応に取り組めます。 ○ 学校・家庭・地域の連携を進めるとともに、指導課・総合教育センター・子育て支援課等の連携の充実に努めます。 ③ 習志野市いじめ防止基本方針に基づく施策を展開します。 ○ 年間3回の「習志野市いじめアンケート」を実施し、いじめを早期発見するとともに、校内委員会において組織的に早期対応することを徹底します。 ○ 「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、市立小中学校・高等学校の児童生徒のいじめ防止等に関する団体の連携を図り、いじめの未然防止策や解決策などについて協議し、その成果を学校に還元します。	指導課 指導課 総合教育センター 指導課 総合教育センター

政策	基本方針	施策	担当課
政策Ⅰ 未来をひらく教育の推進	3 信頼を築く習志野教育の進展	<p>○ いじめ防止に向けて、児童生徒間の信頼関係を築く取り組みを進めます。</p> <p>◎ 児童生徒、保護者、教職員等がいじめに関して安心して相談できるよう、各学校と総合教育センターの教育相談及びいじめの相談ができるメール相談体制の充実を図ります。 子どもの悩みを受け止めるために、1人1台のタブレット端末を活用した教育相談の研究を進め、効果的な活用について検証します。</p> <p>(2) 特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展</p> <p>① 特別支援教育の充実を図ります。</p> <p>○ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が受けられるよう特別支援学級・通級指導教室整備計画に基づき、特別支援教育に係る学びの場の充実を図ります。</p> <p>○ 校内の特別支援教育についての理解や認識が深まり、支援を必要とする子どもの早期発見・早期対応ができるよう、校内委員会と関係機関との連携協力の体制整備を推進します。</p> <p>② 就学に係る校内委員会等の機能の充実を図ります。</p> <p>○ 校内支援体制の整備や、特別支援教育コーディネーターを中心とする効果的な組織の運用を促進します。</p> <p>③ 発達障がいなどに対する支援を推進します。</p> <p>○ 学校訪問や学校との相談の機会を拡充し、学校との情報共有と連携の強化に努めます。</p> <p>○ 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成状況を把握し、効果的かつ実効性のある計画の作成を確実に進めるとともに、それぞれの計画の機能を生かして、保護者や関係機関との連携を深め、児童生徒一人ひとりのニーズを捉え、個に応じた支援の充実を図ります。</p> <p>④ 特別支援教育の理解啓発のための研修の充実を図ります。</p> <p>○ すべての教員が専門的な知識を高め、適切な指導・支援が行えるようになることを目指し研修会の充実を図ります。</p> <p>○ 交流及び共同学習は、社会性を養い豊かな人間性を育んだり、教科等のねらいの達成を目的としながら、多様性を尊重する機会となっています。共生社会の形成に向けて、交流及び共同学習がより大きな成果を得るために、目的・意図を明確にした取り組みを推進します。</p> <p>⑤ 必要に応じた支援員の配置を進めます。</p> <p>○ 学校や学級、個人の支援を要する状況に応じて、適切な配置を行うとともに、支援員の資質向上と教職員と支援員との連携強化に向けて、研修会の内容等の工夫に努めます。</p> <p>(3) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組みの進展</p> <p>① 教職経験に応じた研修や職務に応じた研修の充実を図ります。</p> <p>○ 教職員自らが、自主的に取り組む研修体制づくりを進めます。</p> <p>◎ 若年層教職員に対しては、教職経験5年を経るまでに、教科指導や学級づくりの基礎基本を身に付けられるようにし、教職員としての指導力の向上を図ります。</p> <p>② 教職現場の課題やニーズに対応した実践的な研修を推進します。</p> <p>◎ デジタル教科書・教材による授業力の向上と学力向上のための学習方法について支援します。</p> <p>○ 児童生徒のニーズに対応して教育相談や特別支援教育、情報活用能力の育成を図るなど、学校現場のさまざまな課題に対応できる教職員の指導力向上を推進します。</p>	<p>指導課</p> <p>指導課</p> <p>指導課</p> <p>指導課</p> <p>指導課</p> <p>総合教育センター 指導課</p> <p>総合教育センター 指導課</p>

政策	基本方針	施策	担当課
政策Ⅰ	未来をひらく教育の推進	<p>4 子どもの生きる力を育む教育の充実</p> <p>(1) 確かな学力を保障する教育の推進</p> <p>① 個に応じた指導の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一斉授業を基本とし、知識や技能を習得する活動と思考し判断し表現する活動とを関連させて学習の充実を図ります。また、ねらいを達成するための効果的な発問を重視するとともに、構造的な板書やノート指導をとおして、「わかる・できる授業」の充実に努めます。 ○ 児童生徒の実態を的確に把握し、少人数指導やチームティーチングによる指導などを工夫して、児童生徒の個に応じた指導を推進します。また、配慮を必要とする児童生徒への適切な支援の推進に努めます。 ◎ 1人1台のタブレット端末を効果的に活用して、児童生徒の個に応じた学習を推進します。 <p>② 指導と評価の一体化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の「わかる・できる」までの過程を重視し、児童生徒のよさや可能性、進歩の状況を積極的に評価するように努めるとともに、評価の結果に即して指導内容や指導方法を適切に改善するなどして、指導と評価の一体化を図り、児童生徒一人ひとりにきめ細かく対応できるようにしていきます。 ○ 文部科学省で取り組み始めている「教員育成指標等の策定のためのモデル事業」等を参考にし、教員の授業力の評価方法の改善に努めます。 <p>③ 児童生徒の学力の分析と指導方法の改善を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 習志野市学力向上推進委員会において、学力調査結果の分析を通して、本市児童生徒の学力の傾向や変容を把握します。その上で、各学校の日々の学習活動に直結する具体的な指導改善に努めます。 <p>④ 緊急時における学びの保障を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 感染症や自然災害等により通常の登校ができない時には、学習機会の確保の1つとして1人1台のタブレット端末を活用し、児童生徒の学びを止めないよう努めます。 <p>(2) 豊かな心を育む教育の一層の推進</p> <p>① 豊かな体験活動の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校の「鹿野山セカンドスクール」や中学校の「富士吉田自然体験学習」などの活動内容の改善を図り、友達と協力する喜びや、やり遂げる喜びなど、感動あふれる体験活動を支援します。 ○ 教職員を対象とした幼稚園・保育所(園)・こども園・小学校・中学校連携研修の成果を活用して、児童と就学前児との交流学習を更に充実させます。 ○ 中学校家庭科による保育体験学習など、異年齢との交流を通じた学習の充実に努め、思いやりの心や人間関係を築く力の基礎を培います。 ○ わくわく学びランドでは、講座の定員数を限定したり、録画配信型の講座を行ったりして、3密を回避しながら、児童生徒の学びに対する興味関心を高められるよう工夫します。 <p>② 学校、家庭、地域と連携した道徳教育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道徳教育推進教師の役割を明確にし、学校の教育活動全体で進める道徳教育の一層の充実に努めます。 ○ 千葉県教育委員会作成の「映像教材」等の活用を促進し、道徳科の年間指導計画の充実を図るとともに、研修等を通じて、道徳科に関する教員の指導力向上を図ります。 ○ 学校、家庭、地域が連携した挨拶運動やごみゼロ活動など、学校、家庭、地域との協働活動を通じた児童生徒の道徳性の涵養を図ります。 <p>③ 学校人権教育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 千葉県教育委員会からの資料「大切な自分 大切なあなた」を学校に周知し、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育みます。 	<p>指導課 総合教育センター</p> <p>指導課</p> <p>総合教育センター 指導課</p> <p>総合教育センター</p> <p>学校教育課 指導課 こども保育課 総合教育センター 鹿野山少年自然の家</p> <p>指導課</p> <p>指導課</p>

政策	基本方針	施策	担当課
政策Ⅰ	4 子どもの未来をひらく力を育む教育の充実	<p>○ 教職員の人権意識を高めるとともに、人権教育に関する指導力の向上に向けて、千葉県教育委員会研修事業等を活用し、推進役となるリーダー層の育成を図ります。</p> <p>○ インクルーシブ教育やLGBT教育等の、日々の学校生活における喫緊の課題について、組織的な対応を進めます。</p> <p>○ いじめのない学校に向けて、児童生徒が自ら考えるなどの学びの場を設け、よりよく社会と関わる資質能力や実行力を養います。</p> <p>④ 豊かな情操を育てる芸術文化活動の推進を図ります。</p> <p>○ 習志野市文化連盟事業の総合教育展、読書感想文コンクール、英語発表会、書初展、芸術鑑賞教室などの開催や、「文集ならしの」の発行をとおして、幼児児童生徒の豊かな情操を育てます。</p> <p>○ 「音楽のまち習志野」ならではの芸術・情操教育を推進していきます。習志野文化ホールを活用した各学校の合唱コンクールや音楽発表会への支援及び小中学校音楽会、ならしの学校音楽祭の開催などとおして、芸術振興・情操教育の充実を図ります。</p> <p>◎ ならしの”こども美術館”発行事業は、児童生徒の「作品を創造する能力」、「豊かな情操」を育てることを目的に、昭和55年の国際児童年の記念事業として創刊以来、第15号の発刊を迎えます。市立の保育所、幼稚園・こども園・小・中・高等学校だけでなく、姉妹都市タスカルーサ市の児童生徒の作品も取り入れ、国際理解教育の一端を担います。</p> <p>(3) 健やかな体を育む教育の推進</p> <p>① 学校と家庭・地域が連携した健康教育を推進します。</p> <p>○ 保健主事・養護教諭が中心となり、計画的に健康教育を推進します。</p> <p>○ 学校保健委員会の活性化を図ります。</p> <p>○ 家庭・地域と連携し、よりよい生活習慣の確立に努めます。</p> <p>② 体力・運動能力の向上を図ります。</p> <p>○ 児童生徒の体力や運動能力の向上を目指して、体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を活用し、体育・保健体育の授業改善を進めるとともに、学校行事、業間体育や、運動部活動等における身体を動かす機会の充実を図ります。</p> <p>○ 体育に関する教員の指導力の向上に向けて、教員の課題やニーズを把握し、体力・技能向上に効果的な研修内容を工夫するとともに、保健体育科の授業を相互に参観する機会を設けるなど、授業改善を図る取り組みの充実に努めます。</p> <p>○ 持続可能な運動部活動に向けて、部活動ガイドラインに基づいて、合理的かつ効率的・効果的な活動を推進するとともに、運動部活動外部指導者活用事業(スポーツエキスパート推進事業)を引き続き推進するなどして、自主的・自発的活動の更なる活性化に努めます。</p> <p>③ 児童生徒・教職員の健康管理を進めます。</p> <p>○ 各種検査や健康診断・ストレスチェックの実施により、児童生徒・教職員の健康状態を把握し、健康の保持増進を図ります。</p> <p>(4) 食育の充実と安全・安心な学校給食の実施</p> <p>① 食育の充実を図ります。</p> <p>○ 栄養教諭や栄養職員による食育を実施します。</p> <p>○ 保護者や地域と連携した食育を進めています。</p> <p>② 地産地消を推進します。</p> <p>○ 地元野菜の導入を推進していきます。</p> <p>③ 安全な給食の提供を進めます。</p> <p>○ 「習志野市学校給食食物アレルギー対応基本方針」に基づき、アレルギー対応を実施します。</p> <p>○ 学校給食における危機管理マニュアルを遵守した衛生管理の徹底を図ります。</p>	<p>指導課 学校教育課</p> <p>学校教育課</p> <p>指導課</p> <p>学校教育課</p> <p>学校教育課 学校給食センター</p> <p>学校教育課 学校給食センター 学校教育課 学校給食センター</p>

政策	基本方針	施策	担当課
政策Ⅰ	5 子どもを未来をひらく教育の推進	<p>(3) 1人1台タブレット端末の利活用による高水準な教育の展開</p> <p>① 1人1台タブレット端末の効果的な活用を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ ICT活用推進プロジェクトにおいて、学習指導の一層の充実、学校と家庭との連携強化、臨時休業時における学習保障(オンライン授業)のためのICT機器の活用を推進します。 <p>② 学校のデジタル化における1人1台タブレット端末の活用の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 学校のデジタル化を推進するため、拠点校として小学校2校、中学校1校を指定し、学校におけるICT機器の効果的な活用を推進します。 <p>③ 1人1台タブレット端末を活用した指導力向上のための研修等の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 教職員のICT機器を活用した指導力の向上を図るため、学校への支援とICTに特化した実践的な研修を実施します。 <p>(4) 安全・安心を確保し、防災・減災の力を培う教育の展開</p> <p>① 安全管理を徹底します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各学校にて危機管理マニュアルを作成し、教職員の役割分担を明確化します。 ○地域と連携した実効性のある防災訓練の実施訓練の実施を行います。 ○学校、市役所街路整備課・防犯安全課、習志野警察署、教育委員会が連携し、通学路の点検及び定期的な学校施設の安全点検を行います。 <p>② 安全教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育活動全体を通して、生活安全、交通安全、災害安全の指導に努めます。 ○安全教育を通して、児童生徒の危険予測能力・危険回避能力の育成を図ります。 	<p>総合教育センター 指導課</p> <p>総合教育センター</p> <p>総合教育センター</p> <p>学校教育課 教育総務課</p> <p>学校教育課</p>
魅力ある市立高校づくり	6	<p>(1) 多様な高校教育の一層の充実</p> <p>① 充実した学校生活を送るための取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員の外部教科研修を実施し、生徒個々に応じた学力向上に資する指導力アップに努めます。 ○「主体的、対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、学びの質の向上を目指します。 ○生徒が希望する進路実現を目指し、生徒一人ひとりのニーズに対応できる指導体制を築き、きめ細かい進路指導に努めます。 ○新しい大学入試制度を踏まえ、多様な進路に対応できるよう「進路ガイダンス」の内容を充実するよう取り組みます。 ○部活動を通して、努力することの大切さ、困難に立ち向かう精神力、相手を思いやる豊かな心を身に付けられるよう取り組みます。 ◎ 家庭学習の充実と臨時休業等の非常事態に備え、学校独自の授業動画の作成やリモート授業の実施などICT教育の推進を目指します。 <p>② 魅力ある学校づくりへの取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文武両道を推進し、学力の向上と部活動の活性化を図り、次世代を担う優秀な人材の育成に努めます。 ○海外語学研修や国際交流事業に積極的に参加できる体制づくりを目指します。 ○より専門性の高い学習に取り組めるよう、地域の大学や研究機関と連携し、授業や実験を行います。 ○生徒や保護者が安心して安全な学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーとの連携を図ります。 ○教育相談体制を充実させ、いじめ問題等の未然防止と早期発見に取り組みます。 	<p>習志野高校</p> <p>習志野高校</p>

政策	基本方針	施策	担当課
政策Ⅰ	6 魅力ある市立高校づくり	<p>(2) 地域や社会に開かれた高校づくりの推進</p> <p>① 地域に開かれた学校づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ミニ集会・学校関係者評価委員会、学校評議員委員会の協議を通じて、地域から信頼される開かれた学校づくりを目指します。 ○ 授業公開を積極的に実施し、多くの地域、保護者の評価や意見を参考にした学校運営を目指します。 ○ 学校行事や保護者向け進路講演会などを実施し、多くの意見がいただけるようにします。 <p>② 地域との連携と交流を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部活動を中心として、老人福祉施設や保育園などの行事に参加し、交流を通じて思いやりの心の醸成に努めます。 ○ 学校や地域の環境美化活動を通じて、豊かな心の醸成に努めます。 ○ 教職員の異校種交流を進め、相互理解を深めます。 ○ 外部団体との連携を図るとともに、地域人材を活用した学校の活性化を図ります。 	習志野高校 習志野高校
政策Ⅱ	7 生涯学習推進のまち習志野の推進	<p>(1) 学習機会の充実</p> <p>① 公民館講座の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児から高齢者まで幅広い世代の目的や志向、ライフステージに対応した魅力ある公民館講座を企画し、実施します。 ○ 多様な学習課題に対応した講座を実施するとともに、大学や企業、地縁組織との連携による講座を実施します。 ○ 公民館の学習情報をホームページに掲載するとともに、コロナ禍においても多くの方が公民館講座に参加できるようにインターネット回線を使った配信等に取り組みます。 <p>② 図書館資料の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民のニーズに基づいた資料整備と市民の学習に役立つ情報を幅広く提供するための多様な情報源の整備と周知に取り組みます。 <p>③ 公民館と図書館が連携した事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プラッツ習志野を中心に、活動・交流の場である公民館と知識・情報の入手の場である図書館が連携した事業を実施し、市民の活動の場と幅を拡大させます。 <p>④ 習志野市民カレッジの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の自発的な学習活動を支援するため、習志野市民カレッジの充実を図ります。 <p>⑤ 子どもの読書活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「子どもの読書活動推進計画」に基づき、本市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、社会の変化に対応した読書環境を整備し、子どもの読書活動を推進します。 ○ こどもと中高生向けのフロアを備えた中央図書館の機能を活かし、関係機関と連携しながら事業を推進します。 <p>(2) 学習成果の活用</p> <p>① 学習成果を生かす場の提供を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で自主的に活動する機会の充実や多様な学習機会の提供と情報提供の推進を図るとともに、学習成果を発表する場の提供に取り組みます。 <p>② 地域における人材(コーディネーター)の育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民カレッジ卒業生を中心に、地域活動を推進する人材(コーディネーター)の育成に取り組みます。 また、サークルや団体等が学習・芸術・文化等の活動を自ら進んで行うことができるよう、サークルや人材の育成に取り組みます。 	公民館 図書館 社会教育課 公民館・図書館 社会教育課 社会教育課 図書館・指導課 学校等 社会教育課 公民館・図書館 社会教育課 公民館

政策	基本方針	施策	担当課
政策Ⅱ 生涯学習推進にわたる学びの推進	7	<p>生涯学習推進のまち習志野の推進</p> <p>(3) 社会教育指導者の確保と養成</p> <p>① 指導者の確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会教育主事有資格者や社会教育主事など、社会教育を推進する上で必要な専門職員の確保に努めるとともに、社会教育に関する専門的な知識を得るための研修会に積極的に参加します。 また、指定管理者制度を導入している公民館については、社会教育主事有資格者を配置します。 <p>② 指導者の養成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的な知識を得るため、各種研修会に積極的に参加するとともに、専門職員が相互に教えあい、学びあうことで、職員の資質向上を図ります。 また、指定管理者制度を導入している公民館については、社会教育主事有資格者の配置により、日常業務の中で専門性を生かした職員の指導を行います。 <p>(4) 自主自立課題解決型社会の推進</p> <p>① 自主活動(サークル活動等)の場の提供を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の自主的な活動をより活発に展開できるよう、また、社会教育団体や周辺地域の町会・自治会等が継続的に活動することができるよう、公民館を活動場所として提供します。 <p>② 図書館機能の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民が自らの力で課題解決できるよう、図書資料の整備や情報提供に努めます。 	<p>社会教育課 公民館</p> <p>社会教育課 公民館</p> <p>社会教育課 公民館</p> <p>図書館</p>
		<p>8</p> <p>芸術・文化活動の振興</p> <p>(1) 芸術・文化活動の振興</p> <p>① 文化振興計画の策定と事業の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 「習志野市文化振興計画」に基づき、関係する部署と連携を図りながら文化芸術事業を推進します。 ◎ 文化事業に関するホームページの充実と情報の一元化を図り、分かりやすく、情報を入手しやすいよう整備します。 <p>② 市民参加行事の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館等において、地域の歴史や文化の学習、体験等を目的とした講座や行事の開催、地域の特色を活かしたコンサート等を開催するなど、市民の芸術・文化活動の発表の場と芸術・文化を身近に親しめる機会の充実を図ります。 <p>③ 質の高い芸術・文化の鑑賞機会の提供を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の芸術・文化の振興と推進を担う「公益財団法人習志野文化ホール」が取り組む文化事業を支援します。 	<p>社会教育課</p> <p>社会教育課 公民館</p> <p>社会教育課</p>
		<p>9</p> <p>文化財の保存と活用</p> <p>(1) 文化財の保存</p> <p>① 文化財の収集・保存の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定文化財の維持管理、資料収集・資料調査等、文化財の保存に取り組みます。 <p>② 開発に伴う埋蔵文化財調査の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び関係機関との調整・協議を綿密に行い、引き続き、埋蔵文化財の保護に努めます。 <p>(2) 文化財の活用</p> <p>① 旧大沢家住宅・旧鴛田家住宅の活用の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旧大沢家住宅・旧鴛田家住宅の利用を推進するため、施設の整備や主催行事の充実を図ります。 <p>② 文化財の展示・普及を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 展示の充実、文化財に関する刊行物の刊行、史跡説明板の補修に取り組みます。 	<p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p>

政策	基本方針	施策	担当課
政策Ⅲ 学校・家庭・地域社会の連携による教育の推進	12 家庭教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事例研修を通じて、相談員の専門的な知識や技術の向上に努めるとともに家庭の教育力向上に努めます。 ○ 学校、指導課、子育て支援課、ひまわり発達相談センター、千葉県子どもと親のサポートセンター、児童相談所等の関係諸機関との連携を図り、相談者の要望に応じた相談の充実に努めます。 ② 長欠・不登校児童生徒解消を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭や学校と連携して、不登校児童生徒の支援に取り組みます。 ③ 児童虐待の未然防止、早期発見・解消に向けた迅速な対応を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校の教職員は、児童虐待を最も発見しやすい立場にあることから、子どもの変化から児童虐待の兆候の早期発見に努めます。 ○ 子どもの命と人権を守るために、市長事務部局、児童相談所、民生委員・児童委員、人権擁護委員等の関係諸機関と速やかに連携し、組織的な解決を図ります。 ④ 一時保護等から学校に戻った児童生徒への組織的な対応を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所による一時保護等から学校に戻った児童生徒について、学校と関係諸機関との情報共有が継続して図られるよう体制の見直しに努めます。 ○ 関係諸機関が作成した資料等を活用して、学校が対応する際のポイント等について、研修会等を通じて周知します。 	<p>総合教育センター</p> <p>指導課</p> <p>指導課</p>
13 地域に関わられた学校づくり	13	<p>(1) 積極的な情報公開と意見交換の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校と家庭・地域相互の情報交換の推進に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 各学校が、ホームページ上で必要な情報発信ができるよう支援します。 <p>(2) 地域とともにある学校づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社会に関わられた教育課程を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会に関わられた教育課程の事例について各学校への情報提供を行い、教育課程の編成を支援します。 ② 地域社会との連携・協働した活動を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちを見守り、育成するため、学習支援や安全・安心の確保、環境整備など、学校支援ボランティアの活動を引き続き推進しながら、学校を核とする地域づくりの視点からも、地域学校協働活動への段階的な移行を図ります。 ③ 学校運営協議会の設置を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校運営協議会の設置を段階的に進めるための計画について検討を進めます。 	<p>総合教育センター</p> <p>指導課</p> <p>指導課</p> <p>指導課</p>
14 地域づくりで子どもを見守る	14	<p>(1) 地域住民との協働による防犯・補導活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 街頭補導活動を定期的実施し、活動を充実させます。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを見守る仕組みづくりのため、青少年補導委員や中学校区青少年健全育成連絡協議会との連携のもと、街頭補導活動や防犯パトロールの実施回数を確保し、定期的実施します。 ○ 青色回転灯を装着した公用車による補導活動を実施し、犯罪を未然に防止します。 ② 「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの安全確保のために、「子ども110番の家」の加入者を拡充させ、安全を守るシステムづくりが推進されるよう加入の出張登録会や説明会を実施します。 	<p>青少年センター</p> <p>青少年センター</p>

政策	基本方針	施策	担当課
政策Ⅱ	10 青少年健全育成の推進 生涯にわたる学びの推進	<p>(1) 青少年育成団体の活動支援</p> <p>① 青少年育成団体連絡協議会の協力体制を推進します。 ○ 青少年の健全育成に寄与する団体同士の連携がスムーズに展開できるよう、定期的な意見交換等の場を提供します。</p> <p>② 各団体の自主事業に対する支援体制の強化を図ります。 ○ 青少年育成団体の活動の支援及び協力体制の強化を図ります。</p> <p>(2) 家庭や地域の青少年教育力の向上</p> <p>① 情報の共有を促進し、関連機関との連携により、青少年の健全育成を推進します。 ○ 青少年補導委員連絡協議会や中学校区青少年健全育成連絡協議会と協力し、学校と地域、行政とが一体となった見守り活動や補導活動、学校防犯ボランティアへの協力を行います。</p> <p>② インターネットトラブルの未然防止に向けて取り組みます。 ○ 青少年のネット被害防止に向けた実態調査や関係団体からの情報収集を行い、学校との情報共有を図るとともに、児童生徒や保護者を対象とした出前授業を関係機関と連携しながら実施、推進します。 また、県が実施するネットパトロールとの連携を、引き続き行います。</p> <p>(3) 青少年のための施設における活動の充実</p> <p>① 富士吉田青年の家における活動の充実を図ります。 ○ 中学校の自然体験学習や各種団体が実施するキャンプ体験、研修活動に対し、その目標達成に向け、コロナ禍を踏まえた様々な改善や支援を行います。</p> <p>(4) 子どもの居場所づくりの推進</p> <p>① 放課後等における子どもの安全・安心な居場所の整備を図ります。 ◎ 就学児童を対象に放課後等の安全・安心な子どもの居場所づくりとして、東習志野小学校及び秋津小学校に「放課後子供教室」を開設します。</p> <p>② 地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。 ○ 「放課後子供教室」において、学習やスポーツ、芸術文化活動、地域住民との交流等の機会を提供し、心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組みます。</p>	<p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p> <p>青少年センター</p> <p>青少年センター</p> <p>社会教育課 富士吉田青年の家</p> <p>社会教育課</p> <p>社会教育課</p>
政策Ⅲ	11 スポーツの推進 生涯にわたる学びの推進	<p>(1) 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進</p> <p>① 「する」スポーツを推進します。 ○ 働き盛り・子育て世代がスポーツに取り組めるよう「親子参加」の機会拡充を図ります。 ○ ニュースポーツの周知・普及を推進し、誰でも気軽に取り組むことができる環境づくりに努めます。</p> <p>② 「みる」スポーツを推進します。 ○ トップチーム、トップアスリートの試合を開催し、市民が身近に観戦できる機会を提供します。</p> <p>③ 「支える」スポーツを推進します。 ○ 新しい生活様式に配慮しつつ、スポーツ活動やコミュニティ活動の充実を図るため、スポーツ推進委員や市民スポーツ指導員、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体の活動を支援します。</p>	<p>生涯スポーツ課</p> <p>生涯スポーツ課</p> <p>生涯スポーツ課</p>
政策Ⅲ	12 家庭教育力の向上 学校・家庭・地域社会の連携	<p>(1) 家庭教育に関する学習機会の充実</p> <p>① 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の充実を図ります。 ○ 乳幼児から中学生までの子どもの発達段階に応じた家庭教育について、具体的に学べる講座を開催します。 また、PTA家庭教育学級や幼児家庭教育学級等において、魅力ある講座内容や保護者が参加しやすい開催方法等を検討し、学級に多くの保護者が参加するよう努めます。</p> <p>(2) 家庭教育相談の充実</p> <p>① 家庭と学校、他機関をつなぐコーディネーター的役割を推進します。 ○ 家庭や学校からの子どもに関する多様な相談に応じ、子どもの課題を改善できるような相談を行います。保護者のコメントなどを見て、目標達成を振り返ります。</p>	<p>公民館</p> <p>総合教育センター</p>

政策	基本方針	施策	担当課
政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備	15 安全で潤いのある学校環境の整備	<p>(1) 幼稚園・こども園の教育環境の整備</p> <p>① 新たなこども園の設置と幼稚園の再編を図ります。 ○ 「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」に基づき、取り組みを進めます。</p> <p>② 幼稚園・こども園の施設補修を図ります。 ○ 老朽化等への対策及び適正な教育・保育環境を維持するため、施設の改修工事等を行います。</p> <p>(2) 小中学校の教育環境の整備</p> <p>① 学校施設の改築・長寿命化改修・大規模改修等を推進します。 ○ 習志野市第2次学校施設再生計画に基づき、校舎等の改築や長寿命化改修に向けた設計に取り組みます。</p> <p>② 小中学校の適正規模・適正配置の検討を進めます。 ◎ 策定した習志野市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、習志野市第2次学校施設再生計画の見直しを検討します。</p> <p>(3) 市立高等学校の教育環境の整備</p> <p>① 習志野高校の教育環境の整備を推進します。 ○ 老朽化した施設の改修や点検結果に基づく対策など、学校施設の環境改善に努めます。</p> <p>(4) 学校関連施設の環境整備</p> <p>① 給食センターのモニタリングの実施と適切なフィードバックを進めます。 ○ SPC構成企業と定期的な協議会を実施します。</p> <p>② 給食センターの日常業務の円滑化を進めます。 ○ SPC構成企業との情報共有化と連絡体制を確立します。</p> <p>③ 「鹿野山少年自然の家」の施設の今後の在り方について検討します。 ◎ 「鹿野山少年自然の家の今後の在り方検討委員会」を定期的に開催し、施設の必要性を含め、今後の在り方について検討します。</p> <p>④ 旧給食センターの解体事業を進めます。 ○ 旧給食センターの安全管理を行う中で、解体事業を進めます。</p>	<p>こども政策課 こども保育課</p> <p>こども政策課</p> <p>教育総務課</p> <p>教育総務課</p> <p>習志野高校</p> <p>学校教育課 学校給食センター 学校給食センター</p> <p>学校教育課 鹿野山少年自然の家</p> <p>学校教育課</p>
	16 再編・整備 社会教育施設の整備	<p>(1) 社会教育施設の整備</p> <p>① 社会教育施設の改修・整備を推進します。 ○ 市民が社会教育施設を安全に使用することができるよう、適切な維持補修に努めます。 ○ 富士吉田青年の家の施設改修を計画的に実施し、施設の維持管理に努めます。</p>	<p>社会教育課 公民館・図書館</p> <p>富士吉田青年の家</p>
	17 健康・体力を育む スポーツ施設の整備	<p>(1) 「支える」スポーツの推進（施設の整備と活用）</p> <p>① スポーツ環境の整備、安全性の維持を図ります。 ○ 学校体育施設開放事業の充実に努めます。 ○ 老朽化対策など、施設を安全に利用できるよう改修工事を実施します。 ◎ 秋津地区のスポーツ施設の老朽化対策として、一体的な再整備の具体的な事業手法について検討します。</p>	<p>生涯スポーツ課</p>

政策	基本方針	施策	担当課
政策Ⅳ 教育環境・学習条件の整備	18 教育行政の効率的・効果的な展開	<p>(1)教育委員会事務局の活性化</p> <p>① PDCAサイクルに基づく活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「教育に関する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価(報告書)」の内容を見直します。 <p>② 広報活動の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育だよりの内容充実、その他の情報発信の工夫に取り組みます。 ◎ 生涯学習部やこども保育課の活動も含め、幅広い情報の発信に取り組みます。 <p>③ 学校事務との連携を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校事務との連携により、効率かつ正確な事務を実施します。 <p>④ 先進的な施策の研究を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中・長期的な視野に立った施策等について研究します。 <p>⑤ 学校における働き方改革を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部活動において、ガイドラインに沿った活動を行うと同時に効率良い充実した部活動を目指します。 ○ 教育行政と学校事務の効率的な連携について研究します。 	<p>教育総務課</p> <p>教育総務課</p> <p>教育総務課 学校教育課 教育総務課</p> <p>教育総務課 学校教育課 指導課</p>

習志野市は
持続可能な開発目標「SDGs」に取り組んでいます。



教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

点検・評価 概要版(素案)
(令和3年度対象)

豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり



習志野市教育委員会

もくじ

	(ページ)
基本方針1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上 幼児の安全・安心を守るための取り組み 【こども保育課】	1
基本方針3 信頼を築く習志野の教育の進展 特別支援教育の理解啓発の充実 【指導課】	2
基本方針5 子どもを未来につなげる教育の展開 安全教育の実施 【学校教育課】	3
基本方針6 魅力ある市立高校づくり 地域との連携と交流を図る取り組み 【習志野高校】	4
基本方針7 生涯学習推進のまち習志野の推進 学習成果を生かすための場の提供 【公民館】	5
基本方針10 青少年健全育成の推進 インターネットトラブルの未然防止の推進 【青少年センター】	6
基本方針12 家庭教育力の向上 教育相談・適応指導教室の取り組み 【総合教育センター】	7
基本方針15 安全で潤いのある学校環境の整備 安全で潤いのある学校環境の整備 【教育総務課】	8

基本方針 | 生きる力の基礎を育む幼児教育

具体的な取り組み例

幼児の安全・安心を守るための取り組み 【こども保育課】

【事業概要】

令和3年11月宮城県登米市の認定こども園での不審者侵入事件を受け、施設長の危機管理意識を高め、非常事態時の安全な避難の仕方や防犯知識を学ぶことを目的に、習志野警察署に協力を依頼し、全市立幼稚園・こども園等の施設長を対象にした不審者対応訓練を藤崎保育所にて実施しました。



基本方針【不審者対応訓練】
刃物を持った不審者(警察署員)が、フェンスを乗り越えて敷地内に侵入したことを想定した訓練を実施しました。異変に気付いた保育者が不審者の対応をしている中、戶外遊びをしていた子どもたちは、危険を知らせる笛の合図や放送を聞くと異常な事態が発生したことに気づき、保育者の指示に従って素早く施設内に逃げ込みました。室内では訓練終了まで静かに集まって待機し、落ち着いて避難できました。



【不審者対応訓練後の講話】
施設長達は訓練を見学したことで、客観的に保育者の動きや避難する子どもの様子を見ることができ、自施設に事案を置き換えながら不審者に対する対応の仕方を考えることができました。
訓練終了後は、全施設長を対象に警察署員からの講話を聴きました。訓練からの気づき、日頃の危機管理上での疑問や課題等を警察署員に質問し、具体的な回答を通して、防犯知識を学ぶことができました。

【結果・考察】

今回初めて全市立教育・保育施設長が一堂に会し、不審者対応訓練を実施したことで、施設長の危機管理意識を高め、共通の防犯知識を得ることができました。また、警察署や緊急通報システムの通報を実施したことで通報の流れや手順、役割分担等を確認できたこと、今回得た知識を各施設の職員へ周知したこと等も成果となりました。

緊急時に適切な対応が取れるよう日頃からいろいろな事案を想定した訓練を実施し、臨機応変に安全な避難ができるように努めていきます。

基本方針3 信頼を築く習志野教育の進展

具体的な取り組み例

特別支援教育の理解啓発の充実 【指導課】

【事業概要】

特別支援教育の推進に向けては、特別支援学級の担任だけでなく、通常学級の担任や管理職も含めた学校全体としての理解や専門性の向上を図ることが必要です。研修事業の中では、各学校において、特別支援学級と通常学級、学校と関係諸機関との調整役を担う、特別支援教育コーディネーターを対象として、特別な支援を必要とする児童生徒の指導や支援に関する専門性の向上に取り組んでいます。



【受講者の感想】

- ・難聴の程度が軽度の場合は、「きこえにくさ」自体が周りに伝わりにくいということを知り、子どもたちの様子を見て、話し方や伝え方を工夫していかなければと感じました。
- ・難聴疑似体験を通じて、きこえない時に、取り残されたような不安な気持ちになった。子どもへの配慮の必要性を改めて感じました。
- ・難聴の児童生徒への指導や配慮という研修内容であったが、「きこえやすさ」「わかりやすさ」という点では、すべての児童生徒の指導において重要な視点であると感じました。
- ・話しかける前に手で合図をする、メモを活用して文字でも伝えるなどの手立てはすぐに取り組んでいきます。

【特別支援教育コーディネーター研修】 (年4回実施)

本市において、通級による指導を行っている、県立船橋特別支援学校の先生を講師として招聘し、「きこえ」の研修を実施しました。

「補聴器体験」や「難聴疑似体験」などの演習を通じて、児童生徒のきこえにくさを体験するとともに、視覚的な支援や座席の配置、教室環境の整備等の指導や支援について学びました。

【研修後の校内研修等への活用】

<情報の共有>

教室で今すぐのできる配慮や環境整備について、補聴器をつけている生徒の在籍する学年に情報提供を行うことができました。

<教育相談>

中学での「きこえ」の指導を検討している児童と保護者に対して、高等学校進学時の合理的配慮の提供なども踏まえて、教育相談を行いました。

[結果・考察]

各学校における特別支援教育推進の核となる特別支援教育コーディネーターに関しては、学校全体を広く見渡した上での連携が求められます。今回の「きこえ」の研修も、すべての児童生徒に活用できる内容であり、校内でのフィードバックが重要となります。研修内容が、関係職員や校内で幅広く周知・活用されるよう、研修内容や方法の充実を図り、特別支援教育に関する学校全体の理解と専門性の向上に取り組んでいきます。

基本方針5 子どもを未来につなげる教育の展開

具体的な取り組み例

安全教育の実施 【学校教育課】

【事業概要】

学校において重要な課題である、児童生徒の安全・安心を確保するために、例年の通学路合同点検に加え、小学校通学路の緊急一斉点検を実施しました。

学校安全計画に基づき、教育活動全体を通じて安全教育が行われるように学校に指導しました。

学校では、主体的に行動する態度を育成するために、子どもたち自身が発見した学校生活における危険箇所を共有し、対策を考えていくという取り組みを行いました。

緊急一斉点検における対策必要箇所と対策内容	
必要対策箇所	74箇所
対策必要箇所の管理者	対策内容
学校・教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒への安全教育 見守り活動
道路管理者（市）	<ul style="list-style-type: none"> 路面標示、外側線の引き直し 警戒標識の設置 車止め、防護柵の設置 車道分離標（ラバーボール）の設置 植栽の剪定 等
道路管理者（県）	<ul style="list-style-type: none"> 防護柵、車止めの設置 車道分離標（ラバーボール）の設置 歩道の設置、拡幅
警察	<ul style="list-style-type: none"> 交通指導取締り 標識、標示の補修

【小学校通学路の緊急一斉点検の実施】

毎年6月に市立各小・中学校の通学路合同点検を実施しています。令和3年度は、合同点検に加え、7月中旬から小学校通学路の緊急一斉点検を実施しました。

通学路合同点検及び緊急一斉点検の結果をもとに、各学校では、登下校時の通行の仕方についての安全指導を行うとともに、見守り活動を実施しました。

路面標示の補修や車止め、防護柵の設置、交通指導取締りなど、道路管理者や警察と連携し、通学路の安全対策を実施しました。

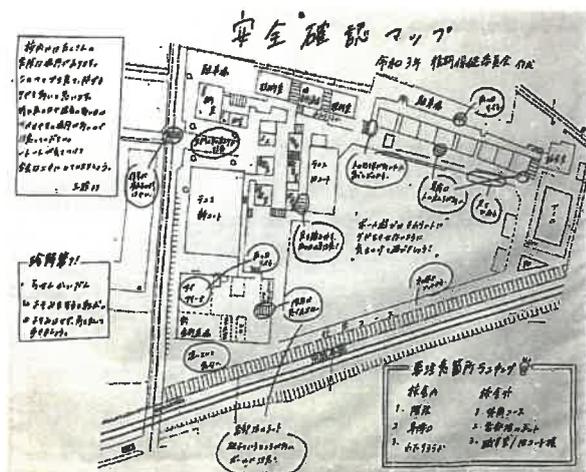
【学校における安全教育の取り組み例】

教職員が行っている毎月の安全点検を生徒も一緒に行いました。

さらに、生徒が校内や通学路の危険箇所を調査し、それを共有するツールとして、安全マップの作成を行いました。

作成されたマップをもとに、学級で危険箇所への対策を話し合うことで、生徒たちの安全に対する意識の向上を図りました。

このような取り組みに加え、他の場面でも安全に関する内容を横断的に扱い、教育活動全体を通じた安全教育を行っています。



【結果・考察】

子どもたちの安全・安心を確保するため、通学路の安全点検を行い、関係各機関と連携し、安全対策を進めました。

また、各学校において作成している安全教育計画に基づき、学校の教育活動の様々な場面で、安全教育を実施しました。また、安全マップの作成を取り入れた学習活動に取り組み、子どもたちの安全に対する意識の向上や主体的に行動する態度の育成を図りました。

今後も、子どもたちが生涯にわたり、安全な生活を実現していくために必要な資質・能力の育成を目指し、安全教育を推進していきます。

基本方針6 魅力ある市立高校づくり

具体的な取り組み例

地域との連携と交流を図る取り組み 【習志野高校】

【事業概要】

「まちゼミ」は、地域の人々が自分たちの手で街の魅力を発見していく取り組みであり、習志野高校も動画発表の形で貢献することができました。

「アライカパ友の会」への“赤ちゃん用甚平”の製作と寄贈は、授業で製作した甚平をボランティア団体を通じて、フィリピンへ届ける取り組みで、生徒たちにとって、生きた学びの場となっています。



【まちゼミ】

習志野市商店会連合会の加盟店が講師となり、プロならではの“コツ”、“使い方や考え方”などを教えるミニ講座です。企画の一つとして、「まちゼミフェスティバル」と題し、習志野に住む現役大学生や習志野を拠点に働く方と一緒に習志野の魅力が紹介されました。当日はオンライン参観を希望した全国の方々に習志野高校の魅力を紹介できました。動画は、部活動紹介のほか、校舎案内や文化祭で作成されたクラス動画が次々と発表されました。部活動のイメージが強い習志野高校ですが、普段の生徒たちの様子を地域の皆さんにもお伝えできる良い機会となりました。



【アライカパ友の会】

3年生の選択科目「家庭科研究」で取り組んだ“赤ちゃん用甚平”をボランティア団体「アライカパ友の会」へ寄贈しました。

生徒たちが一針一針心を込めて縫った甚平は、英語のメッセージを添え、フィリピンのスラム街に住む子ども達に届けられます。

遠く離れた場所や会ったことがない人々を思いながら制作することで、家庭科の技術だけでなく、生徒たちの豊かな心が育つと考えます。

【結果・考察】

市立高校として地域に愛される学校づくりが求められるのはもちろんであり、同時に、開かれた学校づくりを通して、習志野高校の教育方針を地域の人々に理解していただき、目標を共有することを目指しています。

今回の取り組みにより、地域の皆さんに本校の新たな一面を知っていただけたと考えています。

今後も地域に貢献できるよう、様々な取り組みをしていきたいと思っております。

基本方針7 生涯学習推進のまち習志野の推進

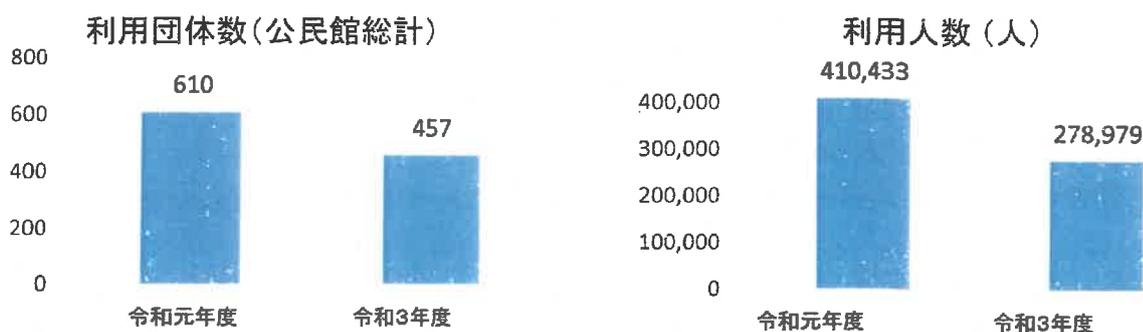
具体的な取り組み例

学習成果を生かすための場の提供 【公民館】

【事業概要】

公民館ではサークルや団体に対し、公民館イベントへの参加、公民館講座の講師依頼、近隣小学校との多世代交流など、学習成果を発表する場の提供に取り組んでいます。

しかしながら、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年行われていた各公民館の「市民文化祭」が中止となりました。このような中、必要な新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で規模を縮小し、各公民館で「作品展示会」を開催しました。



・「利用団体数」は登録している団体数(全館総計)
・「利用人数」は公民館を利用した延べ人数
※新型コロナウイルス感染症の影響の無い令和元年度と比較

中央公民館作品展示フェア
開催日：10月15日～17日



【展示会参加者の声】

新型コロナウイルス感染症の影響によりサークル活動が部屋の利用制限のため発表の場が限られる中で、作品フェアの開催があり、会員の活力となりました。

展示スペースも広くて気持ちがよかったです。旧公民館のときより「見た」と言ってくれた方が多かったので、見やすい位置にできたこともあると思いました。

【結果・考察】

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公民館利用の規制などがあり活動を休止する団体が多く、令和元年度と比較すると利用団体数、利用人数が減少しました。

このような中、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、ロビーでの作品展示や、人数制限を設けての作品展示会を行い、サークルや団体の学習成果発表の機会の確保に努めました。

今後も、「新しい生活様式」に沿って、創意工夫しながらサークル活動の成果を発表する場の提供に取り組むとともに、サークル団体の展示や講座などをきっかけとして、普段利用しない利用者が公民館を利用しやすい施設を目指します。

基本方針10 青少年健全育成の推進

具体的な取り組み例

インターネットトラブルの未然防止の推進 【青少年センター】

【事業概要】

市内小・中学校の児童生徒におけるインターネット上のトラブルを防止するため、インターネットの適正利用の啓発を図ります。青少年センター職員を派遣し、「習志野市インターネット適正利用啓発学習会」を開催しています。さらに、千葉県環境生活部県民生活課と連携を図り、県職員による「青少年インターネット適正利用啓発講演」を開催することで、教職員、保護者、地域等にもネットに対する学びの幅を広げ、児童生徒・学校・家庭・地域が連携してトラブルの未然防止を図ります。

○学習会・講演実施校数及び受講児童生徒数

・千葉県青少年インターネット適正利用啓発講演(6月～11月)

小学校 10校 受講児童数 963名

中学校 2校 受講生徒数 840名

・習志野市インターネット適正利用啓発学習会(12月～2月) ※まん延防止重点処置による中止あり

小学校 2校 受講児童数 216名

中学校 実施なし

【学習会の様子】

～習志野市インターネット適正利用啓発学習会～



【児童の感想】(ネット(ゲーム)依存、SNSによるいじめ)

・ネットやゲームをやりすぎると脳に影響を及ぼすことを初めて知りました。命にも関わっている。

・ゲーム依存で、将来が台無しになってしまうのは嫌なので、予防したい思います。

・ルールは、しっかり守れるように家族と話し合って決めようと思います。

・軽い気持ちでやったことが、重い罪になって返ってくるので、悪口や個人情報流出は絶対にだめです。

・ちょっとしたことで、人生がだめになってしまうので、よく考えてネットを使いたいと思います。

[結果・考察]

習志野市インターネット適正利用啓発学習会では、できるだけ児童生徒の実態に応じた学習を展開できるように、4つの学習内容から選択できるようにしました。学校によって、ネット依存など、一つの内容に重点をおいて希望したり、複数の内容を関連させた学習を希望したりする学校があり、実態に応じた内容を展開できたのではないかと考えられます。

学習後の児童の感想からは、ネット依存の恐ろしさや、依存が様々な面において悪い影響を及ぼしていること、ネットいじめによって友達や自分が不登校に追いこまれること等に気づいたことが分かります。さらに、個人情報を投稿する危険性や、家族と話し合ってルールづくりをする大切さを感じている様子が多く見られました。

今後も、児童生徒のトラブルの未然防止を図るために、児童生徒の実態を把握し、計画や準備等を的確に行います。

基本方針12 家庭教育力の向上

具体的な取り組み例

教育相談・適応指導教室の取り組み 【総合教育センター】

【事業概要】

教育相談事業では、市内在住の小・中学生の子どもを持つ保護者、及び翌年に小学校に就学させる子どもを持つ保護者の教育や支援に関する悩みを聞き、その課題の解決方法を一緒に探していくことを目指して来所相談、電話相談、訪問相談、いじめメール相談、青少年テレホン相談を行っております。また、適応指導教室「フレンドあいあい」では、不登校児童生徒を対象にカウンセリングや学習指導、小集団活動等を組織的かつ計画的に行い、学習のつまずきや自我の確立、集団生活への支援を通して、児童生徒が社会的に自立することや学校への復帰を目指すための支援をしています。



適応指導教室「学習室」



適応指導教室「体育活動」



適応指導教室「書道教室」



来所相談 プレイルーム

【適応指導教室「フレンドあいあい」】

各教科の学習や体育活動(週1回東部体育館で実施)、書道教室、PC学習、英語活動、小集団活動(レク等)を行いました。また、2月には鹿野山自然体験教室を実施し、ハイキング、火起こし体験を行いました。教室用のWi-Fiルーターを用意し、子どもたちに配られた1人1台タブレット端末を用いて、PCを活用した学習も行いました。

【令和3年度適応指導教室利用者】

(延べ利用者人数)

校種別	令和3年度利用者 見学・体験・入級含む		校種別	令和3年度延べ利用者 見学・体験・入級含む 開室203日	
	小学校	中学校		小学校	中学校
人数	29	13	人数	821	242
合計	42		合計	1063	

来所相談では、保護者への教育相談と並行して、子ども自身への相談やプレイセラピー等の支援を通して、子どもの心のケアや精神的自立の支援をしてきました。「子どもへの接し方、言葉かけを見直すきっかけとなりました。」「自分の特性を理解して、生活できるようになりました。」という来所者からの声がありました。

【結果・考察】

相談の主訴として「不登校・登校渋り」に関するものが多くありました。「不登校・登校渋り」の要因は多岐に渡っていることが多く、目の前の現象のみならず、背景を受け止めながら、相談者に寄り添った相談・支援を心がけてきました。予測不能な社会状況の中、「不登校・登校渋り」の児童生徒の数は増加をしております。今後はさらに関係機関との連携を深め、支援にあたっていきます。

基本方針15 安全で潤いのある学校環境の整備

具体的な取り組み例

安全で潤いのある学校環境の整備 【教育総務課】

【事業概要】

本市では、「習志野市第2次学校施設再生計画」に基づき、老朽化した学校施設の改築やトイレを含む老朽化対策などに取り組んでいます。

令和3年度は、谷津小学校のグラウンド整備を実施しました。また、谷津南小学校の校舎の一部の大規模改修工事を実施しました。

【谷津小学校】グラウンド整備

グラウンド全景（俯瞰）



グラウンド全景（地上）



【谷津南小学校】

校舎外観（改修前）



校舎外観（改修後）外部塗装改修
バルコニー手摺塗装改修
バルコニー防水改修



【結果・考察】

学校施設の整備については、令和2年度から令和7年度までの6年間を計画期間とした、「習志野市第2次学校施設再生計画」（令和2年3月策定）に基づき進めてきました。

令和3年度は、谷津小学校のグラウンド整備、谷津南小学校の校舎の一部の大規模改修工事を実施した他、大久保小学校、第二中学校の改築、向山小学校、屋敷小学校、第一中学校の長寿命化改修、実籾小学校の大規模改修に伴う設計業務を進めました。

今後も、学校の改築、長寿命化改修、大規模改修などを本計画に基づき、進めていきます。

習志野市は
持続可能な開発目標「SDGs」に取り組んでいます。



令和4年 教育委員会第7回定例会

教育に関する事務の 管理及び執行状況の 点検及び評価 (令和3年度対象)

令和4年7月27日(水)

点検・評価の法的根拠

地方教育行政の組織及び運営に
関する法律 第26条
「教育委員会は、毎年、その権限に
属する事務の管理及び執行の状況
について点検及び評価を行い、その
結果に関する報告書を作成し、議会
に提出するとともに、公表すること」

点検・評価の法的根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第25条

「2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

点検・評価の対象

習志野市教育振興基本計画

令和3年度 習志野市教育行政方針(Plan)

予算の編成
(Action)

PDCA
サイクル

事業の実施
(Do)

教育に関する事務の管理及び執行状況の
点検及び評価(Check)【令和3年度対象】

点検・評価の見方

政策○	「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」(基本目標)を推進するために必要な教育行政の観点別のねらいを示しています。		施策の 通し番号
基本方針□	「政策」を実現するために策定する施策の方向性を示しています。		評価 (A~D)
施策(◇)	基本方針□に基づいた個々の施策を示しています。		
目標	施策(◇)の目標を示します。ただし、個々の小施策の目標の総和ではなく、それぞれの小施策		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○目標の達成度を、直接的または間接的に測定するための指標(総括的な評価指標の場合と典型的な例を評価指標とする場合があります)	○「指標の求め方」による成果の達成の割合(%)で示します。 ○定量的に示すことが難しい場合は、実施前後での経年比較等により目標の達成状況を示せるようにしています。	○成果指標に対する令和3年度末の実績値を示しています。 ※指標によっては毎年度示すことができないものもあります。(例:市民意識調査)

点検・評価の見方

小施策についてのR3年度の取り組み、
成果、課題について表記。

【主な取り組みの成果と課題】

① 施策を具体化した小施策を示しています【担当課等を示しています】

主な取り組み	成果	課題
令和3年度の教育行政方針に基づく取り組みを示しています。	令和3年度の取り組みの成果を示しています。	取り組みの結果、残った課題や今後の方向性を示しています。

点検・評価の見方

政策○	「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」(基本目標)を推進するために必要な教育行政の観点別のねらいを示しています。		施策の 通し番号
基本方針□	「政策」を実現するために策定する施策の方向性を示しています。		評価 (A~D)
施策(◇)	基本方針□に基づいた個々の施策を示しています。		
目標	施策(◇)の目標を示します。ただし、個々の小施策の目標の総和ではなく、それぞれの小施策		
	成果指標	目標(R7)	実績(R3)
	○目標の達成度を、直接的または間接的に測定するための指標(総括的な評価指標の場合と典型的な例を評価指標とする場合があります)	○「指標の求め方」による成果の達成の割合(%)で示します。 ○定量的に示すことが難しい場合は、実施前後での経年比較等により目標の達成状況を示せるようにしています。	○成果指標に対する令和3年度末の実績値を示しています。 ※指標によっては毎年度示すことができないものもあります。(例:市民意識調査)
	○指標の求め方:定量的に示す場合の指標を求めるための計算式(実数の場合は数式はありません)		

点検・評価の方法

【令和3年度習志野市教育行政方針の評価について】

A・・・指標の達成度が高く、十分に取り組めたもの

B・・・指標の達成度と主な取り組みのいずれかに課題があるものの、概ね取り組むことができたもの

C・・・指標の達成度と主な取り組みの双方に課題があり、概ね取り組めたとは言えないもの

D・・・事業が実施できず、全く取り組めなかったもの

点検・評価【概要版】から

幼児の安全・安心を守るための取り組み



侵入した不審者(左)と対応する職員



侵入した不審者(左)と対応する職員

点検・評価【概要版】から

特別支援教育の理解啓発の充実



点検・評価【概要版】から

安全教育の実施

緊急一斉点検における対策必要箇所と対策内容	
必要対策箇所 74箇所	
対策必要箇所の管理者	対策内容
学校・教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒への安全教育 見守り活動
道路管理者（市）	<ul style="list-style-type: none"> 路面標示、外側線の引き直し 警戒標識の設置 車止め、防護柵の設置 車道分離標（ラバーポール）の設置 植栽の剪定 等
道路管理者（県）	<ul style="list-style-type: none"> 防護柵、車止めの設置 車道分離標（ラバーポール）の設置 歩道の設置、拡幅
警察	<ul style="list-style-type: none"> 交通指導取締り 標識、標示の補修



点検・評価【概要版】から

地域との連携と交流を図る取り組み

生徒作成の動画



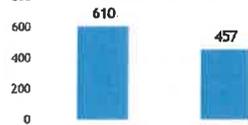
寄贈の赤ちゃん用甚平



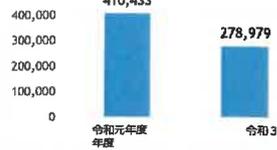
点検・評価【概要版】から

学習成果を生かすための場の提供

利用団体数（公民館総計）



利用人数（人）



中央公民館
作品展フェア



点検・評価【概要版】から

インターネットトラブルの未然防止の推進



習志野市インターネット
適正利用啓発学習会

点検・評価【概要版】から

教育相談・適応指導教室の取り組み



点検・評価【概要版】から

安全で潤いのある学校環境の整備

